令和3年度 老人保健事業推進費等補助金 (老人保健健康、普進等事業分)

介護分野の文書の簡素化・標準化・ICT 化に関する 調査研究事業

報告書

令和 4 年 3 月 エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社

目次

1.	事業概要	1
	1.1 目的	1
	1.2 事業概要	1
	1.2.1 検討委員会の設置・開催	1
	1.2.2 介護分野の文書の簡素化・標準化に向けた検討	2
	1.2.3 「文書量半減」とされている目標に対する削減状況の把握	2
2.	介護分野の文書の簡素化・標準化に向けた検討	3
	2.1 加算の届出に関する添付文書の範囲・様式例の検討	3
	2.1.1 問題提起	3
	2.1.2 検討事項	3
	2.1.3 検討内容	4
	2.1.4 対応方針案	12
	2.1.5 処遇改善加算の変更届の様式例の検討	13
	2.2 総合事業の指定・更新申請に関する様式例の検討	20
	2.2.1 問題提起	20
	2.2.2 検討事項	20
	2.2.3 検討内容	20
	2.2.4 今後の対応	21
	2.3 ガイドライン、ハンドブック等、効果的な周知の方法	22
	2.3.1 問題提起	22
	2.3.2 検討事項	22
	2.3.3 検討内容	23
	2.3.4 対応方針案	24
	2.3.5 今後の検討事項	48
3.	「文書量半減」とされている目標に対する削減状況の把握	51
	3.1 調査概要	51
	3.1.1 調査の目的	51
	3.1.2 調査対象	51
	3.1.3 調査対象の選定	51
	3.1.4 調査期間	51
	3.1.5 調査項目	52
	3.1.6 調査方法	52
	3.2 調査結果	52
	3.2.1 回収状況	52
	3.2.2 指定申請・更新申請に係る文書負担軽減の取組	53
	3.2.3 指定申請・更新申請時に提出を求めている文書量	57
	3.2.4 文書削減量の推計	75

3.3 今後の課題について	76
4. 今後の課題	77
5. 参考資料	81
5.1 加算の届出時に提出を求める文書:机上調査の結果	81
5.1.1 調査結果(訪問系サービス)	81
5.1.2 調査結果(短期入所サービス)	109
5.1.3 調査結果(居住系サービス)	122
5.1.4 調査結果(福祉用具/居宅介護支援)	136
5.1.5 調査結果(複合系サービス)	142
5.1.6 調査結果(施設系サービス)	155
5.2 加算の届出時に提出を求める添付文書の標準例(案)	181
5.2.1 訪問系サービス	181
5.2.2 通所系サービス	201
5.3 総合事業の指定・更新申請に関する様式例	221

1. 事業概要

1.1 目的

都道府県・市区町村の担当者及び介護事業関係者が協働で文書に係る負担軽減の方策を検討する「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」において、令和元年12月に中間取りまとめが行われた。同取りまとめでは、指定申請・報酬請求・指導監査の3分野について、「簡素化」・「標準化」・「ICT等の活用」の各取組の推進について検討スケジュールが示され、令和2年度より具体的な対応策について順次検討・取組を行ってきたところである。

本事業においては、同取りまとめにおける残された課題について、更なる実態把握、課題の分析及び対応方策案の具体化を行うことを目的として調査、検討を行った。

また、ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)において「行政が求める帳票等の文書量の半減などに取り組む」とされていることを踏まえ、これまでの文書負担軽減の取組の効果について把握した。

1.2 事業概要

1.2.1 検討委員会の設置・開催

令和2年度の調査研究事業におけるワーキング・グループの委員構成を踏まえ、行政、介護施設・事業所等から構成する検討委員会を設置し(図表 1)、4回開催した(図表 2)。

図表 1 検討委員会委員一覧

氏名	所属
石川 貴美子	秦野市福祉部 高齢介護課 参事 兼 高齢介護課長
大竹 智洋	東京都福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課 課長
(代理:數藤 久恵)	(東京都福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課 課長代理
	(介護事業者担当))
齊藤 正行	一般社団法人 全国介護事業者連盟 理事長
佐藤 亜希子	公益社団法人 全国老人保健施設協会 研修推進委員
	医療法人社団龍岡会 プロジェクト部 プロジェクトリーダー
秦 千代栄	公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 副会長
藤崎 基	一般社団法人 全国介護事業者協議会
	SOMPO ケア株式会社 取締役執行役員 CRO

※五十音順

図表 2 検討委員会開催概要

	開催日	開催場所	検討事項
第1回	令和3年	WEB 開催	・事業計画について
	8月30日	(三菱総合研究所	・総合事業の指定・更新申請に関する様式
		4 階 CR-D 会議室)	例の検討について
			・加算の届出に関する添付文書の範囲・様
			式例の検討について
第2回	令和3年	WEB 開催	・加算の届出に関する添付文書の範囲・様
	11月10日	(三菱総合研究所	式例の検討について
		4 階 CR-D 会議室)	・文書量削減調査について
第3回	令和3年	WEB 開催	・加算の届出の添付書類に関する対応案
	12月23日	(三菱総合研究所	について
		4 階 CR-F 会議室)	・処遇改善加算の変更届に関する検討に
			ついて
			・「文書量半減」とされている目標に対す
			る削減状況の把握の調査について
第4回	令和4年	WEB 開催	・本調査の取りまとめ (報告書) について
	3月4日	(三菱総合研究所	
		4階大会議室)	

1.2.2 介護分野の文書の簡素化・標準化に向けた検討

令和2年度の検討において残された以下の課題について、対応方策案の検討を行った。

- ① 加算の届出に関する添付文書の範囲・様式例の検討
- ② 総合事業の指定・更新申請に関する様式例の検討
- ③ ガイドライン、ハンドブック等、効果的な周知の方法

1.2.3 「文書量半減」とされている目標に対する削減状況の把握

ニッポンー億総活躍プラン (平成28年6月2日閣議決定) において「行政が求める帳票等の文書量の半減などに取り組む」とされている目標に対し、その目標の達成状況を把握するため、指定申請・更新申請等のため介護施設・事業所から指定権者(都道府県・市区町村)へ提出される文書量の削減状況について把握することを目的としたアンケート調査を実施した。

- 2. 介護分野の文書の簡素化・標準化に向けた検討
- 2.1 加算の届出に関する添付文書の範囲・様式例の検討

2.1.1 問題提起

第6回社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」 (以下、「専門委員会」)において、中間取りまとめを踏まえた取組の進捗及び今後の進め 方について、「各種加算の要件を確認する文書について添付すべき書類が定められていない ために差異が生じている場合があるといった指摘がある。今後、作成すべき様式例の範囲及 び優先順位を検討し、必要な対応を行う。」とされた。これを踏まえ、令和2年度に実施さ れた「介護分野の文書の簡素化・標準化に向けた調査研究事業」(令和2年度厚生労働省老 人保健健康増進等事業)にて示された課題は以下のとおり。

加算の届出にあたっては、以下の2つの区分ができる。

- ①実績により算定できる加算
- ②予め体制や計画(及び実績報告)等の届出や、定期的な実績報告等が求められる加算よって、以下の視点で現状の算定項目、様式の有無、添付文書の範囲について整理し、令和3年度の報酬改定後の実態も踏まえ、既存の算定率も参考に考え方を示しておくこととする。

2.1.2 検討事項

上記課題を踏まえ、以下の事項を検討することとした。

机上調査により、保険者が求めている加算届出時の添付文書の範囲を調査し、標準的な 添付文書の範囲を検討する。

添付文書の範囲は指定権者である $3\sim5$ 程度の自治体を対象としたヒアリングによりご意見を伺い、検討委員会での議論を踏まえてとりまとめる。

2.1.3 検討内容

(1) 標準的な添付文書の範囲(案)の検討

加算の届出に係る文書量の削減や介護職員(事業所)の負荷軽減を目的として、加算の届出に関する添付文書の範囲・様式例の検討を行うため、加算の届出にあたりどのような添付文書等が必要か、様式の有無や形式等について調査を実施し、実態を把握して添付文書の範囲や様式例について検討するため、机上調査を実施した。

1) 机上調査

添付文書等について実態を把握するため、都道府県、政令指定都市、中核市から6自治体を選定し、その自治体のウェブサイト等から、各加算について、届出様式の有無と様式内の項目、求められている添付文書とその内容を調査した。

なお、調査対象自治体は、令和3年度保険者機能強化推進交付金等に係る評価指標のうち 「介護人材の確保(文書負担軽減に係る取組の評価指標が含まれる項目)」の得点状況、自 治体の区分、所在地域に偏りがでないよう考慮して選定した(図表3)。

机上調査結果は、各自治体で求められている添付文書を加算の算定要件及び様式に明示されている事項ごとに整理し(参考資料 5.1 加算の届出時に提出を求める文書: 机上調査の結果参考資料)、その結果をもとに添付文書の例示について案を作成し(参考資料 5.2 加算の届出時に提出を求める添付文書の標準例(案))、第2回検討委員会でご議論いただいた。

 都道府県
 政令指定都市
 中核市

 A 県
 C 市
 E 市

 B 県
 D 市
 F 市

図表 3 調査対象自治体

(2) 第2回検討委員会での主な意見

- ・ 各要件で求めている添付文書に差異があることを懸念している。例えば 24 時間常時連絡できる体制を整備していることを示す添付文書として、勤務形態一覧表に○をつけることを求めている場合と、連絡体制のフローチャート図を求めている場合がある。本来は求める添付文書に差異があるのは望ましくないと感じる。(事業者団体の委員意見)
- ・ 今回の調査対象である6自治体のうち1自治体、あるいは2自治体のみが求めている添付文書に近いものが標準例として提示されているのが散見された。この場合、

- これまで提出を求められていなかった事業所にとっては負担がかえって大きくなってしまい、負担軽減・簡素化に逆行しているように感じる。 (事業者団体の委員意見)
- ・ 事業所や自治体の負担を考慮すると、資格証や勤務形態一覧表が本当に必要かは改めて見直す必要があるだろう。また、資格証や勤務形態一覧表を求めていない自治体に対し、求めていない理由についてヒアリングをしたほうがよいのではないか。 (事業者団体の委員意見)
- ・ 限られた自治体の事例をもとに全国共通の標準例を示すことは懸念である。1自治体のみが求めている添付文書を標準例とすると、現場の負担が増えるという意見はもっともである。しかし、標準例については簡素化よりも標準化の側面が強く、複数自治体で運営している事業者にとっては、過度なローカルルールによって負担が増加しているため、標準化を図ることが非常に重要だと考える。(事業者団体の委員意見)
- ・ 今回の調査対象である6自治体全てが添付文書を求めていなくても、他の市町村では求めている可能性もあり、そのような場合に標準例を示さなくてよいのかも疑問である。(事業者団体の委員意見)
- ・ 指定申請や変更申請の際にも提出しているような添付文書や、複数の加算で求められている添付文書について、毎回提出する必要があるのか、マスターデータがあれば毎回の提出は不要なのかについても、今後の検討課題として検討いただきたい。 (事業者団体の委員意見)
- ・ 添付文書については、標準化のためなのか、簡素化のためなのかという目的を整理 しながら慎重に検討する必要があるだろう。例えば全ての加算についてではなく、 ある程度算定率の高い加算に絞って議論を行うことも検討してほしい。(事業者団 体の委員意見)
- ・ 加算の届出に関する添付文書は、行政行為において、監督機能の実効性を担保する ための手段として求めていると考えているが、監督機能の実効性は、書類の提出よ りも実地指導によって担保されるべきと考える。実地指導で監督機能の実効性を担 保するためには、実地指導の結果による厳罰化を同時に進めるべきである。それに よって添付文書を原則ゼロとし、給付額が非常に大きい等の理由から必要な場合の み、最低限の添付文書を求めるとするのがよいのではないか。(事業者団体の委員 意見)
- ・ 介護事業者が加算要件の根拠書類を提出する際、形式的な具備は満たしているが、 実効性のある運用になっていないことがある。書類の具備を指導するのではなく、 実効性のあるサービスの質の改善を徹底的に指導していくことで、監督機能をより 強化していくのが良いと考える。介護事業者には、添付文書の作成よりも、算定要 件の遵守に労力をかけさせるべきである。(事業者団体の委員意見)
- ・ 介護事業者の中には、算定要件をあまり理解せず届出をする事業者も多く、そのような場合に実地指導で全て審査することは難しい。添付文書を減らすことは検討しつつ、要件を確認すれば算定誤りを防げる加算や給付額が大きい加算は、ある程度必要な添付文書を求めたほうがよいのではないか。(自治体の委員意見)
- ・ 監督機能には限界効用逓減の法則が働き、完璧を期すほど行政コストが膨らむ。書

- 類提出による審査は限定的にする、実地指導も問題がない事業所に対しては実施間隔を空けるなどにより、介護事業者の負担軽減と行政コストの合理化を図っていくべきではないか。(事業者団体の委員意見)
- ・ 法改正の際などは事業所側の理解が追い付かず、行政と相談しながら進めているのも事実であり、事業所だけでなく、行政も負担が大きいと感じている。【自治体名】の場合は勤務形態一覧表や資格証の提出は求めておらず、提出する文書の簡素化が図られているが、チェックシートによって事業者が加算の算定要件や可否を把握できるようになっている。チェックシートがあれば、加算算定にあたって事業所の適切な運営体制が担保され、添付文書を最小限に留めることができるのではないか。ただし、現在のチェックシートは各自治体で異なり、また関数が使用されていないため端数処理で意見が分かれる等の問題点もあるため、値を入力するだけで算定の可否が確認できるようなものが提示されると良い。(事業者団体の委員意見)

(3) 意見を踏まえた対応案の検討

第2回検討委員会の意見を踏まえ、添付文書の例示を示すには自治体及び事業者の実態、特に届出時の不備の事例を事前に示すなどの不備の増加への対応の検討が必要と考えられ、慎重に検討する必要があることから、以下の対応案を検討し、第3回検討委員会でご議論いただいた。

図表 4 対応案①

対応案①

国が添付書類としての届出書を規定していないが、自治体が独自に要件 を確認するための届出書等を作成している一部の加算(中重度者ケア体 制加算、認知症加算等)について、様式例を作成することとしてはど うか。

【備考】

- ・ 事業所が算定要件を満たしていることを自治体は確認する必要があるため、特に必要と考えられる一部の加算に限定して、国として届出様式の標準化を行う必要があると考えられる。
- ・ 国が加算の届出様式の様式例を示すことは、文書の標準化につながるため自治体は賛成の傾向があるものの、もともと届出書を求めていない自治体にとっては提出書類の増加に繋がるため反対の意見もある。そこで、重要度が高いと考えられる一部の加算に限定した。

図表 5 対応案②

対応案②

- 加算等の要件を満たすことを示す届出書で「各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことが分かる)資料も提出してください。」としているものについては、処遇改善加算の対応を参考に、「要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。」としてはどうか。なお、事前に提出が必要な書類については個別に明記することとする。(サービス提供体制強化加算等、一部の加算については先行して実施済み)
- ・ 体制等状況一覧表に、以下についてチェックをする欄を追加してはどう か。
 - ▶ 届出を行う加算・減算等の各要件について確認し、要件に合致していることを確認したこと
 - ▶ 届出書に添付が必要な書類を確認したこと
 - ▶ 届出時に添付が必要な書類のほか、要件を満たすことが分かる根拠 書類を保管し、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出 すること

【備考】

・ 届出時に根拠書類を提出するのではなく、指定権者からの求めに応じて 提出するとした場合、提出時の確認がなくなることで、算定要件を誤解 したまま届け出る事業所が増え、届出時の不備が増えてしまうことが懸 念される。そこで、加算の各要件の確認欄を設けることが望ましいと考 えられる。

対応案③

- 人員配置要件がある加算の「(別紙7)「従業者の勤務の体制及び勤務 形態一覧表」」の取扱いについて
 - ① 「(別紙7) 「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」」が必要なケースにおいては、厚生労働省の通知において、「各事業所・施設において使用している勤務割表(変更の届出の場合は変更後の予定勤務割表)等により、届出の対象となる従業者の職種、勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び職種ごとの配置状況等が確認できる場合は、当該書類をもって添付書類として差し支えない」としているところであるが、この取扱いを徹底するよう、改めて周知することとしてはどうか。
 - ② 「前年度または前3か月の介護福祉士の割合」のように、一定期間 における特定の資格等を持つ者の割合が要件となっている場合に は、「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」(事業所において 使用している勤務割表でも可)に、割合の計算根拠を添付すること としてはどうか。また、計算根拠資料の参考様式は別途作成することととしてはどうか。

【備考】

- ・ 「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」は「各事業所・施設において使用している勤務割表等」をもって添付書類として差し支えないことを改めて周知し、取り扱いの徹底を促す必要があると考えられる。
- ・ 職種の配置割合を要件とする加算は、計算根拠の参考様式を別途作成し、 添付する形を検討すべきと考えられる。ただし、すでに簡素化が進んで いる自治体にとっては添付書類の純増となるため、今後の検討にあたり 充分配慮する必要がある。

(4) 第3回検討委員会での主な意見

【全般について】

- ・ 簡素化といっても、既に簡素化が進んでいる自治体と様々な添付書類を求めて確認 している自治体が足並みを揃えるのは難しいのではないかと感じた。修正された対 応案で問題ないと考える。(自治体の委員意見)
- ・ 各種書類を提出しなくてもよければ負担軽減になるかといえばそうではなく、いつでも提出できるよう保管しておかなければならないのであれば、負担軽減にはならないのではないか。同じ書類の提出を何度も求められることや、類似した書類があるにも関わらず決められた様式に書き直さなければならないことも事業者には負担であるため、標準様式やチェック表を作ることには賛成だが、より本質的な簡素化・標準化として、要件が整っていれば行政への提出が不要となるような仕組みができ

・ 介護保険制度は創設されてから20年という新しい制度であるため、介護分野特有の問題もあると考える。通常、制度開始当初は事前規制を中心に制度設計を行うが、成熟期に至ると事前規制を事後規制にシフトしていかなければ、行政コストは削減できない。厚生労働省が自治体に対して、最低限実施してほしい範囲は基本ルールとし、自治事務のどこに力点を置くべきかを整理して、方向性を示す必要があるの

ると、事業者、行政双方の負担軽減につながるのではないか。(自治体の委員意見)

【対応案①について】

ではないか。(事業者団体の委員意見)

- ・ 簡素化を急に進めることは難しいというのは理解しているが、加算要件のチェックシートの整備が標準化のためには重要であると考えている。小規模事業者ほど人員体制が十分でなくチェック機能が低くなってしまうという実態はあるが、規模の大小に関わらずセルフチェック機能を高めていかなければならない。セルフチェック機能を高めるという意味でも、添付書類を提出するか否かに関わらず、標準化されたチェックシートを整備することが重要であると考えている。(事業者団体の委員意見)
- ・ 修正案については概ね同意する。事業者が最も困っているのは、3年に一度の報酬 改定の度に4月の負担が大きいことである。事業者は加算を算定し報酬をいただい た後に、何らかの形で返戻にならないかが不安であり、特に小規模事業者はどうチェックしていくかというのが現状の悩みであると思う。チェック表を標準化して届 出の際に確認できることが望ましいと考える。勤続年数や有資格年月日などは勤務 形態一覧表で確認できる方がよく、さらに別の書類を求められるのは望ましくない。 最初の段階で十分にチェックできるものがあるとよい。組織体制図の必要性はない と考える。(事業者団体の委員意見)

【対応案②について】

・ 対応案②について、届出時のチェックを簡素化すると不備が多くなるという懸念は 最もだが、適切に対応している事業者ほど負担が大きくなるという課題がある。事 業者としては、できる限り簡素なものを一定の指針として示していただきたい。対 応案②も進めることを前提としたうえで、次年度以降の調査方針として、不備の多 い事例について調査を行うとのことだが、簡素なプロセスの中でどのように適切に チェックをしているかも確認できるようにしてほしい。また、理解していないため に間違ってしまい不備が多い事業所と、故意に悪質な事業所をどのようにチェック するかという視点も必要であると考える。(事業者団体の委員意見)

【対応案③について】

・ 勤務形態一覧表も、現在の様式で全てをチェックできているわけではなく、介護福 祉士等の有資格者の割合や勤続年数等を確認する場合には別の書類が必要な場合も

- ある。しかし、介護福祉士の資格の有無や入職年月日を入力すれば自動で計算できるような様式を作成すれば、別の書類を求める必要がなくなるのではないか。(事業者団体の委員意見)
- ・ 計算の根拠資料や加算のチェックシートは、要件を満たしているか否かだけでなく、数値が求められているものは具体的な数値が確認できる必要がある。必要最小限の情報を入力すれば、要件を満たしているか否か等を判別できる機能を持ったチェックシートを公表する必要があるだろう。また、自治体によって、チェックシートに一部の関数が入っていない場合や、端数処理の方法が異なる場合があるため、標準化にあたってはそれらも含めて明示する必要があるだろう。チェックシートは既に整備している自治体も多く存在するため、それらを参考にすれば比較的速やかに導入できるのではないか。また、事業者側で全て計算するのではなく、機械に自動的に算出してもらえるチェックシートならば、現在のようなエクセルの様式のチェックシートでも今後のICT 化に向けたトレーニングにもなるのではないか。(事業者団体の委員意見)
- ・ 全てを勤務表で網羅しようとすると、非常に見づらくなってしまう。一方で、介護福祉士の割合や勤続年数等は、最小限の列を増やすだけで計算結果まで示すことが可能であれば便利であると考える。サービス提供体制加算はIからⅢまであり、介護職員処遇改善加算や介護職員等特定処遇改善加算にも関連するものであるということを踏まえると、入力するだけで算定可能なタイミングがわかれば非常に便利である。様式は自由でよいとしつつ、様式に盛り込んでおくべき内容を提示するものとして、参考様式があるとよいのではないか。(事業者団体の委員意見)
- ・ 勤務形態一覧表は実地指導のためだけでなく、事業者の勤怠管理や事業戦略のため に入れたい項目もあることが想定されるため、あくまで様式例として示すことにな るだろう。様式例に、指定基準や加算の要件を満たしていることを確認するための 提出書類として必要な要素を箇条書きで記載しておけば、それを満たした様式であ れば独自の様式を提出しても問題ないとすることができる。そのような条件を明示 していただけるとよいのではないか。(事業者団体の委員意見)

2.1.4 対応方針案

検討委員会でのご意見も踏まえた今後の対応方針案は以下のとおり。

図表 7 対応方針案

対応案①について		特に必要と考えられる一部の加算に限定して、国が添付書類と
		しての届出書を規定していないが、自治体が独自に要件を確認
		するための届出書等を作成している一部の加算(中重度者ケア
		体制加算、認知症加算 等)について、様式例を作成すること
		を提案する。
対応案②について	•	対応案②に係り、加算等の要件を満たすことがわかる根拠とな
		る資料の提出を求めずに事業所が準備し、指定権者からの求め
		があった場合は速やかに提出する、と変更することで、提出さ
		れる書類が減るため、事業所側の作成負担と行政側の管理や確
		認の負担が軽減されることが考えられる一方で、算定要件を誤
		解したまま届け出る事業所が増え、添付文書を削減したこと
		で、かえって届出時の不備が増えることも懸念される。届出時
		の不備について今後十分な検討を踏まえたうえで、簡素化・標
		準化について改めて検討することを提案する。
対応案③について	•	人員配置要件がある加算の「(別紙7)「従業者の勤務の体制
		及び勤務形態一覧表」」の取扱いについて、厚生労働省の通知
		「各事業所・施設において使用している勤務割表(変更の届出
		の場合は変更後の予定勤務割表)等により、届出の対象となる
		従業者の職種、勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び職種
		ごとの配置状況等が確認できる場合は、当該書類をもって添付
		書類として差し支えない」とする取扱いを徹底するよう、改め
		て周知することを提案する。
		一定期間における特定の資格等を持つ者の割合が要件となっ
		ている場合には、「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」
		(事業所において使用している勤務割表でも可) に、割合の計
		算根拠を添付することとし、計算根拠資料の参考様式は別途作
		成を検討することを提案する。

2.1.5 処遇改善加算の変更届の様式例の検討

(1) 問題提起

処遇改善加算の届出について、標準的な様式例の整備を求める意見が令和元年度開催の「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」(以下、「専門委員会」)で多く寄せられたことを受け、確実な処遇改善を担保しつつ、算定に係る文書負担の軽減を図るため、①介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算の計画書及び実績報告書をそれぞれ一本化、②計画書・実績報告書の内容を証明する資料は、介護サービス事業者等が適切に保管していることを確認し、都道府県等からの求めがあった場合には速やかに提出することを要件として、届出時に全ての介護サービス事業者等から一律に添付を求めてはならない、③別紙様式について押印は要しない、の三点をポイントに検討、決定された。

様式例は「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え 方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(厚労省局長通知 Vol.935)」において 通知され、同通知では同時に、処遇改善加算等を取得する際に提出した計画書に変更があっ た場合の変更の届出が必要なケースが示された。

様式例と変更の届出が必要なケースの提示を受けて、令和2年度開催の「専門委員会」では、「変更の届出に関する様式例は示されておらず、各自治体が独自様式を作成しているために、事業者側に二度手間、三度手間が生じている。」、「最初の届出は押印を要しないとしているにもかかわらず、変更届には押印を求めている自治体がある。変更届に押印を求めるのはおかしいのではないか。」といった理由から、変更届についても標準的な様式例の整備を求める意見が出た。これを受け、本事業において、処遇改善加算の変更の届出の様式例の作成を検討することとした。

(2) 検討内容

標準的な様式例を作成するにあたり、現在各自治体で作成されている独自様式の実態を把握するため、いくつかの自治体について、各自治体で公開されている変更届の様式の特徴をまとめた。

まとめた。 分類								
	自治体 A	T						
① 様式例を提示・	日行作品	・通知に沿った変更事項と、事項別に提出書類・記載						
押印欄無し		すべき事項が具体的に記載。						
		・独自の内容として「指定権者が当該自治体ではない						
		事業所等に関する変更は届出不要」。						
		・「就業規則に関する事項」の変更について、「別紙						
		様式2の記載事項に変更が生じない場合は届出不						
		要」。						
	自治体 B	・通知に沿った変更事項と、各事項に変更内容の記入						
		欄有り。						
		・独自の内容として自治体所管外の対象事業所の増減						
		については別紙一覧の提出不要。						
	自治体 C	・通知に沿った変更事項と、各事項の添付書類が記載。						
		・就業規則以外は変更内容の記入欄無し。						
		・独自の内容、取り扱いは無し。						
	自治体 D	・変更事項と各事項の添付書類が記載。						
		・加算終了の場合も本様式で申請可能。						
② 様式例を提示・	自治体 E	・変更事項毎の枠・記入欄は無く、自由記述式の大枠						
押印欄有り		のみ有り。						
		・独自の内容、取り扱いは無し。						
		・押印が必要。						
	自治体F	・通知に沿った変更事項と、各事項の添付書類が記載。						
		・法人情報変更と就業規則以外は変更内容の記入欄無						
		L.						
		・押印が必要。						
		・加算算定終了の終了届出書もあり。						
③ 様式例を不提示	_	_						

(3) 第2回検討委員会での意見

第2回検討委員会では、上記(2)に記載した自治体 A~Fの様式例をお示ししたうえで、 各委員より参考とすべき自治体の様式や対応の方向性についてご意見を伺った。第2回検討 委員会での主な意見は以下のとおり。

- ・ 押印欄のない様式例を参考に標準様式案を作成することに賛成である。介護職員処 遇改善加算や介護職員等特定処遇改善加算では、当該加算の変更届のみを提出すれ ばよいわけではなく、その他の加算の変更の届出や会社法等の関連法令に基づく変 更の届出などと関連する変更事項が多い。そのため、別の届出で提出した書類のコ ピーを使用できるかなども検討いただけるとよいのではないか。 (事業者団体の委 員意見)
- ・ 押印欄のない形式での標準様式案の作成に賛成である。変更届を出す理由は様々であるため、統一的な記載がしにくいと考える。そのため、少し自由に記載できるような様式でもよいのではないか。変更届を出す場合はあまり多くないため、最低限の、押印のない標準様式案を提示していただければよいだろう。廃止届についても同様に簡素なもので構わないが、様式例があるとよい。自治体 D の様式のように、変更届と廃止届を併せて対応できるような様式がよいのではないか。(事業者団体の委員意見)
- ・ 押印欄を無くすことには賛成である。参考資料の例の中では、自治体 C の様式が簡潔でわかりやすい。一方で、「(2)就業規則を改正した」、「(3) キャリアパス要件等に関する適合状況に変更があった」、「(4)算定する加算の区分を変更する」は変更届として確認が必要かは疑問である。行政として最も確認したい点は、加算相当額が賃金として改善されているかであり、就業規則の改正内容を聞いてもあまり確認できることがない。簡素化の観点から言えば、(2)~(4)は変更届として確認する必要性は高くないと個人的には考える。(自治体の委員意見)

(4) 作成に係る検討事項・作成のポイント

第2回検討委員会での各委員からのご意見および自治体 A~F を含めた各自治体で使用されている様式例の特徴を踏まえ、様式例(案)の作成にあたってポイントとなる点や留意事項を以下のとおり整理した。

- ・ 厚生労働省局長通知で規定された内容(介護保険最新情報 Vol. 935)に沿った項目・ 記載順。
- 押印欄は設けない。
- ・ 加算終了の場合にも対応可能なものとする(終了届としても使用できる)。
- ・ 動作環境による不具合の発生可能性を考慮してチェックボックスではなくプルダウンとする。
- ・ 代表者の職名と氏名の記入欄を分割。

これらの事項を踏まえて、自治体C、自治体Dの様式例を基にした案①と、自治体Aの様式 例を基にした案②の2種類の様式例(案)を作成した。

なお、各自治体の様式例では、変更の届出が必要なケースとともに、各変更事項の届出に際して提出を求める添付書類や届出に記載すべき内容が記載されているケースがあり、以下のような傾向が見られた。

- ・ 求めている添付書類の種類にばらつきがある。
- ・「~がわかる書類」「~が確認できる書類」と記載している自治体がある。
- ・ 独自の別紙(事業所一覧表等)を求めている自治体がある。
- ・ 添付書類ではなく、変更届への概要等の記入を求めている自治体がある。

しかしながら、「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(厚労省局長通知 Vol.935)」で規定されている内容を踏まえ、変更届の様式例(案)においては、変更の届出に際して計画書及び実績報告書以外の添付書類は求めないことを前提とした。

(5) 第3回検討委員会での意見

第3回検討委員会では、上記(4)で作成した2種類の様式例(案)をお示ししたうえで、 各委員よりご意見を伺った。第3回検討委員会での主な意見は以下のとおり。

- ・ 書類の見やすさ、記入しやすさの点で案②の方が比較的優れているのではないか。 また案②についてのみ、「対象事業所に関する事項」及び「介護福祉士等配置要件 に関する変更」に変更がある場合、該当する事業所名と事業所番号について「可能 な限り記載してください」との記載があるが、可能であれば、事業所名と事業所番 号の記入欄は削除した方がよいのではないか。(事業者団体の委員意見)
- ・ 案②の方が見やすいと感じた。ただし赤字の【共通】や【処遇改善加算のみ】といった記載は、ICT 化も見据えて、テキストではなく記号化させる等してソートやフ

ィルタリングできるようにレイアウトを修正する必要があるのではないか。 (事業者団体の委員意見)

- ・ 複数の事業所について一括申請している場合、対象となる事業所数に増減が生じただけでも当書類の届出が必要になるが、これが本当に必要かを改めて検討すべきではないか。大規模法人では毎月のように事業所の新設があると考えられ、その場合は毎月の届出が必要になってしまう。職員への処遇改善の方法など、当加算における本質的な規定は事業所数が増減したからといって変わるものでもないため、届出の必要性は低いのではないか。そもそも、事業所数の増減に伴う変更届の提出が実態として行われているのか、疑問である。(事業者団体の委員意見)
- ・ 増減した事業所の指定権者が自身であるか否かによって変更届の必要性の有無を分けるという方法は、当書類の主旨から考えてあまりふさわしくない。たとえば隣接する自治体に同一法人の事業所がそれぞれ存在する場合、事業所間で職員の行き来などがあるはずであり、従って、ある自治体における事業所数の増減が、他の自治体における事業所のあり方に影響を与えないとは言い切れない。ゆえに、やはり前述の通り、「対象となる事業所数の増減」は届出を行う変更事項から一律に削除すべきだと考える。(事業者団体の委員意見)
- ・ 加算の算定終了時に当書類を提出する必要性についても再検討が必要ではないか。 体制等状況一覧表中の「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」の欄に「なし」と記載すれば、追加資料は不要と考える。(事業者団体の委員意見)
- ・ 実態として、あまり変更届の提出を受けることがない。何か変更があった場合には 実績報告書の提出時にその内容を確認している。終了にあたっても、実績報告を確 認するのみであり、終了届については、体制等状況一覧表を確認すれば十分だと感 じる。(自治体の委員意見)
- ・ 実態として変更届を受け付けていない。変更については実績報告時に確認できれば よいと考えている。また、終了についても、体制状況等一覧表に記載があれば十分 ではないか。(自治体の委員意見)
- ・ 実態として変更届の提出が行われていないのであれば、「キャリアパス要件に関する変更」や「介護福祉士等配置要件に関する変更」についても当資料の届出を行う 変
- ・ 更事項から削除すべきではないか。(事業者団体の委員意見)

(6) 対応方針案・課題

第3回検討委員会での各委員からのご意見を踏まえ、標準的な様式例(案)を作成した。 様式例(案)は以下のとおり。

	介	護職	き員が		1算•介護	職員等	等特定処	遇改善力	口算	変更/終了届	出書		
											年	月	H
		あて	-										
							法人名						
						;	法人代表者	職名	i		氏名		
介 ます	↑護職員処遇改善計画 [:] す。	書・介	下護 耳	敞員等特定 処	L遇改善計 面	画書等(の内容につ	ついて、次	のとお	り変更/終了する	ので、必要	要書類を添え	えて届け出
	届出を行う加算			養職員処遇改		0	介護職員	等特定処	遇改割	善			
	変更/終了 変更/終了年月日		変	年	終了月								
	届出を行う理由	• 届	出を	ぶ要な変更事 で行う変更事項	事項①~⑦の 頁の概要を、	「変更	事項の概要	夏」欄に簡	絮に記	目に○印を記入し 載してください。 】を、変更事項を		-	ください。
			_		変更	事項				提出すべ	き書類及び	『記載すべき	事項
			1	【法人等に限 会社法 (平成 設合併等によ	戊17年法律第	86号)	の規定によ		併、新	・当該事実発生 3) ・承継後の賃金			
			2	海粉の介護 +	ける、当該申	所等に 請に関	ついて一括 係する介護	隻サービス			様式2-2 いては、別		
			3	【就業規則に 就業規則を改				る内容に限	る。)	当該改正の概要	(別紙様式	(2)	
			4)	【キャリア/ キャリアパク 遇改善加算の (Ⅲ) 若しく おけるキャリ 環境等要件の	ス要件等に関 D区分に変更 くは処遇改善 Jアパス要件	する適 が生じ 加算(I、キ	合状況の変 る場合又に IV) を算足 ャリアパス	で更(該当 は処遇改善 としている マ要件Ⅱ及	する処 加算 場合に	介護職員処遇改キャリアパス要			
			(5)	【介護福祉士 算のみ】 介護福祉士の 該当する加算		に関す				介護職員等特定 計画、介護福祉 の内容(別紙様	士の配置等		
			6	【賃金改善額別紙様式2- の額の変更 及び「特別事	(上記①から) ④ ii ⑤まで)、2(2 のいずれか	いに該当す	る場合		(別紙様式	(2)	
			7	【加算終了】 加算の算定約	【共通】 冬了								
5	変更の概要												

(7) 処遇改善加算の変更の届出に係る課題

本検討委員会では、処遇改善加算の変更の届出に係る課題として以下の意見が挙げられた。

- ・ 「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並 びに事務処理手順及び様式例の提示について(厚労省局長通知 Vol.935)」におい て通知されている変更の届出が必要なケースの簡素化
- ・ 処遇改善加算の算定終了時の終了届の提出の必要性

これらの事項については、各自治体における実態も踏まえ、自治体間のばらつきの解消、 手続きの簡素化、事業者及び行政双方の文書負担の軽減の観点から、今後引き続き検討を行 う必要があると考えられる。

2.2 総合事業の指定・更新申請に関する様式例の検討

2.2.1 問題提起

令和2年度に実施された「介護分野の文書の簡素化・標準化に向けた調査研究事業」(令和2年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)にて示された課題は以下のとおり。

総合事業の様式例の整備について、上記のアンケート調査結果を踏まえ、国より、従前相当サービス及びサービスAに関して、指定申請および変更届に係る様式例を、国の介護給付の指定申請様式例を参考に作成し、提示してはどうか。

2.2.2 検討事項

上記課題を踏まえ、以下の事項を検討することとした。

様式例の素案について、検討する。

2.2.3 検討内容

問題提起として既に令和2年度調査研究事業¹において、「総合事業の様式例の整備について、指定申請および変更届に係る様式例を、国の介護給付の指定申請様式例を参考に作成し、提示してはどうか」という対応方針案が示されていたことから、第1回検討委員会にて、様式例(案)一式をお示しし、各委員より様式例(案)及びその周知方法等について検討を行った。第1回検討委員会での主なご意見は以下のとおり。

- ・ 訪問介護やデイサービスなどは介護事業所と併設している場合も多い。その場合、 介護保険事業と総合事業で帳票が異なると手間がかかるため、同じ様式にして各自 治体には標準様式をできる限り使っていただいたほうが現場の負担は軽減できる。 また、介護保険事業との連動性を意識した様式の取組をお願いしたい。例えばデイ サービスと地域密着型のデイサービスでは提出先も同一であるため、連動を考えて いただきたい。都道府県と市で提出先が異なる場合は書類に相違が生じる可能性も あるため、発信の仕方を工夫していただきたい。(事業者団体の委員意見)
- ・ 総合事業が開始してから年月が経過しているため、既に様々な異なる様式が使われている。どのタイミングで標準様式を活用するか、周知についても案として併せて示していただけるとよいのではないか。(自治体の委員意見)
- ・ 適正な運営を確保するために必要なことは各自治体で決めていかなければならないが、基本的には国の様式に各自治体が従うほかない。また、様式例が ICT 化の際にどのように落とし込まれるのかが明らかでなければ、国の様式例に従いづらいという実態がある。(自治体の委員意見)

「介護分野の文書の簡素化・標準化に向けた調査研究事業 報告書(令和2年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分))株式会社三菱総合研究所

- ・ 小規模な自治体は人員が少ないため独自の取組が困難である一方で、大規模な自治体は文書量が多く負担が大きい。トップダウンで進めたほうがうまくいくのではないか。また、介護保険事業と総合事業の様式は可能な限り同じものにしていただきたい。総合事業の中でも訪問型と通所型の様式をより類似したものにできないか。 (事業者団体の委員意見)
- ・ 実現したい行政目的および目標実現に必要な行政行為・処分の実行方法までは国が 主導して決定したほうがよい。そうすれば各自治体は実効性を担保できる運用方法 の検討に集中できる。現在は帳票ごとに行政目的や行政処分にばらつきがあるため、 事業所側には非効率に見えてしまう。統一すべきルールは厚生労働省が、地方自治 の良さを活かせる部分は自治体が検討するよう設計を行えば、より効率的な介護行 政が実現するのではないか。(事業者団体の委員意見)

2.2.4 今後の対応

本検討委員会で検討された事項を含め、「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会(第9回)」(令和4年1月20日開催)にて、様式例が示された(参考資料 5.3 総合事業の指定・更新申請に関する様式例)。併せて、現在、別途検討が進められているウェブ入力・電子申請についても介護給付と同様、既存の「介護サービス情報公表システム」を活用したシステム改修を予定していることが示された。よって、今後、国から様式例が示され、かつ、ウェブ入力・電子申請の仕組みが整うことで、自治体間での様式のばらつきが解消され、事業所・自治体双方における文書負担軽減に繋がるのではないかと考えられる。

2.3 ガイドライン、ハンドブック等、効果的な周知の方法

2.3.1 問題提起

令和2年度に実施された「介護分野の文書の簡素化・標準化に向けた調査研究事業」(令和2年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)にて示された課題は以下のとおり。

今後、引き続き介護分野の文書の標準化・簡素化の対応策が示されるとともに、介護サービス情報公表システムの改修によるウェブ入力・電子申請の機能の実装化が予定されており、これらの対応状況を踏まえた事務フローの変更が想定される。よって、これらの検討状況や指定申請・報酬請求に関する事務フロー等の変更を把握した上で、運用指針(ガイドライン)として整理することとしてはどうか。

2.3.2 検討事項

上記課題を踏まえ、以下の事項を検討することとした。

実地指導のガイドラインを参考に、指定申請等に関するこれまでの簡素化・標準化等を整理し、自治体(指定権者)向けのガイドラインを作成する。なお、介護サービス情報公表システムの改修による電子申請の実現に応じて、追加で記載すべき事項が生じる可能性を考慮し、本事業では暫定版として作成する。

2.3.3 検討内容

(1) ガイドラインの位置づけに関する整理

ガイドラインの作成に先立って、その位置づけや必要な記載事項等について整理・検討を 行った。その結果をまとめれば以下のとおり。

図表 8 ガイドラインの位置づけ等

	・介護サービス事業所の指定申請等の事務における簡素化・標準化・
	ICT 化に関するこれまでの検討結果を周知すること。
	・各指定権者が文書負担軽減の取組を実施する際の参考資料として
	統一的に活用されることにより、事務標準化の一助となること。
	・以上の結果として指定申請等の事務のスムーズな ICT 化を実現し、
	事業所と指定権者双方の事務負担を軽減させること。
目的	※ 介護サービス事業所の指定申請等は自治事務に該当するため、
	本ガイドラインの記載事項はあくまでも地方自治法の規定に
	もとづく技術的な助言として位置付けられるものである。ただ
	し、地域ごとの特性に応じて当該事務の内容を変える必要があ
	るとは考えづらいこと、電子申請・届出システムの運用を前提
	とすれば事務の標準化は必須と考えられることから、記載内容
	に沿った取組をできる限り求めることとする。
想定される読者	・各指定権者の担当課職員
	・居宅サービス、居宅介護支援、介護保険施設、地域密着型サービス、
対象とする範囲	介護予防サービス及び介護予防支援における指定申請、変更の届出
	及び各種加算の届出にかかる指定権者側の事務。
	・指定の新規申請、更新申請、変更の届出、加算の届出の別に、それ
1# -15 = -0	ぞれ指定権者側の事務フローの時系列に従って、簡素化・標準化・
構成及び	ICT 化の観点から取り組むべき事項を整理する。
記載事項	・その際には取組の根拠となる通知、さらには各指定権者が自身の対
	応状況をセルフチェックするためのチェックポイントをあわせて
	記載する。

(2) 本事業の実施事項

ICT 化のうち電子申請・届出システムの運用開始が令和4年度下期頃となることから、本年度事業では指定申請等に関する簡素化・標準化に係る検討結果を中心に、ガイドラインの骨子案を作成することとする。ICT 化に係る論点も含めたガイドラインの完全版は、電子申請・届出システムの運用が開始されたのちに、改めて作成する必要がある。

2.3.4 対応方針案

(1) ガイドラインの目次案

指定権者の担当課職員が実際に指定申請等の事務に携わる際の手引きとなるよう、ガイドラインは届出の種類別に章を分け、それぞれにおいて実際の事務フローに沿って論点を並べる構成とした。

第一章 はじめに

- 1. 介護分野の文書に係る負担軽減をめぐる状況
- 2. 本ガイドラインの狙い
- 3. 本ガイドラインのスコープ

第二章 新規指定申請にかかる簡素化・標準化・ICT 化の取組

- 1. 申請に必要な文書の種類及び様式の明示
- 2. 事前相談及び申請の受付
- 3. 指定•許可審查
- 4. 指定・許可の通知

第三章 更新申請にかかる簡素化・標準化・ICT 化の取組

- 1. 申請に必要な文書の種類及び様式の明示
- 2. 申請の受付
- 3. 指定・許可更新の審査
- 4. 指定・許可更新の通知

第四章 変更の届出にかかる簡素化・標準化・ICT 化の取組

- 1. 届出に必要な文書の種類及び様式の明示
- 2. 届出書の受付

第五章 加算の届出にかかる簡素化・標準化・ICT 化の取組

第六章 おわりに

(2) ガイドラインの記載事項案

第一章 はじめに

- 1. 介護分野の文書に係る負担軽減をめぐる状況
 - → 少子高齢化が進展し、介護分野の人的制約が強まる中、専門人材が利用者のケアに集中し、ケアの質を確保するために、介護現場の業務効率化は急務であり、その一つとして文書に係る負担軽減が求められている。同時に、自治体においても、限られた人員の中で指定権者や保険者としての役割を適切に果たすためには、職員の負担軽減が重要である。
 - → こうした状況を踏まえ、介護分野の文書に係る負担軽減の実現に向け、国、指定権者・保険者及び介護サービス事業者が協働して、必要な検討を行うことを目的として、令和元年度8月に社会保障審議会介護保険部会に「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」(以下、「専門委員会」)が設置された。
 - → 「専門委員会」では、主として以下の三つの観点から負担軽減策の検討や取組が進められているところである。
 - ・ 個々の申請様式・添付書類や手続に関する簡素化
 - ・ 自治体毎のローカルルールの解消による標準化
 - ・ 共通してさらなる効率化に繋がる可能性のある ICT 等の活用

2. 本ガイドラインの狙い

- → 介護分野の文書の簡素化・標準化・ICT 化に各指定権者が取り組む際の参考資料として統一的に活用されることを通じて、指定権者間のローカルルール解消の一助となること、またその結果として指定申請等のスムーズな ICT 化を実現し、事業所と指定権者双方の事務負担を軽減させることが本ガイドラインの目的である。
- → そのため本ガイドラインでは、「専門委員会」等でとりまとめられた検討結果を指定権者側の事務フローに沿った順番で示す。またそれぞれの検討結果については、その根拠となる通知、さらには各指定権者が自身の対応状況をセルフチェックするためのチェックポイントもあわせて紹介する。
- → 介護サービス事業所の指定申請等は自治事務に該当するため、本ガイドラインはあくまでも地方自治法の規定にもとづく技術的な助言として位置付けられるものだが、ローカルルールの解消を通じた事務負担軽減という本ガイドラインの趣旨および背景のひとつを踏まえた対応方法を検討されることを期待したい。

3. 本ガイドラインのスコープ

- → 本ガイドラインが扱う範囲は、居宅サービス、居宅介護支援、介護保険施設、地域 密着型サービス、介護予防サービス及び介護予防支援における指定の新規申請、更 新申請、変更の届出及び各種加算の届出にかかる指定権者側の事務とする。
- → 「専門委員会」では上記に加え指導監査に関する文書の負担軽減についても議論がなされているが、実地指導の標準化・効率化についてはすでに「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針」が発出されていることから、取組にあたってはそちらを参考されたい。

【令和元年5月29日老発0529第1号厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長通知】

第二章 新規指定申請にかかる簡素化・標準化・ICT 化の取組

- 1. 申請に必要な文書の種類及び様式の明示
 - ① 提出を求める文書の種類について
 - → 新規指定申請時に事業所に提出を求めるものとして、厚生労働省が作成した様式例 に記載されている文書は以下のとおり。

図表 9 新規指定申請時に提出が規定されている文書の種類:居宅サービス

	居宅サービス(介護予防を含む)											
文書の種類	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	居宅療養	通所介護	通所リハ	短期生活	短期療養	特定施設	福祉貸与	福祉販売
指定(許可)申請書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定に係る記載事項(付表)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
登記事項証明書又は条例等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院・診療所の使用許可証等の写			\bigcirc^1	\bigcirc^1	\bigcirc^1		\bigcirc 1		\bigcirc^1			
薬局の開設許可証の写					\bigcirc^1							
介護老人保健施設又は介護医療院の 開設許可証の写							\bigcirc^1		O ¹			
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0
管理者の免許証の写			\bigcirc^2									
サービス提供責任者の経歴	\bigcirc_3											
平面図	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
設備・備品等一覧表		0				0	0	0	0	0	0	0
運営規程	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用者からの苦情を処理するために 講ずる措置の概要	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
協力医療機関との契約の内容		0						0		0		
福祉用具の保管及び消毒の方法											0	
受託居宅サービス事業者が事業を行 う事業所の名称及び所在地並びに当 該事業者の名称及び所在地										0		
誓約書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護支援専門員の氏名及び登録番号		_	_	_	_	_		_		0	_	

- 1… 当該申請に係る事業所が病院、診療所、薬局、老人保健施設又は介護医療院である場合のみ提出
- 2… 当該申請に係る事業所が病院又は診療所である場合には不要
- 3… 介護福祉士登録証の写し等に代えることが可能【平成20年7月29日老振発第0729002号】

出所)

厚生労働省ホームページ「指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、 指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所 及び指定居宅介護支援事業所の指定に関する様式例について」より作成。

 $(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/other/index.html)\\$

図表 10 新規指定申請時に提出が規定されている文書の種類:介護保険施設

	介護保険施設							
文書の種類	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護医療院					
指定(許可)申請書	0	0	0					
指定に係る記載事項(付表)	0	0	0					
登記事項証明書又は条例等	0	0	0					
特別養護老人ホームの認可証等の写	0							
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧	0	0	0					
平面図	\bigcirc^1	0	0					
設備・備品等一覧表	○¹	0	0					
併設する施設の概要	0	0	0					
施設を供用する場合の利用計画	O ¹	0	0					
施設の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図(公図)		0	0					
運営規程	0	0	0					
利用者からの苦情を処理するために講 ずる措置の概要	0	0	0					
協力医療機関との契約の内容	0	0	0					
誓約書	0	0	0					
介護支援専門員の氏名及び登録番号	0	0	0					

1… 老人福祉法に基づく届出により確認ができる場合は不要

出所)

厚生労働省ホームページ「指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、 指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所 及び指定居宅介護支援事業所の指定に関する様式 例について」より作成。

 $(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/other/index.html)\\$

図表 11 新規指定申請時に提出が規定されている文書の種類:地域密着型サービス等

地域密着型サービス等(介護予防を含む)										
文書の種類	夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設	地域密着型介護老人福祉施設	定期巡回・随時対応型	複合型サービス	地域密着型通所介護	居宅介護支援
指定(許可)申請書	0	0	0	0	0	\circ	0	0	0	0
指定に係る記載事項(付表)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
登記事項証明書又は条例等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別養護老人ホームの認可証等の写						0				
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理者の経歴		0	0	0				0		\bigcirc^1
平面図	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
設備等一覧表	0	0	0	0	0	0	0	0		
本体施設の概要、本体施設との間の移 動経路、方法及び移動時間						0				
併設する施設の概要						0				
運営規程	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用者からの苦情を処理するために講 ずる措置の概要	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
協力医療機関との契約の内容			0	0	0	0		0		
介護老人福祉施設・介護老人保健施・										
病院等との連絡体制及び支援の体制の			0	0				0		
概要										
関係市町村並びに他の保健医療・福祉										
サービスの提供主体との連携の内容										0
誓約書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護支援専門員の氏名及び登録番号			0	0	0	0		0		0

1… 主任介護支援専門員研修修了証(経過措置期間中は介護支援専門員証の写し)の添付が必要

出所)

厚生労働省ホームページ「指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、 指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所 及び指定居宅介護支援事業所の指定に関する様式例について」より作成。

 $(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/other/index.html)\\$

- → 指定権者は必要に応じて、上記以外の文書の提出を求めることができるが、その場合には以下の点に留意する必要がある。
- → 「平面図」等の添付資料として写真の提出を求めるのは、自治体が指定にあたって 現地を訪問できない場合に限ることとする。またその場合でも、指定の設備基準と して規定されている事項を確認するためのものに限り、添付させることとされたい。

【平成30年6月29日老発0629第3号厚生労働省老健局長通知】

【令和2年3月6日老発0306 第8号厚生労働省老健局長通知】

→ 「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧」の添付資料として求めるのは、人員配置基準に該当する資格に関する資格証の写しのみとする。添付が不要となる文書の例としては、雇用契約書、組織体制図、就業規則、経歴書、給与規程等が挙げられる。

また、自治体において代替の確認方法がある場合には、資格証の写しの提出も求めないこととする。具体的には、介護支援専門員について、都道府県が指定権者である場合は、資格証の写しを求めないこととする。

【令和2年3月6日老発0306 第8号厚生労働省老健局長通知】

→ そのほか、図表 12 に示す項目については、省令改正により平成 30 年 10 月以降提出不要とされている点に注意が必要である。

【平成30年6月29日老発0629第3号厚生労働省老健局長通知】

図表 12 平成 30年 10月以降、提出不要となった項目

項目名	除外理由
申請者又は開設者	申請者又は開設者の法人格を確認する趣旨で、「申請者(又は開設
の定款、寄附行為	者)の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等」の提
等	出を求めていたが、法人格については直近の登記事項証明書のみで
	確認できるため。
事業所の管理者の	事業所に適切に管理者を配置していることを確認するために提出
経歴	を求めていたが、経歴の情報が無くとも氏名、住所、生年月日の情
	報をもって配置が確認できるため。
役員の氏名、生年	役員が欠格事由に該当しないことを確認する書類に付随して提出
月日及び住所	を求めていたが、役員の氏名、生年月日及び住所の情報が無くとも
	代表者が誓約書にて誓約することをもって確認できるため。
当該申請に係る事	申請者が適切に事業を実施できることを確認するために資産の状
業に係る資産の状	況の提出を求めていたものであるが、指定基準(設備基準)を満た
況	しているかについては「平面図(並びに設備及び備品の概要)」に
	より確認できるため。
当該申請に係る事	申請者が適切に事業を実施できることを確認するために提出を求
業に係る各介護サ	めていたものであるが、介護給付費の請求手続きにおいてのみ求め
ービス事業費の請	ることで足りるため。
求に関する事項	

★チェックポイント

- 口 新規指定の受付時に図表 12 に示した項目の提出を求めない。
- 口 資格証の写し以外の人員配置に関する添付資料(雇用契約書、組織体制図、就業規則、経歴書、給与規程等)を求めている場合には、不要とする。
- □ 写真の提出について、指定基準の確認を行う上で過度な負担となっていないかを確認の上、写真の提出は最小限とする。
- □ 写真の提出を求める場合、指定基準の確認に必要最小限の範囲となっているか、 また、その範囲が分かりやすく示されているか確認する。

② 文書の種類を簡素化すべきケースについて

- → 上述した文書は、以下の条件を満たす場合には、提出を簡略化できる。
- → 同じ事業所が介護サービスと介護予防サービスの指定を受ける場合について

例えば、介護予防訪問看護の指定を受けようとしている事業所が、訪問看護の指定を受けている場合においては、既に都道府県知事に提出している事項について変更がないときは、特段の事情がない限り、それらの事項にかかわる申請書又は書類の提出を省略させることとする。

【令和3年3月30日老発0330第1号厚生労働省老健局長通知】

→ 老人福祉法上の届出と介護保険法上の指定申請の関係について

申請書の一本化や重複する必要書類の省略等、地域の実情に応じて手続を簡素化することは現行制度上問題ない。

【平成 27 年 4 月 10 日事務連絡】

→ 吸収合併/分割によって事業所を経営する法人が変わる場合について

吸収合併/分割によって経営する法人が変わった事業所は新規に申請指定を行う 必要があるが、その際に提出すべき書類については、吸収合併/分割前の旧法人が 運営する事業所が指定を受けた際に提出している内容から変更があった部分につい てのみ届け出ることで足りるものとする。このため、例えば、法人格以外に変更が ない場合は、事業所を運営する法人の法人格が変更したことがわかる登記事項証明 書等を提出することで差し支えない。

【令和2年8月3日事務連絡】

★チェックポイント

口 すでに指定を受けている事業所が新たに介護予防サービスの指定申請を行う場合、既に届け出ている事項に変更がないときは、特段の事情がない限り申請書の記載又は書類の提出を省略させる。

③ 提出を求める文書の様式について

→ 指定申請については、原則、以下の厚生労働省ホームページに掲載している様式例 及び参考様式を活用し、Excel 等の編集可能なファイル形式にて、外部から分かり やすい形でホームページに申請様式を掲載する。国の様式例と異なる様式を用いて いる場合にはその旨を記載する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/other/index.html (11. 指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、 指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所 及び指定居宅介護支援事業所の指定に関する様式例について)

【令和2年3月6日老発0306 第8号厚生労働省老健局長通知】

→ 様式の共通化や業務負担の軽減を通じた生産性の向上を図る観点から、様式例は、 原則として都道府県等において変更を加えずに活用する。自治体の条例等により、 様式例の記載事項以外の内容について事業者に提出を求める必要がある場合等においては、様式例の欄外に記載欄を追加する、または別紙での提出を求める等の対応 を行うこととし、様式例自体を修正しない。

【令和3年3月30日事務連絡】

→ 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)をふまえ、指定(更新)申請書、 誓約書(申請者が法に定める全ての欠格要件に該当しないことを誓約する文書)、 付表、添付書類、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等への押印は不要と している。押印欄が残った旧様式を使用している場合には見直しを進める。

【令和2年12月25日老発1225第3号厚生労働省老健局長通知】

→ 添付書類への原本証明は原則として求めない。

【令和2年3月6日老発0306 第8号厚生労働省老健局長通知】

→ 参考様式のうち「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」については、必要項目を 満たしていれば、各事業所で使用するシフト表等の提出により代替することで可能 とする。

【令和3年3月30日事務連絡】

<u>★</u>チェックポイント

- ロ 指定申請にかかる文書の様式がHP等から入手できる形になっているか、事業者 から分かりやすい案内となっているかを確認し、必要な対応を行う。______
- □ 国の様式例と一度見比べ、異なる点について原則合わせるとともに、異なる様式 を用いる場合はその旨を明記する。(例:介護保険関連以外の条例に基づく文書 の追加提出等)
- 申請様式に押印欄が残っていないか、添付書類への原本証明を求めていないか、改めて確認する。

2. 事前相談及び申請の受付

- → 新規指定申請の受付にあたっては、事前説明や面談の機会等を含めて一度は対面の機会を設けることを基本としつつ、すでに複数事業所を運営している事業者の場合については更なる対面を必須としない等、場合分けを行った上で対応する。
- → 事前説明や面談を経ているにも関わらず再度の持参を求めたり、誤記や添付漏れ等の提出後の補正による再提出にも持参を求めたりといった複数回の持参の手間が発生しないよう留意する。

【令和2年3月6日老発0306 第8号厚生労働省老健局長通知】

※ 本節については、電子申請・届出システムの運用開始後に改めて構成を見直す必要がある。

★チェックポイント

- ロ 新規指定の申請を受け付けるにあたり、過度に窓口来訪の負担を課すルールとなっていないことを確認する。
- □ 郵送・電子メールでの提出を新たに可とする場合、事業者側に不都合の生じないよう配慮されているかを確認する。(例:適切な受領確認等)

3. 指定・許可審査

→ 運営規程や重要事項説明書に記載する従業員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、介護サービス事業者が規程を定めるに当たっては、指定基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。

【令和3年3月30日老発0330第1号厚生労働省老健局長通知】

→ 吸収合併/分割によって経営する法人が変わった事業所について、当該事業所の職員に変更が無い等、吸収合併の前後で介護事業所が実質的に継続して運営されると認められる場合においては、事業所の利用者に対するサービスの継続的な提供と質の確保を優先するよう配慮する。

【平成30年全国課長会議資料 振興課】

★チェックポイント

□ 事業所から提出された運営規定等の文書中に記載の「員数」が「○人以上」となっていても修正を求めない。

4. 指定・許可の通知

※ 本節の記載事項については、電子申請・届出システムの運用開始後に改めて検討する必要がある。

第三章 更新申請にかかる簡素化・標準化・ICT 化の取組

- 1. 申請に必要な文書の種類及び様式の明示
- ① 提出を求める文書の種類について
- → 更新申請時に事業所に提出を求めるものとして、厚生労働省が作成した様式例に記載されている文書は図表 13、図表 14 及び図表 15 に示すとおり。
- → 介護保険施行規則において、「既に指定権者に提出していて変更がない場合に申請 書の記載又は書類の提出を省略させることができる」としている事項については、 特段の事情がない限り、提出を省略させる。

【令和3年3月30日老発0330第1号厚生労働省老健局長通知】

図表 13 更新申請時に提出が規定されている文書の種類:居宅サービス

○…変更の有無に関わらず提出が必要な文書

△…以前の提出内容から変更がない場合には提出を省略すべき文書

			扂	宅サ	ービ	ス(か)護予	防を	含む)			
文書の種類	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	居宅療養	通所介護	通所リハ	短期生活	短期療養	特定施設	福祉貸与	福祉販売
指定(許可)申請書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定に係る記載事項 (付表)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
登記事項証明書又は条例等	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
病院・診療所の使用許可証等の写			\triangle^1	\triangle^1	Δ		\triangle^1		\triangle^1			
薬局の開設許可証の写					\triangle^1							
介護老人保健施設又は介護医療院 の開設許可証の写							\triangle^1		\triangle^1			
従業者の勤務体制及び勤務形態一 覧	Δ	Δ	Δ			Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
管理者の免許証の写			\triangle^2									
サービス提供責任者の経歴	\triangle^3											
平面図	\triangle	Δ	\triangle	Δ	\triangle	\triangle	Δ	\triangle	\triangle	Δ	\triangle	\triangle
設備・備品等一覧表		Δ				\triangle	Δ	\triangle	\triangle	Δ	\triangle	\triangle
運営規程	\triangle	Δ	\triangle	Δ	\triangle	\triangle	Δ	\triangle	\triangle	Δ	Δ	\triangle
利用者からの苦情を処理するため に講ずる措置の概要	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
協力医療機関との契約の内容		Δ						Δ		Δ		
福祉用具の保管及び消毒の方法											\triangle	
受託居宅サービス事業者が事業を												
行う事業所の名称及び所在地並び に当該事業者の名称及び所在地										Δ		
誓約書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護支援専門員の氏名及び登録番 号										0		

- 1… 当該申請に係る事業所が病院、診療所、薬局、老人保健施設又は介護医療院である場合のみ提出
- 2… 当該申請に係る事業所が病院又は診療所である場合には不要
- 3… 介護福祉士登録証の写し等に代えることが可能【平成20年7月29日老振発第0729002号】

出所)

厚生労働省ホームページ「指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、 指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所 及び指定居宅介護支援事業所の指定に関する様式例について」より作成。

 $(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/other/index.html)\\$

図表 14 更新申請時に提出が規定されている文書の種類:介護保険施設

○…変更の有無に関わらず提出が必要な文書

△…以前の提出内容から変更がない場合には提出を省略すべき文書

		介護保険施設	
文書の種類	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護医療院
指定(許可)申請書	0	0	0
指定に係る記載事項(付表)	0	0	0
登記事項証明書又は条例等	Δ	Δ	Δ
特別養護老人ホームの認可証等の写	\triangle		
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧	Δ	Δ	Δ
平面図	\triangle^1	Δ	Δ
設備・備品等一覧表	\triangle^1	Δ	Δ
併設する施設の概要	Δ	Δ	Δ
施設を供用する場合の利用計画	△1	Δ	Δ
施設の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図(公図)		Δ	Δ
運営規程	Δ	Δ	Δ
利用者からの苦情を処理するために講 ずる措置の概要	Δ	Δ	Δ
協力医療機関との契約の内容	Δ	Δ	Δ
誓約書	0	0	0
介護支援専門員の氏名及び登録番号	0	0	0

1… 老人福祉法に基づく届出により確認ができる場合は不要

出所)

厚生労働省ホームページ「指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、 指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所 及び指定居宅介護支援事業所の指定に関する様式 例について」より作成。

 $(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/other/index.html)\\$

図表 15 更新申請時に提出が規定されている文書の種類:地域密着型サービス等

○…変更の有無に関わらず提出が必要な文書

△…以前の提出内容から変更がない場合には提出を省略すべき文書

	:	地域習	密着型	サー	ビス等	等 (介	護予	防を記	含む)	
文書の種類	夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設	地域密着型介護老人福祉施設	定期巡回・随時対応型	複合型サービス	地域密着型通所介護	居宅介護支援
指定(許可)申請書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定に係る記載事項 (付表)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
登記事項証明書又は条例等	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
特別養護老人ホームの認可証等の写						Δ				
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
管理者の経歴		Δ	\triangle	Δ				\triangle		\triangle^1
平面図	Δ	Δ	\triangle	Δ	Δ	\triangle	Δ	\triangle	Δ	\triangle
設備等一覧表	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ		
本体施設の概要、本体施設との間の移動経路、方法及び移動時間						Δ				
併設する施設の概要						Δ				
運営規程	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
利用者からの苦情を処理するために講 ずる措置の概要	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
協力医療機関との契約の内容			Δ	Δ	Δ	\triangle		Δ		
介護老人福祉施設・介護老人保健施・										
病院等との連絡体制及び支援の体制の			Δ	Δ				Δ		
概要										
関係市町村並びに他の保健医療・福祉										_
サービスの提供主体との連携の内容										Δ
誓約書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護支援専門員の氏名及び登録番号			0	0	0	0		0		0

^{1…} 主任介護支援専門員研修修了証(経過措置期間中は介護支援専門員証の写し)の添付が必要

出所)

厚生労働省ホームページ「指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、 指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所 及び指定居宅介護支援事業所の指定に関する様式例について」より作成。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/other/index.html)

- → 指定権者は必要に応じて、上記以外の文書の提出を求めることができるが、その場合には以下の点に留意する必要がある。
- → 「平面図」等の添付資料として写真の提出を求めるのは、自治体が指定にあたって 現地を訪問できない場合に限ることとする。またその場合でも、指定の設備基準と して規定されている事項を確認するためのものに限り、添付させることとされたい。

【平成30年6月29日老発0629第3号厚生労働省老健局長通知】

【令和2年3月6日老発0306 第8号厚生労働省老健局長通知】

→ 「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧」の添付資料として求めるのは、人員配置基準に該当する資格に関する資格証の写しのみとする。添付が不要となる文書の例としては、雇用契約書、組織体制図、就業規則、経歴書、給与規程等が挙げられる。また、自治体において代替の確認方法がある場合には、資格証の写しの提出も求めないこととする。具体的には、介護支援専門員について、都道府県が指定権者である場合は、資格証の写しを求めないこととする。

【令和2年3月6日老発0306第8号厚生労働省老健局長通知】

→ そのほか、第二章の図表 12 に示す項目については、省令改正により平成 30 年 10 月以降提出不要とされている点に注意が必要である。

★チェックポイント

- ロ 更新申請の受付時に第二章の図表 12 に示した項目の提出を求めない。
- □ 図表 13、図表 14 及び図表 15 において△と記載されている文書について、 以前の提出内容から変更がない場合には更新申請時の提出を求めない。
- 口 資格証の写し以外の人員配置に関する添付資料(雇用契約書、組織体制図、就業規則、経歴書、給与規程等)を求めている場合には、不要とする。
- ロ 写真の提出について、指定基準の確認を行う上で過度な負担となっていないかを確認の上、写真の提出は最小限とする。
- □ 写真の提出を求める場合、指定基準の確認に必要最小限の範囲となっているか、 また、その範囲が分かりやすく示されているか確認する。

【平成30年6月29日老発0629第3号厚生労働省老健局長通知】

② 提出を求める文書の様式について

※ 第二章1の③と同内容のため割愛。

2. 申請の受付

→ 更新申請については、原則、郵送・電子メール等による提出とする。ただし、持参を希望する事業者については、持参できることとする。

【令和2年3月6日老発0306 第8号厚生労働省老健局長通知】

※ 本節については、電子申請・届出システムの運用開始後に改めて構成を見直す必要がある。

<u></u>★チェックポイント

- ロ 更新申請の受付は、原則として郵送・電子メール等によって行う。
- 回 郵送・電子メールでの受付を新たに始める場合、事業者側に不都合の生じないよう配慮されているかを確認する。(例:適切な受領確認等)

3. 指定・許可更新の審査

→ 運営規程や重要事項説明書に記載する従業員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、介護サービス事業者が規程を定めるに当たっては、指定基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。

【令和3年3月30日老発0330第1号厚生労働省老健局長通知】

→ 介護保険法の規定により、指定サービス事業者等の指定等は、6年ごとにそれらの 更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失うとされているが、これら は指定等の有効期間を規定するものであり、指定等の更新を6年未満で行うことを 妨げるものではない。

したがって、同一事業所で複数のサービスの指定等を受けており、それぞれの指定等の有効期限が異なっている場合に、それらの指定等の有効期間をあわせて更新することは可能であるので、必要に応じて対応願いたい。

★チェックポイント

- ロ 事業所から提出された運営規定等の文書中に記載の従業員の「員数」が「〇人以 上」となっていても修正を求めない。
- ロ 必要が認められる場合には、前回の指定からの経過年数が6年未満であっても、 事業所の申請に応じて指定等の更新を実施する。

4. 指定・許可更新の通知

※ 本節の記載事項については、電子申請・届出システムの運用開始後に改めて検討する必要がある。

第四章 変更の届出にかかる簡素化・標準化・ICT 化の取組

- 1. 届出に必要な文書の種類及び様式の明示
- ① 変更の届出が必要な事項
- → 変更があった場合に事業所に変更の届出を求めるべき事項として、厚生労働省が作成した様式例に記載されている事項は、図表 16 及び図表 17 に示すとおり。

図表 16 変更の届出が必要な事項:居宅サービス(介護予防を含む)、介護保険施設

	変更の届出が必要な事項:
1	事業所(施設)の名称
2	事業所(施設)の所在地
3	申請者の名称
4	主たる事務所の所在地
5	代表者(開設者)の氏名、生年月日及び住所
6	登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。)
7	事業所(施設)の建物の構造、専用区画等
8	備品(訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業)
9	利用者の推定数
10	事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所(介護老人保健施設は、事前に
10	承認を受ける。)
11	運営規程
12	協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関
13	事業所の種別
14	提供する居宅療養管理指導の種類
15	事業実施形態(本体施設が特別養護老人ホームの場合の単独型・空床利用型・併設
10	型の別)
16	利用者、入所者又は入院患者の定員
17	福祉用具の保管・消毒方法(委託している場合にあっては、委託先の状況)
18	併設施設の状況等
19	介護支援専門員の氏名及びその登録番号

出所)

厚生労働省ホームページ「指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、 指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所 及び指定居宅介護支援事業所の指定に関する様式例について」より作成。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/other/index.html)

図表 17 変更の届出が必要な事項:地域密着型サービス等

	変更の届出が必要な事項:
1	事業所(施設)の名称
2	事業所(施設)の所在地
3	申請者の名称
4	主たる事務所の所在地
5	代表者(開設者)の氏名、生年月日及び住所
6	登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。)
7	事業所(施設)の建物の構造、専用区画等
8	事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所
9	運営規程
10	協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関
11	協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関との連携・支援体制
12	本体施設、本体施設との移動経路等
13	併設施設の状況等
14	介護支援専門員の氏名及びその登録番号

出所)

厚生労働省ホームページ「指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、 指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所 及び指定居宅介護支援事業所の指定に関する様式例について」より作成。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/other/index.html)

- → 事業者に変更の届出を求めるにあたっては、以下の点に留意する必要がある。
- → 運営規程の「従業者の員数」に変更があったとするのは、1年のうち一定の時期を 比較して変更している場合とし、その変更の届出は1年のうち一定の時期(どの時 期がいいかは各指定権者の判断事項)に行うことで足りるものとすること。(例え ば、毎年3月に変更の届出を行わせる場合には、介護サービス事業者は、前年の3 月と比較して変更している事項について届出を行うこととなる。)

なお、この取扱いは、従業者の日々の変動などを想定しているものであって、運 営規定に変更があったとしても届出をしなくてもよいということを示しているもの ではないことに留意されたい。

★チェックポイント

ロ 運営規程の「従業者の員数」について、変更の有無を判断する時期を 1 年のうちに設定し、前年度における当該時期の員数と比較して変更があったときのみ変更届の提出を求める。

【令和3年3月30日老発0330第1号厚生労働省老健局長通知】

- ② 提出を求める文書の種類について
- → 変更の届出に際しては、変更届出書に加え、変更事項の内容を確認するための添付書類を求めることができるが、厚生労働省が作成した標準添付書類一覧に記載されている文書は以下のとおり。

図表 18 変更届への標準添付書類一覧:居宅サービス①

			居宅サ	ナービス	(介護	含む)	
変更事項	変更届への標準添付書類	留意事項	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	居宅療養
事業所・施設の名称及び所在地 (開設の場所)	V	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・運営規程 ・事業所の平面図等	0	0	0	0	0
申請者(開設者)の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表 者の氏名、生年月日、住所及び職名	· 登記事項証明書 · 誓約書	代表者の姓、住所または職名の変更のみの場合は、誓約書は不要	0	0	0	0	0
申請者(開設者)の登記事項証明書又は条例等	登記事項証明書又は条例等		0	0	0	0	0
事業所の種別等 特別養護老人ホーム又は併設事業所において行う場合にあって は、その旨					0	0	0
事業所の平面図	・平面図		0		0	0	0
事業所の平面図並びに設備及び備品の概要	・平面図並びに設備及び備品の概要			0			
利用者・入所者等の推定 (予定) 数	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・(必要に応じて)資格証の写し		0	0	0	0	0
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	_	・管理者が「常勤」であること ・管理者が兼務する職種がある場合は、「管理者が当該事業所で兼務す る他の職種、管理者が兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設の名称 及び兼務する職種、勤務時間等」 を変更届出書に明記すること。 (管理者の勤務状況がわかる資料(従業者の勤務の体制及び勤務形態一 覧表等)の添付でも可とする。)		0		0	0
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びに免許証の写し	・訪問看護ステーション管理者の免許証の写 (「病院・診療所の使用許可証等の写」を申請時に添付している場合 は、不要)	同上			0		
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びにサービス提供 責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	【サービス提供責任者の変更の場合】 ・サービス提供責任者の経理 ※介護福祉士登録証の写し等に代えることが可能(平成20 年7月29日老振発第0729002号) ・資格証の写し(サービス提供責任者の資格要件を満たす 資格証の写しのみで可) ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	【管理者】・管理者が「常勤」であること ・管理者が兼務する職種がある場合は、「管理者が当該事業所で兼務する他の職種、管理者が兼務する両一敷地内の他の事業所又は施設の名称及び兼務する職種・勤務時間等」 を変更届出書に明記すること。 (管理者の勤務状況がわかる資料(従業者の勤務の体制及び勤務形態一 変表等)の添付でも可とする。) 【サービス提供責任者】 サービス提供責任者】 サービス提供責任者の変更の場合の「従業者の勤務の体制及び勤務形態 一覧表」には、サービス提供責任者の人員配置基準を確認できる情報の みの記載で可。(サービス提供責任者の人員配置基準を確認できる情報の みの記載で可。(サービス提供責任者の勤務状況、常勤の訪問介護員等 が勤務すべき時間数、前3か月の利用者数の平均値など。)	0				
運営規程 【変更事項が以下の①~③のいずれかの場合】 ①従業者の職種、員数及び職務の内容 ②営業日及び営業時間 ③利用定員/人居定員及び居室数 運営規程	- 変更後の運営規程 - 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 - (必要に応じて)資格証の写し - 変更後の運営規程	・「居宅療養管理指導」「訪問リハビリテーション」の場合は、従業者 の勤務の体制及び勤務形態一覧表は不要	0	0	0	0	0
【変更事項が上記の①~③以外の場合】			↓	Щ.	<u> </u>	<u> </u>	
協力医療機関等の名称、診療科目名、契約の内容等	・左記の変更内容がわかるもの			0			

出所)

厚生労働省ホームページ「指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、 指定地域密着型サービス事業所、 指定地域密着型介護予防サービス事業所 及び指定居宅介護支援事業所の指定に関する様式例について」より作成。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/other/index.html)

図表 19 変更届への標準添付書類一覧:居宅サービス②

				居宅サ	ービス	.(介護予防を含む)			
変更事項	変更届への標準添付書類	留意事項	通所介護	通所リハ	短期生活	短期療養	特定施設	用具貸与	用具販売
事業所・施設の名称及び所在地 (開設の場所)		【関連して変更となる可能性がある事項】 ・ 運営規程 ・ 事業所の平面図等	0	0	0	0	0	0	0
申請者 (開設者) の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者 の氏名、生年月日、住所及び職名	・登記事項証明書 ・誓約書	代表者の姓、住所または職名の変更のみの場合は、誓約書は不要	0	0	0	0	0	0	0
申請者(開設者)の登記事項証明書又は条例等	・登記事項証明書又は条例等		0	0	0	0	0	0	0
事業所の種別等				0		0			
特別養護老人ホーム又は併設事業所において行う場合にあって は、その旨					0				
事業所の平面図及び設備の概要	・平面図及び設備の概要		0	0				0	0
建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要				0	0	0		
利用者・入所者等の推定(予定)数	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・(必要に応じて)資格証の写し							0	0
入所者等の定員、利用者(入院患者)の推定数	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・(必要に応じて)資格証の写し	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・入所者等の定員の場合は、運営規程			0	0			
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所		・管理者が「常勤」であること ・管理者が兼務する職種がある場合は、「管理者が当該事業所で兼務す る他の職種、管理者が兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設の名称 及び兼務する職種・勤務時間等」 を変更届出書に明記すること。 (管理者の勤務状況がわかる資料(従業者の勤務の体制及び勤務形態一 覧表等)の添付でも可とする。)	0	0	0	0	0	0	0
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びに免許証の写し	・訪問看護ステーション管理者の免許証の写(「病院・診療所の使用許可証等の写」を申請時に添付している場合は、不要)	同上							
法第八条第十二項に規定する福祉用具の保管及び消毒の方法(指定居宅サービス等基準第二百三条第三項前段の規定により保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該他の事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該委託等に関する契約の内容)	・左配の変更内容がわかるもの							0	
運営規程 【変更事項が以下の①~③のいずれかの場合】 ①従業者で職種、員数及び職務の内容 ②登集時間 ③利用定員/人居定員及び居室数	・変更後の運営規程 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・(必要に応じて) 資格証の写し	・「居宅療養管理指導」「訪問リハビリテーション」の場合は、従業者 の勤務の体制及び勤務形態一覧表は不要	0	0	0	0	0	0	0
運営規程 【変更事項が上記の①~③以外の場合】	・変更後の運営規程								
協力医療機関等の名称、診療科目名、契約の内容等	・左記の変更内容がわかるもの				0		0		
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	・介護支援専門員一覧 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」は、介護支援専門員の人員 配置基準を確認できる情報のみの記載で可。					0		

出所)

厚生労働省ホームページ「指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、 指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所 及び指定居 宅介護支援事業所の指定に関する様式例について」より作成。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/other/index.html)

図表 20 変更届への標準添付書類一覧;介護保険施設

			介護保険施設							
変更事項	変更届への標準添付書類	留意事項		介護老人 保健施設		介護 医療院				
事業所・施設の名称及び所在地 (開設の場所)		【関連して変更となる可能性がある事項】 ・運営規程 ・事業所の平面図等	0	0	0	0				
申請者 (開設者) の名称及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	· 登記事項証明書 · 誓約書	代表者の姓、住所または職名の変更のみの場合 は、誓約書は不要	0	0	0	0				
申請者(開設者)の登記事項証明書又は条例等	・登記事項証明書又は条例等		0	0	0	0				
事業所の種別等					0					
敷地の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図	・左記の変更内容がわかるもの			0		0				
併設する施設がある場合にあっては、当該併設する 施設の概要	・左記の変更内容がわかるもの		0	0	0	0				
建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	・建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要		0	0		0				
施設の共用の有無及び共用の場合の利用計画	・左記の変更内容がわかるもの			0		0				
入所定員	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・(必要に応じて)資格証の写し	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・入所定員の場合は、運営規程		0		0				
施設の管理者の氏名、生年月日及び住所		・管理者が「常勤」であること ・管理者が兼務する職種がある場合は、「管理 者が当該事業所で兼務する他の職種、管理者が 兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設の名 称及び兼務する職種・勤務時間等」 を変更届出書に明記すること。 (管理者の勤務状況がわかる資料(従業者の勤 務の体制及び勤務形態一覧表等)の添付でも可 とする。)	0	0	0	0				
運営規程 【変更事項が以下の①または②のいずれかの場合】 ①従業者の職種、員数及び職務の内容 ②入所定員/入院患者の定員	・変更後の運営規程・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表・(必要に応じて)資格証の写し		0	0	0	0				
運営規程 【変更事項が上記の①・②以外の場合】	・変更後の運営規程									
協力医療機関等の名称、診療科目名、契約の内容等	・左記の変更内容がわかるもの		0	0		0				
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	・介護支援専門員一覧・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」 は、介護支援専門員の人員配置基準を確認でき る情報のみの記載で可。	0	0	0	0				

出所)

厚生労働省ホームページ「指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、 指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所 及び指定居宅介護支援事業所の指定に関する様式例について」より作成。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/other/index.html)

図表 21 変更届への標準添付書類一覧:地域密着型サービス等

				地均	域密着	型サー	-ビス	等(介	護予防	を含む	(ژ	
変更事項	変更届への標準添付書類	留意事項	夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設	地域密着型介護老人福祉施設	定期巡回・随時対応型	複合型サー ビス	地域密着型通所介護	居宅介護支援
事業所・施設の名称及び所在地 (開設の場所)		【関連して変更となる可能性がある事項】 - 運営規程 - 事業所の平面図等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
申請者 (開設者) の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏 名、生年月日、住所及び職名	・登記事項証明書 ・誓約書	代表者の姓、住所または職名の変更のみの場合は、誓約書は不要	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
申請者(開設者)の登記事項証明書又は条例等	登記事項証明書又は条例等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業所の種別等										0		
本体施設がある場合、当該本体施設の概要並びに施設と当該本体施設と の間の移動の経路及び方法並びにその移動に要する時間	・左記の変更内容がわかるもの							0				
併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要	・左記の変更内容がわかるもの							0				
事業所の平面図	・平面図											0
事業所の平面図及び設備の概要	・平面図及び設備の概要		0	0					0		0	
建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要				0	0	0	0		0		
事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所		・管理者が「常勤」であること ・管理者が兼務する職種がある場合は、「管理者が当該事業所で兼務す る他の職権、管理者が兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設の名称 及び兼務する職種・勤務時間等」 を変更届出書に明記すること。 (管理者の勤務状況かわかる資料(従業者の勤務の体制及び勤務形態一 覧表等)の添付でも可とする。)	0				0	0	0		0	
事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	・管理者の経歴 ・(必要に応じて)資格証の写し			0	0	0				0		0
運営規程 【変更事項が以下の①~③のいずれかの場合】 ①従業者(職員)の職種、員数及び職務の内容 ②営業中及び営業時間 ②利用定員/入居定員及び居室数/入所定員	・変更後の運営規程 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・(必要に応じて)資格証の写し		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運営規程 【変更事項が上記の①~③以外の場合】	・変更後の運営規程					_						ļ
協力医療機関等の名称、診療科目名、契約の内容等	・左記の変更内容がわかるもの				0	0	0	0		0		<u> </u>
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要	・左記の変更内容がわかるもの	「公光本の禁攻の休却五代数攻攻後、原2年、14、公集十四十四日の1日			0	0				0		<u> </u>
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	・介護支援専門員一覧・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」は、介護支援専門員の人員 配置基準を確認できる情報のみの記載で可。			0	0	0	0		0		0
連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地									0			

出所)

厚生労働省ホームページ「指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、 指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所 及び指定居宅介護支援事業所の指定に関する様式例について」より作成。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/other/index.html)

- → 変更の届出に際し、事業者に添付文書の提出を求めるにあたっては、以下の点に留意する必要がある。
- → 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、介護サービス事業者は 10 日以内にその旨を指定権者に届け出なければならないと介護保険法で定められており、介護サービス事業者は変更届の提出期限を遵守しなければならないが、やむを得ない事情により遅延した場合などにおいては、指定権者は遅延理由書の提出までは求めないなど、介護サービス事業者に過度な負担をかけることのないよう留意すること。

★チェックポイント

ロ やむを得ない事情により遅延した場合などにおいては、指定権者は遅延理由書の 提出までは求めないなど、介護サービス事業者に過度な負担をかけることのない よう留意する。

【令和3年3月30日老発0330第1号厚生労働省老健局長通知】

- ③ 提出を求める文書の様式について
 - ※ 第二章1の③と同内容のため割愛。

2. 届出書の受付

→ 変更届の受付にあたっては、原則、郵送・電子メール等による提出とすること。ただし、持参を希望する事業者については、持参できることとする。

【令和2年3月6日老発0306 第8号厚生労働省老健局長通知】

※ 本節については、電子申請・届出システムの運用開始後に改めて構成を見直す必要 がある。

★チェックポイント

- ロ 変更届の受付は、原則として郵送・電子メール等によって行う。
- ロ 郵送・電子メールでの提出を新たに可とする場合、事業者側に不都合の生じないよう配慮されているかを確認する。(例:適切な受領確認等)

第五章 加算の届出にかかる簡素化・標準化・ICT 化の取組

※ 本節の記載事項については、加算の届出における様式例の追加整備や添付書類の簡素化といった、現在検討中の事項を整理した後に改めて検討する必要がある。

第六章 おわりに

- → 当ガイドラインの最終的な目的は、各指定権者における簡素化・標準化等の取組を 推進することで、指定申請等のウェブ入力・電子申請化をスムーズに実現し、事業 所と指定権者双方の事務負担を軽減させることにある。ぜひ積極的な取組の実施を お願いしたい。
- → 一方で、当ガイドラインの記載内容や使いやすさについては、指定権者からの意見 をふまえ、構成や記載内容を更新していくことが望ましい。

2.3.5 今後の検討事項

以上に示したガイドラインの記載事項は、あくまでもその骨子を示したものである。次年 度以降に完成版を作成するにあたっては、個々の記載内容をより充実化させるとともに、見 やすさ、分かりやすさを向上させるための工夫を取り入れていく必要がある。

また、当ガイドラインに記載すべき事項のうちいくつかの論点については、検討結果または記載方針が確定していないため、次年度以降に持ち越しとなった。そこで本資料のまとめに代えて、今後の検討事項としてこれらの論点の概要を示す。

(1) 電子申請・届出システムの運用

介護サービス事業所の指定に係る電子申請・届出システムについては、令和4年度下期頃の運用開始が予定されていることから、上記システムを用いた申請事務に関する指針の作成が課題として残った。特に、申請にかかる手数料の徴収方法や添付資料の原本の提出方法については、これらの問題がICT化の妨げとならないよう、次年度において検討を進める必要がある。

(2) 各種加算の届出に係る簡素化・標準化

加算の届出事務に係る簡素化・標準化については、現在「専門委員会」にて、具体的な対応案が検討されているところである。特に提出を求める文書の簡素化については、事業所が誤った解釈により届出を行い、後に過誤調整が多発することを懸念する意見もあり、加算の届出時の不備の発生状況等の実態把握等をふまえた慎重な議論が必要な状況にある。

そのため加算の届出事務のガイドラインへの記載については、現在検討中の事項の整理が なされた後の検討課題としたい。

(3) 検討結果の背景・根拠

当ガイドラインに記載した検討結果に沿った取組の実施を指定権者に求めるにあたっては、それぞれの検討結果について、その背景や根拠をあわせて示すことが効果的と考えられる。特に簡素化に係る取組については、指定権者にとって申請不備を見落としやすくなる懸念も生じうるものであることから、ガイドラインには議論の経緯や根拠となるデータを示すことが望ましい。

以上を踏まえると、次年度以降においては、簡素化に係る検討結果を中心に、その背景や 根拠の追記を検討する必要がある。

(4) 検討結果の見直し

当ガイドラインでは、「専門委員会」での議論をふまえ厚生労働省から各指定権者に向けて発出された通知等をとりまとめて紹介しているが、これらの中には、介護事業所における ICT 化の進展や各指定権者における実際の取組状況を踏まえて、改めてその内容の見直しについて議論が必要と考えられるものもあるのではないか。

例えば第一に、指定申請時に「平面図」等の添付資料として写真の提出を求める場合の考え方(ガイドライン中、第二章1の①及び第三章1の①に記載)が挙げられる。写真の提出については、「自治体が指定にあたって現地を訪問できない場合に限って求めること」と老健局長通知にて定められているところである。しかし、介護事業所におけるICT 化の進展や新型コロナウイルス感染症の流行という現在の状況を踏まえれば、写真の提出やオンライン訪問等によって現地訪問を代替することを積極的に打ち出すなど、これまでの検討結果にとらわれない柔軟な対応を推し進めていく必要がある。また同様に、写真の提出以外の論点についても、ICT の活用等により従来の方法を代替することが可能な場合には、それを許容するような形に検討結果の内容を更新していくことも考えられる。

第二に、指定申請時に提出を求める文書の様式例の取り扱い(ガイドライン中、第二章1の③に記載)が挙げられる。現在の通知等においては、指定権者が当該自治体の条例等にもとづき、様式例に記載のない事項について事業者に提出を求める場合は、「様式例の欄外に記載欄を追加する、または別紙での提出を求める等の対応を行うこととし、様式例自体を修正しない」との規定がある。しかしこの方法では、例えば、暴力団排除条例にもとづく事業所への確認事項を誓約書に追加したい場合など、様式例の記載事項と類似した内容の提出を追加的に求める場合でも記載欄または文書を分ける必要が生じ、かえって簡素化の妨げになる懸念がある。そこで、様式例については、各自治体の条例を踏まえた追記事項の必要性を検討するとともに、場合に応じて様式例の修正を認めることも考えられるのではないか。

(5) 検討委員会でのその他の意見

以上のほかに、検討委員会にて各委員より頂戴した主なご意見は以下の通り。

- ・ ガイドライン作成の前提として、「指定申請を自治事務に委任した理由は、本来地 方固有の特性等に応じたよりよい地域密着型サービス等を展開するためであり、様 式や指定申請書類の作成までを求める意図はなかったが、地方自治法の位置付け上、 様式や指定申請書類の作成に国が強制的に介入することができないため、本ガイド ラインを作成した」旨を記載いただいたほうがよいのではないか。そうすることで、 厚生労働省には本ガイドラインに原則従うべきとの意向があり、本ガイドラインが 法定受託事務に準ずる半強制力をもったものであることが各自治体に理解いただけ るのではないか。(事業者団体の委員意見)
- ・ 想定される読者として「各指定権者の担当課職員」と記載されているが、事業者側 も各自治体のホームページ等から閲覧できるようになるとよいのではないか。(事 業者団体の委員意見)
- ・ 想定される読者に事業者も加えるのであれば、事業者が自治体に申請書類を提出する際に参考にできるような書きぶりに変更したものもあるとよいのではないか。特

- に新規の事業者の場合は一から指定権者が指導することが多いため、指定権者が確認する点がわかるような形で提示できれば、自治体、事業者双方の負担軽減になると考える。(自治体の委員意見)
- ・ 各申請書類について、担当職員が確認すべき点がわかれば、指定権者の負担が更に 軽減されるのではないか。同様に、申請書類が全て揃っているかをチェックできる ようなものがあれば、書類の過不足についても確認がしやすいと考える。細かい点 まで記載するとボリュームが増えるため悩ましいところではあるが、可能な限り本 ガイドラインのみで全てが把握できるとよいのではないか。(自治体の委員意見)

3. 「文書量半減」とされている目標に対する削減状況の把握

3.1 調査概要

3.1.1 調査の目的

ニッポン一億総活躍プラン (平成28年6月2日閣議決定) において「行政が求める帳票等の文書量の半減などに取り組む」とされている目標に対し、その目標の達成状況を把握し、今後の施策の参考情報とすることを目的として、指定申請・更新申請等のため介護施設・事業所から指定権者へ提出される文書量の削減状況について調査を行った。また同時に、文書量の削減の取組状況についても調査を行い、取組に関する課題等を把握した。

3.1.2 調査対象

• 都道府県

3.1.3 調査対象の選定

- ・ 都道府県のうち、北海道・東北、関東、中部(甲信越含む)、近畿、中国、四国、九 州の各地方から1団体ずつ、計7団体を対象に抽出調査を行った。
- ・ 7団体の選定にあたっては、指定介護事業所数および政令指定都市の有無等も参考に した。
- ・ 調査対象は当初、都道府県・政令指定都市・中核市を対象とした悉皆調査を想定していたが、文書量の変化に関する推計は初の試みであること、新型コロナウイルス感染症の流行下での自治体の回答負担を考慮し、本調査では、各地方から1団体ずつ(計7団体)を抽出した抽出調査として、自治体の文書量の削減状況の傾向を把握するものとした。

3.1.4 調査期間

· 令和4年1月25日~2月28日

3.1.5 調査項目

設定した調査項目は以下のとおり。

図表 22 調査項目

I1	介護サービス事業所	・ 文書負担軽減に関する取組の有無
	の指定申請・更新申	・ 取組の検討・実施の中で直面した課題
	請に係る文書負担軽	・ 取組の展望・見込み
	減の取組について	・ 取組を検討しない理由
I2	指定申請等の電子申	・ 指定申請の電子申請化の有無
	請(届出)について	・ 電子申請化にむけた検討状況
		・ 国が構築を進めている電子申請・届出システムへの対応
		状況
I3	指定申請等の手数料	・ 手数料の徴収の有無
	納付について	・ 手数料の納付方法
		・ 電子申請化に向けた納付方法の見直し検討の状況
II.	指定申請・更新申請	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、訪問介護、通所介護、
	時に提出を求めてい	特定施設入居者生活介護の5つのサービス種別ごとに、平成
	る文書量について	28 年度と令和3年 10 月の2時点についてそれぞれ以下の項
		目を設けた。
		・ 新規申請時に提出を求める文書の種類及び部数
		・ 更新申請時に提出を求める文書の種類及び部数

3.1.6 調査方法

電子調査票のメール送付・回収により調査を行った。

3.2 調査結果

3.2.1 回収状況

調査対象とした7団体のすべてから回答を得た。以降では、この7団体の集計結果を示す。

3.2.2 指定申請・更新申請に係る文書負担軽減の取組

(1) 文書負担軽減の取組状況

1) 文書負担軽減の取組の実施状況

文書負担軽減に関する取組の実施状況について、7団体のうち5団体が「文書負担軽減専門委員会の中間とりまとめを踏まえて国が示した現時点の文書負担軽減策について、取組を実施した」と回答した。

図表 23 文書負担軽減の取組の実施状況 (令和3年11月1日時点)

調査数	を踏まえて国が 示した現時点	専門委員会の 中間とりまとめ を踏まえて国が 示した文書負 担軽減策につ いて、取組を検	貴自治体独自 の文書負担軽 減の取組を実 施した	の文書負担軽 減の取組につ いて検討中の	これまでに介護事業所の文書負担軽減の取組について検討を行っていない	その他	
7	5	2	-	_	_	-	(件)
100.0	71.4	28.6	_	_	_	_	(%)

2) 令和 4 年度以降の取組の展望・見込み

令和4年度以降の見込みについては、7団体のうち5団体が「未定」と回答した。「その他」の回答としては、「ローカルルール解消のため、基本的には国の方針どおり対応する予定」と回答した団体があった。

図表 24 令和4年度以降の取組の展望・見込み

	降でさらなる見 直しを行い、文	これまで以上の 文書量の削減 は難しいため、 取組を行う予定 はない	降に行う文書 量の削減の取	未定である	その他	
7	_	_	1	5	1	(件)
100.0	_	_	14.3	71.4	14.3	(%)

53

(2) 指定申請等の電子申請化状況

1) 指定申請等の電子申請化の取組状況

7団体のうち、指定申請等の電子申請化を行っているものは1団体のみであった。

図表 25 指定申請等の電子申請化の取組状況

調査数	行っている	行っていない	
7	1	6	(件)
100.0	14.3	85.7	(%)

2) 電子申請化の検討状況

指定申請等の電子申請化を行っていない6団体のうち、「国が構築を進めている電子申請・届出システムに対応する(予定)」と回答したものは1団体のみであった。他の5団体は、「電子申請・届出システムの概要が判明してから対応するかどうか検討する予定」と回答した。

図表 26 電子申請化の検討状況 (電子申請化を行っていない団体)

調査数	る方向で検討を している、ある	めている電子 申請・届出シス	の電子申請・届 出システムを導 入する方向で	検討の予定はない	
6	1	5	_	_	(件)
100.0	16.7	83.3	_	_	(%)

(3) 指定申請等の手数料納付

1) 指定申請等における手数料の徴収状況

7団体すべてが、指定申請・更新申請・変更届等のいずれかの申請事務において、手数料を徴収していた。申請の種類別に見ると新規申請時に手数料を徴収する団体が多かった。そのほか、「介護老人保健施設の開設許可、変更許可」についてのみ手数料を徴収している団体もあった。

図表 27 指定申請等における手数料の徴収状況

調査数	徴収している	徴収していない	
7	7	_	(件)
100.0	100.0	_	(%)

図表 28 手数料を徴収している申請の種類(複数回答)

調査数	新規申請	更新申請	変更届	その他	
7	6	5	2	2	(件)
100.0	85.7	71.4	28.6	28.6	(%)

2) 指定申請等における手数料の納付方法

指定申請等における手数料の納付方法については、7団体すべてにおいて「収入証紙または領収証紙」が採用されていた。

図表 29 指定申請等における手数料の納付方法

調査数		収入証紙もしくは領収証紙	決済	決済以外の キャッシュレス 決済(電子マ	ストアの情報端 末(マルチコ	銀行やコンビニエンスストア等での納付書を使用した支払い		
7	-	7	-	_	_	_	_	(
100.0	-	100.0	_	_	_	_	_	(

(件)

3) 電子申請化に向けた納付方法の見直し検討の状況

手数料の納付方法として「収入証紙または領収証紙」を採用している7団体のうち、電子申請化に向けて納付方法の見直しを「検討している」または「今後検討する予定」と回答したものは4団体であった。

図表 30 電子申請化に向けた納付方法の見直し検討の状況

調査数	検討している	今後検討する 予定	検討していない	
7	1	3	3	(件)
100.0	14.3	42.9	42.9	(%)

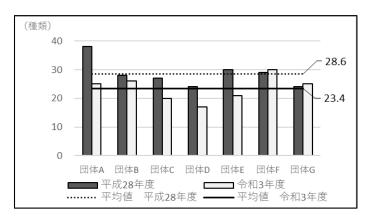
3.2.3 指定申請・更新申請時に提出を求めている文書量

(1) 提出を求める文書の種類の推移

当調査で得られた7団体の回答から、指定申請時に提出を求める文書の種類を、平成28年度と令和3年度の二時点について、申請の種類別・サービス別に求めた。

1) 介護老人福祉施設

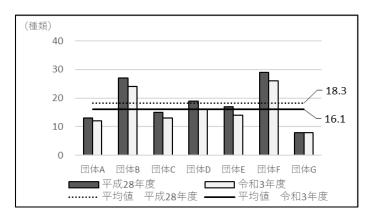
令和3年度において新規指定申請時に提出を求める文書の種類は、最も多い団体で30種、最も少ない団体で17種だった。平成28年度と比較して提出を求める文書は、平均して5.2種類少なくなった。



図表 31 提出を求める文書の種類_新規申請_介護老人福祉施設

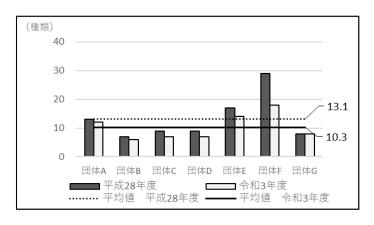
更新申請について見ると、令和3年度において提出を求める文書の種類は、最も多い団体で26種、最も少ない団体で8種だった。平成28年度と比較して提出を求める文書は、平均して2.2種類少なくなった(図表32)。

集計対象を変更の有無に関わらず提出必須のものに限定すると、令和3年度において提出を求める文書の種類は、最も多い団体で18種、最も少ない団体で6種だった。平成28年度と比較して提出を求める文書は、平均して2.8種類少なくなった(図表33)。



図表 32 提出を求める文書の種類_更新申請_介護老人福祉施設

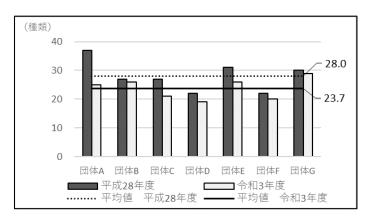
図表 33 変更の有無に関わらず提出を求める文書の種類_更新申請_介護老人福祉施設



2) 介護老人保健施設

令和3年度において新規指定申請時に提出を求める文書の種類は、最も多い団体で29種、最も少ない団体で19種だった。平成28年度と比較して提出を求める文書は、平均して4.3種類少なくなった。

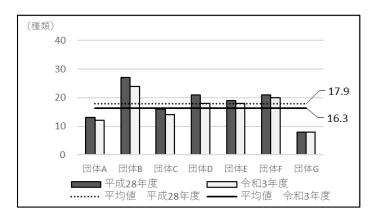
図表 34 提出を求める文書の種類_新規申請_介護老人保健施設



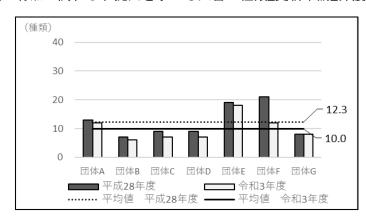
更新申請について見ると、令和3年度において提出を求める文書の種類は、最も多い団体で24種、最も少ない団体で8種だった。平成28年度と比較して提出を求める文書は、平均して1.6種類少なくなった(図表35)。

集計対象を変更の有無に関わらず提出必須のものに限定すると、令和3年度において提出を求める文書の種類は、最も多い団体で18種、最も少ない団体で6種だった。平成28年度と比較して提出を求める文書は、平均して2.3種類少なくなった(図表36)。

図表 35 提出を求める文書の種類_更新申請_介護老人保健施設



図表 36 変更の有無に関わらず提出を求める文書の種類 更新申請 介護老人保健施設



3) 訪問介護

令和3年度において新規指定申請時に提出を求める文書の種類は、最も多い団体で22種、最も少ない団体で14種だった。平成28年度と比較して提出を求める文書は、平均して5.6種類少なくなった。

18.4

20

10

0

■■■ 平成28年度

------- 平均値 平成28年度 ---

図表 37 提出を求める文書の種類_新規申請_訪問介護

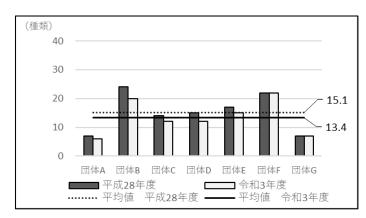
団体A 団体B 団体C 団体D 団体E 団体F 団体G

一 令和3年度

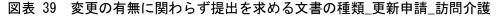
-- 平均値 令和3年度

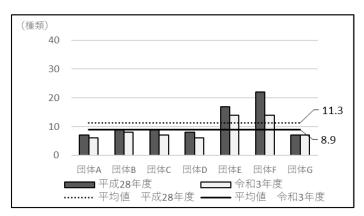
更新申請について見ると、令和3年度において提出を求める文書の種類は、最も多い団体で22種、最も少ない団体で6種だった。平成28年度と比較して提出を求める文書は、平均して1.7種類少なくなった(図表38)。

集計対象を変更の有無に関わらず提出必須のものに限定すると、令和3年度において提出を求める文書の種類は、最も多い団体で14種、最も少ない団体で6種だった。平成28年度と比較して提出を求める文書は、平均して2.4種類少なくなった(図表39)。



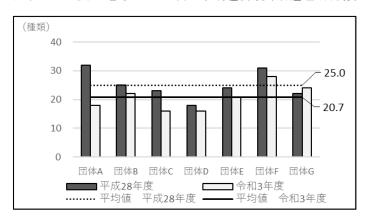
図表 38 提出を求める文書の種類_更新申請_訪問介護





4) 通所介護

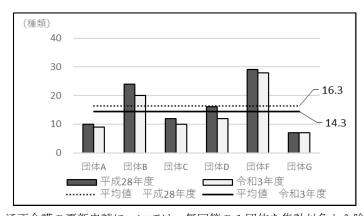
令和3年度において新規指定申請時に提出を求める文書の種類は、最も多い団体で28種、最も少ない団体で16種だった。平成28年度と比較して提出を求める文書は、平均して4.3種類少なくなった。



図表 40 提出を求める文書の種類_新規申請_通所介護

更新申請について見ると、令和3年度において提出を求める文書の種類は、最も多い団体で28種、最も少ない団体で7種だった。平成28年度と比較して提出を求める文書は、平均して2種類少なくなった(図表41)。

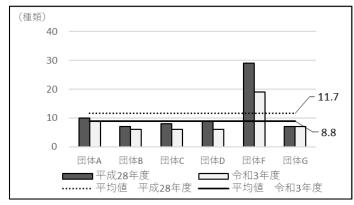
集計対象を変更の有無に関わらず提出必須のものに限定すると、令和3年度において提出を求める文書の種類は、最も多い団体で19種、最も少ない団体で6種だった。平成28年度と比較して提出を求める文書は、平均して2.9種類少なくなった(図表42)。



図表 41 提出を求める文書の種類 更新申請 通所介護

※ 通所介護の更新申請については、無回答の1団体を集計対象から除外した。

図表 42 変更の有無に関わらず提出を求める文書の種類_更新申請_通所介護

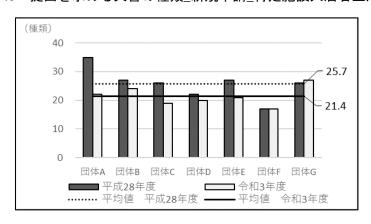


※ 通所介護の更新申請については、無回答の1団体を集計対象から除外した。

5) 特定施設入居者生活介護

令和3年度において新規指定申請時に提出を求める文書の種類は、最も多い団体で27種、最も少ない団体で17種だった。平成28年度と比較して提出を求める文書は、平均して4.3種類少なくなった。

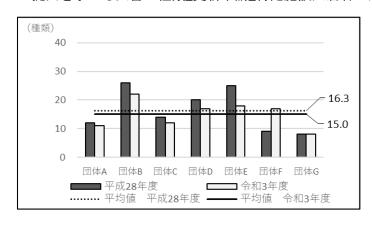
図表 43 提出を求める文書の種類_新規申請_特定施設入居者生活介護



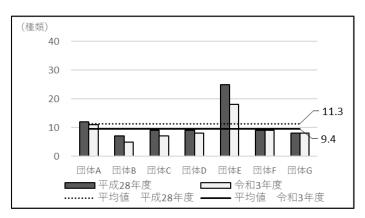
更新申請について見ると、令和3年度において提出を求める文書の種類は、最も多い団体で22種、最も少ない団体で8種だった。平成28年度と比較して提出を求める文書は、平均して1.3種類少なくなった(図表44)。

集計対象を変更の有無に関わらず提出必須のものに限定すると、令和3年度において提出を求める文書の種類は、最も多い団体で18種、最も少ない団体で5種だった。平成28年度と比較して提出を求める文書は、平均して1.9種類少なくなった(図表45)。

図表 44 提出を求める文書の種類_更新申請_特定施設入居者生活介護



図表 45 変更の有無に関わらず提出を求める文書の種類_更新申請_ 特定施設入居者生活介護



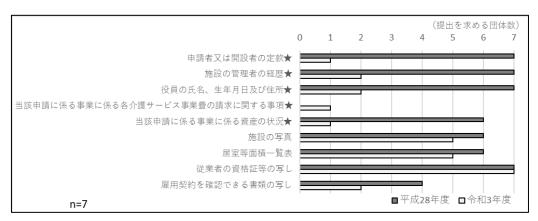
(2) 文書の種類別の状況

本節においては、指定申請時に提出が求められる文書のうち、「専門委員会」等における 議論をふまえ簡素化を進めることとされたものについて、7団体が提出を求めているかをサ ービスごとに集計した。

1) 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設の新規指定申請にかかる文書のうち、介護保険法施行規則にて「その他指定に関し必要と認める事項」に該当するものの代表例について、提出を求める団体数の推移は以下のとおりである。平成30年度の介護保険施行規則改正に伴い提出が不要となった事項(図表中★印を記載)については、平成28年度と比較して令和3年度に提出を求める団体数が大きく減少していた。

図表 46 文書の提出を求める団体の推移_新規申請_介護老人福祉施設 (介護保険法施行規則 第 134 条第 1 項第 16 号「その他指定に関し必要と認める事項」)

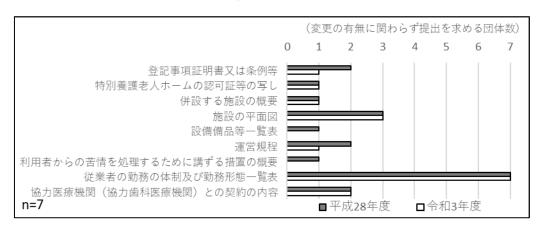


次に、介護老人福祉施設の更新指定申請にかかる文書のうち、厚生労働省老健局長通知²において「変更がない場合には原則提出を省略すべき」とされたものについて、変更の有無に関わらず提出を求める団体数の推移を示せば以下のとおりである。変更の有無に関わらず提出を求める団体は平成 28 年度時点ですでに少数であったが、令和3年度にはさらに少なくなった。ただし「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」については、平成 28 年度、令和3年度ともにすべての団体が変更の有無に関わらず提出を求めていた。

 $^{^2}$ 令和 3 年 3 月 30 日老発 0330 第 1 号厚生労働省老健局長通知「社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」中間とりまとめを踏まえた対応について(その 2)」

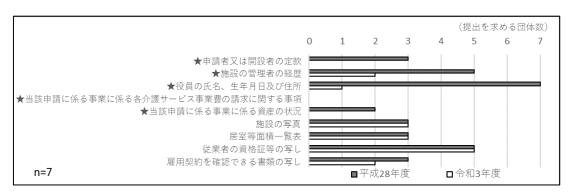
図表 47 変更の有無に関わらず文書の提出を求める団体の推移_更新申請_ 介護老人福祉施設

(厚生労働省老健局長通知 にて「変更がない場合には原則提出を省略すべき」 とされたもの)



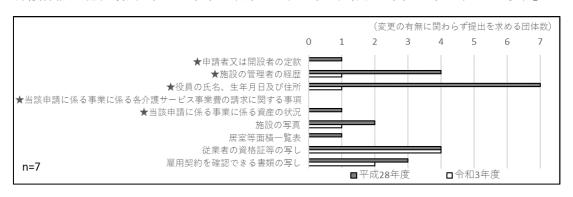
最後に、介護老人福祉施設の更新指定申請にかかる文書のうち、介護保険法施行規則にて「その他指定に関し必要と認める事項」に該当するものの代表例について、提出を求める団体数の推移は以下のとおりである。平成30年度の介護保険施行規則改正に伴い提出が不要となった事項(図表中★印を記載)の提出を求める団体は、令和3年度時点では少数であった(図表48)。また集計対象を変更の有無に関わらず提出を求める団体数に限定して見ると、提出が不要となった事項以外の文書についても、一定程度その数が減少していた(図表49)。

図表 48 文書の提出を求める団体の推移_更新申請_介護老人福祉施設 (介護保険法施行規則 第 134 条第 1 項第 16 号「その他指定に関し必要と認める事項」)



図表 49 変更の有無に関わらず文書の提出を求める団体の推移_更新申請_ 介護老人福祉施設

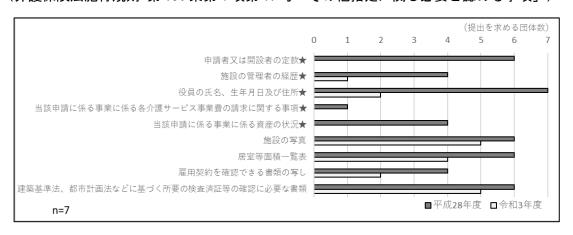
(介護保険法施行規則 第134条第1項第16号「その他指定に関し必要と認める事項」)



2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設の新規指定申請にかかる文書のうち、介護保険法施行規則にて「その他指定に関し必要と認める事項」に該当するものの代表例について、提出を求める団体数の推移は以下のとおりである。平成30年度の介護保険施行規則改正に伴い提出が不要となった事項(図表中★印を記載)については、平成28年度と比較して令和3年度に提出を求める団体数が大きく減少していた。

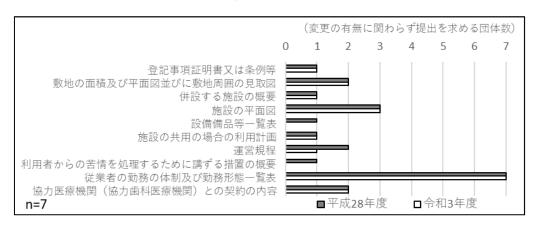
図表 50 文書の提出を求める団体の推移_新規申請_介護老人保健施設 (介護保険法施行規則 第 136 条第 1 項第 17 号「その他指定に関し必要と認める事項」)



次に、介護老人保健施設の更新指定申請にかかる文書のうち、厚生労働省老健局長通知において「変更がない場合には原則提出を省略すべき」とされたものについて、変更の有無に関わらず提出を求める団体数の推移を示せば以下のとおりである。変更の有無に関わらず提出を求める団体は平成28年度時点ですでに少数であったが、令和3年度にはさらに少なくなった。ただし「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」については、平成28年度、令和3年度ともにすべての団体が変更の有無に関わらず提出を求めていた。

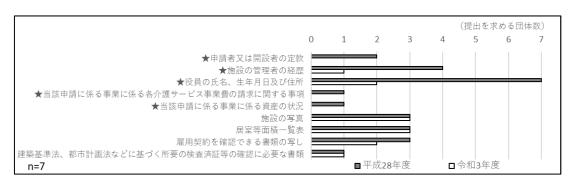
図表 51 変更の有無に関わらず文書の提出を求める団体の推移_更新申請_ 介護老人保健施設

(厚生労働省老健局長通知 にて「変更がない場合には原則提出を省略すべき」 とされたもの)

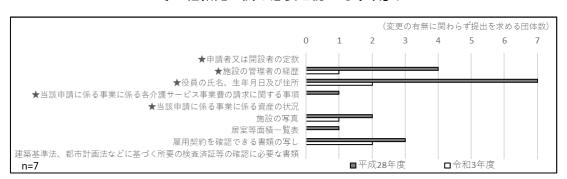


最後に、介護老人保健施設の更新指定申請にかかる文書のうち、介護保険法施行規則にて「その他指定に関し必要と認める事項」に該当するものの代表例について、提出を求める団体数の推移は以下のとおりである。平成30年度の介護保険施行規則改正に伴い提出が不要となった事項(図表中★印を記載)の提出を求める団体は、令和3年度時点では少数となった(図表52)。また集計対象を変更の有無に関わらず提出を求める団体数に限定して見ると、提出が不要となった事項以外の文書についても、一定程度その数が減少していた(図表53)。

図表 52 文書の提出を求める団体の推移_更新申請_介護老人保健施設 (介護保険法施行規則 第 136 条第 1 項第 17 号「その他指定に関し必要と認める事項」)



図表 53 変更の有無に関わらず文書の提出を求める団体の推移_更新申請_ 介護老人保健施設(介護保険法施行規則 第136条第1項第17号 「その他指定に関し必要と認める事項」)



3) 訪問介護

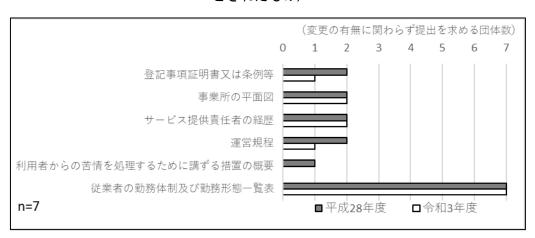
訪問介護の新規指定申請にかかる文書のうち、介護保険法施行規則にて「その他指定に関し必要と認める事項」に該当するものの代表例について、提出を求める団体数の推移は以下のとおりである。平成30年度の介護保険施行規則改正に伴い提出が不要となった事項(図表中★印を記載)については、平成28年度と比較して令和3年度に提出を求める団体者数は大きく減少していた。

図表 54 文書の提出を求める団体数の推移_新規申請_訪問介護 (介護保険法施行規則第114条第1項第11号「その他指定に関し必要と認める事項」)



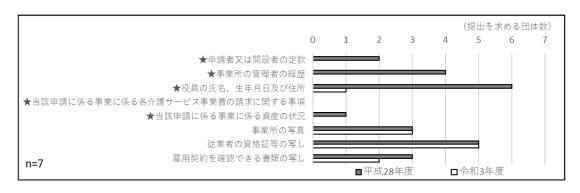
次に、訪問介護の更新指定申請にかかる文書のうち、厚生労働省老健局長通知において「変更がない場合には原則提出を省略すべき」とされたものについて、変更の有無に関わらず提出を求める団体数の推移を示せば以下のとおりである。変更の有無に関わらず提出を求める団体は平成28年度時点ですでに少数であったが、令和3年度にはさらに少なくなった。ただし「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」については、平成28年度、令和3年度ともにすべての団体が変更の有無に関わらず提出を求めていた。

図表 55 変更の有無に関わらず文書の提出を求める団体の推移_更新申請_訪問介護 (厚生労働省老健局長通知 にて「変更がない場合には原則提出を省略すべき」 とされたもの)

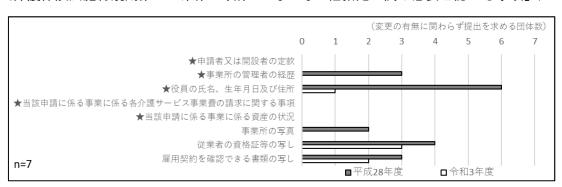


最後に、訪問介護の更新指定申請にかかる文書のうち、介護保険法施行規則にて「その他指定に関し必要と認める事項」に該当するものの代表例について、提出を求める団体数の推移は以下のとおりである。平成30年度の介護保険施行規則改正に伴い提出が不要となった事項(図表中★印を記載)の提出を求める団体は、令和3年度時点ではほとんどいなかった(図表56)。また集計対象を変更の有無に関わらず提出を求める団体数に限定して見ると、提出が不要となった事項以外の文書についても、一定程度その数が減少していた(図表57)。

図表 56 文書の提出を求める団体の推移_更新申請_訪問介護 (介護保険法施行規則第 114 条第 1 項第 11 号「その他指定に関し必要と認める事項」)



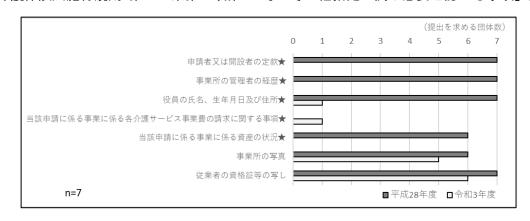
図表 57 変更の有無に関わらず文書の提出を求める団体の推移_更新申請_訪問介護 (介護保険法施行規則第114条第1項第11号「その他指定に関し必要と認める事項」)



4) 通所介護

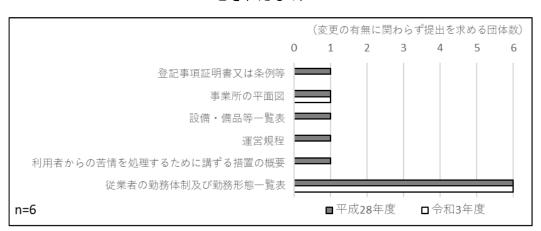
通所介護の新規指定申請にかかる文書のうち、介護保険法施行規則にて「その他指定に関し必要と認める事項」に該当するものの代表例について、提出を求める団体数の推移は以下のとおりである。平成30年度の介護保険施行規則改正に伴い提出が不要となった事項(図表中★印を記載)については、平成28年度と比較して令和3年度に提出を求める団体数は大きく減少していた。

図表 58 文書の提出を求める団体の推移_新規申請_通所介護 (介護保険法施行規則 第 119 条第 1 項第 11 号「その他指定に関し必要と認める事項」)



次に、通所介護の更新指定申請にかかる文書のうち、厚生労働省老健局長通知において「変更がない場合には原則提出を省略すべき」とされたものについて、変更の有無に関わらず提出を求める団体数の推移を示せば以下のとおりである。変更の有無に関わらず提出を求める団体は平成28年度時点ですでに少数であったが、令和3年度にはさらに少なくなった。ただし「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」については、平成28年度、令和3年度ともにすべての団体が変更の有無に関わらず提出を求めていた。

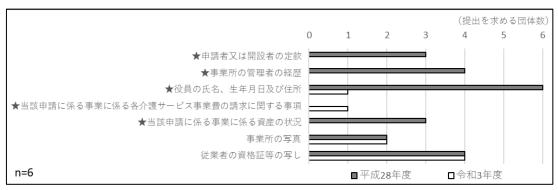
図表 59 変更の有無に関わらず文書の提出を求める団体の推移_更新申請_通所介護 (厚生労働省老健局長通知 にて「変更がない場合には原則提出を省略すべき」 とされたもの)



※ 通所介護の更新申請については、無回答の1団体を集計対象から除外した。

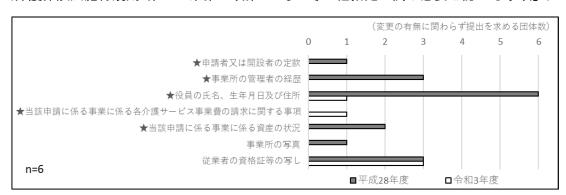
最後に、通所介護の更新指定申請にかかる文書のうち、介護保険法施行規則にて「その他指定に関し必要と認める事項」に該当するものの代表例について、提出を求める団体数の推移は以下のとおりである。平成30年度の介護保険施行規則改正に伴い提出が不要となった事項(図表中★印を記載)の提出を求める団体は、令和3年度時点ではほとんどなくなった(図表60)。また集計対象を変更の有無に関わらず提出を求める団体数に限定して見ると、提出が不要となった事項以外の文書についても、一定程度その数が減少していた(図表61)。

図表 60 文書の提出を求める団体の推移_更新申請_通所介護 (介護保険法施行規則 第 119 条第 1 項第 11 号「その他指定に関し必要と認める事項」)



※ 通所介護の更新申請については、無回答の1団体を集計対象から除外した。

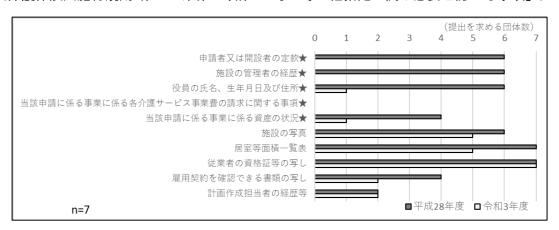
図表 61 変更の有無に関わらず文書の提出を求める団体の推移_更新申請_通所介護 (介護保険法施行規則 第 119 条第 1 項第 11 号「その他指定に関し必要と認める事項」)



5) 特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護の新規指定申請にかかる文書のうち、介護保険法施行規則にて「その他指定に関し必要と認める事項」に該当するものの代表例について、提出を求める団体数の推移は以下のとおりである。平成30年度の介護保険施行規則改正に伴い提出が不要となった事項(図表中★印を記載)については、平成28年度と比較して令和3年度に提出を求める団体数は大きく減少していた。

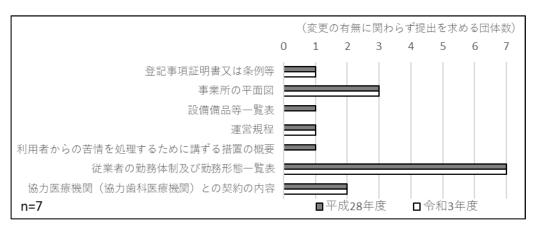
図表 62 文書の提出を求める団体の推移_新規申請_特定施設入居者生活介護 (介護保険法施行規則 第 123 条第 1 項第 15 号「その他指定に関し必要と認める事項」)



次に、特定施設入居者生活介護の更新指定申請にかかる文書のうち、厚生労働省老健局長通知において「変更がない場合には原則提出を省略すべき」とされたものについて、変更の有無に関わらず提出を求める団体数の推移を示せば以下のとおりである。変更の有無に関わらず提出を求める団体は平成28年度時点ですでに少数であったが、令和3年度にはさらに少なくなった。ただし「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」については、平成28年度、令和3年度ともにすべての団体が変更の有無に関わらず提出を求めていた。

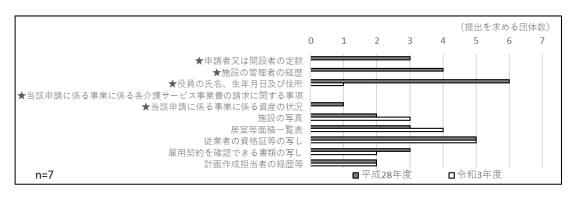
図表 63 変更の有無に関わらず文書の提出を求める団体の推移_更新申請_ 特定施設入居者生活介護

(厚生労働省老健局長通知 にて「変更がない場合には原則提出を省略すべき」と されたもの)

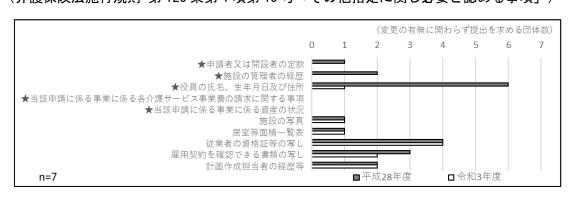


最後に、特定施設入居者生活介護の更新指定申請にかかる文書のうち、介護保険法施行規則にて「その他指定に関し必要と認める事項」に該当するものの代表例について、提出を求める団体数の推移は以下のとおりである。平成30年度の介護保険施行規則改正に伴い提出が不要となった事項(図表中★印を記載)の提出を求める団体は、令和3年度時点ではほとんどなかった(図表64)。また集計対象を変更の有無に関わらず提出を求める団体数に限定して見ると、提出が不要となった事項以外の文書についても、わずかながらその数が減少していた(図表65)。

図表 64 文書の提出を求める団体の推移_更新申請_特定施設入居者生活介護 (介護保険法施行規則 第 123 条第 1 項第 15 号「その他指定に関し必要と認める事項」)



図表 65 変更の有無に関わらず文書の提出を求める団体の推移_更新申請_ 特定施設入居者生活介護 (介護保険法施行規則 第 123 条第 1 項第 15 号「その他指定に関し必要と認める事項」)



3.2.4 文書削減量の推計

指定申請時に提出を求める文書について、当調査で得られた7団体の回答をもとに、平成28年度と比較した令和3年度の削減量について推計を行った。

(1) 推計方法

以下に述べる計算式にて、指定申請の種類別・サービス別に文書の平均削減量 R を求めた。

$$R = (\overline{Y}_{H28} - \overline{Y}_{R3}) / \overline{Y}_{H28} \qquad \overline{Y}_t = \frac{1}{m} \sum_{i=1}^m \sum_{j=1}^{n_i} X_{t,i,j} P_{t,i} Q_j$$

R···	文書の平均削減率
$\overline{Y}_t \cdots$	時点tにおける提出を求める文書の1団体当たりの平均枚数
$X_{t,i,j}\cdots$	時点 t の団体 i における文書 j の取り扱い
	(提出を求める場合に 1、それ以外の場合に 0)
$P_{t,i}\cdots$	時点tの団体iが提出を求める文書の部数
$Q_{\rm j}$ ····	文書 j の標準的な枚数 ³
m···	集計対象となった団体数
n_i	団体iにおける文書の種類の合計

(2) 推計結果

提出を求める文書の削減量に関する推計の結果は以下のとおり。

指定申請にかかる令和3年度の文書量は、新規・更新ともに平成28年度比で10~30%ほど削減されたと考えられる。新規申請に比べ更新申請の削減率がやや低い結果となったが、「変更の有無に関わらず提出必須」の文書に集計対象を限定した場合には、平均削減率は新規申請と同程度の水準となった。

またサービス別に見ると、新規申請では最も削減率の高い介護老人福祉施設と最も低い通 所介護の間で、同様に更新申請では最も高い特定施設入居者生活介護と最も低い訪問介護の 間で、それぞれ 10%以上の差があった。例外もあるものの、全体として訪問介護と通所介 護では、他のサービスに比べ削減率がやや低い傾向にあった。

³ 各文書の枚数については、厚生労働省から提供を受けた参考情報をもとに、標準的と考えられる値を設定した。

図表 66 提出を求める文書の平均削減率(推計値)、指定申請の種類別、サービス別

サービス名	新規申請	更新申請	変更の有無に関わらず 提出必須のもの
介護老人福祉施設	28.8%	19.0%	25.4%
(集計対象数)	7	7	7
介護老人保健施設	22.4%	16.5%	20.4%
(集計対象数)	7	7	7
訪問介護	25.6%	8.4%	19.4%
(集計対象数)	7	7	7
通所介護	14.1%	10.4%	20.2%
(集計対象数)	7	6	6
特定施設入居者生活介護	23.4%	19.1%	27.3%
(集計対象数)	7	7	7

[※] 通所介護の更新申請については、無回答の1団体を集計対象から除外した。

3.3 今後の課題について

以上の集計結果からは、以下の二点が明らかになった。

- ・ 指定申請に係る文書負担軽減の取組状況について、調査に回答した7都道府県すべてが、「専門委員会」の中間とりまとめを踏まえて国が示した文書負担軽減の取組を実施済みか検討中の状態であった。ただし、電子申請化については未実施の団体が多く、収入証紙または領収証紙に代わる手数料の納付方法等、指定申請等のウェブ入力・電子申請化に向けた検討課題が残されている状況がうかがえた。
- ・ 指定申請時に提出を求める文書量については、「専門委員会」の中間とりまとめを踏まえて簡素化の方針が示された文書を中心に、一定程度の削減がなされていた。各文書の平均枚数をもとに推計した結果、令和3年度の文書削減率は、サービスの種類に関わらず、新規・更新ともに平成28年度比で10~30%程度であった。

ただし、本調査結果は、調査対象として選定した7つの都道府県の状況を要約したものであり、全国の平均的な状況を表したものではないことに留意する必要がある。

以上を踏まえ、次年度以降においては、今回の調査結果および調査方法を参考に、規模を 拡大した調査を改めて実施することで、全国の指定権者の平均的な状況を推計することが期 待される。

4. 今後の課題

本事業では、「介護分野の文書の簡素化・標準化に向けた調査研究事業」(令和2年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)にて示された課題について、机上調査による実態把握、方針の検討を行った。本事業で検討された内容は、第9回「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」(2022年1月20日開催)にてその概要が示されたところである。また、介護サービス情報公表システムからの介護サービス事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の実現といったICT化の取組も、介護サービス情報公表システムの改修を経て令和4年度下期頃から運用開始が予定されている。

本事業で提示した検討課題について、具体的な対応策を示すことができた事項がある一方で、自治体や事業者の実態をより詳細に把握したうえで、引き続き慎重に検討を進めることが求められる事項も明らかになった。本事業で提示した課題について、対応案、対応案の実施により期待されること、対応案を踏まえた今後の検討課題を以下のとおり整理した。

図表 67 加算の届出に関する添付文書の範囲・様式例の対応案と今後の課題

1		
1		
	対応案	・特に必要と考えられる一部の加算に限定して、国が添付書類としての届出書を規定していないが、自治体が独自に要件を確認するための届出書等を作成している一部の加算(中重度者ケア体制加算、認知症加算 等)について、様式例を作成する。
	対応案の実施により期待されること	・国が添付書類としての届出書を規定しておらず、自治体が独自に要件を確認するための届出書等を作成している一部の加算の様式例を作成、周知することで、事業者自身が加算の要件とそれを満たしているか確認が可能な環境の整備につながることが期待される。
2		
	対応案	・加算等の要件を満たすことがわかる根拠となる資料の提出を求めずに事業所が準備し、指定権者からの求めがあった場合は速やかに提出する、と変更することを目指す。
	対応案の実施により期待されること	・提出される書類が減るため、事業所側の作成負担と行政側の管理や確認の負担が軽減されることが考えられる。
	対応案を踏まえた今後の検討課題	・算定要件を誤解したまま届け出る事業所が増え、添付文書を削減したことで、かえって届出時の不備が増えることも懸念されるため、指定権者(自治体)及び事業者を対象に、加算の届出時の書類の不備事例、不備が発生しやすい加算や要件、届出の確認プロセスの実態を調査し、実態を踏まえた対応の変更を検討、また簡素化に至るプロセスの検討を進めることが望ましい。
3		11 ON CHANNIE - TO A DOLL OF THE TOTAL OF TH
9	対応案	・人員配置要件がある加算の「(別紙7)「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」」の取扱いについて、厚生労働省の通知「各事業所・施設において使用している勤務割表(変更の届出の場合は変更後の予定勤務割表)等により、届出の対象となる従業者の職種、勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び職種ごとの配置状況等が確認できる場合は、当該書類をもって添付書類として差し支えない」とする取扱いを徹底するよう、改めて周知する。 ・一定期間における特定の資格等を持つ者の割合が要件となっている場合には、「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」(事業所において使用している勤務割表でも可)に、割合の計算根拠を添付することとし、計算根拠資料の参考様式は別途作成を検討する。
	対応案の実施に より期待される こと	・ 文書量の削減および自治体と事業者双方の負担が軽減されることが期待される。
	対応案を踏まえ た今後の検討課 題	・一定期間における特定の資格等を持つ者の割合が要件となっている場合は、「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」に添付できる計算根拠資料の参考様式が作成されることが望ましい。

図表 68 加算の届出に関する添付文書の範囲・様式例(介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の変更届)の対応案と今後の課題

対応案	・国から様式例が示され、また、介護サービス情報公表システム
	の改修によるウェブ入力・電子申請へ組み込まれる。
対応案の実施により	・自治体間での様式のばらつき・ローカルルールが解消され、事
期待されること	業所・自治体双方における文書負担軽減に繋がることが期待さ
	れる。
対応案を踏まえた今	・以下について、各自治体における実態を調査し、実態を踏まえ
後の検討課題	たうえで、自治体間のばらつき(ローカルルール)の解消、手
	続きの簡素化、事業者及び行政双方の文書負担の軽減の観点か
	ら、今後引き続き検討を行うことが望ましい。
	① 「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に
	関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示に
	ついて(厚労省局長通知 Vol.935)」において通知された変
	更の届出が必要なケースの簡素化(同一法人から複数の事業
	所について一括申請している場合、対象となる事業所数に増
	減が生じた際の変更の届出の必要性、「キャリアパス要件に
	関する変更」や「介護福祉士等配置要件に関する変更」の必
	要性等)
	② 変更届出の必要性
	(実績報告や介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の確認
	による代替の可能性)
	③ 加算の算定終了時の終了届の提出の必要性
	(介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の確認による代替
	の可能性等)
	・ 令和4年10月の臨時の報酬改定で予定されている「介護職員等
	・ つれ4年 10月の臨時の報酬以及でアルされている「別護職員等」 ベースアップ等支援加算」の新設に伴う文書負担の増加が懸念
	されるため、本加算についても、介護職員処遇改善加算及び介
	護職員等特定処遇改善加算と同様に算定に係る文書負担の軽減
	護職員等特定処過以普加昇と同様に昇足に係る文書員担の軽減 を図るよう検討を行うことが望ましい。
	で囚るより快引を11 ノーとが主ましい。

図表 69 総合事業の指定・更新申請に関する様式例の対応案と今後の課題

対応案	・今後、国から様式例が示され、また、介護サービス情報公表シ
	ステムの改修によるウェブ入力・電子申請へ組み込まれる。
対応案の実施により	・自治体間での様式のばらつき・ローカルルールが解消され、事
期待されること	業所・自治体双方における文書負担軽減に繋がることが期待さ
	れる。

図表 70 ガイドライン、ハンドブック等、効果的な周知の方法の対応案と今後の課題

対応案	・本ガイドライン暫定版が示される。
がか未	・本カイドノイン音足版が小される。
対応案の実施により	・各指定権者が文書負担軽減の取組を実施する際の参考資料とし
期待されること	て統一的に活用されることにより、事務標準化の一助となるこ
	とが期待される。
	・ 参考資料として統一的に活用されることで、指定申請等の事務
	のスムーズな ICT 化を実現し、事業所と指定権者双方の事務負
	担を軽減させることが期待される。
対応案を踏まえた今	・以下について次年度以降に方針が確定したのちに改めて追記作
後の検討課題	業を行うことが望ましい。
	① 電子申請・届出システムの運用方法
	② 各種加算の届出に係る簡素化・標準化策
	・ 本ガイドライン暫定版に記載の内容についても、以下の観点か
	ら引き続き検討を行うことが望ましい。
	① 各種検討結果に関する背景・根拠の追記
	② これまでの検討結果の見直し

図表 71 指定申請等のため介護施設・事業所から指定権者へ提出される文書量の 削減状況の把握に関する今後の課題

今後の検討課題	・今回の調査結果を参考に、市町村を含む全国の指定権者の平均
	的な状況を推定できるよう規模を拡大した調査を改めて実施
	することが考えられる。
	・調査により回答する自治体に負担があることには十分留意す
	る必要がある。

5. 参考資料

5.1 加算の届出時に提出を求める文書: 机上調査の結果

5.1.1 調査結果(訪問系サービス)

訪問系	Ę					122.0	Gris Art	- nC 04	A DL A ET A VALLA A CERNAR		I A a (Held)							<u> </u>	the residence of the second	
				該	当指足			・共阿	けい即の区分追加(週院寺	乗降介助を新たに始める場	合の体制)		該	当指	定権	者		定期巡回・随時対応サ-	-ヒスに関する状況	
		添付文書の種類			C 市				具体例	様式の有無	備考				과 ㅁ			具体例	様式の有無	備考
必事		算定要件の達成状況を一覧でチェック				1		0		あり (F市)				0					あり (C市)	
要務な処	2	するための資料 申請内容に偽りがないことを保証する			1												0	誓約書 (F市)	あり (F市)	
文 理書 上		資料 加算申請に係る担当者の連絡先が分か	0		1		1		担当者連絡票(A県)	あり (A県)		0				1		担当者連絡票(A県)	あり (A県)	
		る資料 事業所の提供するサービスの種類及び	ľ		+	+	+		料金表(C市、D市)			ľ				+		,——,—,—,—,—,—,—,—,—,—,—,—,—,—,—,—,—,—,		
		内容が分かる資料			0	0			運営規程 (C市、F市)											
	5	事業所の資格が分かる資料		0	0	0	0	0	道路運送法に基づく許可 書等の写し(B県、C 市、D市、E市、F市)											
	6	事業所の規模が分かる資料																		
	7	事業所の設備状況が分かる資料			4	-														
	8	LIFEに登録していることが分かる資料																		
事業所の	9	緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料																		
運営状	10	24時間対応できる体制にあることが分 かる資料																		
沢を知	11	外部の事業所と連携していることが分 かる資料																		
る 上		定期巡回・随時対応型訪問介護看護の			T	T	1					T						定期巡回・随時対応型訪問介護		
で	12	指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること										0	0	0		0		看護事業所の事業計画書の写し (A県、B県、C市)		
必要		が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と			1	1	1					H				1		定期巡回型訪問介護看護事業所		
な文	13	の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料																		
*	14	事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料																		
	15	職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料																		
	16	会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料																		
	17	健康診断を定期的に実施していること が分かる資料																		
職員の		職員の勤務実態が分かる資料												0				勤務形態一覧表(C市)	あり(国様式)	
必要な文書	19	職員の資格が分かる資料		0				0	免許書の写し(B県)											
上で	20	職員の経験年数が分かる資料																		
者	21	利用者の要介護度等が分かる資料																		
要状な況	22	利用者の平均利用期間が分かる資料																		
文書知る	23	利用者の加算の算定状況が分かる資料																		
上	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料																		

訪問系 特定事業所加算 |・||・|| 特定事業所加算IV 添付文書の種類 様式の有無 具体例 様式の有無 算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料 申請内容に偽りがないことを保証する あり (C市) あり (C市) あり (F市) 誓約書(F市) 誓約書(F市) 資料 担当年間に係る担当者の連絡先が分かる 資料 あり (A県) 担当者連絡票(A県) あり (A県) 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料 登録喀痰吸引等事業者(登 登録喀痰吸引等事業者 事業所の資格が分かる資料 録特定事業者)の登録通知 (登録特定事業者) の登 等の写し (E市) 録通知等の写し(E市) 6 事業所の規模が分かる資料 7 事業所の設備状況が分かる資料 8 LIFEに登録していることが分かる資料 緊急時の対応方法を利用者に明示して (A県) いることが分かる資料 重要事項説明書(B県、C 重要事項説明書(B県、 所の C市) 10 24時間対応できる体制にあることが分 運 かる資料 営状 外部の事業所と連携していることが分 かる資料 況 知 る 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 12 指定を合わせて受けている/指定を受けようとする計画を策定していることが分かる資料 上 必 要 カンガンの資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と 13 の間の情報伝達・報告体制を整備して フローチャート図 (B な フローチャート図 (B県) いることが分かる資料 書 事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料 職員の研修計画を策定し研修を実施し 研修の実施計画(すべての 研修の実施計画(すべて の指定権者) ていることが分かる資料 指定権者) 会議の記録(A県、B県、E 会議の記録(A県、B 会議や委員会を定期的に開催している 県、E市) ことが分かる資料 会議の予定表(C市、D市、 会議の予定表(C市、D 市、E市) 健康診断実施の通知(A 健康診断実施の通知 (A県) 17 健康診断を定期的に実施していること が分かる資料 健康診断実施結果一覧表(A 県、E市) 健康診断実施結果一覧表 (A県) 勤務形態一覧表(A県、B 勤務形態一覧表(A県、 県、C市、D市) 18 職員の勤務実態が分かる資料 あり (国様式) C市、D市、F市) 組織体制図(A県) 組織体制図(A県) 資格証の写し又は修了証の 写し (A県、B県、C市) 19 職員の資格が分かる資料 あり (F市) サーピス提供責任者の経歴書 (A県、B県、F市) サービス提供責任者の経歴書 20 職員の経験年数が分かる資料 あり (B県、F市) 実務経験証明書 (C市) 21 利用者の要介護度等が分かる資料 あり (A県) あり (A県) 22 利用者の平均利用期間が分かる資料 23 利用者の加算の算定状況が分かる資料 書知 サービス提供を終了した利用者が他の 24 介護サービスに移行したことが分かる 資料

訪問系 特定事業所加算V 共生型サービスの提供 (居宅介護事業所) 該当指定権者 添付文書の種類 B C D 県市市 A B C D E F 県 県 市 市 市 市 E F 市 市 具体例 様式の有無 備考 具体例 様式の有無 備考 算定要件の達成状況を一覧でチェック あり (C市) あり (F市) あり (F市) 誓約書 (F市) 誓約書(F市) 担当者連絡票(A県) あり (A県) 担当者連絡票(A県) あり (A県) 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料 5 事業所の資格が分かる資料 6 事業所の規模が分かる資料 7 事業所の設備状況が分かる資料 8 LIFEに登録していることが分かる資料 9 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料 重要事項説明書(B県、 業 C市) 所 の 24時間対応できる体制にあることが分 10 かみ答料 運 営状 かる資料 況 外部の事業所と連携していることが分 かる資料 知 る 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 上 指定を合わせて受けている/指定を受けようとする計画を策定していること が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と 要 な 13 の間の情報伝達・報告体制を整備していることが分かる資料 フローチャート図 (B 県) 0 0 文 # 14 事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料 15 職員の研修計画を策定し研修を実施していることが分かる資料 研修の実施計画 (B県. C市、D市、E市、F市) 会議の記録(B県、E 16 会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料 会議の予定表(C市、D 健康診断を定期的に実施していること が分かる資料 勤務形態一覧表(A県、 B県、C市、D市) あり (国様式) 職 18 職員の勤務実態が分かる資料 組織体制図(A県) 19 職員の資格が分かる資料 20 職員の経験年数が分かる資料 あり (B県) 刑 用 21 利用者の要介護度等が分かる資料 要 状 22 利用者の平均利用期間が分かる資料 メ を 23 利用者の加算の算定状況が分かる資料 サービス提供を終了した利用者が他の で 24 介護サービスに移行したことが分かる 資料

訪問系 共生型サービスの提供(重度訪問介護事業所) 24時間通報対応加算 該当指定権者 該当指定権者 添付文書の種類 A B C D E F 県 県 市 市 市 A B C D E 県 県 市 市 市 具体例 様式の有無 備考 具体例 様式の有無 備考 必事 1 算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料 中請へ容に偽りがないことを保証する 資料 加算中請に係る担当者の連絡先が分かる資料 あり (C市) 誓約書(F市) あり (F市) 担当者連絡票(A県) あり (A県) 担当者連絡票(A県) あり (A県) る資料 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料 5 事業所の資格が分かる資料 6 事業所の規模が分かる資料 7 事業所の設備状況が分かる資料 8 LIFEに登録していることが分かる資料 9 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料 Ø 10 24時間対応できる体制にあることが分 かる資料 運 営状 連携体制をとっている訪 問介護事業所との契約書 況 111 外部の事業所と連携していることが分 かる資料 を 知 の写し (E市) る 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 正期巡回・総両列が至め同介護有護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と 13 の間の情報伝達・報告体制を整備して 上 必 要 te 文 いることが分かる資料 事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料 15 職員の研修計画を策定し研修を実施していることが分かる資料 16 会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料 17 健康診断を定期的に実施していること が分かる資料 勤務形態一覧表(D市、E あり(国様式) 職 18 職員の勤務実態が分かる資料 を 19 職員の資格が分かる資料 知る 20 職員の経験年数が分かる資料 用 21 利用者の要介護度等が分かる資料 要 状 22 利用者の平均利用期間が分かる資料 な況 又 を 書 知 23 利用者の加算の算定状況が分かる資料 上 サービス提供を終了した利用者が他の で 24 介護サービスに移行したことが分かる

訪	問系	Ŕ																	- 110	
				芸など	当指別	皇族	*		特別地	也域加算 			=+	当指	定烯		ÞШ	間地域等における小規模事	事業所加算(地域に関する)	犬況)
			A 県	В	С	D	Ε		具体例	様式の有無	備考		В	C 市	D	E			様式の有無	備考
-	ntr	算定要件の達成状況を一覧でチェック	1			1														
要	事務	するための資料	4			4														
	処 理	2 200 101																		
	Ł		0						担当者連絡票(A県)	あり(A県)		0						担当者連絡票(A県)	あり (A県)	
		事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料																		
		5 事業所の資格が分かる資料																		
		6 事業所の規模が分かる資料																		
		7 事業所の設備状況が分かる資料	+	+	-	-						_								
		8 LIFEに登録していることが分かる資料																		
	事業	9 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料																		
	の重営犬	10 24時間対応できる体制にあることが分かる資料																		
	문 환 리	外部の事業所と連携していることが分 かる資料																		
	5 E	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の																		
	c	12 指定を合わせて受けている/指定を受けようとする計画を策定していること																		
	Ž.	が分かる資料																		
	F. All	サービス提供責任者と訪問介護員等と 13 の間の情報伝達・報告体制を整備して																		
	Ż.	いることが分かる資料																		
	E.	事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料																		
		15 戦員の研修計画を策定し研修を実施していることが分かる資料																		
		16 会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料																		
		17 健康診断を定期的に実施していることが分かる資料																		
ž	職員の	18 職員の勤務実態が分かる資料																		
多要な文書	状況を知る	19 職員の資格が分かる資料																		
	上で	20 職員の経験年数が分かる資料																		
	利用者	21 利用者の要介護度等が分かる資料																		
	の状況	22 利用者の平均利用期間が分かる資料		J		J														
文	を知る	23 利用者の加算の算定状況が分かる資料																		
	上	24 介護サービスに移行したことが分かる		1	1															
Ш			_	_	_	_		Щ	L	L		Щ		ш	Ш	_		l	L	

訪問系 中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況) 認知症専門ケア加算 該当指定権者 該当指定権者 添付文書の種類 具体例 様式の有無 備者 旦体例 様式の有無 備者 1 算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料 申請内容に偽りがないことを保証する 資料 あり (B県、C市) 誓約書(F市) あり (F市) 担保 加算申請に係る担当者の連絡先が分かる資料 担当者連絡票(A県) あり (A県) 担当者連絡票(A県) 4 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料 5 事業所の資格が分かる資料 6 事業所の規模が分かる資料 あり (B県、E市) 7 事業所の設備状況が分かる資料 8 LIFEに登録していることが分かる資料 9 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料 の運営状況を知る上 24時間対応できる体制にあることが分 かる資料 外部の事業所と連携していることが分 かる資料 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 12 指定を合わせて受けている/指定を受けようとする計画を策定していること が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と 13 の間の情報伝達・報告体制を整備して 必要な文書 いることが分かる資料 事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料 15 職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料 研修の実施計画 (B県、E市、F市) 16 会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料 会議の記録 (B県) 会議予定表(E市) 17 健康診断を定期的に実施していること が分かる資料 勤務形態一覧表(A県、B県、C市、D 職 18 職員の勤務実態が分かる資料 市、F市) 組織体制図(A県) あり (国様式) 研修修了証の写し(B県、C市、D 市、E市、F市) 19 職員の資格が分かる資料 20 職員の経験年数が分かる資料 利 用 21 利用者の要介護度等が分かる資料 あり (E市) 22 利用者の平均利用期間が分かる資料 23 利用者の加算の算定状況が分かる資料 サービス提供を終了した利用者が他の 24 介護サービスに移行したことが分かる

訪問系 緊急時訪問看護加算 特別管理体制 該当指定権者 添付文書の種類 具体例 様式の有無 備考 具体例 様式の有無 備考
 必事
 1
 算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料

 申請内容に偽りがないことを保証する 資料
 2
 資料

 ま上
 3
 3

 2
 資料
 あり (C市) 誓約書(F市) あり (F市) 誓約書(F市) あり (F市) 担当者連絡票(A県) あり (A県) 担当者連絡票(A県) あり (A県) 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料 5 事業所の資格が分かる資料 6 事業所の規模が分かる資料 7 事業所の設備状況が分かる資料 8 LIFEに登録していることが分かる資料 9 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料 10 24時間対応できる体制にあることが分 かる資料 運営状況を 111 外部の事業所と連携していることが分 かる資料 知る 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 定期返回・随時対応型訪問の浸養養護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定している/と が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と 13 の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料 要な文 書 事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料 15 職員の研修計画を策定し研修を実施していることが分かる資料 16 会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料 17 健康診断を定期的に実施していること が分かる資料 勤務形態一覧表(A県、C市、 勤務形態一覧表(A県、C 職 18 職員の勤務実態が分かる資料 ○ 市、E市、F市) 組織体制図(A県) あり(国様式) あり (国様式) 組織体制図(A県) 19 職員の資格が分かる資料 資格証の写し (E市、F市) 原本証明が必要 (F市) 資格証の写し(E市) 20 職員の経験年数が分かる資料 利 用 21 利用者の要介護度等が分かる資料 22 利用者の平均利用期間が分かる資料 サービス提供を終了した利用者が他の 24 介護サービスに移行したことが分かる 資料

訪問系 看護体制強化加算 ターミナルケア体制 添付文書の種類 C 市 D 市 B C D 県 市 市 E 市 具体例 様式の有無 備考 具体例 様式の有無 備考 算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料 あり (C市) あり (C市) (F市) あり (F市) 誓約書 (F市) あり (F市) 関われ 加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料 担当者連絡票(A県) あり (A県) 担当者連絡票(A県) あり (A県) 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料 5 事業所の資格が分かる資料 事業所の規模が分かる資料 7 事業所の設備状況が分かる資料 LIFEに登録していることが分かる資料 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料 24時間対応できる体制にあることが分 運 かる資料 状 況を 11 外部の事業所と連携していることが分 かる資料 知 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の る 指定を合わせて受けている/指定を受けようとする計画を策定していること 必 が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と te の間の情報伝達・報告体制を整備して 文書 いることが分かる資料 14 事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料 職員の研修計画を策定し研修を実施していることが分かる資料 16 会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料 17 健康診断を定期的に実施していること が分かる資料 勒務表で24時間連絡がと 勤務形態一覧表 (A県、 ○ C市、E市、F市) 組織体制図 (A県) 勤務形態一覧表 (A県、B県) あり (国様式) れる職員の時間数を○で 18 職員の勤務実態が分かる資料 あり (国様式) 囲むこと。(C市、F 組織体制図(A県) 19 職員の資格が分かる資料 資格証の写し(E市) 資格証の写し (B県) 20 職員の経験年数が分かる資料 利 用 21 利用者の要介護度等が分かる資料 22 利用者の平均利用期間が分かる資料 文 を 書 知 23 利用者の加算の算定状況が分かる資料 サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料

訪問系 リハビリテーションマネジメント加算 総合マネジメント体制強化加算 該当指定権者 添付文書の種類 A B C D E F 県 県 市 市 市 市 A B C D E 県 県 市 市 市 具体例 様式の有無 備考 具体例 様式の有無 備考 1 算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料
 あ事
 1
 算定要件の連続からます。

 するための資料
 中請内容に偽りがないことを保証する資料

 女理
 ま

 加算申請に係る担当者の連絡先が分かる資料
 あり (C市) あり (C市) あり (F市) 誓約書(F市) あり (F市) 誓約書 (F市) 担当者連絡票(A県) あり (A県) 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料 5 事業所の資格が分かる資料 6 事業所の規模が分かる資料 7 事業所の設備状況が分かる資料 8 LIFEに登録していることが分かる資料 9 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料 業 所 の 24時間対応できる体制にあることが分 10 か 2 ※ ※ **! 運営 かる資料 状 11 外部の事業所と連携していることが分 かる資料 況 知 る 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 上 12 指定を合わせて受けている/指定を受けようとする計画を策定していること で 必 が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と 要な 13 の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料 # 事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料 15 職員の研修計画を策定し研修を実施していることが分かる資料 16 会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料 健康診断を定期的に実施していること が分かる資料 職 18 職員の勤務実態が分かる資料 を 19 職員の資格が分かる資料 20 職員の経験年数が分かる資料 用 21 利用者の要介護度等が分かる資料 の 要 状 22 利用者の平均利用期間が分かる資料 又 を 書 知 る 23 利用者の加算の算定状況が分かる資料 サービス提供を終了した利用者が他の で 24 介護サービスに移行したことが分かる

訪問系 サービス提供体制強化加算(訪問入浴、定期巡回、夜間対応型) 移行支援加算 該当指定権者 添付文書の種類 A B C D E 県 県 市 市 市 具体例 様式の有無 具体例 様式の有無 備考 備考 1 算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料 2 申請内容に偽りがないことを保証する 資料 3 加算申請に係る担当者の連絡先が分か 6資料 必要な文書 あり (C市) あり (C市) 誓約書(F市) あり (F市) 誓約書(F市) あり (F市) あり (A県) あり (A県) 担当者連絡票(A県) 担当者連絡票(A県) 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料 5 事業所の資格が分かる資料 事業所の規模が分かる資料 7 事業所の設備状況が分かる資料 LIFEに登録していることが分かる資料 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料 24時間対応できる体制にあることが分 かる資料 運 営状況を 111 外部の事業所と連携していることが分 かる資料 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること る 上 で げようとする計画を東定していること が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と 13 の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料 要な 文書 事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料 15 職員の研修計画を策定し研修を実施していることが分かる資料 研修の実施計画(B県、 C市、E市) 会議の記録(B県、E 16 会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料 会議の予定表(C市、E 17 健康診断を定期的に実施していること が分かる資料 健康診断実施名簿 (E 市) 勤務形態一覧表(A県、 〇 〇 〇市、E市) 組織体制図(A県) 18 職員の勤務実態が分かる資料 あり (B県) 資格証の写し又は修了証 ○ の写し(B県、C市、E市) 19 職員の資格が分かる資料 ○ 実務経験証明書 (C市) 勤続年数証明書 (E市) 20 職員の経験年数が分かる資料 あり (長崎市) 21 利用者の要介護度等が分かる資料 22 利用者の平均利用期間が分かる資料 要状 23 利用者の加算の算定状況が分かる資料 サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる

訪問	¥.								2011 1-00 (2100 220 2100							人工練習供口	a version for the second	
				該	当指定	定権	者	サービス提供体制	強化加算(訪問看護、訪問	J/)		該	当指定	定権者	ř	介護職員外	0.週改善加算	
		添付文書の種類	A 県		C 市				様式の有無	備考					E F		様式の有無	備考
必当		算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料			0				あり (C市)									
要形なり	2	由途内容に係りがわいてとた伊証士と			П			○ 誓約書 (F市)	あり (F市)				1					
文明		加算申請に係る担当者の連絡先が分か	0					担当者連絡票(A県)	あり (A県)						0	連絡票(F市)	あり (F市)	
		る資料 事業所の提供するサービスの種類及び				1	1											
	4	内容が分かる資料																
	5	事業所の資格が分かる資料																
	6	事業所の規模が分かる資料																
	7	事業所の設備状況が分かる資料				-							4					
	8	LIFEに登録していることが分かる資料																
事業所	9	緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料																
の運営状	10	24時間対応できる体制にあることが分かる資料									L							
況を 知	11	外部の事業所と連携していることが分 かる資料																
る上で必	12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料																
要な文		サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料																
書	14	事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料										0		()	就業規則(B県、E市) 給与規定(E市)		
	15	職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料		0	0		0	研修の実施計画(B県、C市、E 市)										
	16	会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料		0	0		0	会議の記録(B県、E市) 会議の予定表(C市、E市)										
	17	健康診断を定期的に実施していること が分かる資料		0			0	健康診断実施名簿(E市)										
ĝ	į	職員の動務実態が分かる資料	0	0	0		0	勤務形態一覧表(A県、C市、E ○ 市) 組織体制図(A県)	あり (国様式) あり (B県)									
書名	1	職員の資格が分かる資料					0	資格証の写し又は修了証の写し (E市)										
7		職員の経験年数が分かる資料		0	0		0	○ 実務経験証明書 (C市) 勤続年数証明書 (E市)	あり (長崎市)									
A P	21	利用者の要介護度等が分かる資料																
要もない	22	利用者の平均利用期間が分かる資料																
文名書名	23	利用者の加算の算定状況が分かる資料																
	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料																

訪問系 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所連携 介護職員等特定処遇改善加算 該当指定権者 該当指定権者 添付文書の種類 A B C D E 県 県 市 市 市 B C D E 県 市 市 具体例 様式の有無 備考 具体例 様式の有無 備考 算定要件の達成状況を一覧でチェック ※ 事 務 な 処 2 曹請内容に偽りがないことを保証する 2 責料 ロ 申請内容に偽りがないことを保証する 2 責料 加算申請に係る担当者の連絡先が分かる音料 するための資料 あり (F市) ○ 誓約書 (F市) 連絡票(F市) あり (F市) 担当者連絡票(A県) あり (A県) る資料 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料 5 事業所の資格が分かる資料 6 事業所の規模が分かる資料 7 事業所の設備状況が分かる資料 8 LIFEに登録していることが分かる資料 9 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料 業 の 運 24時間対応できる体制にあることが分 10 か ス ※ ※ ※ かる資料 営状 定期巡回・随時対応型訪 況 外部の事業所と連携していることが分 かる資料 問介護看護事業所との連 原本証明が必要 (F市) 携契約書の写し(C市、F 知 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 正期巡回・総両列が至め向介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と 13 の間の情報伝達・報告体制を整備して 上 必 要 文 いることが分かる資料 事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料 就業規則(B県、E市) 給与規定(E市) 15 職員の研修計画を策定し研修を実施していることが分かる資料 16 会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料 17 健康診断を定期的に実施していること が分かる資料 職 18 職員の勤務実態が分かる資料 を 19 職員の資格が分かる資料 20 職員の経験年数が分かる資料 用 21 利用者の要介護度等が分かる資料 22 利用者の平均利用期間が分かる資料 X を 書 知 23 利用者の加算の算定状況が分かる資料 サービス提供を終了した利用者が他の 24 介護サービスに移行したことが分かる

訪問系 LIFEへの登録 該当指定権者 該当指定権者 添付文書の種類 B C D E 市 市 A B C D E 県 県 市 市 市 具体例 様式の有無 備考 具体例 様式の有無 備考 ※ 事 1 算定要件の達成状況を一覧でチェック 1 するための資料 で まための資料 で まための資料 で 単語内容に偽りがないことを保証する 2 費割 加厚申請に係る担当者の連絡先が分かる 2 責料 担当者連絡票(A県) あり (A県) 事業所の提供するサービスの種類及び ○ 運営規程 (F市) ○ 運営規程 (F市) 内容が分かる資料 5 事業所の資格が分かる資料 6 事業所の規模が分かる資料 7 事業所の設備状況が分かる資料 事業所の事業所番号が確 8 LIFEに登録していることが分かる資料 認できることが必要(B リーンショット (B県) 9 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料 業 の 運 24時間対応できる体制にあることが分 10 か ス ※ ※ ※ かる資料 営状 11 外部の事業所と連携していることが分 かる資料 知 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 正期巡回・総両列が至め向介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と 13 の間の情報伝達・報告体制を整備して 上 必 要 文 いることが分かる資料 事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料 15 職員の研修計画を策定し研修を実施していることが分かる資料 16 会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料 17 健康診断を定期的に実施していること が分かる資料 職 18 職員の勤務実態が分かる資料 を 19 職員の資格が分かる資料 20 職員の経験年数が分かる資料 用 21 利用者の要介護度等が分かる資料 22 利用者の平均利用期間が分かる資料 X を 書 知 23 利用者の加算の算定状況が分かる資料 る サービス提供を終了した利用者が他の 24 介護サービスに移行したことが分かる

職員の欠員による減算の状況 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応 該当指定権者 該当指定権者 添付文書の種類 B C D E 市 市 B C D E 中 市 旦体例 様式の有無 備者 旦体例 様式の有無 備素 必 事 1 算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料 中請内容に偽りがないことを保証する 2 程 加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料 ○ 誓約書 (F市) あり (F市) ○ 誓約書 (F市) あり (F市) 担当者連絡票(A県) 担当者連絡票(A県) 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料 5 事業所の資格が分かる資料 6 事業所の規模が分かる資料 あり(国様式) 7 事業所の設備状況が分かる資料 業 8 LIFEに登録していることが分かる資料 の 9 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料 運 営状 10 24時間対応できる体制にあることが分 かる資料 況を 11 外部の事業所と連携していることが分かる資料 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 付かかる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と 13 の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料 知 る 上 必 要 文 いることが分かる資料 # 14 事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料 15 職員の研修計画を策定し研修を実施していることが分かる資料 16 会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料 17 健康診断を定期的に実施していること が分かる資料 勤務形態一覧表(全ての 員 18 職員の勤務実態が分かる資料 指定権者) あり (国様式) 組織体制図(A県) 況 を 19 職員の資格が分かる資料 上 で 20 職員の経験年数が分かる資料 利 用 21 利用者の要介護度等が分かる資料 ^{必 の} 22 利用者の平均利用期間が分かる資料 本 (K)
 な 況 を
 書 知
 5 サービス提供を終了! よのにない。 サービス提供を終了した利用者が他の 上 24 介護サービスに移行したことが分かる 資料

通所系

通所系																				
				=4	当指	完加	生老		時間延長+	ナービス体制	ı		=0	: 14; #c	定権	5.去		生活相談員配置等加算	(共生型サービスのみ)	
		添付文書の種類	A 県	В	C ħ	D	Е	F 市		様式の有無	備考	A 県	В	С	D 市	Е		具体例	様式の有無	備考
27 mbr		算定要件の達成状況を一覧でチェック												0					あり (C市)	
必事要務		するための資料 申請内容に偽りがないことを保証する							#5%h db (F+)	+ 11 (F+)			0					#F\$h ## (F+)		
な処文理		資料 加算申請に係る担当者の連絡先が分か	_						誓約書(F市)	あり(F市)								誓約書(F市)	あり (F市)	
書上	-	る資料 事業所の提供するサービスの種類及び	0						担当者連絡票(A県)			0						担当者連絡票(A県)		
	4	内容が分かる資料 事業所の資格が分かる資料				0		0	運営規定(D市、F市)											
		事業所の規模が分かる資料																		
事	7	事業所の設備状況が分かる資料																		
業所の	8	LIFEに登録していることが分かる資料																		
運営	9	緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料																		
状況	110	24時間対応できる体制にあることが分 かる資料																		
を知る上で必要	12	外部の事業所と連携していることが分かる資料 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料																		
女な文書	13	サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料																		
		事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料																		
	115	職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料																		
	16	会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料																		
		健康診断を定期的に実施していること が分かる資料																		
職員の状	18	職員の勤務実態が分かる資料		0	0	0			勤務形態一覧表(B県、C 市、D市)	あり(国様式)		0	0		0	0		勤務形態一覧表(A県、 B県、D市、E市) 組織体制図(A県)	あり(国様式)	
要な文書	19	職員の資格が分かる資料											0		0	0	0	資格証の写し(B県、F 市、D市、E市)		原本証明が必要(F市)
上で	20	職員の経験年数が分かる資料																		
利用	21	利用者の要介護度等が分かる資料																		
安 祆	22	利用者の平均利用期間が分かる資料																		
告ね	23	利用者の加算の算定状況が分かる資料																		
る 上 で	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料																		

通所系				リハビリテーション提供体制加算 リハビ 該当指定権者 該当指定権者												リハビリテーシー	ンマネジメント加算		
			E	該	当挡	旨定相	雀者		リハヒリテーシ	コノ灰状体制川昇			該	当指	定権者	í	リバビリテーショ 	レマホン人ノト加昇	
		添付文書の種類	A 県			D 市		F 市		様式の有無	備考				D II 市市			様式の有無	備考
必事要務	1	算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料												0				あり (C市)	
な処	2	申請内容に偽りがないことを保証する 資料						0	誓約書(F市)	あり (F市)						(誓約書 (F市)	あり (F市)	
文理書上	3	加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料	0						担当者連絡票(A県)			0					担当者連絡票(A県)		
	4	事業所の提供するサービスの種類及び				T									T	Ť			
	5	内容が分かる資料 事業所の資格が分かる資料														t			
	6	事業所の規模が分かる資料																	
事	7	事業所の設備状況が分かる資料																	
業所	8	LIFEに登録していることが分かる資料																	
の運営	9	緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料																	
状 況	10	24時間対応できる体制にあることが分かる資料																	
を知っ	11	外部の事業所と連携していることが分 かる資料																	
る上		定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受				Ī										T			
で 必	12	けようとする計画を策定していること が分かる資料																	
要な文	13	サービス提供責任者と訪問介護員等との間の情報伝達・報告体制を整備していることが分かる資料																	
書	14	事業所における賃全等に関する相定が																	
	15	職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料																	
	16	会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料																	
	17	健康診断を定期的に実施していること が分かる資料																	
職員の状	18	職員の勤務実態が分かる資料	0	0			0	0	勤務形態一覧表(A県、B 県、E市、F市) 組織体制図(A県)	あり(国様式)									
要な文書い況を知る	19	職員の資格が分かる資料		0			0		資格証の写し(B県、E 市)										
立 上 で	20	職員の経験年数が分かる資料																	
利用	21	利用者の要介護度等が分かる資料																	
娄 祆	22	利用者の平均利用期間が分かる資料																	
書 知	23	利用者の加算の算定状況が分かる資料																	
る 上 で	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料																	

生活行為向上リハビリテーション実施加算 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 該当指定権者 該当指定権者 添付文書の種類 B C D E 県 市 市 市 B C D E 市 市 様式の有無 旦体例 様式の有無 旦体例 備素 備素
 必事
 1
 算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料 申請内容に偽りがないことを保証する 2 資料

 本
 2
 資料

 加算申請に係る担当者の連絡先が分かる資料
 3

 本業形の利用・
 1
 あり (C市) あり (C市) ○ 誓約書 (F市) あり (F市) 誓約書 (F市) あり (F市) 担当者連絡票(A県) 担当者連絡票(A県) 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料 5 事業所の資格が分かる資料 6 事業所の規模が分かる資料 事業所の設備状況が分かる資料 業 8 LIFEに登録していることが分かる資料 の 9 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料 運 営状 24時間対応できる体制にあることが分 かる資料 況 を 11 外部の事業所と連携していることが分 かる資料 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 知 る 上 定期巡回・総時可応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と 13 の間の情報伝達・報告体制を整備して 必 要 文 いることが分かる資料 # 14 事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料 15 職員の研修計画を策定し研修を実施していることが分かる資料 16 会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料 17 健康診断を定期的に実施していること が分かる資料 勤務形態一覧表(A県、B 勤務形態一覧表(A県、 員 18 職員の勤務実態が分かる資料 県、C市、D市、F市) あり (国様式) B県、C市、F市) あり(国様式) 組織体制図(A県) 組織体制図(A県) 資格証の写し(B県、C 市、F市) 研修修了証の写し(C 資格証の写し(B県、C を 19 職員の資格が分かる資料 原本証明が必要 (F市) 原本証明が必要 (F市) 市、D市、F市) 上 で 20 職員の経験年数が分かる資料 利 21 利用者の要介護度等が分かる資料 ^{必 の} 22 利用者の平均利用期間が分かる資料 な 況 文 を 23 利用者の加算の算定状況が分かる資料 サービス提供を終了した利用者が他の 上 24 介護サービスに移行したことが分かる 資料

通所系

中重度者ケア体制加算 入浴介助加算(Ⅰ)及び(Ⅱ) 該当指定権者 該当指定権者 添付文書の種類 B C D E 中 市 B C D E 市 市 旦体例 様式の有無 備考 旦体例 様式の有無 備素 必 事 1 算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料 中請内容に偽りがないことを保証する 2 程 加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料 あり (C市) あり (C市) ○ 誓約書 (F市) あり (F市) ○ 誓約書 (F市) あり (F市) 担当者連絡票(A県) 担当者連絡票(A県) 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料 5 事業所の資格が分かる資料 ○ 運営規定 (F市) 6 事業所の規模が分かる資料 浴室の平面図(A県、B 県、C市、D市、E市、F 市) 7 事業所の設備状況が分かる資料 あり (E市) 浴室の写真 (C市、F市) 業 8 LIFEに登録していることが分かる資料 の 9 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料 運 営状 24時間対応できる体制にあることが分 かる資料 況 11 外部の事業所と連携していることが分かる資料 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 付かかる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と 13 の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料 を 知 る 上 必 要 文 いることが分かる資料 # 14 事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料 15 職員の研修計画を策定し研修を実施していることが分かる資料 16 会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料 17 健康診断を定期的に実施していること が分かる資料 勤務形態一覧表(全ての 指定権者) 組織体制図(A県) 員 18 職員の勤務実態が分かる資料 あり (国様式、E市) 資格証の写し(B県、C 原本証明が必要 (F市) を 19 職員の資格が分かる資料 市、F市) 上 で 20 職員の経験年数が分かる資料 利 用 21 利用者の要介護度等が分かる資料 あり (E市) ^{必 の} 22 利用者の平均利用期間が分かる資料 本 (K)
 な 況 を
 書 知
 5 サービス提供を終了! よのにない。 サービス提供を終了した利用者が他の 上 24 介護サービスに移行したことが分かる 資料

通所系

通所系 個別機能訓練加算(1)、(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)及び(Ⅱ) 該当指定権者 該当指定権者 添付文書の種類 B C D E 県 市 市 市 B C D E 県 市 市 市 旦体例 様式の有無 備考 旦体例 様式の有無 備素
 必事
 1
 算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料 申請内容に偽りがないことを保証する 2 資料 加算申請に係る担当者の連絡先が分か 3 変数/
 あり (C市) あり (C市) ○ 誓約書 (F市) あり (F市) 誓約書 (F市) あり (F市) 担当者連絡票(A県) 担当者連絡票(A県) 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料 5 事業所の資格が分かる資料 6 事業所の規模が分かる資料 7 事業所の設備状況が分かる資料 業 8 LIFEに登録していることが分かる資料 の 9 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料 運 営状 24時間対応できる体制にあることが分 かる資料 況 を 11 外部の事業所と連携していることが分 かる資料 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の ○ 医療提供施設との契約書 等の写し (E市) 知 る 上 定期巡回・総時可応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と 13 の間の情報伝達・報告体制を整備して 必 要 文 いることが分かる資料 # 14 事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料 15 職員の研修計画を策定し研修を実施していることが分かる資料 16 会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料 17 健康診断を定期的に実施していること が分かる資料 勤務形態一覧表(全ての 員 18 職員の勤務実態が分かる資料 指定権者) あり(国様式) 組織体制図(A県) 資格証の写し(B県、C を 19 職員の資格が分かる資料 原本証明が必要 (F市) 市、D市、E市、F市) はり師又はきゅう師の場 上 で 20 職員の経験年数が分かる資料 実務経験証明書 (C市) あり (E市) 合のみ (C市、E市) 利 用 21 利用者の要介護度等が分かる資料 ^{必 の} 22 利用者の平均利用期間が分かる資料 文 を 記 文 を と 23 利用者の加算の算定状況が分かる資料 サービス提供を終了した利用者が他の サービス提供を終了した利用者が他の 上 24 介護サービスに移行したことが分かる 資料

听系							ADL維持等加	算〔申出〕の有無			ADL維持等加算III										
	首定要件の達成状況を一覧でチェック		1	定権	$\overline{}$							当指定	\neg	_							
				D 市			具体例	様式の有無	備考			C 市				様式の有無	備考				
# :	1 算定要件の達成状況を一覧でチェックするための資料																				
	9 5 ための資料 申請内容に偽りがないことを保証する 資料					0	誓約書(F市)	あり (F市)						0	誓約書(F市)	あり (F市)					
理上;	加算申請に係る担当者の連絡先が分かる資料	0					担当者連絡票(A県)			0					担当者連絡票(A県)						
	4 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料 5 事業所の資格が分かる資料																				
(6 事業所の規模が分かる資料																				
	7 事業所の設備状況が分かる資料																				
*	8 LIFEに登録していることが分かる資料																				
	9 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料																				
元 1	10 24時間対応できる体制にあることが分 かる資料																				
1 1	11 外部の事業所と連携していることが分 かる資料																				
E 1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受けようとする計画を策定していること																				
<	が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と 13 の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料																				
1	事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料																				
1	15 職員の研修計画を策定し研修を実施していることが分かる資料																				
1	2 会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料																				
1	17 健康診断を定期的に実施していること が分かる資料																				
の	18 職員の動務実態が分かる資料																				
知	19 職員の資格が分かる資料																				
る 上 で	20 職員の経験年数が分かる資料																				
713	21 利用者の要介護度等が分かる資料																				
祆	22 利用者の平均利用期間が分かる資料																				
체	23 利用者の加算の算定状況が分かる資料																				
る 上 で	サービス提供を終了した利用者が他の 24 介護サービスに移行したことが分かる 資料																				

週所系 認知症加算 若年性認知症利用者受入加算																			
	添付文書の種類				当指	定格	者		BOAH	TE/III ST			該	当指足	こ権者	Í	44年1年86年17年	-1770 H X 7 (389)	
		添付文書の種類	A 県	B 県	C 市		E 市		具体例	様式の有無				C 市				様式の有無	備考
必事	1	算定要件の達成状況を一覧でチェック			0					あり (C市)				0				あり (C市)	
要務な処	2	するための資料 申請内容に偽りがないことを保証する						0	折约申 (E士)	あり (F市)				+	+	+	○ 誓約書 (F市)	* U (F±)	
文 理	_	資料 加算申請に係る担当者の連絡先が分か							誓約書(F市)	あり (F用)						,	〇 岩利者 (F市)	あり (F市)	
書上	3	る資料	0						担当者連絡票(A県)			0					担当者連絡票(A県)		
	4	事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料																	
	5	事業所の資格が分かる資料														1			
	6	事業所の規模が分かる資料																	
**	7	事業所の設備状況が分かる資料																	
事業所の	8	LIFEに登録していることが分かる資料																	
の運営	9	緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料																	
1 状況を	10	24時間対応できる体制にあることが分かる資料																	
知	11	外部の事業所と連携していることが分 かる資料																	
る上		定期巡回・随時対応型訪問介護看護の																	
で必	12	けようとする計画を策定していること																	
要		が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と														+			
な文書	13	の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料																	
	14	事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料																	
	15	職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料																	
	16	会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料																	
	17	健康診断を定期的に実施していること が分かる資料																	
職員の状	18	職員の勤務実態が分かる資料	0	0	0	0	0	0	勤務形態一覧表(全ての 指定権者) 組織体制図(A県)	あり(国様式、E市)									
要な文書	19	職員の資格が分かる資料		0	0	0	0	0	研修の修了証の写し(B 県、C市、D市、E市、F 市)		原本証明が必要(F市)								
上で	20	職員の経験年数が分かる資料																	
利用者	21	利用者の要介護度等が分かる資料		0			0			あり (E市)									
必 の要 状	22	利用者の平均利用期間が分かる資料																	
な文書の		利用者の加算の算定状況が分かる資料																	
る 上 で	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料																	

通所系 栄養アセスメント・栄養改善体制 口腔機能向上加算																				
	添付文書の種類			該	当指	定格	者		米養チセスメン			該	当指	定権	者		口腔機用	EIPL工川昇		
		添付文書の種類	A 県		C 市				具体例	様式の有無	備考	A 県	В	С	D	E 市	F 市	具体例	様式の有無	備考
必事	1	算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料			0					あり (C市)				0					あり (C市)	
要 務な 処		申請内容に偽りがないことを保証する						0	誓約書(F市)	あり (F市)							0	誓約書(F市)	あり (F市)	
文理書上	-	資料 加算申請に係る担当者の連絡先が分か	0					_	担当者連絡票(A県)			0						担当者連絡票(A県)		
		る資料 事業所の提供するサービスの種類及び	_						J-J-HAEAUN (VAV)			_)—— HAEMIN (1017)		
	4	内容が分かる資料																		
		事業所の資格が分かる資料 事業所の規模が分かる資料																		
事	7	事業所の設備状況が分かる資料																		
業所	8	LIFEに登録していることが分かる資料																		
の運営	9	緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料																		
状況	10	24時間対応できる体制にあることが分かる資料																		
を知る	11	外部の事業所と連携していることが分 かる資料		0		0	0		連携に係る契約書等(D 市、E市)											
上で	12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること																		
必要		が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と																		
な文書	13	の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料																		
	14	事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料																		
	15	職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料																		
	16	会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料																		
	17	健康診断を定期的に実施していること が分かる資料																		
聯員の状	18	職員の動務実態が分かる資料	0	0	0	0	0	0	勤務形態一覧表(全ての 指定権者) 組織体制図(A県)	あり(国様式)		0	0	0	0	0	0	勤務形態一覧表(全ての 指定権者) 組織体制図(A県)	あり (国様式)	
要な文書	19	職員の資格が分かる資料		0	0	0	0	0	資格証の写し(B県、C 市、D市、E市、F市)		原本証明が必要(F市)		0	0	0	0	0	資格証の写し(B県、C 市、D市、E市、F市)		原本証明が必要(F市)
上	20	職員の経験年数が分かる資料																		
利用	21	利用者の要介護度等が分かる資料									_									
者の要が	22	利用者の平均利用期間が分かる資料																		
ながまれ	23	利用者の加算の算定状況が分かる資料																		
る 上 で	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料																		

通所系	Ŕ																		
	添付文書の種類			該	当指	定権者	í	44字的201	護推進体制加算	1		12	送当指	定権	者		移行	〒支援加算	
		添付文書の種類			C 市	D I 市 市	E F		様式の有無	備考			C 市					様式の有無	備考
必事		算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料			0				あり (C市)				0					あり (C市)	
要 務な 処	2	申請内容に偽りがないことを保証する 資料					C	誓約書 (F市)	あり (F市)							0	誓約書(F市)	あり (F市)	
文理書上		加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料	0					担当者連絡票(A県)			0						担当者連絡票(A県)		
	4	事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料 事業所の資格が分かる資料																	
	6	事業所の規模が分かる資料																	
事	7	事業所の設備状況が分かる資料																	
業所	8	LIFEに登録していることが分かる資料																	
の運営	9	緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料																	
状況	10	24時間対応できる体制にあることが分かる資料																	
を知る	11	外部の事業所と連携していることが分 かる資料									0	0							
上で必	12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料																	
要な文	13	サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料																	
#	14	事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料																	
	15	職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料																	
	16	会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料																	
	17	健康診断を定期的に実施していること が分かる資料																	
職員の必	18	職員の勤務実態が分かる資料																	
要な文書	19	職員の資格が分かる資料																	
" &	20	職員の経験年数が分かる資料																	
利用	21	利用者の要介護度等が分かる資料					l												
安初	22	利用者の平均利用期間が分かる資料									0	0							
害 为	23	利用者の加算の算定状況が分かる資料																	
る 上 て	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料					I				0	0							

通所系																				
	添付文書の種類			該	当指	定権	者		ケーヒス提供体制強化	が が が が が が が に が に に に に に に に に に に に に に			該	当指	定権	者		21 護城貝ダ	U.西以晋川昇	
		添付文書の種類		В	C 市	D	Ε		具体例	様式の有無	備考	A 県	В	C 市	D	Е	F 市	具体例	様式の有無	備考
必事	1	算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料			0					あり (C市)										
要 務な 処	Н	申請内容に偽りがないことを保証する						0	誓約書(F市)	あり (F市)										
文理書上	H	資料 加算申請に係る担当者の連絡先が分か	0					_	担当者連絡票(A県)								0	連絡票(F市)	あり (F市)	
		る資料 事業所の提供するサービスの種類及び)三马克廷和赤 (八米)									在相示 (117)	(1 (I))	
	4	内容が分かる資料 事業所の資格が分かる資料																		
		事業所の規模が分かる資料																		
事	7	事業所の設備状況が分かる資料																		
業所	8	LIFEに登録していることが分かる資料																		
の運営	9	緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料																		
状況	10	24時間対応できる体制にあることが分 かる資料																		
を知る	11	外部の事業所と連携していることが分 かる資料																		
上		定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受																		
で必要	12	けようとする計画を策定していること が分かる資料																		
な 文	13	サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料																		
書	14	事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料											0			0		就業規則(B県、E市) 給与規定(E市)		
	15	職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料																		
	16	会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料																		
	17	健康診断を定期的に実施していること が分かる資料																		
節員の状	18	職員の勤務実態が分かる資料	0		0		0	0	勤務形態一覧表(A県、C 市、E市) 組織体制図(A県)	あり(国様式)										
要な文書	19	職員の資格が分かる資料		0	0		0	0	資格証の写し(B県、C 市、E市)	あり (B県)										
E T	20	職員の経験年数が分かる資料		0	0		0	0	動続年数証明書類(E 市) 実務経験証明書(C市)	あり(B県)										
利用者	21	利用者の要介護度等が分かる資料																		
必の要状	22	利用者の平均利用期間が分かる資料																		
告ね	23	利用者の加算の算定状況が分かる資料																		
る 上 で	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料																		

通所系	_																			
			H	該	当指	定権	者		介護職員等物	f定処遇改善加算			120	5 当指	定格	者		施設等区分(事	業所規模)の変更	
		添付文書の種類	A 県	В	С	D 市	Ε		具体例	様式の有無	備考	A 県	В	C 市	D	Е			様式の有無	備考
必事	1	算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料												0					あり (C市)	
要 務 処 理	4	申請内容に偽りがないことを保証する 資料												0			0	誓約書(C市、F市)	あり (F市)	
書上		加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料						0	連絡票(F市)	あり (F市)		0						担当者連絡票(A県)		
	4	事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料																		
		事業所の資格が分かる資料 事業所の規模が分かる資料											0	0	0			事業所規模区分確認表 (D市) 事業所規模点検書(C 市)	あり(A県、B県)	
事	7	事業所の設備状況が分かる資料																		
業所の	8	LIFEに登録していることが分かる資料																		
運営	9	緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料																		
状況	10	24時間対応できる体制にあることが分 かる資料																		
を知る上で必	11	外部の事業所と連携していることが分かる資料 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料																		
要な文書		サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料																		
-	14	事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料		0			0		就業規則(B県、E市) 給与規定(E市)											
	15	職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料																		
	16	会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料																		
	17	健康診断を定期的に実施していること が分かる資料																		
職員の状	18	職員の勤務実態が分かる資料																		
要な文書の記を知る	19	職員の資格が分かる資料																		
上で	20	職員の経験年数が分かる資料																		
利用	21	利用者の要介護度等が分かる資料																		
安 仄	22	利用者の平均利用期間が分かる資料																		
告ね	23	利用者の加算の算定状況が分かる資料																		
る 上 で	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料																		

通所系	Ę																		
				該	当指	定権	者		運動器機	能向上体制			該	当指足	2権	者	選択的サート	ス複数実施加算	
		添付文書の種類	A 県	В	С	D 市	Ε		具体例	様式の有無	備考		В	C 市	D	Е		様式の有無	備考
必事要務		するための具件			0					あり (C市)									
な処文理	2	質料				L		0	誓約書(F市)	あり (F市)						4	≦約書 (F市)	あり (F市)	
書上		加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料	0						担当者連絡票(A県)			0					担当者連絡票(A県)		
	4	事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料 事業所の資格が分かる資料																	
	6	事業所の規模が分かる資料																	
事	7	事業所の設備状況が分かる資料																	
業所の	8	LIFEに登録していることが分かる資料				L													
運営	9	緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料																	
状況	10	24時間対応できる体制にあることが分 かる資料																	
を 知 る	11	かる資料																	
上で必必	12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料																	
要な文書	13	サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料																	
-	14	事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料																	
	15	職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料																	
	16	会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料																	
	17	健康診断を定期的に実施していること が分かる資料																	
明員の状	18	職員の勤務実態が分かる資料	0	0	0	0	0	0	勤務形態―覧表(全ての 指定権者) 組織体制図(A県)	あり(国様式)									
要な文書	19	職員の資格が分かる資料		0	0	0	0		資格証の写し(B県、C 市、D市、E市、F市)	原本証明が必要(F市)									
±	20	職員の経験年数が分かる資料												Ī	\int				
利用	21	利用者の要介護度等が分かる資料																	
要状	22	利用者の平均利用期間が分かる資料																	
な	23	利用者の加算の算定状況が分かる資料																	
る 上 で	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料																	

通所系																				
				該	当指	定権	老		LIFE	への登録				該当	指定	梅老	f	ş	<u> </u>	
		添付文書の種類	A 県	В	С	D 市	Е		具体例	様式	の有無	備考	A 県	В	0 0) E			様式の有無	備考
必事		算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料																		
要 務 処 文 理		申請内容に偽りがないことを保証する 資料																		
書上	3	加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料	0					担当者連	絡票(A県)				0					担当者連絡票(A県)		
	4	事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料 事業所の資格が分かる資料															0	運営規定(F市)		
		事業所の規模が分かる資料															İ			
_	7	事業所の設備状況が分かる資料																		
事業所の	8	LIFEに登録していることが分かる資料		0					プイン時画面のス ショット(B											
の運営	9	緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料																		
状況	110	24時間対応できる体制にあることが分 かる資料																		
を知る上で必	12	外部の事業所と連携していることが分かる資料 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料																		
要な文書	13	サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料																		
-		事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料																		
		職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料																		
	16	会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料																		
		健康診断を定期的に実施していること が分かる資料																		
職員の状	18	職員の勤務実態が分かる資料																		
要な文書	19	職員の資格が分かる資料																		
上で	20	職員の経験年数が分かる資料																		
利用	21	利用者の要介護度等が分かる資料																		
安 仏	22	利用者の平均利用期間が分かる資料																		
告ね	23	利用者の加算の算定状況が分かる資料																		
る 上 で	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料																		

通所系											
				該	当指	定格	者		事業 所評 価加	算(申出)の有無	
		添付文書の種類	A 県	B 県	C 市	D	E 市	F 市	具体例	様式の有無	備考
必事	1	算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料									
要務な処	2	申請内容に偽りがないことを保証する						0	誓約書(F市)	あり (F市)	
文 理書 上	2	資料 加算申請に係る担当者の連絡先が分か	_						和业业本体票(4月)		
# T	3	る資料	0						担当者連絡票(A県)		
	4	事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料									
	5	事業所の資格が分かる資料									
	6	事業所の規模が分かる資料									
_	7	事業所の設備状況が分かる資料									
事業所の	8	LIFEに登録していることが分かる資料									
の運営	9	緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料									
状況を	10	24時間対応できる体制にあることが分かる資料									
知る	11	かる資料									
上		定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受									
で必	12	けようとする計画を策定していること									
要		が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と									
な文書	13	の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料									
	14	事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料									
	15	職員の研修計画を策定し研修を実施し									
		ていることが分かる資料									
	16	会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料									
	17	健康診断を定期的に実施していること が分かる資料									
職員の状	18	職員の勤務実態が分かる資料									
要が	19	職員の資格が分かる資料									
上	20	職員の経験年数が分かる資料									
利用者		利用者の要介護度等が分かる資料									
必要な	1	利用者の平均利用期間が分かる資料									
文 を 書 知	23	利用者の加算の算定状況が分かる資料									
る 上 で		サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料									

5.1.2 調査結果 (短期入所サービス)

短期入	所								夜間勤狠	务条件基準						職員の欠員に	よる減算の状況	
		添付文書の種類	Α			定権 D		F	具体例	様式の有無	備考	Α		E権者 D E		具体例	様式の有無	備考
			県	県	市	市	市	市	XIT V	195-24-5 13 711	. J			के त			19520-2 13 ///	V. 010
必事		算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料																
要務 な処 文理	21	申請内容に偽りがないことを保証する 資料						0	誓約書(F市)	あり (F市)					0	誓約書(F市)	あり (F市)	
書上		加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料	0						担当者連絡票(A県)			0				担当者連絡票(A県)		
		事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料																
		事業所の資格が分かる資料																
	6	事業所の規模が分かる資料																
事業所		事業所の設備状況が分かる資料 LIFEに登録していることが分かる資料																
の運		MR を																
営状	9	いることが分かる資料																
況 を		24時間対応できる体制にあることが分 かる資料																
知 る	111	外部の事業所と連携していることが分 かる資料																
上で必	12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること																
要な		が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と													-			
文書	13	の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料																
	14	事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料																
		職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料																
		会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料																
		健康診断を定期的に実施していること が分かる資料																
職員の状		職員の勤務実態が分かる資料	0		0		0	0	勤務形態一覧表(A県、E 市、F市) 組織体制図(A県) 勤務票(C市)	あり(国様式)				C	0	勤務形態一覧表(E市、 F市)		
要な文書伝況を知る	19	職員の資格が分かる資料																
上で	20	職員の経験年数が分かる資料																
用	21	利用者の要介護度等が分かる資料																
要状	22	利用者の平均利用期間が分かる資料													Ī			
な 況 文 を 書 知	23	利用者の加算の算定状況が分かる資料																
る 上 で	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料																
そ	25	地域に貢献した活動実績													I			
の他	26	職員の加配が確認できる書類																

短期入所 共生型サービスの提供 (短期入所事業所) ユニットケア体制 該当指定権者 添付文書の種類 具体例 様式の有無 備考 A B C D E F 県 県 市 市 市 具体例 様式の有無 備考 1 算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料
 よ事
 するための資料

 要務
 2 申請内容に偽りがないことを保証する

 2 資料
 計

 番上
 加算申請に係る担当者の連絡先が分か
 ○ 誓約書 (F市) あり (F市) ○ 誓約書 (F市) あり (F市) 3 加算申請に係る担当者の連絡先が分か る盗料 担当者連絡票(A県) 担当者連絡票(A県) る資料 4 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料 5 事業所の資格が分かる資料 6 事業所の規模が分かる資料 7 事業所の設備状況が分かる資料 所 8 LIFEに登録していることが分かる資料 9 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料 24時間対応できる体制にあることが分 況 かる資料 11 外部の事業所と連携していることが分かる資料 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 知 る 12 指定を合わせて受けている/指定を受けようとする計画を策定していること が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と 13 の間の情報伝達・報告体制を整備して な # いることが分かる資料 事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料 15 職員の研修計画を策定し研修を実施していることが分かる資料 会議や委員会を定期的に開催している 17 健康診断を定期的に実施していること が分かる資料 勤務形態一覧表 (E市、F あり (国様式) 市) 18 職員の勤務実態が分かる資料 研修修了証の写し(E 市、F市) 19 職員の資格が分かる資料 原本証明が必要 (F市) 文書 る で 20 職員の経験年数が分かる資料 利 21 利用者の要介護度等が分かる資料 者 2 2 利用者の平均利用期間が分かる資料 要 状 な 況 文 を 23 利用者の加算の算定状況が分かる資料 ま 知 5 サービス提供を終了した利用者が他の ク 演費・ビスに移行したことが分かる 資料 資料 25 地域に貢献した活動実績 他 26 職員の加配が確認できる書類

短期入所 生活相談員配置等加算 生活機能向上連携加算 該当指定権者 添付文書の種類 具体例 様式の有無 備考 A B C D E F 県 市 市 市 市 具体例 様式の有無 備考 算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料
 よ事
 するための資料

 要務
 2 申請内容に偽りがないことを保証する

 2 資料
 計

 番上
 加算申請に係る担当者の連絡先が分か
 ○ 誓約書 (F市) あり (F市) ○ 誓約書 (F市) あり (F市) 3 加算申請に係る担当者の連絡先が分か スペギ 担当者連絡票(A県) 担当者連絡票(A県) る資料 4 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料 5 事業所の資格が分かる資料 6 事業所の規模が分かる資料 7 事業所の設備状況が分かる資料 所 8 LIFEに登録していることが分かる資料 9 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料 運営 状 24時間対応できる体制にあることが分 況 かる資料 11 外部の事業所と連携していることが分かる資料 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 知 る 12 指定を合わせて受けている/指定を受けようとする計画を策定していること 要 が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と 13 の間の情報伝達・報告体制を整備して な 書 いることが分かる資料 事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料 15 戦員の研修計画を策定し研修を実施しているエレポハナでで ていることが分かる資料 会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料 17 健康診断を定期的に実施していること が分かる資料 勤務形態一覧表(E市、F あり (国様式) 18 職員の勤務実態が分かる資料 勤務票(C市) の 状 資格証の写し(E市、F 19 職員の資格が分かる資料 原本証明が必要 (F市) 文書 市) る で 20 職員の経験年数が分かる資料 利 21 利用者の要介護度等が分かる資料 者 の の 22 利用者の平均利用期間が分かる資料 要 状 な 況 文 を 23 利用者の加算の算定状況が分かる資料 カ カ サービス提供を終了した利用者が他の サービス提供を終了した利用者が他の 24 介護サービスに移行したことが分かる 資料 25 地域に貢献した活動実績 他 26 職員の加配が確認できる書類

短期入	所							AGN DAY MAY I	+11c vite (1, 4, 1)								mpul 48.	Seam 6+ (Luku)	
		ぶけ立まの紙類			定権			付送 羽ビ お川 お	東指導体制 			該	当指	定権	者		1回万9 校月	l 訓練体制	
		添付文書の種類		C 市	D 市	E 市		具体例	様式の有無		A 県	B 県		D 市		F 市	具体例	様式の有無	備考
必事		算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料																	
要 務 な 型		申請内容に偽りがないことを保証する 資料					0	誓約書(F市)	あり (F市)							0	誓約書(F市)	あり (F市)	
書上		加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料	0					担当者連絡票(A県)			0						担当者連絡票(A県)		
		事業所の提供するサービスの種類及び																	
		内容が分かる資料事業所の資格が分かる資料																	
	6	事業所の規模が分かる資料																	
事業	7	事業所の設備状況が分かる資料																	
所の		LIFEに登録していることが分かる資料																	
運営 4		緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料																	
状況を	101	24時間対応できる体制にあることが分 かる資料																	
知る上	11	外部の事業所と連携していることが分 かる資料																	
で 必	12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること																	
	13	が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して																	
書	14	いることが分かる資料 事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料																	
	15	職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料																	
		会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料																	
		健康診断を定期的に実施していることが分かる資料																	
職員の状		職員の勤務実態が分かる資料	0	0		0	0	勤務形態一覧表(A県、E 市、F市) 組織体制図(A県) 勤務票(C市)	あり(国様式)						0	0	勤務形態一覧表(E市、 F市)	あり(国様式)	
要況	19	職員の資格が分かる資料				0	0	資格証の写し(E市、F 市)	あり (E市)	原本証明が必要(F市) はり師又はきゅう師の場 合は経歴書(E市)					0	0	資格証の写し(E市、F 市)	あり (E市)	原本証明が必要(F市) はり師又はきゅう師の場 合は経歴書(E市)
上	20	職員の経験年数が分かる資料																	
利用者	21	利用者の要介護度等が分かる資料																	
必 の 要 状	22	利用者の平均利用期間が分かる資料									_								
な況を書知	23	利用者の加算の算定状況が分かる資料																	
る 上 で	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料																	
÷.	25	地域に貢献した活動実績																	
他	26	職員の加配が確認できる書類																	

短期入所 看護体制加算 | 又は ||| 看護体制加算 II 又はIV 該当指定権者 添付文書の種類 具体例 様式の有無 備考 A B C D E 県 市 市 市 具体例 様式の有無 備考 B C D E 県 市 市 市 算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料 あり (F市) あり (C市)
 よ事
 するための資料

 要務
 2 申請内容に偽りがないことを保証する

 2 資料
 計

 番上
 加算申請に係る担当者の連絡先が分か
 ○ 誓約書 (F市) あり (F市) ○ 誓約書 (F市) あり (F市) 3 加算申請に係る担当者の連絡先が分か スペギ 担当者連絡票(A県) 担当者連絡票(A県) る資料 4 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料 5 事業所の資格が分かる資料 6 事業所の規模が分かる資料 7 事業所の設備状況が分かる資料 所 8 LIFEに登録していることが分かる資料 9 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料 運 24時間対応できる体制にあることが分 況 かる資料 11 外部の事業所と連携していることが分 かる資料 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 知 る 12 指定を合わせて受けている/指定を受けようとする計画を策定していること 要 が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と 13 の間の情報伝達・報告体制を整備して な 書 いることが分かる資料 事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料 15 戦員の研修計画を策定し研修を実施しているエレポハナでで ていることが分かる資料 会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料 17 健康診断を定期的に実施していること が分かる資料 勤務形態一覧表(A県、E 勤務形態一覧表(A県、 市、F市) 組織体制図(A県) 18 職員の勤務実態が分かる資料 あり(国様式) ○ E市、F市) あり (国様式) 組織体制図(A県) 勤務票(C市) 資格証の写し(E市、F 資格証の写し(E市、F 19 職員の資格が分かる資料 原本証明が必要 (F市) 原本証明が必要 (F市) 文書 市) る で 20 職員の経験年数が分かる資料 利 21 利用者の要介護度等が分かる資料 者 2 22 利用者の平均利用期間が分かる資料 要 状 な 況 文 を 書 知 23 利用者の加算の算定状況が分かる資料 23 利用者の加算の算定状況が分かる資料 サービス提供を終了した利用者が他の 24 介護サービスに移行したことが分かる 資料 25 地域に貢献した活動実績 他 26 職員の加配が確認できる書類

短期入所 医療連携強化加算 夜勤職員配置加算 該当指定権者 具体例 様式の有無 備考 A B C D E 県 市 市 市 具体例 様式の有無 備考 算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料
 よ事
 するための資料

 要務
 2 申請内容に偽りがないことを保証する

 2 資料
 計

 番上
 加算申請に係る担当者の連絡先が分か
 ○ 誓約書 (F市) あり (F市) ○ 誓約書 (F市) あり (F市) 加算申請に係る担当者の連絡先が分か ス ※※**! 担当者連絡票(A県) 担当者連絡票(A県) る資料 4 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料 5 事業所の資格が分かる資料 6 事業所の規模が分かる資料 7 事業所の設備状況が分かる資料 所 8 LIFEに登録していることが分かる資料 9 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料 運 24時間対応できる体制にあることが分 況 かる資料 11 外部の事業所と連携していることが分 かる資料 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 知 緊急時の対応方法を明記 る (E市) 12 指定を合わせて受けている/指定を受けようとする計画を策定していること 要 が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と 13 の間の情報伝達・報告体制を整備して な 書 いることが分かる資料 事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料 15 戦員の研修計画を策定し研修を実施しているエレポハナでで ていることが分かる資料 会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料 17 健康診断を定期的に実施していること が分かる資料 勤務形態一覧表(A県、 員及び夜勤時間帯の勤務 E市、F市) 組織体制図(A県) 18 職員の勤務実態が分かる資料 あり (国様式) 時間だけを記入したもの を全従業者分とは別に用 勤務票(C市) 19 職員の資格が分かる資料 文書 る で 20 職員の経験年数が分かる資料 利 21 利用者の要介護度等が分かる資料 者 22 利用者の平均利用期間が分かる資料 要 状 な 況 文 を 書 知 23 利用者の加算の算定状況が分かる資料 サービス提供を終了した利用者が他の 24 介護サービスに移行したことが分かる 資料 25 地域に貢献した活動実績 登録特定行為事業者等の 他 26 職員の加配が確認できる書類 登録証等の添付は不要 (E市)

短期入所 テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準(従来型) テクノロジーの導入(夜勤職員配置加算関係) 該当指定権者 添付文書の種類 具体例 様式の有無 備考 A B C D E 県 県 市 市 市 具体例 様式の有無 備考 算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料
 よ事
 するための資料

 要務
 2 申請内容に偽りがないことを保証する

 2 資料
 計

 番上
 加算申請に係る担当者の連絡先が分か
 ○ 誓約書 (F市) あり (F市) 3 加算申請に係る担当者の連絡先が分か スペギ 担当者連絡票(A県) る資料 4 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料 5 事業所の資格が分かる資料 6 事業所の規模が分かる資料 7 事業所の設備状況が分かる資料 所 8 LIFEに登録していることが分かる資料 9 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料 運営 24時間対応できる体制にあることが分 況 かる資料 11 外部の事業所と連携していることが分かる資料 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 知 る 12 指定を合わせて受けている/指定を受けようとする計画を策定していること 要な が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と 13 の間の情報伝達・報告体制を整備して 書 いることが分かる資料 事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料 15 職員の研修計画を策定し研修を実施していることが分かる資料 会議や委員会を定期的に開催している 議事概要(A県) ことが分かる資料 17 健康診断を定期的に実施していること が分かる資料 18 職員の勤務実態が分かる資料 勤務票(C市) の 状 19 職員の資格が分かる資料 文書 る で 20 職員の経験年数が分かる資料 利 21 利用者の要介護度等が分かる資料 者 2 2 利用者の平均利用期間が分かる資料 要 状 な 況 文 を 23 利用者の加算の算定状況が分かる資料 ま 知 5 サービス提供を終了した利用者が他の ク 演費・ビスに移行したことが分かる 資料 資料 25 地域に貢献した活動実績 他 26 職員の加配が確認できる書類

短期入所 若年性認知症利用者受入加算 該当指定権者 添付文書の種類 具体例 様式の有無 備考 A B C D E F 県 市 市 市 市 具体例 様式の有無 備考 1 算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料
 よ事
 するための資料

 要務
 2 申請内容に偽りがないことを保証する

 2 資料
 計

 番上
 加算申請に係る担当者の連絡先が分か
 ○ 誓約書 (F市) あり (F市) ○ 誓約書 (F市) あり (F市) 3 加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料 担当者連絡票(A県) 担当者連絡票(A県) 4 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料 5 事業所の資格が分かる資料 6 事業所の規模が分かる資料 □ 車検証の写し (F市) 車両の写真 (F市) 7 事業所の設備状況が分かる資料 所 8 LIFEに登録していることが分かる資料 9 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料 運営 24時間対応できる体制にあることが分 況 かる資料 11 外部の事業所と連携していることが分かる資料 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 知 る 12 指定を合わせて受けている/指定を受けようとする計画を策定していること 要な が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と 13 の間の情報伝達・報告体制を整備して # いることが分かる資料 事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料 15 職員の研修計画を策定し研修を実施していることが分かる資料 会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料 17 健康診断を定期的に実施していること が分かる資料 18 職員の勤務実態が分かる資料 ○ 勤務形態一覧表 (F市) あり (国様式) 19 職員の資格が分かる資料 文書 る で 20 職員の経験年数が分かる資料 利 21 利用者の要介護度等が分かる資料 者 2 2 利用者の平均利用期間が分かる資料 要 状 な 況 文 を 23 利用者の加算の算定状況が分かる資料 ま 知 5 サービス提供を終了した利用者が他の ク 演費・ビスに移行したことが分かる 資料 資料 25 地域に貢献した活動実績 他 26 職員の加配が確認できる書類

短期入所 療養食加算 認知症専門ケア加算 該当指定権者 添付文書の種類 具体例 様式の有無 備考 A B C D E F 県 市 市 市 市 具体例 様式の有無 B C D E 県 市 市 市 備考 算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料
 よ事
 するための資料

 要務
 2 申請内容に偽りがないことを保証する

 2 資料
 計

 番上
 加算申請に係る担当者の連絡先が分か
 ○ 誓約書 (F市) あり (F市) ○ 誓約書 (F市) あり (F市) 3 加算申請に係る担当者の連絡先が分か スペギ 担当者連絡票(A県) 担当者連絡票(A県) る資料 4 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料 5 事業所の資格が分かる資料 6 事業所の規模が分かる資料 7 事業所の設備状況が分かる資料 所 8 LIFEに登録していることが分かる資料 9 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料 運 状 24時間対応できる体制にあることが分 況 かる資料 11 外部の事業所と連携していることが分 かる資料 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 知 る 12 指定を合わせて受けている/指定を受けようとする計画を策定していること 要 が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と 13 の間の情報伝達・報告体制を整備して な 書 いることが分かる資料 事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料 15 取員の研修計画を策定し研修を実施し ているエレがハムマップ ていることが分かる資料 会議や委員会を定期的に開催している 会議の予定表等 (E市) 17 健康診断を定期的に実施していること が分かる資料 勤務形態一覧表 (E市、F あり (国様式) 18 職員の勤務実態が分かる資料 ○ 勤務形態一覧表 (F市) あり (国様式) ○ ○ 研修終了証の写し(E 市、F市) 資格証の写し(E市、F 19 職員の資格が分かる資料 原本証明が必要 (F市) 文書 る で 20 職員の経験年数が分かる資料 日常生活自立度ランクIII 利 21 利用者の要介護度等が分かる資料 以上の入所者の割合が確 あり (E市) 認できる書類(E市) 者 2 2 利用者の平均利用期間が分かる資料 要 状 な 況 文 を 書 知 る サービス提供を終了した利用者が他の 23 利用者の加算の算定状況が分かる資料 サービス提供を終了した利用者が他の 24 介護サービスに移行したことが分かる 資料 25 地域に貢献した活動実績 他 26 職員の加配が確認できる書類

短期入所 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)、(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(III) 該当指定権者 具体例 様式の有無 備考 具体例 様式の有無 B C D E 県市市市市 備考 算定要件の達成状況を一覧でチェック あり (C市) あり (C市) するための資料 ○ 誓約書 (F市) あり (F市) ○ 誓約書 (F市) あり (F市) 3 加算申請に係る担当者の連絡先が分か スペギ 担当者連絡票(A県) 担当者連絡票(A県) る資料 4 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料 5 事業所の資格が分かる資料 6 事業所の規模が分かる資料 7 事業所の設備状況が分かる資料 所 8 LIFEに登録していることが分かる資料 9 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料 運 24時間対応できる体制にあることが分 況 かる資料 11 外部の事業所と連携していることが分 かる資料 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 知 る 12 指定を合わせて受けている/指定を受けようとする計画を策定していること が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と 13 の間の情報伝達・報告体制を整備して な 書 いることが分かる資料 事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料 15 戦員の研修計画を策定し研修を実施しているエレポハナでで ていることが分かる資料 会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料 17 健康診断を定期的に実施していること が分かる資料 勤務票(C市) 勤務票(C市) 勤務形態一覧表(E市) 勤務形態一覧表(E市) 18 職員の勤務実態が分かる資料 前年度分の職員の割合が 前年度分の職員の割合が 確認できる書類(E市) 確認できる書類(E市) 19 職員の資格が分かる資料 ○ 資格証の写し (E市) ○ ○ 資格証の写し (E市) 文書 る ○ 動続年数証明書類 (E 勤続年数証明書類(E で 20 職員の経験年数が分かる資料 市) 利 21 利用者の要介護度等が分かる資料 者 22 利用者の平均利用期間が分かる資料 要 状 な 況 文 を 書 知 23 利用者の加算の算定状況が分かる資料 サービス提供を終了した利用者が他の 24 介護サービスに移行したことが分かる 資料 25 地域に貢献した活動実績 他 26 職員の加配が確認できる書類

短期入所 併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況 介護職員処遇改善加算 該当指定権者 添付文書の種類 具体例 様式の有無 備考 A B C D E F 県 市 市 市 市 具体例 様式の有無 備考 算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料
 よ事
 するための資料

 要務
 2 申請内容に偽りがないことを保証する

 2 資料
 計

 番上
 加算申請に係る担当者の連絡先が分か
 ○ 誓約書 (F市) あり (F市) 3 加算申請に係る担当者の連絡先が分か スペギ 担当者連絡票(A県) 連絡票(F市) あり (F市) る資料 4 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料 キャリアパス要件の適合 就業規則や給与規程等 5 事業所の資格が分かる資料 状況を確認できる書類 (E市) (E市) 6 事業所の規模が分かる資料 7 事業所の設備状況が分かる資料 所 8 LIFEに登録していることが分かる資料 9 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料 運 24時間対応できる体制にあることが分 況 かる資料 11 外部の事業所と連携していることが分かる資料 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 知 る 12 指定を合わせて受けている/指定を受けようとする計画を策定していること 要 が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と 13 の間の情報伝達・報告体制を整備して な 書 いることが分かる資料 事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料 15 戦員の研修計画を策定し研修を実施しているエレポハナでで ていることが分かる資料 会議や委員会を定期的に開催している 17 健康診断を定期的に実施していること が分かる資料 18 職員の勤務実態が分かる資料 19 職員の資格が分かる資料 文書 る で 20 職員の経験年数が分かる資料 利 21 利用者の要介護度等が分かる資料 者 の の 22 利用者の平均利用期間が分かる資料 要 状 な 況 文 を 23 利用者の加算の算定状況が分かる資料 カ カ サービス提供を終了した利用者が他の サービス提供を終了した利用者が他の 24 介護サービスに移行したことが分かる 資料 25 地域に貢献した活動実績 他 26 職員の加配が確認できる書類

短期入所 介護職員等特定処遇改善加算 LIFEへの登録 該当指定権者 具体例 様式の有無 備考 A B C D E F 県 市 市 市 具体例 様式の有無 備考 1 算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料
 よ事
 するための資料

 要務
 2 申請内容に偽りがないことを保証する

 な 処 2 資料
 計量

 番上
 加算申請に係る担当者の連絡先が分か
 加算申請に係る担当者の連絡先が分か ス姿料 連絡票(F市) あり (F市) る資料 4 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料 キャリアパス要件の適合 就業規則や給与規程等 5 事業所の資格が分かる資料 状況を確認できる書類 (E市) (E市) 6 事業所の規模が分かる資料 7 事業所の設備状況が分かる資料 8 LIFEに登録していることが分かる資料 9 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料 24時間対応できる体制にあることが分 況 かる資料 11 外部の事業所と連携していることが分 かる資料 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の る 12 指定を合わせて受けている/指定を受けようとする計画を策定していること 要な が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と 13 の間の情報伝達・報告体制を整備して # いることが分かる資料 事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料 15 職員の研修計画を策定し研修を実施していることが分かる資料 会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料 17 健康診断を定期的に実施していること が分かる資料 18 職員の勤務実態が分かる資料 19 職員の資格が分かる資料 文書 る で 20 職員の経験年数が分かる資料 利 21 利用者の要介護度等が分かる資料 者 2 2 利用者の平均利用期間が分かる資料 要 状 な 況 文 を 23 利用者の加算の算定状況が分かる資料 ま 知 5 サービス提供を終了した利用者が他の ク 演費・ビスに移行したことが分かる 資料 資料 25 地域に貢献した活動実績 他 26 職員の加配が確認できる書類

短期刀				-	.1. 11.	oto I to			0	<u> </u> 키루l	T
		添付文書の種類	Α	В	С	定権 D	Е	F	具体例	様式の有無	備考
	1	算定要件の達成状況を一覧でチェック	県	県	市	市	市	市			
必要な処		するための資料 申請内容に偽りがないことを保証する									
文理書 上	L	資料 加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料									
		事業所の提供するサービスの種類及び									
	4	内容が分かる資料						0	運営規定(F市)		
	5	事業所の資格が分かる資料									
	6	事業所の規模が分かる資料									
事業	7	事業所の設備状況が分かる資料									
所の	8	LIFEに登録していることが分かる資料									
運営状	9	緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料									
況 を	10	24時間対応できる体制にあることが分 かる資料									
知る	11	外部の事業所と連携していることが分 かる資料									
上で必要	12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料									
な文書	13	サービス提供責任者と訪問介護員等と									
	14	事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料									
	15	職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料									
	16	会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料									
	17	健康診断を定期的に実施していること が分かる資料									
聯員の状	18	職員の勤務実態が分かる資料									
要な文書	19	職員の資格が分かる資料									
上で		職員の経験年数が分かる資料									
利用者		利用者の要介護度等が分かる資料									
必 の要 状	22	利用者の平均利用期間が分かる資料									
な 次 を 割	23	利用者の加算の算定状況が分かる資料									
る 上 で		サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料									
そ	25	地域に貢献した活動実績									
の他	26	職員の加配が確認できる書類									

5.1.3 調査結果 (居住系サービス)

居住系	_						を問勤3	务条件基準							勝員の欠員に	よる減算の状況	
		添付文書の種類		当指								定格					
		Net year a last		C 市				様式の有無	備考			D 市			具体例	様式の有無	備考
必事要務	1	算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料															
な文書上	2	申請内容に偽りがないことを保証する 資料				0	誓約書(F市)	あり (F市)						0	誓約書(F市)	あり (F市)	
-	2	加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料								0					担当者連絡票(A県)		
		事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料															
	5	事業所の資格が分かる資料															
	6	事業所の規模が分かる資料															
	7	事業所の設備状況が分かる資料															
事業		LIFEに登録していることが分かる資料															
所の		緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料															
運営状		24時間対応できる体制にあることが分 かる資料															
況 を		外部の事業所と連携していることが分 かる資料															
知る上で必	12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料															
要な文書	13	サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料															
		事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料															
		職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料															
		会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料															
		健康診断を定期的に実施していることが分かる資料															
職員の状況		職員の勤務実態が分かる資料			0	0	動務形態一覧表(E市、F 市)	あり(国様式)			0		0	0	勤務形態一覧表(E市、 F市) 勤務票(C市)	あり (国様式)	
要な文書	19	職員の資格が分かる資料															
		職員の経験年数が分かる資料															
利用者の	21	利用者の要介護度等が分かる資料															
要状な況文を		利用者の平均利用期間が分かる資料															
書知る	23	利用者の加算の算定状況が分かる資料															
上で必	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料								_							
その他		身体拘束廃止の取組状況が分かる資料															
		利用者の観察項目の標準化 契約時の書類															
		実制時の書類 看取りに関する指針															

身体拘束廃止取組の有無 3 ユニットの事業所が夜勤職員を 2 人以上とする場合 該当指定権者 添付文書の種類 具体例 様式の有無 具体例 様式の有無 備考 B C D E F 県市市市市市 備考 算定要件の達成状況を一覧でチェック 認知症対応型共同生活介 あり (C市) 必要な文書 するための資料 薄のみ 申請内容に偽りがないことを保証する 誓約書(F市) あり (F市) ○ 誓約書 (F市) あり (F市) 加算申請に係る担当者の連絡先が分か 担当者連絡票(A県) る資料 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料 5 事業所の資格が分かる資料 6 事業所の規模が分かる資料 事業所の設備状況が分かる資料 8 LIFEに登録していることが分かる資料 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料 24時間対応できる体制にあることが分 かる資料 運 状 外部の事業所と連携していることが分 況 かる資料 知 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料 要 サービス提供責任者と訪問介護員等と な 13 の間の情報伝達・報告体制を整備して 文 いることが分かる資料 # 事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料 職員の研修計画を策定し研修を実施し 15 ていることが分かる資料 会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料 17 健康診断を定期的に実施していること が分かる 海野 が分かる資料 勤務形態一覧表(F市、 C市) 18 職員の勤務実態が分かる資料 あり (国様式) 要な文書 次 況 を 知 19 職員の資格が分かる資料 る 20 職員の経験年数が分かる資料 利用者の要介護度等が分かる資料 要状なった 22 利用者の平均利用期間が分かる資料 本 知 る 23 利用者の加算の算定状況が分かる資料 サービス提供を終了した利用者が他の 24 介護サービスに移行したことが分かる 資料 身体拘束廃止取組に係る 届出書兼誓約書 (F市) 身体拘束適正化のための 25 身体拘束廃止の取組状況が分かる資料 改善報告書(F市) の 他 26 利用者の観察項目の標準化 27 契約時の書類 28 看取りに関する指針

居住系

居住系								夜間支	援体制加算							入居継続	売支援加算	
		添付文書の種類				E権者 D E			様式の有無	備考		В	С	定権者 D I	F	具体例	様式の有無	備考
						市市								市市				
必事要務		算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料			0	1			あり (C市)				0				あり (C市)	
な 処 文 理 書 上	2	申請内容に偽りがないことを保証する 資料					С	誓約書(F市)	あり (F市)						0	誓約書(F市)	あり (F市)	
		加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料									0					担当者連絡票(A県)		
		事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料																
	5	事業所の資格が分かる資料																
	6	事業所の規模が分かる資料				T	Ī											
	7	事業所の設備状況が分かる資料				İ												
事	8	LIFEに登録していることが分かる資料		1		T												
業 所	9	緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料																
の運営		24時間対応できる体制にあることが分かる資料		Ī		T	T											
状 況 を	11	外部の事業所と連携していることが分 かる資料																
知る		定期巡回・随時対応型訪問介護看護の		+	+	+	t							+				
上 で	12	指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料																
必要な文書	13	サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料																
		事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料																
		職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料																
		会議や委員会を定期的に開催していることが分かる資料				T	Ī											
	17	健康診断を定期的に実施していること が分かる資料				i												
職員の状況	18	職員の勤務実態が分かる資料			0	С) C	勤務形態一覧表(E市、F 市、C市)	あり(国様式)				0	()	勤務表(C市) 勤務形態一覧表(E市)		
な文書の上	19	職員の資格が分かる資料					С	資格証の写し(F市)		原本証明が必要(F市)						資格証の写し(E市)		
で	20	職員の経験年数が分かる資料																
利用者の	21	利用者の要介護度等が分かる資料																
要状な沢を	22	利用者の平均利用期間が分かる資料				Ī												
文を書知る	23	利用者の加算の算定状況が分かる資料					Ī											
上 で 必	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料			T													
その		身体拘束廃止の取組状況が分かる資料																
他		利用者の観察項目の標準化			Ī	I	Ι								Ι			
		契約時の書類 看取りに関する指針	7	1	1	#	F						7	Ŧ	Ŧ			

居住系 テクノロジーの導入 (入居継続支援加算関係) 生活機能向上連携加算 該当指定権者 添付文書の種類 具体例 様式の有無 備考 具体例 様式の有無 B C D E 県 市 市 市 A B C D E 県 県 市 市 市 備考 算定要件の達成状況を一覧でチェック あり (C市) 必要な文書 するための資料 申請内容に偽りがないことを保証する 誓約書(F市) あり (F市) 誓約書 (F市) あり (F市) 加算申請に係る担当者の連絡先が分か 担当者連絡票(A県) 担当者連絡票(A県) る資料 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料 5 事業所の資格が分かる資料 6 事業所の規模が分かる資料 事業所の設備状況が分かる資料 8 LIFEに登録していることが分かる資料 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料 24時間対応できる体制にあることが分 かる資料 運 状 医療提供施設との契約書 等の写し (E市) 外部の事業所と連携していることが分 況 かる資料 知 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 上 で けようとする計画を策定していること が分かる資料 要 サービス提供責任者と訪問介護員等と な 13 の間の情報伝達・報告体制を整備して 文 いることが分かる資料 # 事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料 職員の研修計画を策定し研修を実施し 15 ていることが分かる資料 会議や委員会を定期的に開催している 議事概要(A県) ことが分かる資料 17 健康診断を定期的に実施していること が分かる 海野 が分かる資料 勤務表(C市) 18 職員の勤務実態が分かる資料 勤務形態一覧表(E市) 要な文書 次 況 を 知 19 職員の資格が分かる資料 る 資格証の写し(E市) 20 職員の経験年数が分かる資料 利用者の要介護度等が分かる資料 要状なった 22 利用者の平均利用期間が分かる資料 書知る 23 利用者の加算の算定状況が分かる資料 サービス提供を終了した利用者が他の 24 介護サービスに移行したことが分かる 資料 25 身体拘束廃止の取組状況が分かる資料 の 他 26 利用者の観察項目の標準化 27 契約時の書類 28 看取りに関する指針

居住系						_			/m P 資飲 を	 能訓練加算						ADI WHATE AND	『〔申出〕の有無	
		添付文書の種類			当指			-			Att de	Ļ		定権	_			/Htt sty
			A 県		C 市				具体例	様式の有無	備考			D 市		具体例	様式の有無	備考
必事要務		算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料																
女な文書上		申請内容に偽りがないことを保証する 資料						0	誓約書(F市)	あり (F市)					0	誓約書(F市)	あり (F市)	
B T		加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料	0						担当者連絡票(A県)			0				担当者連絡票(A県)		
		事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料																
	5	事業所の資格が分かる資料																
	6	事業所の規模が分かる資料																
	7	事業所の設備状況が分かる資料																
事業		LIFEに登録していることが分かる資料																
所の	9	緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料																
運営		24時間対応できる体制にあることが分 かる資料																
状況を		外部の事業所と連携していることが分 かる資料																
知る上で必	12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料																
要な文書	13	サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料																
		事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料																
		職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料																
		会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料																
		健康診断を定期的に実施していること が分かる資料																
戦員の状!	18	職員の勤務実態が分かる資料			0		0	0	勤務形態一覧表(E市、F 市) 勤務表(C市)	あり(国様式)								
な文書の上	19	職員の資格が分かる資料					0	0	資格証の写し(E市、F 市) はり師又はきゅう師の場 合は経歴書(E市)		原本証明が必要(F市)							
で	20	職員の経験年数が分かる資料																
利用者の	21	利用者の要介護度等が分かる資料																
要状況を	22	利用者の平均利用期間が分かる資料																
書知る上	23	利用者の加算の算定状況が分かる資料																
で必	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料																
その他	25	身体拘束廃止の取組状況が分かる資料																
1번		利用者の観察項目の標準化																
		契約時の書類 看取りに関する指針		H				H						Н				

居住系									夜間和	看護体制 -							若年性認知症	入居者受入加算	
		添付文書の種類		В	当指: C	D	Е		具体例	様式の有無	備考		В	С	E権者 D E	F		様式の有無	備考
必事		算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料	県	県	市	市	市	市		あり (C市)		県	県	市 〇	市	क		あり (C市)	認知症対応型共同生活介 護のみ
要 務 な 現 文 理	2	申請内容に偽りがないことを保証する 資料						0 !	誓約書(F市)	あり (F市)					T	0	誓約書(F市)	あり (F市)	
書上		加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料	0					i	担当者連絡票(A県)			0					担当者連絡票(A県)		
		事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料																	
	5	事業所の資格が分かる資料																	
	6	事業所の規模が分かる資料																	
	7	事業所の設備状況が分かる資料																	
事	8	LIFEに登録していることが分かる資料																	
業所の	9 1	緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料					0												
190	10	24時間対応できる体制にあることが分 かる資料					0		病院等の契約書等の写し (E市)										
況 を		外部の事業所と連携していることが分 かる資料					0		病院等の契約書等の写し (E市)										
知る上で必	12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料																	
要な文書	13	サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料																	
		事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料																	
	15	職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料																	
	16	会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料					0		研修記録や会議録又は実 施計画(E市)										
		健康診断を定期的に実施していること が分かる資料																	
戦員の状況	18	職員の勤務実態が分かる資料	0		0		0	0	動務形態一覧表(A県、E 市、F市) 組織体制図(A県) 動務表(C市)	あり(国様式)									
な文書の上	19	職員の資格が分かる資料					0	0 1	資格証の写し(E市、F 市)		原本証明が必要(F市)								
で	20	職員の経験年数が分かる資料																	
利用者の	21	利用者の要介護度等が分かる資料																	
要 状 況 を	22	利用者の平均利用期間が分かる資料																	
文 を書 知る	23	利用者の加算の算定状況が分かる資料																	
上 で 必	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料																	
その他	25	身体拘束廃止の取組状況が分かる資料																	
他		利用者の観察項目の標準化)	I						J					
		契約時の書類 看取りに関する指針					1	+				H			+				

居住系								利用本の	入院期間中の体制							#⊆ Rr. (介護加算	
		添付文書の種類				E権者								定権				
						D E 市 市			様式の有無	備考				D 市			様式の有無	備考
必事務		算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料			0				あり (C市)				0				あり (C市)	
が 処理上		申請内容に偽りがないことを保証する 資料					С	誓約書(F市)	あり (F市)						()誓約書(F市)	あり (F市)	
青工		加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料									0					担当者連絡票(A県)		
		事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料																
	5	事業所の資格が分かる資料																
	6	事業所の規模が分かる資料																
	7	事業所の設備状況が分かる資料																
事業		LIFEに登録していることが分かる資料																
所の		緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料																
運営	10	24時間対応できる体制にあることが分 かる資料																
状況を知		外部の事業所と連携していることが分 かる資料																
知る上で必	12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料																
要な文書	13	サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料																
		事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料																
	15	職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料													0			
		会議や委員会を定期的に開催していることが分かる資料																
		健康診断を定期的に実施していること が分かる資料																
戦員の状!	18	職員の勤務実態が分かる資料									0					勤務形態一覧表(A県) 組織体制図(A県)	あり(国様式)	
な文書の上	19	職員の資格が分かる資料																
で	20	職員の経験年数が分かる資料																
利用者の	21	利用者の要介護度等が分かる資料																
要状な文を	22	利用者の平均利用期間が分かる資料																
書知る		利用者の加算の算定状況が分かる資料																
上で必	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料																
そのか	25	身体拘束廃止の取組状況が分かる資料																
他		利用者の観察項目の標準化			Ţ	I								I	I			
		契約時の書類 看取りに関する指針	H	\dashv	Ŧ	С					F	F	H	I)			

居住系	_																		
		V/11-4-1-4640		該	当指	定権	者		医療連携体制加算	(1) (11) (111)			該	当指	定権	者	認知症専	門ケア加算	
		添付文書の種類	A 県			D 市			具体例	様式の有無	備考	A 県			D 市			様式の有無	備考
必事要務	1	算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料			0			0		あり (F市、C市)				0				あり (C市)	認知症対応型共同生活介 護のみ
な 処 文 理	_	申請内容に偽りがないことを保証する 資料						0	誓約書(F市)	あり (F市)						4	≦約書(F市)	あり (F市)	
書上	3	加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料										0					担当者連絡票(A県)		
	4	事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料																	
	5	事業所の資格が分かる資料																	
	6	事業所の規模が分かる資料																	
	7	事業所の設備状況が分かる資料																	
事業	8	LIFEに登録していることが分かる資料																	
所の	9	緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料																	
運営状		24時間対応できる体制にあることが分 かる資料																	
況を	11	外部の事業所と連携していることが分 かる資料					0		連携契約書の写し(E 市、F市)										
知る上で必	12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料																	
要な文書	13	サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料																	
	14	事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料																	
	15	職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料												0		0 (研修計画(E市、F市) 研修修了証明書の写し (E市、C市)		認知症対応型共同生活介 護(C市)
	16	会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料														0			
		健康診断を定期的に実施していること が分かる資料														1			
- 製員の状	18	職員の勤務実態が分かる資料			0		0	0	勤務形態一覧表(E市、F 市、C市)	あり(国様式)				0		0	動務形態一覧表(E市、〇 F市) 動務表(C市)	あり(国様式)	特定施設(C市)
な文書	19	職員の資格が分かる資料			0		0	0	資格証の写し(E市、F 市、C市)		原本証明が必要(F市)					(0		
で		職員の経験年数が分かる資料																	
の	21	利用者の要介護度等が分かる資料														0	日常生活自立度ランクIII 以上の入所者の割合が確認できる書類(E市)		
要状な況文を	22	利用者の平均利用期間が分かる資料																	
書知る	23	利用者の加算の算定状況が分かる資料																	
上で必	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料																	
その	25	身体拘束廃止の取組状況が分かる資料																	
他		利用者の観察項目の標準化																	
		契約時の書類 看取りに関する指針		F	H							F				+			

	_				_				利学的介護	推進体制加算								サービュ担併仕制		
		添付文書の種類		 		権者									定相					
			A 県	1 7	, C	D E	E 1	F ħ	具体例	様式の有無	備考	A 県	B 県	C 市	市	E 市	F 市	具体例	様式の有無	備考
必事要務	1	算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料		C)						認知症対応型共同生活介 護(C市)			0					あり (C市)	
な 処 文 理	2	申請内容に偽りがないことを保証する 資料					() t	誓約書(F市)	あり (F市)							0	誓約書(F市)	あり (F市)	
書上		加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料	0		T			190	担当者連絡票(A県)			0						担当者連絡票(A県)		
	4	事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料																		
	5	事業所の資格が分かる資料																		
	6	事業所の規模が分かる資料																		
	7	事業所の設備状況が分かる資料																		
事業	8	LIFEに登録していることが分かる資料																		
所の	9	緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料																		
運営状		24時間対応できる体制にあることが分 かる資料																		
況 を	11	外部の事業所と連携していることが分 かる資料																		
知る上で必	12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料																		
要な文書	13	サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料																		
		事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料																		
		職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料																		
		会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料																		
		健康診断を定期的に実施していること が分かる資料			T															
職員の状況よ		職員の勤務実態が分かる資料												0		0	0	勤務表 (C市:特定施設) 動務形態一覧表 (C市: 認知症対応型共同生活介護、E市) 前年度分の職員の割合が確認できる書類(E市)		
文書る上	19	職員の資格が分かる資料												0		0		資格証の写し(E市、C 市)		認知症対応型共同生活介 護(C市)
で		職員の経験年数が分かる資料												0		0		実務経験証明書 (C市) 勤続年数証明書類 (E 市)		認知症対応型共同生活介 護(C市)
利用者の	21	利用者の要介護度等が分かる資料																		
要な決な文		利用者の平均利用期間が分かる資料			I															
書知る		利用者の加算の算定状況が分かる資料																		
上で必	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料																		
そのか	25	身体拘束廃止の取組状況が分かる資料																		
他	27	利用者の観察項目の標準化 契約時の書類 看取りに関する指針			 															

居住系						le . '	dan .*		サービス提供体	制強化加算(Ⅲ)						ala.		介護職員処	」遇改善加算	
		添付文書の種類	Α	В	С	D	権者 E	F		様式の有無	備考		В	С	定権 D	Е			様式の有無	備考
8事		算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料	県	児	t it		市	市		あり (C市)		県	県	市	市	市	市			
更 務 —	, 1	申請内容に偽りがないことを保証する 資料			l			0	誓約書(F市)	あり (F市)										
# 上	3	加算申請に係る担当者の連絡先が分かる資料	0						担当者連絡票(A県)								0	連絡票(F市)	あり (F市)	
4	1	事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料																		
!	5 8	事業所の資格が分かる資料														0		キャリアパス要件の適合 状況を確認できる書類 (E市)		
	5	事業所の規模が分かる資料																		
	7	事業所の設備状況が分かる資料																		
-	В 1	LIFEに登録していることが分かる資料																		
		緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料																		
の 運 1 対		24時間対応できる体制にあることが分 かる資料																		
況 を 1	1 1	外部の事業所と連携していることが分 かる資料																		
知る上で必	2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料																		
要	3	サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料																		
1		事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料																		
1		職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料																		
1		会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料																		
1		健康診断を定期的に実施していること が分かる資料																		
戦員のか	8 1	職員の動務実態が分かる資料			С)	0	0	勤務表 (C市) 勤務形態一覧表 (E市) 前年度分の職員の割合が 確認できる書類 (E市)											
況を	9 1	職員の資格が分かる資料					0	0	資格証の写し(E市)											
ر 2	0 1	職員の経験年数が分かる資料					0	0	勤続年数証明書類(E 市)											
利用 2	1 3	利用者の要介護度等が分かる資料																		
状	2	利用者の平均利用期間が分かる資料																		
知 る	3 3	利用者の加算の算定状況が分かる資料																		
上 で 必	4	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料																		
その	!5 ;	身体拘束廃止の取組状況が分かる資料																		
		利用者の観察項目の標準化		I	I		Ι	Γ												
		契約時の書類 看取りに関する指針	F	F	F	F		F							H	4				

居住系	_									△遊職号等註	定処遇改善加算								1号和罕区八西亦革 6	役型⇔外部サービス利用型	
		添付文書の種類					権者			汀護 城員寺符							権者			反型や外部サービス利用型	
			A 県) E			具体例	様式の有無	備考	A U	E IS	3 C 具 市	1 C	D E 市市	F 市	具体例	様式の有無	備考
必事要務	1	算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料																			
な処理	2	申請内容に偽りがないことを保証する 資料																0	誓約書(F市)	あり (F市)	
M T	3	加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料						() i	越票(F市)	あり (F市)		C)					担当者連絡票(A県)		
	4	事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料																			
	5	事業所の資格が分かる資料																			
	6	事業所の規模が分かる資料																			
	7	事業所の設備状況が分かる資料																			
事業	8	LIFEに登録していることが分かる資料																			
所の	9	緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料																			
運営		24時間対応できる体制にあることが分 かる資料																			
状況を		外部の事業所と連携していることが分 かる資料																			
知る上で必	12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料		Ī				Ī								Ī					
要な文書	13	サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料																			
		事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料																			
	15	職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料																			
	16	会議や委員会を定期的に開催していることが分かる資料																			
		健康診断を定期的に実施していること が分かる資料																			
※要な ※要な		職員の勤務実態が分かる資料																0	勤務形態一覧表(F市)	あり (国様式)	
安な文書	19	職員の資格が分かる資料																			
7		職員の経験年数が分かる資料																			
利用者の	21	利用者の要介護度等が分かる資料																			
要状な文を	22	利用者の平均利用期間が分かる資料																			
書知る	23	利用者の加算の算定状況が分かる資料																			
上で必	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料																			
そのか	25	身体拘束廃止の取組状況が分かる資料																			
他	27	利用者の観察項目の標準化 契約時の書類																			
	28	看取りに関する指針			Τ	Τ	Ι	Τ	T					Τ	Τ	Ι	Τ				

居住系 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (I) (II) 短期利用特定施設入居者生活介護 該当指定権者 添付文書の種類 具体例 様式の有無 備考 具体例 備考 A B C D E 県 県 市 市 市 様式の有無 算定要件の達成状況を一覧でチェック あり (F市) あり (F市、C市) 必要な文書 するための資料 申請内容に偽りがないことを保証する ○ 誓約書 (F市) あり (F市) ○ 誓約書 (F市) あり (F市) 加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料 事業所の提供するサービスの種類及び 運営規定(F市、C市) 料金表(C市) 運営規定(F市) 内容が分かる資料 5 事業所の資格が分かる資料 6 事業所の規模が分かる資料 事業所の設備状況が分かる資料 8 LIFEに登録していることが分かる資料 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料 24時間対応できる体制にあることが分 かる資料 運 状 外部の事業所と連携していることが分 況 かる資料 知 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料 要 サービス提供責任者と訪問介護員等と な 13 の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料 # 事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料 職員の研修計画を策定し研修を実施し 研修修了証書の写し(C 15 ていることが分かる資料 会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料 17 健康診断を定期的に実施していること が分かる 海野 が分かる資料 18 職員の勤務実態が分かる資料 要な文書 次 を 知 る 19 職員の資格が分かる資料 20 職員の経験年数が分かる資料 利用者の要介護度等が分かる資料 要状なった 22 利用者の平均利用期間が分かる資料 書知る 23 利用者の加算の算定状況が分かる資料 サービス提供を終了した利用者が他の 24 介護サービスに移行したことが分かる 資料 25 身体拘束廃止の取組状況が分かる資料 の 他 26 利用者の観察項目の標準化 27 契約時の書類 28 看取りに関する指針

居住系			1						LIFE	への登録								⊈	131	
		添付文書の種類				指定		Ţ								権者				
			A 県			D 市			具体例	様式の有無	備考	A 児	B ! 県	l d) C	D E 市	市	具体例	様式の有無	備考
必事要務	1	算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料																		
なり理書上	2	申請内容に偽りがないことを保証する 資料																		
	3	加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料										С)					担当者連絡票(A県)		
		事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料															0	運営規定(F市)		
	5	事業所の資格が分かる資料																		
	6	事業所の規模が分かる資料			L															
	7	事業所の設備状況が分かる資料																		
事業		LIFEに登録していることが分かる資料		L	L															
所の	9	緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料				1														
運営状		24時間対応できる体制にあることが分 かる資料																		
況 を		外部の事業所と連携していることが分 かる資料																		
知る上で必	12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料																		
要な文書	13	サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料																		
		事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料																		
		職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料																		
		会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料																		
		健康診断を定期的に実施していること が分かる資料																		
※要な ※要な		職員の勤務実態が分かる資料																		
文書る上	19	職員の資格が分かる資料																		
7		職員の経験年数が分かる資料																		
利用者の	21	利用者の要介護度等が分かる資料																		
要状な文を	22	利用者の平均利用期間が分かる資料				I														
書知る	23	利用者の加算の算定状況が分かる資料																		
上で必	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料																		
その	25	身体拘束廃止の取組状況が分かる資料																		
他	27	利用者の観察項目の標準化 契約時の書類					l								I					
	28	看取りに関する指針			上															

居住系									短期	利用型	
		添付文書の種類	Α	В	С	定格 D	Ε		具体例	様式の有無	備考
必事	1	算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料	県	県	市	市	市	市			
要 務 な 処	2	申請内容に偽りがないことを保証する									
文理書上		資料 加算申請に係る担当者の連絡先が分か									
	4	る資料 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料									
	5	事業所の資格が分かる資料									
	6	事業所の規模が分かる資料									
	7	事業所の設備状況が分かる資料									
事	8	LIFEに登録していることが分かる資料									
業所	9	緊急時の対応方法を利用者に明示して									
の運営	10	いることが分かる資料 24時間対応できる体制にあることが分 かる資料									
状況を	11	外部の事業所と連携していることが分 かる資料									
知る		定期巡回・随時対応型訪問介護看護の									
上 で	12	指定を合わせて受けている/指定を受けようとする計画を策定していることが分かる資料									
必要		サービス提供責任者と訪問介護員等と									
な文書	13	の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料									
	14	事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料									
	15	職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料									
	16	会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料									
	17	健康診断を定期的に実施していること が分かる資料									
戦員の状況	18	職員の勤務実態が分かる資料									
な文書の上	19	職員の資格が分かる資料									
で	20	職員の経験年数が分かる資料									
利用者の	21	利用者の要介護度等が分かる資料									
要状な文	22	利用者の平均利用期間が分かる資料									
書知る	23	利用者の加算の算定状況が分かる資料									
上 で 必	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料									
そのぬ	25	身体拘束廃止の取組状況が分かる資料									
他	26	利用者の観察項目の標準化									
	27 28	契約時の書類 看取りに関する指針									

5.1.4 調査結果(福祉用具/居宅介護支援)

福祉月	Д.	ケアマネ							建却™后被 叩0	まの 法田笠の 仕割						8±0111	in infi in page	
				該	当指	定権	者		育報週信機器号	等の活用等の体制		該	当指	定権	者	行列3	也域加算	
		添付文書の種類	A 県		C #				具体例	様式の有無	A 県				E F		様式の有無	備考
必事	1	算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料			0					あり (C市)								
要 務な 処	2	申請内容に偽りがないことを保証する						0	誓約書(F市)	あり (F市)								
文理書上	2	資料 加算申請に係る担当者の連絡先が分か	0						担当者連絡票(A県)		0					担当者連絡票(A県)		
		る資料 事業所の提供するサービスの種類及び							三三·自在相示 (八來)					+	+	三二百姓和永 (八來)		
		内容が分かる資料 事業所の資格が分かる資料																
	6	事業所の規模が分かる資料 事業所の設備状況が分かる資料												1	1			
	8	LIFEに登録していることが分かる資料													#			
_	9	緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料																
事業		24時間対応できる体制にあることが分 かる資料																
所 の																		
運営状況		外部の事業所と連携していることが分 かる資料																
を 知 る	12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料																
上で	\vdash	サービス提供責任者と訪問介護員等と				+									+			
必要な	13	の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料																
文書		事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料									_							
		職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料																
		会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料																
		健康診断を定期的に実施していること が分かる資料																
脚員の	18	職員の勤務実態が分かる資料			0				勤務形態一覧表(C市)									
必要な文書	19	職員の資格が分かる資料																
T る	20	職員の経験年数が分かる資料																
利用	21	利用者の要介護度等が分かる資料																
老の要な	22	利用者の平均利用期間が分かる資料																
文 を書 知	23	利用者の加算の算定状況が分かる資料																
る 上		サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる																
7		資料																
		困難ケースにもサービス提供できる体 制を整えていることが分かる資料																
	26	事例検討会等に参加していることが分 かる資料																
	27	運営基準減算又は特定事業所集中減算 の適用を受けていないことが分かる資 料																
		介護支援専門員実務研修に協力してい ることが分かる資料				П								T	T			
その		多様な主体により日常生活全般を支援 するサービスが包括的に提供されるよ													Ì			
他		うなサービス計画を作成していること が分かる資料																
	30	ターミナルケアマネジメント加算を算 定していることが分かる資料																
		特定事業所加算を算定していることが 分かる資料													Ì			
	22	利用者が事業所を選択した理由が分かる資料													T			
	33	○資料 介護支援専門員1名の利用者数が確認 できる書類																
		「ケアマネジメントの基礎技術に関す													T			
		る実習」等に協力又は協力体制を確保 していることが確認できる書類																

福祉用具・ケアマネ 山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況) 間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況 添付文書の種類 1 算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料 担当者連絡票(A県) 担当者連絡票(A県) 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料
 事業所の資格が分かる資料 6 事業所の規模が分かる資料 7 事業所の設備状況が分かる資料 B LIFEに登録していることが分かる資料 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料 10 24時間対応できる体制にあることが分かる資料 11 外部の事業所と連携していることが分 かる資料 運営 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受けようとする計画を策定していることが分かる資料 る サービス提供責任者と訪問介護員等と 13 の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料 事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料 # 15 職員の研修計画を策定し研修を実施していることが分かる資料 16 会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料 17 健康診断を定期的に実施していること が分かる資料 職 18 職員の勤務実態が分かる資料 20 職員の経験年数が分かる資料 利 用 21 利用者の要介護度等が分かる資料 1月当たりの平均実利用 利用者の平均利用期間が分かる資料 者数が確認できる書類 (E市) な 況 文 を 23 利用者の加算の算定状況が分かる資料 る サービス提供を終了した利用者が他の 上 24 介護サービスに移行したことが分かる 資料 25 困難ケースにもサービス提供できる体 制を整えていることが分かる資料 26 事例検討会等に参加していることが分 かる資料 運営基準減算又は特定事業所集中減算 27 の適用を受けていないことが分かる資 料 28 介護支援専門員支務研修に協力してい ることが分かる資料 多様な主体により日寄生活会般を支援 するサービスが包括的に提供されるよ うなサービスが包括がに提供されるよ が分かる資料 他 30 ターミナルケアマネジメント加算を算 定していることが分かる資料 31 特定事業所加算を算定していることが 分かる資料 利用者が事業所を選択した理由が分か る資料 る資料
33 介護支援専門員1名の利用者数が確認
できる書類
「ケアマネジメントの基礎技術に関す
34 名実習」等に協力又は協力体制を確保 していることが確認できる書類

福祉用具・ケアマネ 特定事業所集中減算 添付文書の種類 1 算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料 あり (F市) あり (C市) ○ 誓約書 (F市) 担当者連絡票(A県) 担当者連絡票(A県) 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料 5 事業所の資格が分かる資料 6 事業所の規模が分かる資料 7 事業所の設備状況が分かる資料 8 LIFEに登録していることが分かる資料 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料 10 24時間対応できる体制にあることが分 かる資料 他法人が運営する事業所 11 外部の事業所と連携していることが分 かる資料 との事例検討会、研修会 等の実施計画を示した書 営 面 (C市) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 12 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と 13 の間の情報伝達・報告体制を整備して 事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料 15 職員の研修計画を策定し研修を実施していることが分かる資料 ↑護支援専門員研修の3 施計画及び実施状況を示 した書類(C市) 会議や委員会を定期的に開催している 会議の予定表 (C市) 開催計画・議事録等 (E ことが分かる資料 17 健康診断を定期的に実施していること が分かる資料 ⇒ 勤務形態一覧表(E市、 F市、C市) 職 18 職員の勤務実態が分かる資料 あり (国様式、F市) 資格証の写し(E市、F 主任介護支援専門員研修 19 職員の資格が分かる資料 原本証明が必要 (F市) 修了証の写し(E市、C 20 職員の経験年数が分かる資料 21 利用者の要介護度等が分かる資料 利用者の平均利用期間が分かる資料 文 を 書 知 る サービス提供を終了した利用者が他の 上 24 介護サービスに移行したことが分かる 資料 域包括支援センタ 25 困難ケースにもサービス提供できる体 制を整えていることが分かる資料 ら依頼された支援困難 ースの件数が確認でき る書類(E市) 他の法人が運営する指定 26 事例検討会等に参加していることが分 かる資料 計画 (E市) 同で実施する事例検討 運営基準減算又は特定事業所集中減算 27 の適用を受けていないことが分かる資 rT 介護支援専門員実務研修に協力してい 28 介護支援専門員実務研修に協力していることが分かる資料 多様な主体により日常生活全般を支援 するサービスが包括的に提供されるようなサービス計画を作成していること 原本証明が必要(F市) 他 が分かる資料 30 ターミナルケアマネジメント加算を算 定していることが分かる資料 31 特定事業所加算を算定していることが 分かる資料 ハルマスパ 利用者が事業所を選択した理由が分か る資料 ○ 員付 介護支援専門員1名の利用者数が確認 できる書類 「ケアマネジメントの基礎技術に関す 34 る実習」等に協力又は協力体制を確保 していることが確認できる書類

福祉用具・ケアマネ 特定事業所加算Ⅱ 添付文書の種類 様式の有無 様式の有無 1 算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料 ○ 誓約書 (F市) 誓約書(F市) 担当者連絡票(A県) 担当者連絡票(A県) 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料 5 事業所の資格が分かる資料 6 事業所の規模が分かる資料 7 事業所の設備状況が分かる資料 8 LIFEに登録していることが分かる資料 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料 10 24時間対応できる体制にあることが分 かる資料 11 外部の事業所と連携していることが分 かる資料 営 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 12 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と 13 の間の情報伝達・報告体制を整備して 事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料 15 職員の研修計画を策定し研修を実施していることが分かる資料 16 会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料 17 健康診断を定期的に実施していること が分かる資料 動務形態一覧表(E市、F あり(国様式、F市) ○ 勤務形態一覧表(E市、 F市) 職 18 職員の勤務実態が分かる資料 あり (国様式) 資格証の写し(E市、F 資格証の写し(E市、F 19 職員の資格が分かる資料 原本証明が必要 (F市) 原本証明が必要 (F市) 修了証の写し(E市) 修了証の写し (E市) 20 職員の経験年数が分かる資料 21 利用者の要介護度等が分かる資料 利用者の平均利用期間が分かる資料 文 を 書 知 る サービス提供を終了した利用者が他の 上 24 介護サービスに移行したことが分かる 資料 25 困難ケースにもサービス提供できる体 制を整えていることが分かる資料 他の法人が運営する指定 也の法人が運営する指定 居宅介護支援事業者と共同で実施する事例検討 居宅介護支援事業者と共 26 事例検討会等に参加していることが分 かる資料 事例検討会・研修会等の 事例検討会・研修会等の 司で実施する事例検討 計画(E市) 計画 (E市) 会・研修会等の計画(E 会・研修会等の計画(E 運営基準減算又は特定事業所集中減算 27 の適用を受けていないことが分かる資 rT 介護支援専門員実務研修に協力してい 原本証明が必要(F市) 原本証明が必要(F市) 他 30 ターミナルケアマネジメント加算を算 定していることが分かる資料 31 特定事業所加算を算定していることが 分かる資料 ハルマスパ 利用者が事業所を選択した理由が分か る資料 ○ 員付 介護支援専門員1名の利用者数が確認 できる書類 「ケアマネジメントの基礎技術に関す 34 る実習」等に協力又は協力体制を確保 していることが確認できる書類

福祉用具・ケアマネ 特定事業所加算 (A) 特定事業所医療介護連携加算 該当指定権者 添付文書の種類 1 算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料 あり (C市) 誓約書(F市) ○ 誓約書 (F市) あり (F市) 担当者連絡票(A県) 担当者連絡票(A県) 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料 5 事業所の資格が分かる資料 6 事業所の規模が分かる資料 7 事業所の設備状況が分かる資料 8 LIFEに登録していることが分かる資料 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料 10 24時間対応できる体制にあることが分 かる資料 と院・退所加算の算定に 係る病院又は診療所等と 11 外部の事業所と連携していることが分 かる資料 の連携回数の合計が年間 営 35回以上であることがれ かる書類(E市) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 12 指定を合わせて受けている/指定を受けようとする計画を策定していることが分かる資料 る サービス提供責任者と訪問介護員等と 13 の間の情報伝達・報告体制を整備して 事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料 15 職員の研修計画を策定し研修を実施していることが分かる資料 会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料 17 健康診断を定期的に実施していること が分かる資料 勤務形態一覧表(E市、F あり(国様式) 職 18 職員の勤務実態が分かる資料 資格証の写し(E市、F 19 職員の資格が分かる資料 原本証明が必要 (F市) 修了証の写し(E市) 20 職員の経験年数が分かる資料 21 利用者の要介護度等が分かる資料 利用者の平均利用期間が分かる資料 文 を 書 知 る サービス提供を終了した利用者が他の 上 24 介護サービスに移行したことが分かる 資料 25 困難ケースにもサービス提供できる体 制を整えていることが分かる資料 他の法人が運営する指定 居宅介護支援事業者と共同で実施する事例検討 26 事例検討会等に参加していることが分 かる資料 事例検討会・研修会等の 計画(E市) 会・研修会等の計画(E 運営基準減算又は特定事業所集中減算 27 の適用を受けていないことが分かる資 28 介護支援専門員実務切取り ることが分かる資料 参様な主体により日常生活全般を支援 するサービスが包括的に提供されるよ うなサービス計画を作成していること が分かる資料 rT 介護支援専門員実務研修に協力してい 原本証明が必要(F市) 他 30 ターミナルケアマネジメント加算を算 定していることが分かる資料 - 加算を5回以上算定し いることがわかる書類 (E市) 31 特定事業所加算を算定していることが 分かる資料 ハルマスパ 利用者が事業所を選択した理由が分か る資料 ○ 員付 介護支援専門員1名の利用者数が確認 できる書類 「ケアマネジメントの基礎技術に関す 34 る実習」等に協力又は協力体制を確保 していることが確認できる書類

福祉用具・ケアマネ ターミナルケアマネジメント加算 該当指定権者 添付文書の種類 1 算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料 あり (C市) ○ 誓約書 (F市) あり (F市) 担当者連絡票(A県) 担当者連絡票(A県) 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料
 事業所の資格が分かる資料 6 事業所の規模が分かる資料 7 事業所の設備状況が分かる資料 8 LIFEに登録していることが分かる資料 9 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料 10 24時間対応できる体制にあることが分かる資料 11 外部の事業所と連携していることが分 かる資料 運営 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受けている/指定を受けようとする計画を策定していること が分かる資料 る サービス提供責任者と訪問介護員等と 13 の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料 事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料 # 15 職員の研修計画を策定し研修を実施していることが分かる資料 16 会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料 17 健康診断を定期的に実施していること が分かる資料 職 18 職員の勤務実態が分かる資料 ○ 勤務形態一覧表 (F市) あり (国様式) 20 職員の経験年数が分かる資料 利 用 21 利用者の要介護度等が分かる資料 22 利用者の平均利用期間が分かる資料 な 況 文 を 8 割 知 23 利用者の加算の算定状況が分かる資料 る サービス提供を終了した利用者が他の 上 24 介護サービスに移行したことが分かる 資料 25 困難ケースにもサービス提供できる体 制を整えていることが分かる資料 26 事例検討会等に参加していることが分 かる資料 運営基準減算又は特定事業所集中減算 27 の適用を受けていないことが分かる資 料 28 介護支援専門員支務研修に協力してい ることが分かる資料 多様な主体により日寄生活会般を支援 するサービスが包括的に提供されるよ うなサービスが包括がに提供されるよ が分かる資料 他 30 ターミナルケアマネジメント加算を算 定していることが分かる資料 31 特定事業所加算を算定していることが 分かる資料 ハハ マス付 利用者が事業所を選択した理由が分か る資料 る資料
33 介護支援専門員1名の利用者数が確認
できる書類
「ケアマネジメントの基礎技術に関す
34 名実習」等に協力又は協力体制を確保 していることが確認できる書類

5.1.5 調査結果(複合系サービス)

複合サ	- Ľ	ス系					職員の欠員	こよる減算の状況								訪問看護	 体制減算	
		添付文書の種類			定権者	$\overline{}$					_	$\overline{}$	_	権者				
		が刊入音が生地			D I 市 市			様式の有無	備考	A 県				E 市		具体例	様式の有無	備考
必事	1	算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料																
要務 な処 文理	2	申請内容に偽りがないことを保証する 資料				(誓約書 (F市)	あり (F市)										
書上	3	加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料																
		事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料																
	5	事業所の資格が分かる資料																
	6	事業所の規模が分かる資料																
		事業所の設備状況が分かる資料																
事		LIFEに登録していることが分かる資料				+							\perp	L				
業所の	9	緊急時の対応方法を利用者に明示していることが分かる資料 24時間対応できる体制にあることが分																
運営	10	かる資料 外部の事業所と連携していることが分																
状況を	11	かる資料 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の				1							-					
を知る上で	12	た物画は、随時外が生が同り最有級が 指定を合わせて受けている/指定を受けようとする計画を策定していること が分かる資料																
必要な	13	サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料																
文書		事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料																
	15	職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料																
		会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料											I					
		健康診断を定期的に実施していること が分かる資料																
職員の出		職員の勤務実態が分かる資料		0	(動務形態一覧表(E市、 市、C市)	F あり(国様式)										
要況	19	職員の資格が分かる資料																
上で	1 1	職員の経験年数が分かる資料																
利上用		利用者の要介護度等が分かる資料																
で 者 必 の	22	利用者の平均利用期間が分かる資料				\downarrow							ļ		L			
要状な文を		利用者の加算の算定状況が分かる資料 サービス提供を終了した利用者が他の																
	24	かーとス提供を終うした利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料																
	25	看取りに関する指針が分かる資料																
その	26	算定日が属する月の前12か月において ターミナルケア加算を算定した利用者 の数を確認できる書類																
他	27	算定日の属する月における利用者に対 する延べ訪問回数を確認できる書類																
	128	登録者のうち同一建物居住者の割合が 分かる書類																
	29	褥瘡管理に関するマニュアル																

複合サ	- Ľ	ス系						#==	7 L /+ (±1)						#生 Pil +4	域加算	
				120	当指	定権	者	サテフ	イト体制		該	当指	定権	者	特別地	1 以加昇	
		添付文書の種類	A 県			D 市		具体例	様式の有無	A 県				E 市	具体例	様式の有無	備考
必事	1	算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料															
要なり	2	申請内容に偽りがないことを保証する 資料															
書上	n	加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料															
		事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料															
		事業所の資格が分かる資料															
	6	事業所の規模が分かる資料															
	7	事業所の設備状況が分かる資料															
	8	LIFEに登録していることが分かる資料															
事業		緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料															
所の運	10	24時間対応できる体制にあることが分かる資料															
営状	11	外部の事業所と連携していることが分 かる資料															
況を知る上	12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料															
で必要な	13	サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料															
文書		事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料															
		職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料															
		会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料															
		健康診断を定期的に実施していること が分かる資料															
職員の		職員の勤務実態が分かる資料															
必要な文書	19	職員の資格が分かる資料															
上で		職員の経験年数が分かる資料															
利上 用		利用者の要介護度等が分かる資料															
で 者	22	利用者の平均利用期間が分かる資料 利用者の加算の算定状況が分かる資料															
な 況 文 を 書 知	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる															
5		資料 看取りに関する指針が分かる資料															
そ	26	算定日が属する月の前12か月において ターミナルケア加算を算定した利用者 の数を確認できる書類															
他	27	算定日の属する月における利用者に対 する延べ訪問回数を確認できる書類															
		登録者のうち同一建物居住者の割合が 分かる書類															
	29	褥瘡管理に関するマニュアル															

複合サービス系 中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況) 若年性認知症利用者受入加算 該当指定権者 該当指定権者 添付文書の種類 B C D E 県 市 市 市 B C D E 県 市 市 具体例 様式の有無 具体例 様式の有無 備考 備考 算定要件の達成状況を一覧でチェック あり (C市) 必要な文書 するための資料 申請内容に偽りがないことを保証する 誓約書(F市) あり (F市) 資料 加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料 5 事業所の資格が分かる資料 6 事業所の規模が分かる資料 7 事業所の設備状況が分かる資料 8 I IFFに登録していることが分かる資料 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料 24時間対応できる体制にあることが分かる資料 の 運 外部の事業所と連携していることが分 状況 かる資料 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 知 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料 で サービス提供責任者と訪問介護員等と 13 の間の情報伝達・報告体制を整備していることが分かる資料 要 事業所における賃金等に関する規定が 文書 分かる資料 職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料 会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料 17 健康診断を定期的に実施していること が分かる資料 職 18 職員の勤務実態が分かる資料 員 の 状況を知る 要な文書 19 職員の資格が分かる資料 20 職員の経験年数が分かる資料 利 21 利用者の要介護度等が分かる資料 23 利用者の加算の算定状況が分かる資料 サービス提供を終了した利用者が他の 24 介護サービスに移行したことが分かる 看取りに関する指針が分かる資料 算定日が属する月の前12か月において ターミナルケア加算を算定した利用者 の数を確認できる書類 算定日の属する月における利用者に対 する延べ訪問回数を確認できる書類 登録者のうち同一建物居住者の割合が 分かる書類 29 褥瘡管理に関するマニュアル

複合サ	- Ľ	ス系						光 *マレマノン	1							m 95-444	ekoria I akusim	
				該	当指	定権	者	宋養アセスメン	ト・栄養改善体制			該	当指	定権	者	山腔機	能向上加算	
		添付文書の種類	A 県			D 市		具体例	様式の有無		A 県				市 B		様式の有無	備考
必事		算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料			0				あり (C市)				0				あり (C市)	
要務 な処 文理	2	申請内容に偽りがないことを保証する 資料																
書上		加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料																
		事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料																
	5	事業所の資格が分かる資料																
	6	事業所の規模が分かる資料																
	7	事業所の設備状況が分かる資料																
事	8	LIFEに登録していることが分かる資料																
業所		緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料																
の運	10	24時間対応できる体制にあることが分 かる資料																
営 状 況	11	外部の事業所と連携していることが分 かる資料					0											
を知る上の	12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料																
で必要な	13	サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料																
文書		事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料																
		職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料																
		会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料																
		健康診断を定期的に実施していること が分かる資料																
職員のい		職員の勤務実態が分かる資料			0		0	勤務形態一覧表(C市E 市)					0		0	勤務形態一覧表(C市E市)		
要な文書状況を知る	19	職員の資格が分かる資料			0		0	資格証の写し(C市、E 市)		外部の事業所との連携に よる場合は不要(C市)			0		0	資格証の写し(C市、E 市)		
上で		職員の経験年数が分かる資料																
利上用	21	利用者の要介護度等が分かる資料																
	22	利用者の平均利用期間が分かる資料																
要 状な 況	23	利用者の加算の算定状況が分かる資料																
文を書知る	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料																
	25	看取りに関する指針が分かる資料																
その	26	算定日が属する月の前12か月において ターミナルケア加算を算定した利用者 の数を確認できる書類																
他	27	算定日の属する月における利用者に対 する延べ訪問回数を確認できる書類																
		登録者のうち同一建物居住者の割合が 分かる書類																
	29	褥瘡管理に関するマニュアル																

複合サ	- E	プス系						収名時誌	問看護加算							特別等	理体制	
		V/11-4-1-46-88		該	当指	定権	者	米心时初	问 有碳加昇			該	当指	定権	在者	付かり目	[年]中前	
		添付文書の種類	A 県			D 市		具体例	様式の有無		A 県				E 市	具体例	様式の有無	備考
必事	1	算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料																
要務な処文理	2	申請内容に偽りがないことを保証する 資料																
書 上	3	加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料																
		事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料																
	5	事業所の資格が分かる資料																
	6	事業所の規模が分かる資料																
	7	事業所の設備状況が分かる資料																
	8	LIFEに登録していることが分かる資料																
事業所		緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料																
の運		24時間対応できる体制にあることが分 かる資料					0								0			
営状況		外部の事業所と連携していることが分 かる資料																
を 知 る 上	12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料																
で必要な	13	サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料																
文書		事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料																
	15	職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料																
	16	会議や委員会を定期的に開催していることが分かる資料																
		健康診断を定期的に実施していること が分かる資料																
職員のい		職員の勤務実態が分かる資料			0		0	勤務形態一覧表(C市、E 市)		動務表で24時間連絡がと れる職員の時間数を○で 囲むこと。 (C市)			0		0	勤務形態一覧表(C市、 E市)		動務表で24時間連絡がと れる職員の時間数を○で 囲むこと。(C市)
必要な文書	19	職員の資格が分かる資料					0	資格証の写し(E市)							0	資格証の写し(E市)		
上で		職員の経験年数が分かる資料																
利上用	21	利用者の要介護度等が分かる資料																
エ 市 者 必 の	22	利用者の平均利用期間が分かる資料																
要 状な 況	23	利用者の加算の算定状況が分かる資料																
文を書知る	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料																
	25	看取りに関する指針が分かる資料																
その	26	算定日が属する月の前12か月において ターミナルケア加算を算定した利用者 の数を確認できる書類																
他	27	算定日の属する月における利用者に対 する延べ訪問回数を確認できる書類																
		登録者のうち同一建物居住者の割合が 分かる書類																
	29	褥瘡管理に関するマニュアル																

複合サ	- Ľ	ス系							ターミナ	ルケア体制							看護体制	引強化加算	
		添付文書の種類	_	_		定相 D	_	 -	B (4.70)	100-10-10-10-10-1	Att de	_	$\overline{}$	$\overline{}$	定権を	E F	B (1-70)	1M - h free	Att do
			A 県			市			具体例	様式の有無	備考					t 市 市		様式の有無	備考
必事		算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料																	
要 務 処 理		申請内容に偽りがないことを保証する 資料																	
書上		加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料																	
		事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料																	
	5	事業所の資格が分かる資料																	
	6	事業所の規模が分かる資料																	
	7	事業所の設備状況が分かる資料																	
	8	LIFEに登録していることが分かる資料																	
事業所	9	緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料																	
の運		24時間対応できる体制にあることが分 かる資料					0												
営状況		外部の事業所と連携していることが分 かる資料																	
を 知 る 上	12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料																	
で必要な	13	サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料																	
文書		事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料																	
	15	職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料																	
		会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料																	
		健康診断を定期的に実施していること が分かる資料																	
職員のは	18	職員の勤務実態が分かる資料			0		0		勤務形態一覧表(C市、E 市)		勤務表で24時間連絡がと れる職員の時間数を○で 囲むこと。(C市)								
要识	19	職員の資格が分かる資料					0		資格証の写し(E市)										
上で	20	職員の経験年数が分かる資料																	
利上用	21	利用者の要介護度等が分かる資料				Ĺ													
	22	利用者の平均利用期間が分かる資料		L		L	L												
要 状な 況		利用者の加算の算定状況が分かる資料																	
文を割る	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料																	
	25	看取りに関する指針が分かる資料																	
その	26	算定日が属する月の前12か月において ターミナルケア加算を算定した利用者 の数を確認できる書類																	登録特定行為事業者等の 登録証等の添付は不要 (E市)
他		算定日の属する月における利用者に対 する延べ訪問回数を確認できる書類																	
		登録者のうち同一建物居住者の割合が 分かる書類				L													
	29	褥瘡管理に関するマニュアル																	

複合サ	- ٢	ス系							毛莲啦岛 瓦罗帕笙	I () () ()								手 胎 1 油	携体制加算	
				該	当指	定権	者		有該極東配區加昇	(1) (11) (111)			該	当指	定権	者		有収り迷	秀	
		添付文書の種類	A 県		C 市				具体例	様式の有無	備考	A 県				E 市		具体例	様式の有無	備考
必事	1	算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料			0					あり (C市)				0					あり (C市)	
要務 な処 文理	2	申請内容に偽りがないことを保証する 資料						0	誓約書(F市)	あり (F市)							0	誓約書(F市)	あり (F市)	
書上	3	加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料																		
		事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料																		
	5	事業所の資格が分かる資料																		
	6	事業所の規模が分かる資料																		
	7	事業所の設備状況が分かる資料																		
	8	LIFEに登録していることが分かる資料																		
事業所		緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料																		
の運		24時間対応できる体制にあることが分 かる資料														0				
営状況		外部の事業所と連携していることが分 かる資料																		
を知る上	12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料																		
で必要な	13	サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料																		
文書		事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料																		
	15	職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料																		
	16	会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料																		
		健康診断を定期的に実施していること が分かる資料																		
職員のい		職員の勤務実態が分かる資料			0		0	0	勤務形態一覧表(E市、F 市、C市)	あり(国様式)						0		勤務形態一覧表(E市)	あり (国様式)	
※要な文書	19	職員の資格が分かる資料			0		0	0	資格証の写し(E市、F 市、C市)		原本証明が必要(F市)					0		資格証の写し(E市)		
上で	1	職員の経験年数が分かる資料																		
利上用	21	利用者の要介護度等が分かる資料																		
	22	利用者の平均利用期間が分かる資料																		
要 状な 況	23	利用者の加算の算定状況が分かる資料																		
文を書知る	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料																		
	25	看取りに関する指針が分かる資料														0	0			同意を得るための書類を 含む (F市)
その	26	算定日が属する月の前12か月において ターミナルケア加算を算定した利用者 の数を確認できる書類																		
他	27	算定日の属する月における利用者に対 する延べ訪問回数を確認できる書類																		
		登録者のうち同一建物居住者の割合が 分かる書類																		
	29	褥瘡管理に関するマニュアル																		

複合サ	- Ľ	ス系							計開休	引強化加算						総合マネジメ	ント体制強化加算	
		添付文書の種類		_	当指	_				列強化加昇			$\overline{}$	定権者	_	_	/ 下神神強化加昇	
		がり入言が任和	A 県		C 市				具体例	様式の有無	備考	A 県			E F		様式の有無	備考
必事		算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料			0					あり (C市)			0				あり (C市)	
要務 な処 文理	2	申請内容に偽りがないことを保証する 資料						0	誓約書(F市)	あり (F市)					С	誓約書(F市)	あり (F市)	
書上	3	加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料																
		事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料																
	5	事業所の資格が分かる資料																
	6	事業所の規模が分かる資料																
	7	事業所の設備状況が分かる資料																
	8	LIFEに登録していることが分かる資料																
事業所		緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料																
の運		24時間対応できる体制にあることが分 かる資料																
営 状況		外部の事業所と連携していることが分 かる資料																
を知る上	12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料																
で必要な	13	サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料																
文書		事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料																
	15	職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料																
		会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料																
		健康診断を定期的に実施していること が分かる資料																
職員のい		職員の勤務実態が分かる資料			0		0	0	勤務形態一覧表(E市、F 市、C市)	あり(国様式)	小規模多機能型居宅介護 のみ(C市)							
要识	19	職員の資格が分かる資料																
上で		職員の経験年数が分かる資料																
利上用	21	利用者の要介護度等が分かる資料																
で 者 必 の	22	利用者の平均利用期間が分かる資料												1	1			
要 状な 況	23	利用者の加算の算定状況が分かる資料																
文を割知る	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料																
	25	看取りに関する指針が分かる資料																
その	26	算定日が属する月の前12か月において ターミナルケア加算を算定した利用者 の数を確認できる書類																
他		算定日の属する月における利用者に対 する延べ訪問回数を確認できる書類					0											
		登録者のうち同一建物居住者の割合が 分かる書類					0											
	29	褥瘡管理に関するマニュアル																

複合サ	- Ľ	ス系						海体ラネン	°√ × L hn≎a						###0	支援加算	
				該	当指	定権	者	将/値マネ>	ジメント加算		該	当指	定権	者	排せつ	文拨加昇	
		添付文書の種類	A 県			D 市		具体例	様式の有無	A 県				E 市	具体例	様式の有無	備考
必事	1	算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料										0				あり (C市)	
要務 な処 文理	2	申請内容に偽りがないことを保証する 資料															
書上		加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料															
		事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料															
	5	事業所の資格が分かる資料															
	6	事業所の規模が分かる資料															
	7	事業所の設備状況が分かる資料															
_	8	LIFEに登録していることが分かる資料															
事業所		緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料															
の運		24時間対応できる体制にあることが分 かる資料															
営状況		外部の事業所と連携していることが分 かる資料															
を知る上	12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料															
で必要な	13	サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料															
文書		事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料															
		職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料															
		会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料															
		健康診断を定期的に実施していること が分かる資料															
職員のい		職員の動務実態が分かる資料															
必要な文書	19	職員の資格が分かる資料															
上で		職員の経験年数が分かる資料															
利上用	21	利用者の要介護度等が分かる資料															
で 者	22	利用者の平均利用期間が分かる資料															
要 状な 況	23	利用者の加算の算定状況が分かる資料															
文を書知る	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料															
	25	看取りに関する指針が分かる資料															
その	26	算定日が属する月の前12か月において ターミナルケア加算を算定した利用者 の数を確認できる書類															
他	27	算定日の属する月における利用者に対 する延べ訪問回数を確認できる書類															
		登録者のうち同一建物居住者の割合が 分かる書類								_							
	29	褥瘡管理に関するマニュアル				()										

複合サ	- Ľ	ス系						利尚如人誰	推進体制加算							サービュ担併仕却後ル	加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	
		7/1±4±46#	該	当指:	定権者	皆		件子的介護	推進体制加昇		該	当指	定権	者		サービス提供体制強化	加昇(I)(II)(III)	
		添付文書の種類			D 市 i			具体例	様式の有無				D 市			具体例	様式の有無	備考
必事		算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料		0					あり (C市)			0					あり (C市)	
要務 な処 文理	2	申請内容に偽りがないことを保証する 資料					0	誓約書(F市)	あり (F市)						0	誓約書(F市)	あり (F市)	
書上		加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料																
		事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料																
	5	事業所の資格が分かる資料																
	6	事業所の規模が分かる資料												0	- 1	前年度分の職員の割合が 確認できる書類(E市)		
	7	事業所の設備状況が分かる資料																
	8	LIFEに登録していることが分かる資料																
事業所		緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料																
の運		24時間対応できる体制にあることが分 かる資料																
営状況	11	外部の事業所と連携していることが分 かる資料																
を 知 る 上 で	12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料																
必要な	13	サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料																
文書		事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料																
	15	職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料												0		従業者ごとの研修計画 (E市) 会議の予定表等 (E市)		
		会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料																
		健康診断を定期的に実施していること が分かる資料																
員の		職員の勤務実態が分かる資料										0		0	O B	勤務形態一覧表(C市、 E市)		
必要な文書	19	職員の資格が分かる資料										0		0	()	資格証の写し(C市、E 市)		(III) を算定する場合で あって、常勤職員又は勤 続年数を要件とする場合 は不要(C市)
上		職員の経験年数が分かる資料										0		0	0	実務経験証明書(C市) 勤続年数証明書類(E 市)		(I) 又は(III) を算定 する場合であって、勤続 年数を要件とする場合に 必要(C市)
利上 用	21	利用者の要介護度等が分かる資料																
で 者	22	利用者の平均利用期間が分かる資料																
な 況 文 を		利用者の加算の算定状況が分かる資料サービス提供を終了した利用者が他の																
書知る		介護サービスに移行したことが分かる 資料																
		看取りに関する指針が分かる資料																
ح	26	算定日が属する月の前12か月において ターミナルケア加算を算定した利用者 の数を確認できる書類								_								
他		算定日の属する月における利用者に対 する延べ訪問回数を確認できる書類																
		登録者のうち同一建物居住者の割合が 分かる書類				Ī												
	29	褥瘡管理に関するマニュアル																

複合サ	- Ľ	ス系							△ #₩₽	処遇改善加算							人进戰易領柱	定処遇改善加算	
				120	送当指	定権	者		介護戦員分	心通以普加 昇		該	当指	旨定相	権者		介護職員寺符	正处通以普加昇	
		添付文書の種類	A 県			D 市			具体例	様式の有無	A 県				i 市			様式の有無	備考
必事	1	算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料																	
要務 な処 文理	2	申請内容に偽りがないことを保証する 資料																	
書上		加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料																	
		事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料																	
	5	事業所の資格が分かる資料																	
	6	事業所の規模が分かる資料																	
	7	事業所の設備状況が分かる資料																	
ats:	8	LIFEに登録していることが分かる資料																	
事業所	9	緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料																	
の運	10	24時間対応できる体制にあることが分 かる資料																	
営状況	11	外部の事業所と連携していることが分 かる資料						0	連絡票(F市)	あり (F市)						0	連絡票(F市)	あり (F市)	
を知る上で	12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料																	
で必要な	13	サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料																	
文書		事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料																	
		職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料																	
		会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料																	
		健康診断を定期的に実施していること が分かる資料																	
職員のい		職員の動務実態が分かる資料																	
要況	19	職員の資格が分かる資料																	
上で		職員の経験年数が分かる資料																	
利上用	21	利用者の要介護度等が分かる資料																	
で 者	22	利用者の平均利用期間が分かる資料 利用者の加算の算定状況が分かる資料																	
な 決 を		利用者の加昇の昇足状況が分かる資料 サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる																	
書和る		介護サービスに移行したことが分かる 資料		L															
	25	看取りに関する指針が分かる資料																	
7	26	算定日が属する月の前12か月において ターミナルケア加算を算定した利用者 の数を確認できる書類									_								
他	27	算定日の属する月における利用者に対 する延べ訪問回数を確認できる書類																	
		登録者のうち同一建物居住者の割合が 分かる書類																	
	29	褥瘡管理に関するマニュアル																	

複合サ	- Ľ	ス系							短期到用 PS	宅介護費の算定						LIEF	への登録	
				該	当指	定権	者		短期利用店3	6介護質の昇定		該	当指	定相	権者	LIFE^	の登録	
		添付文書の種類	A 県			D 市			具体例	様式の有無	A 県				E 市	具体例	様式の有無	備考
必事	1	算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料			0			0		あり(F市、C市)								
要務 な処 文理	2	申請内容に偽りがないことを保証する 資料						0	誓約書(F市)	あり (F市)								
書上		加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料																
		事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料			0				運営規定(F市、C市) 料金表(C市)									
	5	事業所の資格が分かる資料																
	6	事業所の規模が分かる資料																
	7	事業所の設備状況が分かる資料																
	8	LIFEに登録していることが分かる資料																
事業所		緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料																
の運		24時間対応できる体制にあることが分 かる資料																
営状況		外部の事業所と連携していることが分 かる資料																
を知る上	12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料																
で必要な	13	サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料																
文書		事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料																
		職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料																
		会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料																
		健康診断を定期的に実施していること が分かる資料																
職員のい		職員の勤務実態が分かる資料																
必要な文書 状況を知る	19	職員の資格が分かる資料																
上で		職員の経験年数が分かる資料																
利上用	21	利用者の要介護度等が分かる資料																
で 者	22	利用者の平均利用期間が分かる資料												L				
な 決 を		利用者の加算の算定状況が分かる資料 サービス提供を終了した利用者が他の												L				
	24	介護サービスに移行したことが分かる 資料											L					
	25	看取りに関する指針が分かる資料																
その	26	算定日が属する月の前12か月において ターミナルケア加算を算定した利用者 の数を確認できる書類																
他	27	算定日の属する月における利用者に対 する延べ訪問回数を確認できる書類																
		登録者のうち同一建物居住者の割合が 分かる書類																
	29	褥瘡管理に関するマニュアル																

		[*] ス系		27	当指	宗华	*		#	1131 	
		添付文書の種類	A 県	В	当指 C 市	D	者 E 市	F 市	具体例	様式の有無	備考
必事	1	算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料									
要な文の	2	申請内容に偽りがないことを保証する 資料									
書 上	3	加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料									
	4	事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料									
	5	事業所の資格が分かる資料									
	6	事業所の規模が分かる資料									
	7	事業所の設備状況が分かる資料									
	8	LIFEに登録していることが分かる資料									
事業	9	緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料									
所の運	10	24時間対応できる体制にあることが分かる資料									
営状	11	外部の事業所と連携していることが分 かる資料									
況を知る上	12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料									
上で必要な	13	サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料									
文書	14	事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料									
	15	職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料									
	16	会議や委員会を定期的に開催していることが分かる資料									
	17	健康診断を定期的に実施していること が分かる資料									
職員の	18	職員の勤務実態が分かる資料									
必要な文書・状況を知る	19	職員の資格が分かる資料									
上で	20	職員の経験年数が分かる資料									
利上用	21	利用者の要介護度等が分かる資料									
上で 者の	22	利用者の平均利用期間が分かる資料									
必要状な	23	利用者の加算の算定状況が分かる資料									
文を	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料									
	25	看取りに関する指針が分かる資料									
その	26	算定日が属する月の前12か月において ターミナルケア加算を算定した利用者 の数を確認できる書類									
他	27	算定日の属する月における利用者に対 する延べ訪問回数を確認できる書類									
	28	登録者のうち同一建物居住者の割合が 分かる書類									
	29	褥瘡管理に関するマニュアル									

5.1.6 調査結果 (施設系サービス)

施設开	í-							1.00	置区分							TO SPEED A SO	条件基準						際品の放品に	よる滅算の状況	
		添付文書の種類	A	談当 B		権者	F	具体例	様式の有無	備考	A	該当	指定柱 C D		F	具体例	様式の有無	備考			貨定権 D		- 無見の欠員に 具体例	様式の有無	備考
		算定要件の達成状況を一覧でチェック	県	県 1	th th	t its	市		あり (C市)		県	果	t t	市	市				果!	東市	市	कं कं			
必事要務な処	Ĺ	するための資料 中請内容に偽りがないことを保証する	Н	Ť	_	+	-	man (7-h)			╁	Н	+	Н		material (Calc)	* II (5*)		H	+	Н	-	make (Calc)	+ 11 (C+)	
文程書上	1	資料 加算申請に係る担当者の連絡先が分か	Н	+	+	+	ľ	智約書(F市)	あり (F市)		_	Н		Н	+	型約書 (F市) 日当者連絡票 (A県)	あり (F市)			+			製約書 (F市) 担当者連絡票 (A間)	あり (F市)	
		る資料 事業所の提供するサービスの種類及び	Н	+	+	+					_	H		H	3	公司有法院会(NA)				+			DELETE (AR)		
	H	内容が分かる資料	Н	+	+	+	L				-	Н	+	Н	+				Н	+		-			
	Н	事業所の責格が分かる資料	Н	4	+	+	-				-		+	Н	4				H	-	\parallel				
	6	事業所の規模が分かる資料	Н	+	+	\perp	-				H	Н	+	Н	+				H	+					
	7	事業所の設備状況が分かる資料																							
業所	8	LIFEに登録していることが分かる資料	Н	+	+	+	+					H		H	+				Н						
変置	9	緊急時の対応方法を利用者に明示して	Н	+		t	H				h	Н	t	Н	1				H	t					
状況	10	いることが分かる資料 24時間対応できる体制にあることが分	H	Ŧ	+	t	t				t	H		H	+				Н		\parallel				
を 知 る	11	かる資料 外部の事業所と連携していることが分	H	1		t						H		H					H	t					
上で必	Н	かる資料 定期返回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受	Н	+	+	t	t				t	H	t	Н	+				Н	+	Н	t			
要な	12	加足ならわせて気りているク加足な気 けようとする計画を策定していること が分かる資料																							
文書	13	サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して		ı		Ī								П											
		いることが分かる資料 事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料	H	1	†	1	f				t	H	t	Ħ	1				Ħ	+	\parallel	t			
	\perp	分から資料 職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料	H	t	\dagger	t	t				h	H	t	H	+				\dagger	t	H				
	16	会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料	П	1	t	t	t				t	Ħ		Ħ	1				Ħ			t			
	17	健康診断を定期的に実施していること が分かる資料	H	1	†	t	İ				t	Ħ	t	Ħ	1				\dagger	t					
	П	- 221	Ħ	T	Ť	t	T				T	П	T	П	T				П	T	П				
10	18	職員の勤務実態が分かる資料				0	0	助務形態一覧表(E市、F 市)	あり (国様式)		0		5	0	_ E	助務形態一覧表(A県、 E市、F市)	あり (国様式)			0		00	動務形態一覧表(E市、F 市)	あり (国様式)	
必扱	1							(10)							- 19	目編体制図(A環) 助務表(C市)							勤務表(C市)		
ななな																									
書る上	H		Н	+	+	+	-				H	Н	+	Н	+				Н	+					
7	19	職員の資格が分かる資料																				0	研修修了証の写し (E 市)		
	20	職員の経験年数が分かる資料	Н	+	+	+	H				╁	H	+	Н	+				Н	-	Н				
	H		H	+	+	t	H				t	H	t	H	+				Н	t					
利用		利用者の要介護度等が分かる資料																							
おの要状		1777																							
な沢文を	2	利用者の平均利用期間が分かる資料	Н	+	+	+	+				╁	Н	+	Н	+				H	+	Н	+			
書知る	23		H	\dagger		t						H		H					H	t					
70	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる	П	Ť	Ť	Ť	T				T	П		П	T							Ī			
	25	資料 入選所の前後に訪問指導を行ったこと が分かる資料	H	†		t					t	H		H	1				H	t					
	26	地域に貢献する活動を実施しているこ とが分かる資料	П	T	Ť	Ť	T				T	П	T	П	T				П	Ť	П				
		看護体制加算Ⅱを算定していることが 分かる資料 NNの方法については一体師との間で成	П	1	1									П	I										
	28	対応の法については一体師との間で収 り決めがなされていることが分かる資 料 調節結婚運算を行っていることが分か	Ц	1	1	1	L				L	Ц	1	Ц					Ц	1	Ц	1			
	20	週所時指導等を行っていることが分か る資料 リハビリテーションマネジメントを	H	+	+	+	H				L	H	+	H	1				H	+	H	+			
		行っていることが分かる資料 充実したリハビリテーションを実施し	H	+	+	+	H					H	+	H	+				H	+	\parallel				
	32	ていることが分かる資料 医療機関から入所した者が分かる資料	H	+	+	+	H				F	H	+	H	+				H	+	H	+			
	33	ターミナルケアの実施状況が分かる資 料	Ħ	t	t	t	t				t	Ħ	t	Ħ	1				Ħ	t		t			
	34	生活機能を維持改善するリハビリテー ションの実施が分かる資料	П	1	Ť	T	Ī				Ī	П	Ť	П	1				П	T		Ī			
	35	身体拘束廃止の取組状況が分かる資料	H	\dagger	\dagger	\dagger						H	\dagger	H	+				H	\dagger	Н	t			
その		配置医師緊急時対応加算を算定してい	П	1	t	t	t				t	Ħ		Ħ	1				Ħ			t			
18	37	ることが分かる資料 診療報酬の算定のために届け出た届出	Н	+	+	+	H					H	+	H	+				H	+	\mathbb{H}				
	20	書の写し 重症皮膚液瘍管理指導の施設基準に保 る届出書添付書類	H	+	+	+	H				H	H	+	H	+				H	+	H	+			
		る届出書添付書類 業剤管理指導の施設基準に係る届出書 添付書類	Ħ	t	\dagger	t	l				t	Ħ	t	Ħ	1				Ħ	t	\parallel				
		動務する従業者の名簿	П	I		I	Ī												П	I		I			
	41	理学療法、作業療法、言語聴覚療法、 集団コミュニケーション療法の施設基 準に係る届出書添付書類												$\ \ $											
	Н	争に赤の肩山宮が19宮岬 各要件の利用者割合の確認できる書類	П	1	Ť	0	T				t	Ħ	Ť	П	1				Ħ	Ť	П	Ť			
	43	利用者の観察項目の標準化	H	\dagger	\dagger	t	İ				t	H	t	H	+				\dagger	\dagger	\parallel	t			
	44	職員の加配が確認できる書類	П	Ť	T	T					l	П	T	П	1				П	T	П	T			
	45	相当する診療報酬の算定のために届け 出た届出書の写し	H	1	t	t	t					H	t	H	1				Ħ	t		t			
	46	看取りに関する指針	Ц	1	1	t	İ				İ		İ	Ц	1				П	1		1			
	47	褥瘡管理に関するマニュアル	Ц									Ш		П					Ш						

1619.7	_									ケア体制							7 80 80 87 1-	関する基準						6 HH-778	止取組の有無	
		添付文書の種類		該当		報者 E	F	具体例	- 71	様式の有無	備考	A	該当 B (指定格		F	人状忠省に	様式の有無	備考	A		指定権 D		好体约米州 F 具体例	正収組の有無 様式の有無	備考
		算定要件の達成状況を一覧でチェック	県	県 市	i iti	市	市					県	果(t t	市	rts				果	果片	तं तं	市 1	t		
必要数なが	1	するための資料 中請内容に偽りがないことを保証する		+	+	H	H						+		H					Н	-	Н	Н			
なり	_	資料 加算申請に係る担当者の連絡先が分か		_		L	Н	計的書(F市)		あり (F市)		Ш	_		Ц	_				Ц		Ц	0	○ 智約書 (F市)	あり (F市)	
-	3	る資料 事業所の提供するサービスの種類及び	0	+	+	H	担	B当者連絡票(A県))			0	+		H	#	B当者連絡票(A県)			0	+	H	H	担当者連絡票(A県)		
	4	事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料					Ц					Ш			Ц					Ш	1		Ц			
	5	事業所の資格が分かる資料													Ц											
	6	事業所の規模が分かる資料													Ц											
	7	事業所の設備状況が分かる資料																								
# #				1	L								4		Ц						_		Ц			
所の運	8	LIFEに登録していることが分かる資料			L	Ш						Ш	1		Ц							Ш	Ц			
岩状	9	緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料 24時間対応できる体制にあることが分		1									1		Щ					Ш	1		Ш			
況 を 知	10	かる資料			ļ	Ш	Ц					\perp	4		Ц					Ц		Ш	Ц			
る 上 で	11	外部の事業所と連携していることが分 かる資料		1									1		Ц											
必要	12	定期返回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること																								
な文書		が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と	H	+	ŀ	Н	H					+	+	ł	H	+				H	+	H	H			
=	13	の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料	Ц	1		Ц	Ц						1		Ц					Ц	1	Ц	Ц			
		事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料	Ц		L	Ц	Ц					Ш			Ц					Ц		Ц	Ц			
	15	職員の研修計画を策定し研修を実施していることが分かる資料		1		Ц	Ц					Ц	1		Ц	1					1	Ц	\sqcup			
	16	会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料	Ц	1		Ц	Ц					Ш	\downarrow		Ц	1				Ц	1	Ц	Ц			
	17	健康診断を定期的に実施していること が分かる資料		1		Ц	Ц						1		Ц					Ц	1	Ц	Ц			
10	18	職員の勤務実態が分かる資料		С				的務形態一覧表(Fri 的務表(C市)	t)	あり(国様式)																
必分																										
な文書																										
1 7	H			t	t	H	H						\dagger		H						t		H			
	19	職員の資格が分かる資料						干修修了証の写し (5)	F.																	
	20	職員の経験年数が分かる資料		t	t	H						T	Ť		H					H	Ť	H	H			
				t	t	Ħ	H						1		Ħ					H	Ť		Ħ			
利用	21	利用者の要介護度等が分かる資料																								
おの要が																										
なった安全		利用者の平均利用期間が分かる資料		$^{+}$	+	H	Н					+	$^{+}$		H						+	H	H			
番 丸	23	利用者の加算の算定状況が分かる資料		t	t	H						Ħ	1		H					Н			H			
7	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる													П											
	25	資料 入退所の前後に訪問指導を行ったこと が分かる資料			t							$^{+}$			H					Н						
	26	が分かる資料 地域に貢献する活動を実施しているこ とが分かる資料		T	Ī	T	Ħ					П	T	l	Ħ						T	T	Ħ			
	27	看護体制加算 を算定していることが 分かる資料													Ц								П			
	28	対応がなされていることが分かる資 料	Ц	1	Ĺ	Ц	Ц					Ш		L	Ц					Ц	1	Ц	Ц			
	23	退所時指導等を行っていることが分か る資料 リハビリテーションマネジメントを たっていることがのかる専利		+	ļ	H	Н					+	4	+	Н					Н	4	Ц	Н			
	\vdash	充実したリハビリテーションを実施し	H	+	ŀ	H	H					+	+	+	H	-				H	+	H	${\mathbb H}$			
	31	ていることが分かる資料 医療機関から入所した者が分かる資料	H	+	H	H	H					+	+	+	H					H	+	H	H			
	1		H	\dagger		H	H					H	\dagger	t	H					H	\dagger	H	\parallel			
	H	生活機能を維持改善するリハビリテー	Ħ	t	l	Ħ	Ħ					Ħ	+	t	Ħ	l				П	1	П	Ħ			
	1	ションの実施が分かる資料 身体拘束廃止の取組状況が分かる資料	H	+	ŀ	H	H					+	+	+	H	+				H	+	H	Н	身体拘束適正化のための		
÷ n	\vdash	配置医師緊急時対応加算を算定してい	H	+	t	H	H					+	\dagger	t	H	+				H	+	H	H	改善報告書 (F市)		
他	30	ることが分かる資料 診療報酬の算定のために届け出た届出 乗の写り	Ц	1	ļ	Ц						Ш	+	1	Ц	1				Ц	1	H	Ц			
		重症皮膚潰瘍管理指導の施設基準に保	H	+	H	Н	H					+	+	+	H	1				H	+	H	H			
	38	薬剤管理指導の施設基準に係る届出書	H	+	ŀ	Н	H					+	+		H	ł				Н	+	H	${\sf H}$			
		添付書類 動務する従業者の名簿	H	t	t	H	H					+	+	t	H	ł				H	+	H	H			
		理学療法、作業療法、言語聴覚療法、 集団コミュニケーション療法の施設基	Ħ	t	İ	Ħ	Ħ					Ħ	\dagger	t	Ħ	İ				H	t	Ħ	Ħ			
		準に係る届出書添付書類	H	+	ł	H	H					+	+	t	H	+				H	+	H	H			
		各要件の利用者割合の確認できる書類 利用者の観察項目の標準化	Ц	+	L	Н	H					+	\downarrow		\sqcup	-				Н	1	H	${f H}$			
	44		H	+	t	H	H					+	+	+	H	+				H	+	H	H			
		職員の加配が確認できる書類 相当する診療報酬の算定のために届け	Ц	+	l	Н	H					+	\downarrow	+	H					Н	+	H	${\mathbb H}$			
		出た腐出書の写し	H	+	H	H	H					+	+	+	H	1				H	+	H	H			
		褥瘡管理に関するマニュアル	H	+	t	H	H					$^{+}$	\dagger		H	+				H	t	H	Ħ			

Manufacture Manufacture	具体例 様式の有無 備号 あり (C6) あり (F6)	当指定権者		備考			指定権者 C D E I	政治 A B	備考				該当指定権 A B C D	A	添付文書の種類	
Page	智約者 (F市) あり (F市)							県県				किक	県 県 市 市	g		
Part		0	0							あり (C市)			0	2	算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料	à # 1
Manufacture Manufacture		○ 整約書 (F市)			あり (F市)	智約書 (F市)						П		õ	中請内容に偽りがないことを保証する	な処っ
Machine Mach		+++-	0		1)	担当者連絡票(A県)		0			担当者連絡票(A県)	Н	0	rb C	加算申請に係る担当者の連絡先が分か	
												H		UF.		
Management Man			$\perp \! \! \perp \! \! \perp$									Ш		_	内容が分かる資料	4
Management Man								Ш							事業所の責格が分かる責料	5
															事業所の規模が分かる資料	6
															7 事後死の即應任日北八上子東部	7
Management Man															THE PROPERTY OF THE PROPERTY O	
The content of the														84	B LIFEに登録していることが分かる資料	所 の
Page Page														τ	緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料	紫 9
Management Man														9	0 24時間対応できる体制にあることが分 かる資料	E 10
Part														分	外部の事業所と連携していることが分 かる資料	õ 11
The content of the								$\Box\Box$				Ħ	Ш			70
### PROPRESS CONTROL														٤	* けようとする計画を策定していること が分かる資料	な
Manufacture residence														とて	3 の間の情報伝達・報告体制を整備して	
Management Man							+					Ħ		'n	事業所における賃金等に関する規定が	14
### 1							+					H		L	職員の研修計画を策定し研修を実施し	15
### A MANUSER CONTROL OF BRY ### A							+					H		õ	会議や委員会を定期的に開催している	16
### 10 Manufacture - Delt							+	+H				H		٤	健康診断を定期的に実施していること	17
■ 2							+	+H				H	+	+	か分かる資料	H
■ 2																
■ 1																-
### 2 2 ### ### ### ### ### ### ### ###	助務形態一覧表 (F市) 助務表	○ 助務形態—3 助務表	0												8 職員の勤務実態が分かる資料	與 18
### 1																の 状況 .
2 MA-0 日本の日本の中の日本日 2 MA-0 日本の日本の中の日本日 2 MA-0 日本の日本の日本日本日 2 MA-0 日本の日本日本日本日 2 MA-0 日本日本日本日本日本日 2 MA-0 日本日本日本日本日本日 2 MA-0 日本日本日本日本日本日本日 2 MA-0 日本日本日本日本日本日本日本日 2 MA-0 日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本																文知書る
지																
### 10 전 #	資格証の写し (F市) 原本証明が必要 (F市)	○ 資格証の写!													9 職員の資格が分かる資料	19
2 日													Ш		0 職員の経験年数が分かる資料	20
2 日																
2 日															1 利用者の要介護度等が分かる資料	利 用 21
2 전 2 1 財産の中央外国際のから直接 2 日																80
2 2												Н			2 利田老の平均利田御間が公かる寄料	な沢文を
マレー・												Н		_		8
日本の中の主席をは、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日												П		の る	4 介護サービスに移行したことが分かる	
MMC工業年でよる年表現していることが 日本の								+H					+		資料 入退所の前後に訪問指導を行ったこと	25
												H	+++	z	地域に貢献する活動を実施しているこ	26
別がが成立のでは、できたがから養養 日本												Н		'n	7 看護体制加算 を算定していることが	27
94.11 (アンテーションマネジメントを) フェン・マネジメントを) フェン・フェン・フェン・フェン・フェン・フェン・フェン・フェン・フェン・フェン・												П	Ш	資	対応方法については一医師との間であ り決めがなされていることが分かる資	28
3 ウェビッター・ションを実施し																
でいることが分から資料 2 元の機関から入所した者が分から資料 3 ラーナンケアの実施状況が分から資料 3 合格所変組を包持改要するリバビリテー ションのの知識状況が分から資料 3 合格所変組との知識状況が分から資料 3 合格所変組との知識状況が分から資料 3 自然所変に成立の説は大変が分から資料 3 自然所変に成立の説は大変が分から資料 3 自然所変に成立に設け立た成出 2 元ののののでは、日本のでは、日			Ш				Ш	Ш				П	Ш	- 1	0 リハビリテーションマネジメントを 行っていることが分かる資料	30
3 年 プー・フィックの政策状況が分から費												Ш		L	2 発実したリハビリテーションを実施し ていることが分かる資料	31
3							Ш	Ш				Ш	Ш			
2 3 合称常葉原金の取削状況が分を合理料							Ш	+				Щ		+	19	33
で 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2				L					<u></u>				\perp	-	4 生活機能を維持改善するリハビリテー ションの実施が分かる資料	34
の 2 ことがから負担							Ш							料	5 身体拘束廃止の取組状況が分かる資料	35
1			$ \Pi $					\prod						i,	6 配置医師緊急時対応加算を算定していることが分かる資料	の 36
第2の乗車機関軍隊権の利益を示して							++					H		出	診療報酬の算定のために届け出た届出	27
京村市市場等の地域を示している 2回 世							+++					Ħ		- 1	■症皮膚溃疡管理指導の施設基準に保 スロ中素品は素相	38
の 世帯する従業者の名簿 哲学療法、作業療法、直接管療法、 信 無団 ュニーケーション構造の施設基 非に係る無治療が付着類							$\parallel \parallel$							書	薬剤管理指導の施設基準に係る届出書	39
は 第四 ミュニケーション 考法の施基 専に係る証出 書が付き類			Ш				Ш	Ш				П	Ш		0 勤務する従業者の名簿	40
														ž.	1 集団コミュニケーション療法の施設基	41
														却		
G 利用者の服祭項目の椰子化							++	+H				H	+	ł		
44 個長の加肥が確認できる豊類							+					Ħ		†		
開告する診療観的意文のために駆け							++	+H				+	+++	ij	相当する診療報酬の算定のために届け	1 L
出た風出書の写し							+	+H				H	+	+	出た届出書の写し	43
4 (ab) C (c) (c) (d)					1						1			+		47

抱捉开						20億基準 (介護療養体	(設サービス・診療所型)							境基準						医颌の	尼置基準	
	添付文書の種類	A E	族当指 C	i定権 D	者 E I	具体例	様式の有無	備考	А	該当指 B C	定権者 D E	F	具体例	様式の有無	備考	A	該当 B C	指定権 D	者 E F	具体例	様式の有無	備考
	1 算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料	果以	市	市	市「	В			県	東市	के व	कंक				県	果片	त क	市市	5		
必事 要務な処	申請内容に偽りがないことを保証する	Н	t		H				Н	+		H				t	Ħ	H	H			
文 理書 上	。加算申請に係る担当者の連絡先が分か		+		H	担当者連絡票(A県)			0	+		Н	担当者連絡票(A県)			0		H	+	担当者連絡票(A県)		
-	。 る資料 事業所の提供するサービスの種類及び	Ť	\dagger		Н)				$^{+}$		Н				Ť	+	H	+)—— HAZMAN (1997)		
	4 内容が分かる資料	Н	\perp		Н					+		Н				H		H	\perp			
	5 事業所の責格が分かる資料	Н	+		Н					+		\blacksquare				-						
	6 事業所の規模が分かる資料	Н	\downarrow							+		Н										
	7 事業所の設備状況が分かる資料									0	C		平面図 (C市、E市) 居室面積一覧表 (E市)									
単常		Н	+	L	Н				\blacksquare	+		\blacksquare				+	H	H	+			
の運	8 LIFEに登録していることが分かる資料 緊急時の対応方法を利用者に明示して	Н	+		H					+		\mathbb{H}				+	+	H	\perp			
状況	9 いることが分かる資料 10 24時間対応できる体制にあることが分	Н	+		H				\blacksquare	+		+				+	H	H	+			
を 知 る	10 かる資料 11 外部の事業所と連携していることが分	Н	+							+		+										
上で	11 かる資料 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の	Н	╁		H					+		+				-						
必 要 な	12 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料																					
文書	サービス提供責任者と訪問介護員等と 13 の間の情報伝達・報告体制を整備して		t							\dagger												
	いることが分かる資料 事業所における賃金等に関する規定が	H	+		H				H	+	H	H				+	+	H	+			
	かる資料 15 職員の研修計画を策定し研修を実施し		+		Н				\sqcup	+		H				-	H	H	H			
	ていることが分かる資料 15 会議や委員会を定期的に開催している	H	+	H	H				H	H	H	H				+	H	H	+			
	ことが分かる資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	H	+	H	${\mathbb H}$				\parallel	+	\vdash	H				-	\dashv	H	$oxed{+}$			
-	が分かる資料		+							+						+	H	H	H			
10																				勤務形態一覧表(A県、		
員の	18 職員の勤務実態が分かる資料															0			0	E市) 組織体制図(A県)	あり (国様式)	
要なな																						
文知書る																						
70	19 職員の資格が分かる資料																			資格証の写し (E市)		
	20 職員の経験年数が分かる資料																					
利																						
用者	21 利用者の要介護度等が分かる資料																					
必の要状な沢																						
文を書知る	22 利用者の平均利用期間が分かる資料																					
£	23 利用者の加算の算定状況が分かる資料 サービス提供を終了した利用者が他の		+							-						-						
	24 介護サービスに移行したことが分かる 資料																					
	25 入退所の前後に訪問指導を行ったこと が分かる資料 26 地域に貢献する活動を実施しているこ		-																			
	27 看護体制加算 を算定していることが		+	H	H				H	ł	H	H				-	H	H	\vdash			
	21 分かる資料 対応方法については一法師との同で収 28 り決めがなされていることが分かる資	H	+	H	H				H	+	H	H				H	H	H	+			
	料 週所時指導等を行っていることが分か る資料	H	\dagger	H	H				Н	t	H	H				t	H	h	H			
	の質科 30 リハビリテーションマネジメントを 行っていることが分かる資料	Ħ	t	T	Ħ				Ħ	t	Ħ	Ħ				t	Ħ	Ħ	T			
	31 充実したリハビリテーションを実施し ていることが分かる資料		Ţ																			
	32 医療機関から入所した者が分かる資料				П				Ц	Ι												
	33 ターミナルケアの実施状況が分かる資料	Ц	1		Ц				Ц							Ĺ	Ц		4			
	34 生活機能を維持改善するリハビリテーションの実施が分かる資料																					
	35 身体拘束廃止の取組状況が分かる資料									I												
そ の 他	36 配置医師緊急時対応加算を算定してい ることが分かる資料																					
10	37 診療報酬の算定のために属け出た属出 書の写し		t		Ħ				\parallel		Ħ	Ħ				İ	Ħ	Ħ	Ħ			
	38 重症皮膚潰瘍管理指導の施設基準に保 る届出書派付書類		I							I												
	39 薬剤管理指導の施設基準に係る属出書 派付書類	Ц	Ĺ		Ц						Ц					Ĺ		Ц	\prod			
	40 勤務する従業者の名簿 環学療法、作業療法、言語聴覚療法、	Н	+	H	\parallel				Н	+		H				L	4	H	4			
	41 集団コミュニケーション療法の施設基準に係る属出書添付書類		1		Ц																	
	42 各要件の利用者割合の確認できる書類																					
	43 利用者の観察項目の標準化		ļ																1			
	44 職員の加配が確認できる書類	Ц	\perp		Ц				\sqcup	\perp	Ц						Ц		Ц			
	45 相当する診療報酬の算定のために属け 出た属出書の写し	Ц																				
	46 看取りに関する指針47 褥瘡管理に関するマニュアル		+		Н				Н	+		H				-	H	H	H			
		ш			\Box																	

1619	×.						日学生年	継続支援加算					-	クノロジーの道3(日)	常生活継続支援加算関係)						会議体	別加算!	
		添付文書の種類	A E	該当指 3 C		# E F	具体例	様式の有無	備考		該当指3 B C			具体例	様式の有無	備考	A	該当指 B C	定権	έ E F	具体例	様式の有無	備考
		算定要件の達成状況を一覧でチェック	果!	# #	市	* *				果	東市	т	क				果	東市	市	कं व			
必 T 要 E	Î	するための資料 中請内容に偽りがないことを保証する	H	0	H	+		あり (C市)				+					$^{\rm H}$	0		+		あり (C市)	
文书書」	Ľ	資料 加算中請に係る担当者の連絡先が分か		+	Н	0	智約書(F市)	あり (F市)		H	\perp	+	ш		あり (F市)			+	Н	-	營約書(F市)	あり (F市)	
	3	る資料 事業所の提供するサービスの種類及び	0		H	+	担当者連絡票(A県)			0		+	311	当者連絡票(A県)						+	担当者連絡票(A県)		
	4	内容が分かる資料	Ш		Ц	1						1	Ш				Н			1			
	5	事業所の資格が分かる資料								Ц							Ш						
	6	事業所の規模が分かる資料	Ц		Ц												Ц						
	7	事業所の設備状況が分かる資料																					
*					Ц												Ш			1			
所の運	Ĺ	LIFEに登録していることが分かる資料 緊急時の対応方法を利用者に明示して	Ц		Ц					Ц	Ш	1	Ш				Н			1			
岩状	9	※お明の対応が点を利用者に切がしていることが分かる資料 24時間対応できる体制にあることが分	Н		Н	+				Н		+					$^{+}$			1			
· 元 和	10	かる資料	Н	-	Ц	-				Н		+					$^{+}$			0			
もせて		外部の事業所と連携していることが分 かる資料								Ц							Ш			0	契約書等の写し (E市)		
多要	10	定期返回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること																					
な文書		が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と	Н	t	H	ł				H	+	ł	+				H	t	H	+			
	13	の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料	Ц		Ц	1				Ц		1	\coprod				Ц	1	Ц	-			
	14	事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料	Ц		Ц	1				Ц	Ш	1	Ц				Ц		Ц	1			
	15	職員の研修計画を策定し研修を実施していることが分かる資料	Ц	1	Ц	+				Ц	\blacksquare	1	$\downarrow \downarrow$				Н	1	Ц	0			
	16	会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料	Ц	1	Ц	1				0		1	議	事概要 (A県)			Ц	1	Ц	0			
	17	健康診断を定期的に実施していること が分かる資料	Ц		Ц	1				Ц		1					\parallel		Ц	1			
					$\ \ $																		
																					勤務形態一覧表(A県、E		
3	18	職員の勤務実態が分かる資料		0		0	助務形態一覧表 (F市) 助務表 (C市)	あり (国様式)	介護福祉士のみ記載 (C 市)								0	0		0 0	市、F市) 組織体制図 (A県)	あり (国様式)	看護職員のみ記載 (C 市)
が 要 な	ž.																				動務表(C市)		
文書	E O																						
-										Н							$\dagger \dagger$						
	19	職員の資格が分かる資料			,	0 0	資格証の写し(E市、F 市)		原本証明が必要 (F市)			0	資	格証の写し (E市)						0 0	資格証の写し(E市、F 市)		原本証明が必要 (F市)
	20	職員の経験年数が分かる資料	H		П					П							Ħ						
							入所者の要介護度又は日						AJ	所者の要介護度又は日			Ħ						
7	H 21	利用者の要介護度等が分かる資料				0	常生活自立度の割合が確 認できる書類 (E市) 入所者の喀痰吸引・経管					0	認 [・] 入J	生活自立度の割合が確 できる書類 (E市) 所者の喀痰吸引・経管									
0 c	b						栄養の必要がある入所者 の割合が確認できる書類 (E市)						Ø1	養の必要がある入所者 割合が確認できる書類 E市)									
なま	Ł	利用者の平均利用期間が分かる資料	H		Н		(EIII)			Н			(Lip)			H		Н				
書 9	5 E 23	利用者の加算の算定状況が分かる資料			H					Н							Ħ						
1	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる	П		П							T					Ħ			T			
	25	資料 入退所の前後に訪問指導を行ったこと が分かる資料	H														Ħ	t		$^{+}$			
		ルフル・ショペー 地域に貢献する活動を実施しているこ とが分かる資料	H		П	T				H		T					Ħ	T		T			
		看護体制加算 II を算定していることが 分かる資料		L		1														İ			
		対形方法については一座師との間で収 り決めがなきれていることが分かる資 料	\prod	Γ	\prod					\prod	П		Ц				П		Ц				
	2.5	退所時指導等を行っていることが分かる資料 リハビリテーションマネジメントを	Ц		Ц	1				Ц	\parallel	1	\coprod				Ц	1	Ц	-			
		リハヒリケーションマネシスントを 行っていることが分かる資料 充実したリハビリテーションを実施し	Н	H	Н	+				$\ $	+	+	+				${\mathbb H}$	+	Н	+			
		ていることが分かる資料 医療機関から入所した者が分かる資料	H	+	H	+				H	+	+	H				H	+	H	+			
		医療機関から人所した者が分かる資料 ターミナルケアの実施状況が分かる資 sol	H	t	H	t				H	\dagger	\dagger	\vdash				\forall	t	H	+			
	34	生活機能を維持改善するリハビリテー	H	t	Н	T				H	Ħ	+	Ħ				H	1	H	+			
	3-	ションの実施が分かる資料 身体拘束廃止の取組状況が分かる資料	H	ł	Н	+				H	\bot	ł	H				H	+	H	+			
₹		身体拘束廃止の取組状況が分かる資料 配置医師緊急時対応加算を算定してい	H	+	H	+				H	+	+	H				H	+	H	+			
の 他	36	ることが分かる資料	Ц	1	Ц	1				Ц	Ш	1	Ц				Ц		Ц				
		診療報酬の算定のために届け出た届出 書の写し 重症皮膚養瘍管理指導の施設基準に係	Н	+	Ц	+				Ц	\blacksquare	1	H				\coprod	+	Ц	+			
	30	る届出書添付書類 案剤管理指導の施設基準に係る届出書	H	ł	H	+				H	+	ł	\vdash				\mathbb{H}	+	H	+			
	33	添付書類 動務する従業者の名簿	H	ł	H	+				H	+	+	H				H	H	H	+			
	Н	理学療法、作業療法、言語聴覚療法、 集団コミュニケーション療法の施設基	H	t	H	t				H	H		\dagger				H		H	\dagger			
	H	準に係る属出書添付書類	H	+	H	+				H	+	+	H				H	+	H	+			
		各要件の利用者割合の確認できる書類	Ц	L	Ц	1				Ц		1	\coprod				Ц		Ц	1			
	Н	利用者の観察項目の標準化	H	+	H	+				H	+	+	H				H	+	H	0			
		職員の加配が確認できる書類 組当する珍郷解析の算定のために駆け	Ц	L	Ц	1				Ц	Ш	1	\coprod				Ц	-	Ц	+			
	45	相当する診療報酬の算定のために届け 出た届出書の写し	Н	ŀ	Ц	+				Ц		1					\parallel			-			
	\vdash	看取りに関する指針 褥瘡管理に関するマニュアル	H	t	H	t				H	+	t	H				H	+	H	\dagger			
			ட		ப											1				_	1		

1915	ж								制加算 II						夜勁職員配置加算									
		添付文書の種類	٠	咳当疗 3 C			E			/III 3/.		東当指 C	定権者 D E	l e			/II.3/	1 0	表当指 C	定権者	i e I e	認知症 具体例	ア加算	傷者
	1	算定要件の達成状況を一覧でチェック	果具	1 市	#	市市	市	具体例	様式の有無	備考	京 京	1 17	市市	its	具体例	様式の有無	備考	京 県	#	市市	t th	共体划	様式の有無	源方
Ø	ß î	するための資料		С					あり (C市)									1						
な文	£ 2 ∰	中請内容に偽りがないことを保証する 資料				C	0 8	音約書(F市)	あり (F市)					0	智約書 (F市)	あり (F市)					0	智約書(F市)	あり (F市)	
#	2	加算中請に係る担当者の連絡先が分か る資料	0				#	旦当者連絡票(A県)			0				担当者連絡票(A県)			0				担当者連絡票(A県)		
	4	事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料																						
	Н	事業所の資格が分かる資料	Ħ	t		H	t				t		t	t				t	l					
	6	事業所の規模が分かる資料	+	t	H	H	+				Ŧ	Н	+	t				t	H	H	+			
	H			+	H	H	+				ł	Н	ł	H				+	H	H				面積を記載した平面図が なければ、室別面積表を
	7	事業所の設備状況が分かる資料																0	0	C	0	平面図 (E市、F市、C 市) 面積一覧表 (E市)		なければ、至別回損去を 添付 (F市) 認知症専門様のもの (C
業	-	LIFEに登録していることが分かる資料	+	+	H	H	+				+	Н	+	H				+	H	H	+			市)
の 連	0	緊急時の対応方法を利用者に明示して		+	H	H	+				+	\blacksquare	+	H				+		H	-			
28 状 沢	9	いることが分かる資料 24時間対応できる体制にあることが分	+	+	H	H	+				+	+	+	H				+	H	H	+			
* %	10	かる資料 外部の事業所と連携していることが分		+	H	0	+				+	H	+	H				+						
5 ±	11	かる資料 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の		1		0	10.	契約書等の写し(E市)										1						
20 19		指定を合わせて受けている/指定を受けようとする計画を策定していること																						
な文	F	が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と	H	+	H	H	+				+	H	+	H				+	H	H	ł			
*	13	の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料	Ц	1		Ц						Ц								Ц				
		事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料			L	Ц								L					L					
	15	職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料	\coprod	ſ	I	0	I				_		_	Ĺ				I	ſ		ſ			
	16	会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料				0															1			
	17	健康診断を定期的に実施していること が分かる資料																						
				Ī			ı																	
																	夜勤時間帯に勤務する職 員及び夜勤時間帯の勤務 時間だけを記入したもの							
	RR 18	職員の勤務実態が分かる資料	0				E	助務形態一覧表(A県、 :市、F市)	あり(国様式)	看護職員のみ記載、勤務 時間帯が分かるよう記載		0			助務形態一覧表(E市、F 市)	あり(国様式)	を全従業者分とは別に用 意。 (F市)	0	0		0.0	動務形態一覧表(A県、 E市、F市)	あり (国様式)	
ø	職 18 カ 伏	MARCH 8020 9000 // // W 34/17		ľ				目版体制図(A県) 助務表(C市)	377 (mw-1)	(Crit)		Ĭ	ľ	ľ	助務表 (C市)	0 7 (max.t)	介護老人福祉施設は夜勤 職員のみ記載。介護老人 福祉施設と介護老人保健	Ĭ				組織体制図 (A県) 勤務表 (C市)	00 y (misk20)	
要な文	R 8																施設は勤務時間帯が分か るように記載 (C市)							
#	6 6		Ц	L		Ц	1				1		1	L				1			L			
	e 19	職員の資格が分かる資料				0 0		資格証の写し(E市、F 市)		原本証明が必要 (F市)				0	責格証の写し (F市)		原本証明が必要 (F市)				00	責格証の写し(E市、F 市)		原本証明が必要 (F市)
							ľ	11)														10)		
L	20	職員の経験年数が分かる資料				Ш					1	Ш	1					1						
	PJ																							
	刊 新	利用者の要介護度等が分かる資料																						
必要な	力																							
文書	£:	利用者の平均利用期間が分かる資料		T										Ī										
	6 E 23	利用者の加算の算定状況が分かる資料																						
	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料																						
r	25	入退所の前後に訪問指導を行ったこと が分かる資料		t			Ť																	
	26	地域に貢献する活動を実施しているこ とが分かる資料																						
	27	看護体制加算 II を算定していることが 分かる資料 対の方法については一法即との同で収		Ţ	Į	Ц	Ţ				Ţ	Ц	Ţ	Ĺ				Ţ	Ĺ	Ц	Į			
		り決めがなされていることが分かる資料	Ц	1	L		1				1	Ц	1	L					L		L			
	29	料 退所前指導等を行っていることが分か る資料 リハビリテーションマネジメントを	\bot	+	H	\parallel	4				1	H	1	L				+		\parallel	1			
		行っていることが分かる資料 充実したリハビリテーションを実施し ていることが分かる資料		+	H	Н	+				+	H	+					+	H					
	-	ていることが分かる資料 医療機関から入所した者が分かる資料	H	+	H	H	4				+	H	+	F				+	H	H	-			
		医療機関から入所した者が分かる資料 ターミナルケアの実施状況が分かる資 st	\forall	+	H	\mathbb{H}	+				+	H	+					+	ŀ	H	ŀ			
		生活機能を維持改善するリハビリテー	+	t	H	H	\dagger				+	H	+	t				\dagger	H	H	t			
	L	ションの美術が分から資料	Ц	1	H	\sqcup	1				+	Н	+	L				+	L	Ц	L			
ě	Н	身体拘束廃止の取組状況が分かる資料	\mathbb{H}	+	H	\mathbb{H}	+				+	H	+	H				+	H	H	+			
o fit		配置医師緊急時対応加算を算定してい ることが分かる資料																						
	37	診療報酬の算定のために届け出た届出 書の写し		T			Ī				1	П	1					Ţ						
	38	重症皮膚潰瘍管環指導の施設基準に係 る届出書派付書類 薬剤管理指導の施設基準に係る届出書 ※利管理指導の施設基準に係る届出書	Ц	1	L	Ц	1				1	Ц	1					1						
	\vdash	ACTS WAR	Ц	1	L	Ц	4				1	Н	1					1		Ц				
	Н	助務する従業者の名簿 理学療法、作業療法、言語聴覚療法、		+	H	Н	4				+	Н	4					+	L	Н	-			
	41	集団コミュニケーション療法の施設基準に係る腐出書添付書類				Ц																		
	42	各要件の利用者割合の確認できる書類					ſ				ſ	\prod	ſ	Ī				ſ						
	43	利用者の観察項目の標準化	╽	İ	İ	0	1				1		1	İ				1	İ	╽	İ			
	44	職員の加配が確認できる書類	T	T			T				T	П	0				登録特定行為事業者等の 登録証等の添付は不要 (E市)	T	Г	Π	T			
	45	相当する診療報酬の算定のために届け 出た届出書の写し	\dagger	t	t	\parallel	t				t	Ħ	t				(619)	t	h	Ħ	l			
	46	看取りに関する指針		İ		П	1				1		1	Ĺ				1			l			
L	47	将癌管理に関するマニュアル										П		Ĺ					Ĺ					

施設系							テクノロジーの導入	(夜勁職員配置加算関係)						進コニッ	トケア体制						生干燥练	上連携加算	
		添付文書の種類	A B	核当指定 C	E権者 D E	F	具体例	様式の有無	備考	А	該当指: B C	定権	≝ E F	具体例	様式の有無	備考		該当打 B C	資定権:	# E F	具体例	様式の有無	備考
		算定要件の達成状況を一覧でチェック	果果	市	th th	कं कं				果	果市	市	कं कं				県	果市	市	कं व			
必事 要務 な処	Н	するための資料 中崩内容に偽りがないことを保証する	Н		+					H		-					+	+		+			
文理 書上		資料 加算申請に係る担当者の連絡先が分か	Ш	Н	1	0	整約書(F市)	あり (F市)		Н			0		あり (F市)		Н	+	Н	С	整約書(F市)	あり (F市)	
	3	る資料	0		+	\blacksquare	担当者連絡票(A県)			0		_	+	担当者連絡票(A県)			0	+		+	担当者連絡票(A県)		
	4	事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料	Ш	Ш	1					Ш							Ш			1			
	5	事業所の資格が分かる資料																					
	6	事業所の規模が分かる資料																					
	7	事業所の設備状況が分かる資料)		0	平面図(E市、F市、C									
# #	,	争来用の奴隷状況の方がも具付												市)									
所の	8	LIFEに登録していることが分かる資料																					
運営状	9	緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料																					
200	10	24時間対応できる体制にあることが分 かる資料																					
知る上	11	外部の事業所と連携していることが分 かる資料																		0 0	契約書等の写し (E市)		
₹ 6	12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受			Ī					П										T			
要な文	**	けようとする計画を策定していること が分かる資料	Ц	Ц	1	Ц				Ц	Ц						Ц		Ц	1			
#	13	サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料																					
	14	事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料	IT	Ħ	T	П				П			T				П	T	П	Ť			
	15	職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料	Ħ	Ħ		H				H			t				Ħ	t	Ħ	\dagger			
	\vdash	会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料	0	Ħ	T	П	議事模要(A県)			П	П		Ť				П	T	П	Ť			
	17	健康診断を定期的に実施していること が分かる資料	H	Ħ	t	H				H			t				$\dagger \dagger$	t	Ħ	t			
	П		Ħ	Ħ	Ť	T				П			t				Ħ	Ť		Ť			
箱具	18	職員の勤務実態が分かる資料									0		00	勤務形態一覧表 (E市、 F市)	あり (国様式)								
必状														動務表 (C市)									
なった																							
文書る上で				Н	1	L				Н			1				Н	-		+			
70		職員の資格が分かる資料											0 0	資格証の写し (F市) 研修修了証の写し (F		原本証明が必要 (F市)							
										Н				市)			\mathbb{H}		Н	-			
	20	職員の経験年数が分かる資料	Н		1					Н			_				\sqcup	+		4			
利																							
用者必の	1 1	利用者の要介護度等が分かる資料																					
要 状な 沢																							
文を書知る	22	利用者の平均利用期間が分かる資料	Ш	Ш						Ш							Ц			1			
± e	1 1	利用者の加算の算定状況が分かる資料 サービス提供を終了した利用者が他の	Н	Н	-					Н							Н	+	\mathbf{H}	+			
	24	介護サービスに移行したことが分かる 資料	Ш	Ш						Ш							Ц			1			
	25	入退所の前後に訪問指導を行ったこと が分かる資料 助材に言献する活動を実施しているこ			+					Н							\perp	-		+			
	26	ルブルで3月代 地域に貢献する活動を実施しているこ とが分かる資料 看護体制加算 II を算定していることが	H	H	+	H				Н			+				Н	+	H	+			
	21	分かる資料 対応方法については一弦師との間で収 り決めがなされていることが分かる資	H	H	+	H				H	+	+	H				H	+	H	+			
		料 退所時指導等を行っていることが分か	H	H	+	H				H	\parallel	1	t				\forall	t	H	\dagger			
	30	る資料 リハビリテーションマネジメントを 行っていることが分かる資料	H	Ħ	+	H				Ħ	Ħ		t				Ħ	t	Ħ	+			
	21	充実したリハビリテーションを実施し ていることが分かる資料	Ħ	Ħ	t	H				Ħ							$\dagger \dagger$	t	Ħ	t			
	32	医療機関から入所した者が分かる資料	╚	Ħ	İ					I			Ī				I	Ī		Ī			
	Н	ターミナルケアの実施状況が分かる資 料	\prod	П	I					Ц							П	Ţ	П	Ţ			
	34	生活機能を維持改善するリハビリテー ションの実施が分かる資料								$\ $													
	35	身体拘束廃止の取組状況が分かる資料		Ħ	j	Ħ				Ħ			İ				Ħ	Ť	Ħ	t			
ج 0		配置医師緊急時対応加算を算定してい ることが分かる資料		П	T	П				П		7	T				П	T	П	T			
18	27	診療報酬の算定のために届け出た届出 書の写し	+	H	t	H				H	\dagger		t				\forall	\dagger	H	+			
	38	者の写し 重症皮膚液瘍管理指導の施設基準に保 スロリネ系は素種	Ħ	Ħ	t	H				Ħ			t				Ħ	t	Ħ	t			
	30	薬剤管理指導の施設基準に係る腐出書 添付書類	D		ľ	Ħ				Ħ			İ				\parallel			Ť			
		助務する従業者の名簿	IT	П	Ţ					Ц	П	1	I				Д	I		Ţ			
	41	理学療法、作業療法、言語聴覚療法、 集団コミュニケーション療法の施設基 準に係る脳出書添付書類																					
	П	各要件の利用者割合の確認できる書類	П	П	T	П				П							Ħ	T	П	T			
		利用者の観察項目の標準化	H	H		H				H			t				\forall	\dagger	H	\dagger			
	П	職員の加配が確認できる書類	П	П	T	П				П		1	Ī				П	T	П	Ť			
	45	相当する診療報酬の算定のために届け 出た届出書の写し	\dagger	Ħ	t	H				Ħ	\parallel		t				$\dagger \dagger$	t	Ħ	\dagger			
	46	看取りに関する指針			İ					П			1				Ц	1		1			
	47	再癒管理に関するマニュアル	Ш							П							Ц						

施路	×.																							
		添付文書の種類	1	該当打	自定権 D	者	Е	具体例	と訓練加算様式の有無	備考		表当指: C	定権者 D E	T e	ADL維持寺加到 具体例	I (中出) の有無 様式の有無	備考		該当	指定権 C D		有年性認知证 F 具体例	入所者受入加算 様式の有無	備考
	1	算定要件の達成状況を一覧でチェック	果里	しまっ	#	市口	市	AHD	味はの有潔	調写	京 京	1 17	市市	1 15	共补时	保工の有無	10 °C	A III	県 2	t #	市	市	保乳の有無	調考
ě E	p ^	するための資料																						
要な文	8	中請内容に偽りがないことを保証する 資料				(0 1	音約書(F市)	あり (F市)					0	智約書 (F市)	あり (F市)						○ 智約書 (F市)	あり (F市)	
#	3	加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料	0				ŧ	旦当者連絡票(A県)			0				担当者連絡票(A県)			0				担当者連絡票(A県)		
	4	事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料																						
	Н	事業所の資格が分かる資料		t		H					t		t	t					H	t	H			
	6	事業所の規模が分かる資料	Ħ	t	T	H	+				+	Н	+	t					H	t	H			
	H		+	ł	H	H	+				ł	Н	ł	t					H	+	H			
	7	事業所の設備状況が分かる資料																						
単版	H		+	+	\vdash	H	+				+	Н	+	+				+	Н	+	Н			
の 連	\vdash	LIFEに登録していることが分かる資料 緊急時の対応方法を利用者に明示して	+	ł	H	Н	+				+	Н	+	+				ł	Н	+	Н			
28 状 沢	9	いることが分かる資料 24時間対応できる体制にあることが分	+	+	╁	Н	+				+	+	+	+				+	Н	+	Н			
10 90	10	かる資料		1		Н	4				1		1	ļ					Н		Н			
5 ±	11	外部の事業所と連携していることが分 かる資料				Ш													Ш					
2		定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること																						
な文		が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と	H	ŀ	H	H	-				+	H	+	+				ł	Н	H	Н			
*	13	の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料			L	Ц							1	L					Ц		Ц			
		事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料				LŢ						\prod									$\lfloor floor$			
	15	職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料			I		j							I				Ì	I					
	16	会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料	T	T		Π	T				T	П	T	Γ				T	П	П	П			
	17	健康診断を定期的に実施していること が分かる資料		l		П					t		t	T				t	Ħ	T	П			
r	Ť		Ħ	T	l	П	1				Ť	П	Ť	Ť				T	Ħ	T	П			
	iii.						0	助務形態一覧表(E市、	- 11 (7000-4)															
ŵ	順 18 カ	職員の勤務実態が分かる資料		0		010	O F	市) 助務表 (C市)	あり (国様式)															
要なっ	ス を																							
畫	10 3																		Ш					
	r 19	職員の資格が分かる資料				0.0		疫格証の写し(E市、F 市)	あり (E市)	原本証明が必要 (F市)														
							- 4	†) より節又はきゅう節の場 合は経歴書 (E市)																
	20	職員の経験年数が分かる資料																	Ш		Ш			
	DI DI																							
	刊 21 新	利用者の要介護度等が分かる資料																						
必要	扶																							
な文書	£:	利用者の平均利用期間が分かる資料		t		Н	T				T		T	t					H		П			
	5 E 23	利用者の加算の算定状況が分かる資料												t					H					
		サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる				П															П			
F	25	資料 入退所の前後に訪問指導を行ったこと が分かる資料			H	H	t							t										
	26	の方のの具件 地域に貢献する活動を実施しているこ とが分かる資料	T	Ť	T	П	T				Ť	П	Ť	t				T	H	T	П			
	27	看護体制加算 II を算定していることが 分かる資料			T	Ħ	1							t					Ħ	Ì	Ħ			
		対応力法については一法師との何で収 り決めがなされていることが分かる資 sa	J	I	Γ		J				I	П	I	Γ				Ι	I	I	I			
	29	週所時指導等を行っていることが分か る資料				Д	1	· · · · ·			1		1								Ц			
		リハビリテーションマネジメントを 行っていることが分かる資料	Ц	L	L	Ц	1				1	Ц	1	L					Ц		Ц			
	\vdash	充実したリハビリテーションを実施し ていることが分かる資料	Ц	1		Ц	1				1	Ц	1						Ц		Ц			
		医療機関から入所した者が分かる資料 ターミナルケアの実施状況が分かる資 M	\downarrow	1	L	\sqcup	1				+	H	+	1				+	Ц	H	Ц			
	\vdash	64	4	ŀ	L	H	1				+	H	+	F				1	H		H			
	34	生活機能を維持改善するリハビリテー ションの実施が分かる資料	Ц	\perp	L	Ц					\perp		\perp	L				\perp	Ц		Ц			
	\vdash	身体拘束廃止の取組状況が分かる資料									Ţ		I								\prod			
そ の 他		配置医師緊急時対応加算を算定してい ることが分かる資料																						
18		診療報酬の算定のために届け出た届出 書の写し	H		t	Ħ					\dagger	H	t	t				t	H	t	H			
	38	重症皮膚潰瘍管理指導の施設基準に係 る届出書派付書類	Ħ	t	f	Ħ	1				t	Ħ	t	t				T	Ħ	Ħ	Ħ			
	39	薬剤管理指導の施設基準に係る届出書 添付書類			İ		Ţ							T						İ				
	40	勤務する従業者の名簿		I		П	I				I	П	I	Γ				I	П	I				
	41	理学療法、作業療法、言語聴覚療法、 集団コミュニケーション療法の施設基 準に係る届出書添付書類					Ī														$\ ilde{\ }$			
	Г	準に係る脳出書添付書類 各要件の利用者割合の確認できる書類	Ħ	t	t	H	1				+	Ħ	+	t				t	Ħ	Ħ	H			
	L	利用者の観察項目の標準化	H	ŀ	\vdash	${\sf H}$	+				+	H	+	+					\mathbb{H}	H	Н			
	Н	職員の加配が確認できる書類	H	t	t	H	+				+	Ħ	+	t				t	H	Ħ	H			
		報義の企能が確認である音楽 相当する診療報酬の算定のために届け 出た届出書の写し	H	-	\vdash	H	-				+	H	+	+					H	H	H			
	_	出た展出書の写し 看取りに関する指針	H	ł	\vdash	H	+				+	H	+	H				+	H	H	H			
L	\vdash	将癌管理に関するマニュアル	H	İ	İ	Ħ					Ì		_	t				İ	Ħ	t	H			

施設系						在字復傳・在	宅療養支援機能加算						4-3-	ナルケア体制						党 勒直:	主医師配置	
	添付文書の種類		族当指 C			具体例	様式の有無	備考	A	該当:	指定権 D		具体例	様式の有無	備考	A	該当指 B C	定権: D		具体例	様式の有無	備考
è =	1 算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料	94 9	e m	ф	0		あり (F市)		94	96 (1	p m	фф				96	9K (T)	Ф	ф			
要処文理	2 申請内容に偽りがないことを保証する 資料	П	T	T	0	營約書 (F市)	あり (F市)			П	Ħ	0	智約書 (F市)	ab り(F市)		П			c)智約書 (F市)	あり (F市)	
書上	加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料	0		İ		担当者連絡票(A県)			0				担当者連絡票(A県)			0				担当者連絡票(A県)		
	4 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料																					
	5 事業所の資格が分かる資料																					
	6 事業所の規模が分かる資料																					
*	7 事業所の設備状況が分かる資料																					
業所の運営	8 LIFEに登録していることが分かる資料 緊急時の対応方法を利用者に明示して	H		ļ	ļ														1			
状 況 .	っ いることが分かる資料 24時間対応できる体制にあることが分 かる資料	H	H	t	t					H	Ħ	Ŧ				+			+			
知る:	外部の事業所と連携していることが分 かる資料	Ħ		t																		
上で必要	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること	11		İ	l																	
な文書	が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と 3 の間の情報伝達・報告体制を整備して	H		t												\parallel						
	いることが分かる資料 事業所における賃金等に関する規定が	ш	H	+	+				+	H	H	+				+	+	H	+			
	** 分かる資料 15 職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料	Ш	H	\dagger						H	H					\parallel		H	+			
1	にいることが分かる資料 会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料	Ħ	H	1					t	Ħ	Ħ	T				\parallel	T	П	t			
1	健康診断を定期的に実施していること が分かる資料	Ħ									Ħ											
職員の状況を	18 職員の助核実際が分かる資料	0															0		0 0	助務形態一覧表 (E市、F) 市) 助務表 (C市)	あり(国様式)	医師のみ記載(C市)
文書る上で	19 職員の資格が分かる資料	0																	00	資格証の写し(E市、F		原本証明が必要 (F市)
																Ш						
	80 職員の経験年数が分かる資料	Н		+	+						H								-			
利用者の状況	21 利用者の要介護度等が分かる資料	0																				
文を書知る	22 利用者の平均利用期間が分かる資料	0																				
上 ²	23 利用者の加算の算定状況が分かる資料 サービス提供を終了した利用者が他の	Н		1	-					H												
	24 介護サービスに移行したことが分かる 資料 入退所の前後に訪問指導を行ったこと	Ш			-											\dashv						
1	20 が分かる資料 地域に貢献する活動を実施しているこ とが分かる資料	0	H	+	+					Н	H					+						
4	27 看護体制加算 II を算定していることが 分かる資料																					
	対応方法については一盗師との間で収 別 リ決めがなされていることが分かる資 担 刑所特指導等を行っていることが分か															Ш						
1 2	○契料 リハビリテーションマネジメントを	H		+	+					H	H					+						
3	70 行っていることが分かる資料 充実したリハビリテーションを実施し ていることが分かる資料																					
3	32 医療機関から入所した者が分かる資料			I	I				I							Ш						
1	33 ターミナルケアの実施状況が分かる資料 生活機能を維持改善するリハビリテー	H		+	-				-	H	H	4				\parallel	+	H				
	ションの実施が分かる資料	Ц	Ц		L						Ц					\perp						
*	85 身体拘束廃止の取組状況が分かる資料 配置医師緊急時対応加算を算定してい	H	H	+	+				+	H	H	+				+	+	H	+			
の S 他	86 配慮医町茶港町対応加算を算定していることが分かる資料 お赤喉膜の算定のために届け出た届出	\prod	H	1	L				-	Ц	Ц					\sqcup		Ц	1			
	書の写し 重症皮膚潰瘍管理指導の施設基準に保	1 1	H	+	+				+	H	H	H				+	+	H	+			
	50 る属出書派付書類 薬剤管理指導の施設基準に係る層出書 添付書類		H	\dagger					t	H	Ħ					\parallel		H	\dagger			
4	10 勤務する従業者の名簿	П	I	1	İ				Ī	П	I	Ī					Ī		İ			
4	理学療法、作業療法、言語聴覚療法、 11 集団コミュニケーション療法の施設基 準に係る届出書添付書類																					
1 1	12 各要件の利用者割合の確認できる書類	\prod		T						\prod						\prod						
	13 利用者の観察項目の標準化	П		1	ļ						Щ					\blacksquare		H	1			
l L	4 職員の加配が確認できる書類	Ц	Ц	1	L					Ц	Ц					\perp		Ц	1			
4	15 相当する診療報酬の算定のために届け 出た届出書の写し 16 看取りに関する指針	H		+	-				1	H	H	H				\parallel	+	H	1			
4	17 拇痣管理に関するマニュアル																					

#81	2.76						精神科区的	肾定期的療養指導						國家老牛	活支援体制						特別療養	度加算項目	
		添付文書の種類	A I	該当指 B C	定権 D		具体例	様式の有無	備考		該当指 3 C			具体例	様式の有無	備考	A	談当: B C	指定権:	者 E	F 具体例	様式の有無	備考
Г	1	算定要件の達成状況を一覧でチェック	果。	東市	市	के व	5			果自	市	市	to to				果	県 オ	क	市 1	ti		
必要な	務机。	するための資料 中請内容に偽りがないことを保証する		+			man (Ca)	あり (F市)			+			material (Cata)	あり (F市)		_	+		+			
文書	堆	資料 加算中請に係る担当者の連絡先が分か る資料	_	ł			智約書 (F市) 担当者連絡票 (A県)	89 9 (FID)			+	H	ľ	智約書(F市) 担当者連絡票(A県)	89 9 (Filp)		0	+	\mathbb{H}	+	担当者連絡票(A県)		
H	3	事業所の提供するサービスの種類及び	_	+		H	12日有理能条 (八条)				+			2000年年初 (AM)			_	+		+	34当年程令 (A)A)		
	4	内容が分かる資料		-							+	Н	+						\blacksquare	-			
	H	事業所の資格が分かる資料									+		+						Н	4			
	6	事業所の規模が分かる資料		L		4					+	Н	-				_	+	\blacksquare	4			
	7	事業所の設備状況が分かる資料																					
1 2 2	. L			+		4				Н	+		+				Н	+	\blacksquare	4			
2	-	LIFEに登録していることが分かる資料 緊急時の対応方法を利用者に明示して		ļ		4					+	H	ł				4	+	\mathbb{H}	4			
8	÷	いることが分かる資料 24時間対応できる体制にあることが分	H	+		+				H	+	H	+				H	+	+	+			
4 9		かる資料 外部の事業所と連携していることが分	H							H	+	Н					H	+	\mathbf{H}	+			
1		かる資料 定期返回・随時対応型訪問介護看護の									-												
9	12	指定を合わせて受けている/指定を受けようとする計画を策定していること																					
3	: -	が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と 3 の間の情報伝達・報告体制を整備して	\dagger			\dagger				H	t	H	t				H	\dagger	H	+			
	13	いることが分かる資料	Н	-		4				Н	+	Ц	+				Ц	+	\sqcup	4			
		事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料 職員の研修計画を策定し研修を実施し	Н	L	L	\downarrow				Н	1	Ц	-				Ц	1	\sqcup	1			
	15	でいることが分かる資料 会議や委員会を定期的に開催している	H	+		+				H	+	Н	+				\mathbb{H}	+	H	4			
	16	ことが分かる資料 健康診断を定期的に実施していること	H	L	H	\downarrow				\parallel	+	Н	+				Ц	+	\parallel	4			
F	17	が分かる資料	H	H	H	+				H	+	H	+				H	+	H	+			
	15						助務形態一覧表(A県、							助務形態一覧表(E市、F									
	報 員 の	8 職員の勤務実態が分かる資料	0	0		0 0	E市、F市) 組織体制図 (A県) 勤務表 (C市)	あり (国様式)	精神科医のみ記載 (C 市)		0		0 0	市) 助務表 (C市)	あり (国様式)	障碍者生活支援員のもの (C市)							
要な	状況																						
文書	知る																						
	上 で 10	職員の資格が分かる資料				0.0	資格証の写し(E市、F 市)		原本証明が必要 (F市)				0.0	責格証の写し(E市、F		原本証明が必要 (F市)							
						Ĭ	「精神保健指定医の指定 証、履歴書等 (F市)							市)									
L	20	職員の経験年数が分かる資料																					
	31																						
	*	1 利用者の要介護度等が分かる資料											0	視覚障害者等の割合が分 かる資料 (E市)									
必要な	祆																						
文書		2 利用者の平均利用期間が分かる資料																					
	£ 23	利用者の加算の算定状況が分かる資料 サービス提供を終了した利用者が他の									-												
L	- 1	介護サービスに移行したことが分かる 奇料																					
		入退所の前後に訪問指導を行ったこと が分かる資料 地域に貢献する活動を実施しているこ																					
	20	地域に貝削りの活動を実施していることが分かる資料 看護体制加算 を算定していることが								Н	+							+	Н	4			
	H	7 分かる資料 対ルカ法については一法即との同で収 3 り決めがなされていることが分かる資	H	H	H	+				H	+	H	ł				H	+	H	+			
	- 1	り次のかなされていることが分から買 料 週所時指導等を行っていることが分か る資料	H		H	H				H	+	H					H	\dagger	H	+			
	30	りハビリテーションマネジメントを 行っていることが分かる資料	Ħ	t	Ħ	Ħ				Ħ	f	Ħ	t				Ħ	Ť	П	1			
	31	充実したリハビリテーションを実施し ていることが分かる資料																Ì					
	- 1	2 医療機関から入所した者が分かる資料	Ц			Ц				Ц		П					Ц	Ţ	П	Ţ			
	_	ターミナルケアの実施状況が分かる資 料									1	Ц	1					-	\parallel				
	34	生活機能を維持改善するリハビリテー ションの実施が分かる資料																	$\rfloor floor$		<u> </u>		
	-	6 身体拘束廃止の取組状況が分かる資料								П		Ц						Ţ		1			
a a	36	配置医師緊急時対応加算を算定してい ることが分かる資料																					
"	37	な 診療報酬の算定のために属け出た属出 書の写し	\parallel			Ħ				\parallel	t	H					H	t	Ħ				
	38	重症皮膚潰瘍管環指導の施設基準に係 る届出書派付書類				I					I		I					I					
		- 薬剤管理指導の施設基準に係る届出書 - 添付書類	Ц							Ц	Ĺ	Ц	Ĺ					ļ	Ц				
	H	助務する従業者の名簿環学療法、作業療法、言語聴覚療法、	Н	L	H	\parallel				Н	1	Ц	-					1	\parallel	4			
	41	1 集団コミュニケーション療法の施設基準に係る属出書添付書類										Ц											
	42	2 各要件の利用者割合の確認できる書類																					
	43	3 利用者の観察項目の標準化		ļ							1		ļ					1					
		1 職員の加配が確認できる書類	Ш							Ц	\perp		1								<u> </u>		
	_	相当する診療報酬の算定のために届け 出た届出書の写し																		0			
	-	5 看取りに関する指針 7 褥瘡管理に関するマニュアル	H	F	Į	\prod				H	F	Ц	F				Ц	ļ	H	1			
L	47	野地自殖に関するマニュアル		L	Ш						L	Ц						L					

施設	F.						de W. M. acres.	持特別加算						AT W. I. L. L. L.	it it miles in						***	- 1 Maria (Ada)	
		添付文書の種類	4	該当指 3 C	定権を	#	液 製作別報: 具体例	特特別加算 I 様式の有無	備考	41	該当指2 B C	定権者 D F	T _E	孫養怀利篠 具体例	持特別加算 II 様式の有無	備考		該当指 B C		# E E	来費マネショ ・ 具体例	(ント強化体制 様式の有無	備考
		算定要件の達成状況を一覧でチェック	果!	市	市	市市	外种的	OK ZU W H	W7	果	東市	市市	#	AHD	体がく対象	27 012	県	東市	市	कं त	5 MHP3		20 %
\$ 8 0 1	Ĺ	するための資料	Ш			-				Ш		_					Ш	0				あり (C市)	
な対文明書上	2	中請内容に偽りがないことを保証する 資料	Ц	Ц	Ц					Ц	Ш	1	Ш				Ш	1	Ц	C	警約書 (F市)	あり (F市)	
	2	加算中請に係る担当者の連絡先が分か る資料	0				担当者連絡票(A県)			0		1	担	当者連絡票(A県)			0				担当者連絡票(A県)		
	4	事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料	Ш																				
	5	事業所の資格が分かる資料																					
	6	事業所の規模が分かる資料	П		T	T				П	П	T					П						
			Ħ		Ħ	t				Ħ		t					Ħ						
*	7	事業所の設備状況が分かる資料	Ш																				
業所の	8	LIFEに登録していることが分かる資料	Ħ	T	T					П							П	T	П	Ť			
運営	9	緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料	Ħ		T					Ħ	Ħ						Ħ						
状況を	10	24時間対応できる体制にあることが分 かる資料	Ħ	П	T	Ť				П	T	T					П	T	П	Ť			
90 6	11	外部の事業所と連携していることが分 かる資料	Ħ		Ħ					Ħ		T					Ħ						
上でる		定期巡回・随時対応型訪問介護看護の			H					Ħ		T					Ħ		Н				
要な	12	指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料	Ш																				
文書	13	サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して	П							П		T					П	Ţ					
	14	いることが分かる資料 事業所における賃金等に関する規定が	H	H	H	+				H		+	H				H	+	H	+			
	15	分かる資料 職員の研修計画を策定し研修を実施し	H	H	\forall	+				H	H	+	H				H	+	\forall	+			
	16	ていることが分かる資料 会議や委員会を定期的に開催している	H	H	H	+				H	+	+	H				H	t	H	+			
	17	ことが分かる資料 健康診断を定期的に実施していること	H	H	H	+				H	H	+	\mathbf{H}				\forall	ł	\forall	+			
H		が分かる資料	H		H	+				H		+					H		Н	+			
			Ш																				
	8		Ш																		勤務形態一覧表(E市、F		
8 0 0 0 8	18	職員の勤務実態が分かる資料	Ш		1	0	勤務形態一覧表(E市)					0	203	専形態一覧表(E市)				0		0 0	市) 勤務表 (C市)	あり (国様式)	
t 3	5		Ш																				
# 3	5																						
3		職員の資格が分かる資料	Ш				資格証の写し(E市)						25.5	各証の写し(E市)						0.0	資格証の写し(E市、F		原本証明が必要 (F市)
	10	mpe->pe180 // 0 - 0 pe14	Ш				Jenne					ľ		EE-7-70 (EII)							市)		15-T-16-512-45-3C (1-117)
	20	職員の経験年数が分かる資料	Ш							Ш							Ш						
Я Н	\$	利用者の要介護度等が分かる資料	Ш							0													
<i>多を</i> を 3	Ę		Ш																				
文 1 書 知		利用者の平均利用期間が分かる資料	П		T					П							П						
1		利用者の加算の算定状況が分かる資料 サービス提供を終了した利用者が他の	П																				
	24	ク膜サービスに移行したことが分かる 資料	Ш																				
	25	入退所の前後に訪問指導を行ったこと が分かる資料	ш																				
	20	地域に貢献する活動を実施しているこ とが分かる資料	Ц		Ц	1				Ш			Ш				Щ		Ц				
	21	看護体制加算 を算定していることが 分かる資料 対応方法については一医師との間で収	Н	H	4	+				\parallel	\blacksquare	+					\blacksquare	+	Ц				
	~	り決めがなされていることが分かる資 料 退所時指導等を行っていることが分か	1 1	H	Н	ŀ				H	\perp	+	\vdash				\parallel	+	Ц	1			
	2.5	る資料 リハビリテーションマネジメントを	H	H	\dashv	Ŧ				H	+	+	+				H	+	H	+			
	21	充実したリハビリテーションを実施し	H	H	H	t				H	H	ł	H				H	\dagger	H	t			
	\perp	ていることが分かる資料 医療機関から入所した者が分かる資料	H	Ħ	H					H		+	Ħ				Ħ	t	H	Ŧ			
		ターミナルケアの実施状況が分かる資 料	$\dagger \dagger$	Ħ	Ħ	t				Ħ		\dagger	Ħ				Ħ	t	Ħ	t			
	34	生活機能を維持改善するリハビリテー ションの実施が分かる資料	Ħ	П	T	T				П		T					П	T	П	Ī			
	35	身体拘束廃止の取組状況が分かる資料	H	H	\forall	+				H		+	H				H	t	H	ł			
₹ の	25	配置医師緊急時対応加算を算定してい	H	Ħ	H	\dagger				Ħ	\dagger	t	Ħ				Ħ	t	H	+			
他	36	ることが分かる資料 診療報酬の算定のために届け出た届出	\coprod	Н	Ц					Н	Ш	+	Н				\coprod	+	Ц	1			
	20	書の写し 重症皮膚潰瘍管理指導の施設基準に保	1 1	H	H	H				H	+	+	H				H	+	H	+			
	30	る届出書添付書類 薬剤管理指導の施設基準に係る届出書		H	\forall	t				H	+	\dagger	H				H	t	H	+			
	\perp	添付書類 動務する従業者の名簿	Ħ	Ħ	H	t				Ħ	$\dagger \dagger$	+	Ħ				Ħ	T	H	1			
	41	理学療法、作業療法、言語聴覚療法、 集団コミュニケーション療法の施設基	\parallel	Ħ	Ħ	T				Ħ		t					Ħ	t	Ħ	ı			
	H	準に係る届出書添付書類	Н	\dagger	\forall	+				H	+	+	H				+	t	H	+			
		各要件の利用者割合の確認できる書類 利用者の観察項目の標準化	H	H	\dashv	+				H	\blacksquare	+	\mathbb{H}				Н	+	H	+			
	Н	利用者の観察項目の標準化 職員の加配が確認できる書類	H	H	H	Ŧ				H	+	+	+				H	+	H	+			
	45	相当する診療報酬の算定のために届け	\parallel	H	\dashv	ł				H	+	+	H				\mathbb{H}	+	H	+			
	40	出た届出書の写し 看取りに関する指針	H	H	H	ł				H	+	+	H				H	+	H	+			
	\vdash	褥瘡管理に関するマニュアル			Ħ												П		Ц	1			

1619	ж							泰養食加算							急時対応加算								
		添付文書の種類	A F	表当指	定権		具体例	療養質加算 様式の有無	備考		該当指 3 C	定権利		具体例	恐時対応加算 様式の有無	備考	4	版当 B C	資定権 D		有双り F 具体例	介護体制 様式の有無	備考
_		算定要件の達成状況を一覧でチェック	果男	市	#	75 7	#HP01	検式の有業	講写	果日	市	# 1	t t	共体的		100 %	県	果市	#	市	. <u>ж</u> ию		200 TS
ě.	p ^	するための資料								Ш	0				あり (C市)		Ш	0				あり (C市)	
要な文	8	中請内容に偽りがないことを保証する 資料				C	智約書 (F市)	あり (F市)					0	智約書 (F市)	あり (F市)						○ 智約書 (F市)	あり (F市)	
#	3	加算中請に係る担当者の連絡先が分か る資料	0				担当者連絡票(A県)			0				担当者連絡票(A県)			0				担当者連絡票(A県)		
	4	事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料																					
	Н	事業所の資格が分かる資料	t			t				H	t	H	t				\dagger	t	h				
	\vdash	事業所の規模が分かる資料	$^+$	H		Ť				H	T	Н					H	$^{+}$	H	H			
			$^{+}$	-		t				H	H	Н	H				$^{+}$	+	H	$^{+}$			
	7	事業所の設備状況が分かる資料																					
業所	-		+	\vdash		+				H	+	H	+				Н	+	H	H			
の運	0	LIFEに登録していることが分かる資料 緊急時の対応方法を利用者に明示して	+	-		+				Н		H	+				Н	+	H	+			
状況	9	いることが分かる資料 24時間対応できる体制にあることが分	+	╁		+				Н	+	H	+				$^{\rm H}$	+	H	H			
· 包	10	かる資料 外部の事業所と連携していることが分	\perp	-		+				0		Н	+				Н	+	H	0			
ة ك ت	11	かる資料 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の				1							1				Ш			0	契約書の写し(E市)		
必要	1.0	指定を合わせて受けている/指定を受けようとする計画を策定していること																					
な文		が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と	\vdash	H	Н	+				Н	H	H	+				Н	+	H	\dashv			
*	13	の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料	Ц			1				Ш		Ц					Ш			Ц			
		事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料		L									0						L	0			
	15	職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料		Ĺ		I				П		Ц	I					I		0			
	16	会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料]						Ш		Ц					╽						<u> </u>
	17	健康診断を定期的に実施していること が分かる資料				Ţ												I					
	RR 18	職員の勤務実態が分かる資料				0 0	動務形態一覧表(Er	ち、 あり (国様式)		0							0	0		0	動務形態一覧表(A県、 E市、F市)	あり (国様式)	
ŵ	職 18 カ 伏	MARCH MODERACION 73 N OF SECUL					F市)	00 7 (msk20)										ľ			組織体制図 (A県) 動務表 (C市)	35 7 (msk2t/)	
安な文	R 8																						
#	6 6		Ц	L		1				Ц		Ц	1				Ш	1					
	e 19	職員の資格が分かる資料				0 0	資格証の写し(E市、	F	原本証明が必要 (F市)	0			0	責格証の写し (F市)		原本証明が必要 (F市)				0	資格証の写し(E市、F 市)		原本証明が必要 (F市)
							100			Ш											11/		
L	20	職員の経験年数が分かる資料		L		1				Ш		Ш	1				Ш	1					
	PI																						
	刊 21	利用者の要介護度等が分かる資料																					
必要な	扶																						
文書	£:	利用者の平均利用期間が分かる資料				T				П		П	T				П	T	Т	T			
		利用者の加算の算定状況が分かる資料											t										
	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料																					
	25	入退所の前後に訪問指導を行ったこと が分かる資料											t						ı	T			
	20	地域に貢献する活動を実施しているこ とが分かる資料		T		T				П			T					T	T				
	27	看護体制加算 II を算定していることが 分かる資料		L		I				0			I					I					
		対応の法については一弦即との間で収 り決めがなきれていることが分かる資 料	Ц	L	Ц					0		Ц	Ţ				Ц		Ц	Ц			
	29	退所時指導等を行っていることが分か る資料				1				Ш		Ц					Щ		Ц				
		リハビリテーションマネジメントを 行っていることが分かる資料 本申したリハビリテーションを事物!	ot		Ц	1				Н	1	Ц	1				Н	+		Ц			
	\vdash	充実したリハビリテーションを実施し ていることが分かる資料	4	L		1				H	H	Н	+				H	+	H	\parallel			
		医療機関から入所した者が分かる資料 ターミナルケアの実施状況が分かる資	\parallel	H	Н	+				H	+	H	+					+	H	\dashv			
	\vdash	F9	+	H	H	+				H	f	H	+				H	+	H	H			
	\vdash	生活機能を維持改善するリハビリテー ションの実施が分かる資料	\perp	L		1				Ц	ļ	Ц	1				Ц	1		Ц			
ě	_	身体拘束廃止の取組状況が分かる資料	Ц			1				Ц	1	Ц	1					1	Ц	\parallel			
その他		配置医師緊急時対応加算を算定してい ることが分かる資料																		0	高出書 (F市)		
	37	診療報酬の算定のために届け出た届出 書の写し		İ		İ				\parallel	t		Ì						Ħ	Ħ			
	38	重症皮膚潰瘍管理指導の施設基準に係 る届出書派付書類				I				П	Ι		I				I	I	Ι				
		薬剤管理指導の施設基準に係る届出書 添付書類	\prod	Ĺ		1				Ц		Ц	ļ				Ц	Ţ					
		動務する従業者の名簿 理学療法、作業療法、言語聴覚療法、	Ц	L		1				Ц	L	Ц	1				Ц	-	L	Ц			
	41	理学療法、作業療法、言語器覚療法、 集団コミュニケーション療法の施設基 準に係る届出書添付書類																					
	Г	各要件の利用者割合の確認できる書類	T		П	T				П	T	П	T				П	T	П	T			
	43	利用者の観察項目の標準化	\dagger			\dagger				H	t	H	\dagger				H	\dagger	h	H			
	44	職員の加配が確認できる書類	Ħ	T	П	Ť				Ħ	T	П	Ť				П	Ť	T	Ħ			
		相当する診療報酬の算定のために届け 出た届出書の写し	\forall	H	H	\dagger				H	t	H	+				H	\dagger	h	\forall			
	_	出た届出書の写し 看取りに関する指針	+	H	H	+				H	H	H	+				H	t	H	0			
	47	褥瘡管理に関するマニュアル				1				П			İ										

施設系							#C.1	所相互利用体制						小姐福祉	8点集合体制						授如森市	門ケア加算	
		添付文書の種類	A B	数当指3 C	D E E M D	E F	具体例	様式の有無	備考	A	版当 B (指定格	者 E F	具体例	様式の有無	備考		該当打 B C		者 E I	具体例	様式の有無	備考
		算定要件の達成状況を一覧でチェック	県 章	市	市口	t t				県	果で	कं क	कं कं				県	果市	市	कं र	b		
必事要がなめ	1	するための資料 中請内容に偽りがないことを保証する	H		+	+				+	H						+			+			
文理書上		資料 加算中請に係る担当者の連絡先が分か	Н	\blacksquare	+	0	智約書(F市)	あり (F市)		-	Н	-	0	智約書(F市)	あり (F市)			+	Н	-	警約書 (F市)	あり (F市)	
	3	る資料 事業所の提供するサービスの種類及び			+	+	担当者連絡票(A県)			+	H	+					0	+	H	+	担当者連絡票(A県)		
	4	内容が分かる資料	Ш		1						Ц						Ш	1	Ц				
	5	事業所の資格が分かる資料																					
	6	事業所の規模が分かる資料	Ш		1						Ц						Ш						
	7	事業所の設備状況が分かる資料				0	平面図(F市)																
業所		HEEL-MORT TIVE T VALUE AND ASSESSED.	H	H	+					+	H						+	+	Н	+			
変	-	LIFEに登録していることが分かる資料 緊急時の対応方法を利用者に明示して	H		+	+				+	H	+					+	+	H	+			
装 状況	10	いることが分かる資料 24時間対応できる体制にあることが分	H		+	+				+	H						+	+	Н	+			
* 10 10 5		かる資料 外部の事業所と連携していることが分	H		+	\dagger				+	H	-					+	+		$^{+}$			
上で		かる資料 定期返回・随時対応型訪問介護看護の	H	+	+					+							+	+		+			
要な	12	指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料																					
文書		サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して	\parallel	Ħ	†	t				t	Ħ	t					\dagger	t	Ħ	†			
	14	いることが分かる資料 事業所における賃金等に関する規定が	H	H	+	+				+	H	+	H				+	+	H	+			
	15	分かる資料 職員の研修計画を策定し研修を実施し	\vdash	\parallel	+	+				+	H	+	\vdash				\parallel	+	H	0/2) 研修計画 (F市)		
	-	ていることが分かる資料 会議や委員会を定期的に開催している	H	H	+	+				+	H	+	H				+	+	Н	0	A 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10		
	17	ことが分かる資料 健康診断を定期的に実施していること	\parallel	\parallel	+	+				H	H	+	\vdash				\parallel	+	H	+			
		が分かる資料			+	+				+	H	+					+	+	H	+			
総員の状況を知る	18 (編集の動態実際が分かる資料																0		0 0	助杨形態一覧表 (E市、F)市) 助務表 (C市)	あり(国様式)	認知症にかかる研修修了 者のみ記載 (C市)
上で	19 (職員の資格が分かる資料																		0	研修修了証の写し (E 市、F市)		
	20	職員の経験年数が分かる資料																					
利用者の状況	21 i	利用者の要介護度等が分かる資料																		0	日常生活自立度ランクIII 以上の入所者の割合が確 認できる書類 (E市)	あ り (E市)	
文を書知	22	利用者の平均利用期間が分かる資料																					
上		利用者の加算の算定状況が分かる資料 サービス提供を終了した利用者が他の			1															4			
	24	介護サービスに移行したことが分かる 資料																					
	25	入週所の前後に訪問指導を行ったこと が分かる資料	Ш		1						Ш						Ш						
	20	地域に貢献する活動を実施しているこ とが分かる資料 看膜体制加算 II を算定していることが	Ш		4	+				Ļ	Ц	ļ					Ш	+	Ц	4			
	21	分かる資料 対応方法については一医師との間で収 り決めがなされていることが分かる資	+	H	+	+				+	H	+	H				\parallel	+	H	+			
	~	料 退所時指導等を行っていることが分か	\dagger	H	+	\dagger					H		\vdash				\forall	\dagger	H	+			
	30	る資料 リハビリテーションマネジメントを 行っていることが分かる資料	Ħ	Ħ	+	t				t	H	t	H				\parallel	†	H	+			
	21	充実したリハビリテーションを実施し ていることが分かる資料	H		1						H	l						T		T			
		医療機関から入所した者が分かる資料																					
	-	ターミナルケアの実施状況が分かる資 料	\coprod	Ц	1						Ц	-					\parallel	1	Ц	1			
	34	生活機能を維持改善するリハビリテー ションの実施が分かる資料																					
	35	身体拘束廃止の取組状況が分かる資料			1													Ţ					
そ の 他		配置医師緊急時対応加算を算定してい ることが分かる資料																					
10		診療報酬の算定のために届け出た届出 書の写し	1 1	Ħ	\dagger	\dagger					Ħ	t					\dagger		H	\dagger			
	38	重症皮膚潰瘍管理指導の施設基準に係 スロ出来のは素質	П								П	I					П	I					
	_	薬剤管理指導の施設基準に係る届出書 添付書類	Ц	Ц	1	1				Ĺ	Ц	ļ	Щ				\parallel	1	Ц	1			
		助務する従業者の名簿 理学療法、作業療法、言語聴覚療法、	\vdash	H	+	\downarrow				-	H	+	\vdash				\perp	+	Н	\downarrow			
	41	集団コミュニケーション療法の施設基 準に係る展出書添付書類	Ш														Ц		Ц				
	42	各要件の利用者割合の確認できる書類																					
	43	利用者の観察項目の標準化	\parallel		1						Ц	ļ					П	1		1			
		職員の加配が確認できる書類	\prod			\perp				\perp	Ц	\perp	Ш				\coprod		Ц				
	45	相当する診療報酬の算定のために届け 出た届出書の写し			1						\prod							T					
	-	看取りに関する指針 郷瘡管理に関するマニュアル	Щ	H	\downarrow	Ļ				F	Ц	F					\prod	ſ	Ц	\downarrow			
ш			Ш	Ц	_	_					ш	_	ш				Ш	_	ш	_			

8815	系							事度	医帕疹毛	 - - - - - - - - - -						特定的	· 泰費項日						特別於	泰 费項日	
		添付文書の種類	А	談当 B	指定		E F	F 具体例		様式の有無	備考	A	該当指 3 C	定権i	E F	具体例	様式の有無	備考	А		資定権 D		F 具体例	様式の有無	備考
Г	1	算定要件の達成状況を一覧でチェック	県	果	itt i	市	rit ri	t		あり (C市)		果!	市	市	के त				果	菜 オ	市	市	t		
必要な	8	するための資料 中請内容に偽りがないことを保証する		-	_	+	+			855 (CIII)				H	+				Н	+	H	H			
文書	ne 2	資料 加算中請に係る担当者の連絡先が分か		4	-	_	+					Н	1	Н	+					+	Н	Н			
H	3	る資料 事業所の提供するサービスの種類及び	0	+	+	+	+	担当者連絡票(A	(果)			0	+		+	担当者連絡票(A県) 診療報酬の算定のための			0	+		H	担当者連絡票 (A県) 診療報酬の算定のための		
	4	内容が分かる資料			_	_	1					0	L	Н	+	展出書の写し (A県)			0	4		Ц	腐出書の写し (A県)		
	5	事業所の資格が分かる資料			4															_					
	6	事業所の規模が分かる資料		1	1		4					Ш		Ш					Ш	1	Ш	Ц			
	7	事業所の設備状況が分かる資料	0	1	0			平面図(A県、C	市)																
非常	H			+	+	+	+					$^{+}$	+	H	+				Н	+	H	H			
の 連		LIFEに登録していることが分かる資料 緊急時の対応方法を利用者に明示して		+	+	+	+							H	+				Н	+	Н	Н			
18 84 39	Н	いることが分かる資料 24時間対応できる体制にあることが分		+	+	+	$^{+}$					$^{+}$	+	H	+				+	+	H	Н			
8 91 3	11	かる資料 外部の事業所と連携していることが分	H	+	+		+							H	ł				Н	+	Н	Н			
±	H	* かる資料 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の		+	+	+	+					+	+	H	+				Н	+	H	H			
2 2 2	13	2 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料																							
文書		サービス提供責任者と訪問介護員等と 3 の間の情報伝達・報告体制を整備して		Ì			T																		
	14	いることが分かる資料 事業所における賃金等に関する規定が	H	+	+		+					+	t	H	+				H	+	H	H			
	19	分かる資料 職員の研修計画を策定し研修を実施し	H	+	+	1	+					H		H	+				Н	+	H	H			
	16	でいることが分かる資料 会議や委員会を定期的に開催している	H	+	+		+					+	t	H	+				H	+	H	H			
	13	。ことが分かる資料 健康診断を定期的に実施していること が分かる資料	H	+	\dagger	1	+					\parallel	t	H	\dagger				H	\dagger	H	H			
H	T	か分かる資料		+	+	+	t					$^{+}$	t	H	t				Н	t	H	H			
	100	B 職員の勤務実施が分かる資料	0					勤務形態一覧表 E市)		あり (国様式)															
è	員 13 の 状	B 販員の勤務支売が分かる資料		ľ				組織体制図(A界 勤務表(C市)	1)	あり(出体主)															
要な文書	況 を 知																								
書	3			4	_	1	4					Н		Н	1				Н	+	Н	Ц			
	r 19	9 職員の資格が分かる資料					0	責格証の写し(E	市)																
					4	-	1					Н		Н					Н	-	Н	Н			
H	20	D 職員の経験年数が分かる資料		+	+	+	+					H	ŀ		+				Н	+	H	H			
	P)																								
ii.		1 利用者の要介護度等が分かる資料																							
要な文	R _			4	4	_	+					\blacksquare		Н					\blacksquare	-	Н	Н			
*	%1 21 3 - 21			+	+	+	+						ł	H	+				Н	+	H	Н			
	e 24	サービス提供を終了した利用者が他の 4 介護サービスに移行したことが分かる			1	1	+					Ħ		П	T				H	Ť	Н	П			
\vdash	25	資料 入退所の前後に訪問指導を行ったこと		+	+	+	$^{+}$					+	ł	H	+				Н	+	H	Н			
	21	が分かる資料 6 地域に貢献する活動を実施しているこ とが分かる資料	П	1	+	1	t					$^{+}$	t		t				H	+	Н	H			
	2	こか分から資料 看護体制加算Ⅱを算定していることが 分かる資料				1	t							\dagger	t				Ħ	\dagger		H			
	28	対応力法については一箇脚との同で収 り決めがなされていることが分かる資 px					I						I		I				I	I					
	25			1	1		1					Ц		Ц	1				Ц	1	Ц	Ц			
	Н	リハビリテーションマネジメントを 行っていることが分かる資料 充実したリハビリテーションを実施し	Н	4	+		+					\mathbb{H}		Н	-				H	+	Н	Н			
	3:	1	H	4	+		+					+	1	H	+				H	+	H	H			
	3:		Н	+	+	1	+						t	H	+				H	\dagger	H	H			
	34	生活機能を維持改善するリハビリテー	H	1	1	1	+					\dagger	t	H	t				Ħ	†	H	H			
	1	ションの実施が分かる資料 身体拘束廃止の取組状況が分かる資料	H	+	+		+					+		H	+				Н	+	Н	H			
ج 0	Г	配置医師緊急時対応加算を算定してい	H	+	+		+					+	t	H	t				H	†	H	H			
f8		ることが分かる資料 7 診療報酬の算定のために届け出た届出	Н	+	+	-	+					$\downarrow \downarrow$		Н	+				Н	+	Н	Н			
	- 1	重症皮膚養瘍管理指導の施設基準に係	H	+	+		+					+	+	H	+				H	+	H	H			
	35		H	\dagger	1	1	\dagger					H		H					H	\dagger	H	H			
	40	D 勤務する従業者の名簿	П	1	1	1	†					\dagger	t	П	Ť				П	t	Ħ	П			
	43	理学療法、作業療法、言語聴覚療法、 1 集団コミュニケーション療法の施設基準に係る届出書添付書類		1	T	Ī	T					\prod							П	T		П			
	42	準に係る届出書か行書類各要件の利用者割合の確認できる書類	П	1	1	1	+					$\dagger \dagger$	l	П	t				Ħ	t	Ħ	H			
		3 利用者の観察項目の標準化	H	+	+	+	+					H		H	+				H	+	H	H			
	4	4 職員の加配が確認できる書類	П	1	1	1	Ť					\parallel	T	Π	Ť				П	Ť	П	П			
	45	相当する診療報酬の算定のために届け 出た届出書の写し	H	+	1		\dagger					Ħ		(H	\dagger	Ħ	0			
	41	6 看取りに関する指針		1	1		1						İ		İ				Ц	1	Ħ	Ц			
L	47	7 褥瘡管理に関するマニュアル												П											

施設系								ション提供体制						U - (508)	適害情報加算						W.C.	・メント加算	
		添付文書の種類	4	該当指 B C	定権	K F	リハビリテー	ション提供体制 様式の有無	備考	4	該当指: B C	定権者	E	具体例	議告情報加算様式の有無	備考	4	該当指 B C		E E	機能マネミ 具体例	様式の有無	備考
\vdash	1	算定要件の達成状況を一覧でチェック	果!	東市	カ	市市	neri	泉北の竹瀬	m7	県	果市	市市	π	AMD	ペコペガ素	कार्च	果	東市	市	- r	ster!		30 Y
必事要務	1	するための資料	Ш		Ц					Ш							Ш	0		0		あり (F市、C市)	
な処文理書上	_	中請内容に偽りがないことを保証する 資料	Ц		Ц					Ш			0 1	器約書(F市)	あり (F市)		Ш		Ц	0	智約書(F市)	あり (F市)	
	3	加算中請に係る担当者の連絡先が分か る資料	0		Ц		担当者連絡票(A県)			0		1	3	旦当者連絡票(A県)			0				担当者連絡票(A県)		
	4	事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料	0				診療報酬の算定のための 届出書の写し(A県)																
	5	事業所の資格が分かる資料								Ħ							Ħ						
	6	事業所の規模が分かる資料	Ħ	t	Ħ	T				П	Ħ	T					П	T	H	T			
			Ħ							Ħ	Ħ	t					Ħ	t					
*	7	事業所の設備状況が分かる資料																					
業所	8 1	LIFEに登録していることが分かる資料	Ħ	t	Н	+				Ħ							Ħ	Ť	Н				
の運営	_	緊急時の対応方法を利用者に明示して	H		H					H							Ħ						
状況	10	いることが分かる資料 24時間対応できる体制にあることが分	Ħ	t	H	t				Ħ	Ħ	t	Ħ				Ħ	T	H	t			
を 知 る	11	かる資料 外部の事業所と連携していることが分	H	t	H	\dagger				H		\dagger	H				Ħ	t					
上で		かる資料 定期返回・随時対応型訪問介護看護の	Н	+	Н	+				Н		+	H				H	+	H	+			
要な	12	指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料																					
文書	13	アプアの資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して	Ħ	t	H	t				Ħ	\dagger	\dagger	Ħ				Ħ	t	H	t			
	_	の画の情報伝達・報告件的を重調して いることが分かる資料 事業所における賃金等に関する規定が	H	+	H	ł				H	+	+	H				H	+	Н	+			
	14	争果所における貞宝寺に同する規定か 分かる資料 職員の研修計画を策定し研修を実施し	Н	1	Ц	1				Ц		\perp	Ц				\coprod	1	Ц				
	15	概員の領別計画を東走し朝神を実施していることが分かる資料 会議や委員会を定期的に開催している	H	+	Н	+				\mathbb{H}	+	+	H				\mathbb{H}	+	Н	1			
	10	女領や委員士を定期的に同催している ことが分かる資料 健康診断を定期的に実施していること	Ц	1	Ц	1				Ц		\perp	Ц				\coprod	1	Ц	1			
	17	健康診断を定期的に実施していること が分かる資料	Ш		Ц					Ш							Ш						
																			П				
额具	18	職員の勤務実態が分かる資料	0				勤務形態一覧表(A県) 組織体制図(A県)	あり (国様式)										0			動務表(C市)		介護老人保健施設以外 (C市)
必状況																							
要な文書																							
書る上で			Н	ł	Н	+				Н	+	+	H				$^{\rm H}$	+	H	+			
	19	職員の資格が分かる資料																					
			H	ł	Н	+				Н		+	H				$^{\rm H}$	+	H	-			
	20 1	職員の経験年数が分かる資料	Н	ł	Н	+				Н		+	Н				$^{+}$	+	H	-			
利																							
用者必の	21	利用者の要介護度等が分かる資料																					
要 状な 沢			Ц		Ц					Ш							Ш						
文を書知る	_	利用者の平均利用期間が分かる資料	Ц		Ц					Ш							Щ		Ц				
上で		利用者の加算の算定状況が分かる資料 サービス提供を終了した利用者が他の	H		H	-				Н		+	H				Н	-					
	24	介護サービスに移行したことが分かる 資料								Ш							Ш						
	20	入週所の前後に訪問指導を行ったこと が分かる資料 地域に貢献する活動を実施しているこ	Ш							Ш							Щ						
	20	^{地域に} 貝削する活動を実施しているこ とが分かる資料 看護体制加算Ⅱを算定していることが	Н		Ц	+				Н			Н				Н	-	Ц	1			
	21	分かる資料 対応方法については一医師との間で収	H	1	H	+				H	+	+	H				+	+	H	+			
}	~	り決めがなされていることが分かる資 料 週所時指導等を行っていることが分か	\mathbb{H}	+	H	+				H	+	+	H				\mathbb{H}	+	H	ł			
}	2.5	る資料 リハビリテーションマネジメントを	H	+	Н	+				H	H	+	H				+	+	H	+			
	21	行っていることが分かる資料 充実したリハビリテーションを実施し ていることが分かる資料	\dagger		H	t				H		+	H				Ħ	t	H				
1 4		ていることが分かる資料 医療機関から入所した者が分かる資料	Ħ	t	H	t				H	Н	+	Ħ				Ħ	t	Ħ	+			
		ターミナルケアの実施状況が分かる資 料	Ħ	t	Ħ	t				Ħ		\dagger	Ħ				Ħ	t	H	Ì			
	34	生活機能を維持改善するリハビリテー ションの実施が分かる資料	П	T	П	T				П	П	T	П				П	T	П	Ī			
	_	ションの実施が分かる資料 身体拘束廃止の取組状況が分かる資料	H	t	H	t				H	+	+	H				\forall	t	H	ŀ			
~	25	配置医師緊急時対応加算を算定してい	H	t	H	t				H	\dagger	+	H				$\dagger\dagger$	1	H	t			
の 他	30	ることが分かる資料 診療報酬の算定のために届け出た届出	Н	1	Ц	1				Н	\perp	\perp	Ц				\coprod	1	Ц				
	- 1	砂原権側の算定のために施け出た施出 書の写し 重症皮膚遺瘍管理指導の施設基準に保	1 1	+	H	+				H	\parallel	+	H				\mathbb{H}	+	H	+			
	20	る届出書添付書類 薬剤管理指導の施設基準に係る届出書	H	+	H	ł				H	+	+	H				₩	ł	Н	ł			
1 4		添付書類 動務する従業者の名簿	H	t	H	t				H	+	+	H				+	t	H	Ŧ			
1 1		理学療法、作業療法、言語聴覚療法、 集団コミュニケーション療法の施設基	H	t	H	t				H	\parallel	\dagger	H				Ħ	t	H	t			
		準に係る腐出書添付書類	H	+	H	ł				H	+	+	H				+	+	Н	+			
		各要件の利用者割合の確認できる書類	Ц	L	Ц	1				Ц	Ш	\perp	Ц				Ц	1	Ц	1			
1 1	\dashv	利用者の観察項目の標準化	\mathbb{H}	+	\mathbb{H}	+				H	+	+	H				\mathbb{H}	+	H	+			
	\perp	職員の加配が確認できる書類	Ц	1	Ц	1				Ц	Ш		Ц				Ц	1	Ц				
	40	相当する診療報酬の算定のために届け 出た届出書の写し	Ц			0				Ц			Ц				Ц		Ц				
	_	看取りに関する指針 終癌管理に関するマニュアル	H	ł	H	+				H	+	+	H				\mathbb{H}	+					
ш	_		ш	_	ш	_				ш			ш				ш		டி	_			

施設系								10+	+0*1	援加算								自立会	接促進加算						科學的心情	推進体制加算	
	添付文書の種類		族当指 B C				具体			様式の有無	Ī	備考			C 米		F **	具体例	様式の有無	備考			定権 D		具体例	様式の有無	備考
ě \$	1 算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料	* *	112	· ip	10									-	192		1,12				_	We in	-ip	10 10			
要務処理	2 中請内容に偽りがないことを保証する 資料	Ħ			0	誓約書	計 (F市)		a	り (F市)	T			T			0	智約書(F市)	あり (F市)		П		П	С	警約書 (F市)	あり (F市)	
書上	3 加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料	0	ı		t	担当者	当連絡京	(A県)			t		(T	担当者連絡票(A県)			0		Ħ	t	担当者連絡票(A県)		
	4 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料																										
	5 事業所の責格が分かる資料				T									ı										t			
	6 事業所の規模が分かる資料				Ī									Ī			T							T			
*	7 事業所の設備状況が分かる資料																										
業所の	8 LIFEに登録していることが分かる資料		t		t				Ť		t			t			t					İ		t			
選出	9 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料																										
沢 を 知	24時間対応できる体制にあることが分かる資料	Ш	L		1				1								L				Ц	l	Ц	1			
る 上 で	11 外部の事業所と連携していることが分 かる資料																										
必要な	定期巡回・随時対応型助問介接看接の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料																										
文書	サービス提供責任者と訪問介護員等と 13 の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料				T						t			T			T							Ť			
	いることが分かる資料 事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料	\parallel	t		T				1		t			t	Ħ	†	1				Ħ	t	H	Ť			
	15 職員の研修計画を策定し研修を実施していることが分かる資料	Ħ	t		t						j			j		j	t				Ħ	t		t			
	16 会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料																										
	17 健康診断を定期的に実施していること が分かる資料				Ţ				I		Ţ		I	I		Ţ					П			Ţ			
必要な文書級員の状況を知っ	18 職員の助務実際が分かる資料																										
上で	19 職員の資格が分かる資料																										
	20 職員の経験年数が分かる資料	H	t		t						t			t		T					H		П	Ť			
利用者の状況	21 利用者の要分譲度等が分かる資料																										
文を書知	22 利用者の平均利用期間が分かる資料																										
上で	23 利用者の加算の算定状況が分かる資料 サービス提供を終了した利用者が他の										-			+			-				Н		Н				
	24 介護サービスに移行したことが分かる 資料 、 入退所の前後に訪問指導を行ったこと	Ш									L			L							Ш		Ш				
	25 が分かる資料 26 地域に貢献する活動を実施していることが分かる資料		+		+				+		+		+	+		+	+				H	+	Н	+			
	27 看護体制加算 II を算定していることが 分かる資料		t								t			t	H	\dagger	t				H	t	H	t			
	対応方法については一振脚との間で収 28 り決めがなきれていることが分かる資		Ī		Ī				Ī		İ			İ		j	İ					Ī		İ			
	29 週所時指導等を行っていることが分かる資料 リハビリテーションマネジメントを	П			Ţ				1		Ţ			Ţ		Ţ						I	П	Ţ			
	30 行っていることが分かる資料 ₂₁ 充実したリハビリテーションを実施し	\parallel	ŀ		+				+		+			+	H	+	+				H	ł	\mathbb{H}	+			
	31 ていることが分かる資料 32 医療機関から入所した者が分かる資料	H	+	H	+				+		+			+	H	+	+				H	+	H	+			
	33 ターミナルケアの実施状況が分かる資料		t		t						t			t		†	t				H	t	\parallel	t			
	34 生活機能を維持改善するリハビリテーションの実施が分かる資料	Ħ			T				T		T			T	П	1	T				П		П	T			
	35 身体拘束廃止の取組状況が分かる資料	Ħ	İ		j				j		İ			İ		j	İ				Ħ	İ	Ħ	İ			
そ の 細	36 配置医師緊急時対応加算を算定していることが分かる資料				T				T		T			T		T	Γ				П	T	П	T			
他	37 参療報酬の算定のために届け出た届出 書の写1.	\parallel			\dagger				\dagger		\dagger			\dagger		\dagger	t				H		H				
	38 重症皮膚液瘍管理指導の施設基準に保 る届出書派付書類	П			I						Ţ			Ţ		1	I				П	I		I			
	39 薬剤管理指導の施設基準に係る届出書 添付書類	Ц			ļ				1		ļ			ļ	H	1	1				Ц		Ц	1			
	40 勤務する従業者の名簿 理学療法、作業療法、言語聴覚療法、	H	ŀ		+				+		+			+	H	+	+				H	ł	H	+			
	41 集団コミュニケーション療法の施設基 準に係る届出書添付書類	\sqcup			+						ļ			ļ		1					Н	1	H	+			
	42 各要件の利用者割合の確認できる書類	Ц	L		1				1		1			1	Ц	1					Ц	1	Ц	1			
	43 利用者の観察項目の標準化	H	ł		+				+		+			+	H	+	+				H	+	H	+			
	44 職員の加配が確認できる書類 45 相当する診療報酬の算定のために届け	H	L		+				+		+			+	Н	+	\perp				Н	-	\sqcup	+			
	45 出た原出書の写し 46 看取りに関する指針	H	H		+						+			+		+	+				H	+	H	+			
	47 褥瘡管理に関するマニュアル				t						t			t	Ħ	+	t				Ħ	t		t			

施設署							Ø4:	策体制加算					サービス提供体	制強化加算 (1)						サービュ提供体	制強化加算 (II)	
		添付文書の種類	A E	英当指 C	定権(f F	具体例	様式の有無	傷者	A	該当指2 B C		F 具体例	様式の有無	備考	A E	該当指 3 C	定権i	新 E F	リーころ投資体 具体例	様式の有無	備考
	,	算定要件の達成状況を一覧でチェック	深 5	市	÷	# #				果!	市	* *	市	あり (C市)		京 5	# #	市	10 11	5	あり (C市)	
必事要な処	Н	するための資料 中崩内容に偽りがないことを保証する	H		H		整約書 (F市)	あり (F市)		H	V	+	○ 誓約書 (F市)	あり (F市)		H		H	+		あり (F市)	
文 理書 上	2	資料 加算申請に係る担当者の連絡先が分か	_	H	H	-	担当者連絡票 (A菜)	89 (FD)		0	Н	+	担当者連絡票 (A県)	89 (FB)		0	H	H		型的書 (F市) 担当者連絡票 (A県)	89 (FI)	
	3	る資料 事業所の提供するサービスの種類及び			H	+	22.4年进程标 (八米)				+	+	14日年世紀年 (八年)					H	$^{+}$	D2当有进程条 (A条)		
	Н	内容が分かる資料	H		H	-				Н	Н	+				Н	H		+			
	Н	事業所の資格が分かる資料	H		4	-				Н		+	約年度分の職員の割合が			Ш			+	前年度分の職員の割合が		
	6	事業所の規模が分かる資料	Ц	Ш	4					Ц	Ш	0	前年及分の権員の前古か 確認できる書類 (E市)			Н	L		0	前千度万の職員の前古か 確認できる書類 (E市)		
	7	事業所の設備状況が分かる資料																				
業所			Н	H	-					Н	H	+				H			+			
の運	\vdash	LIFEに登録していることが分かる資料 緊急時の対応方法を利用者に明示して	Н	Н	\perp	-				H	\blacksquare	+				H		Н	+			
智 状 況	9	いることが分かる資料 24時間対応できる体制にあることが分	Н	H	Н	+				H	+	+				$^{+}$	+	H	+			
* 10		かる資料 外部の事業所と連携していることが分	H	H	H	-				H		+				Н		H	+			
る 上 で		かる資料 定期返回・随時対応型訪問介護看護の	H		$^{+}$					H	Н	+				Н	H		+			
要な	12	指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料																				
文書	13	カツガッの資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して	H	П	Ħ					Ħ		t				Ħ			t			
	Ĥ	の画の情報伝達・報告評判を登録していることが分かる資料 事業所における賃金等に関する規定が	H	H	H	ł				H	H	+				H	H	H	+			
		分かる資料 職員の研修計画を策定し研修を実施し	H	H	\dashv	-				Н	H	+				H	H	\sqcup	+			
	15	ていることが分かる資料 会議や委員会を定期的に開催している	H	H	H	ł				H	H	+				H	H	H	+			
	16	ことが分かる資料 健康診断を定期的に実施していること	H	H	H	ł				H	H	+				H	H	H	+			
	17	が分かる資料	H	H	H					H	+	+				H		H	+			
100													助務表 (C市)		介護職員のみ記載(C					助務表(C市)		介護職員のみ記載(C
最長の	18	職員の勤務実態が分かる資料									0	0	助務表(C市) 動務形態一覧表(E市)		市)		0		0 0	動務形態一覧表(E市)		市)
要なな																						
文知書る	Ш																					
±		職員の資格が分かる資料				0	研修修了証(E市)					0	資格証の写し(E市)						0 0) 資格証の写し (E市)		
	10	majerraciji iz 77 iz Garcer					ATTEMPT S MA. (L-11)					ľ	January C (En)							JAMES TO (CID)		
	20	職員の経験年数が分かる資料										0	勤続年数証明書類 (E 市)						0 0	勤続年数証明書類 (E 市)		
20																						
用者	1 1	利用者の要介護度等が分かる資料																				
必要状な沢	Н																					
文を書知		利用者の平均利用期間が分かる資料														П						
± T		利用者の加算の算定状況が分かる資料 サービス提供を終了した利用者が他の																				
	24	介護サービスに移行したことが分かる 資料	Ш																			
	25	入週所の前後に訪問指導を行ったこと が分かる資料 地域に貢献する活動を実施しているこ	Ш													Ш						
	20	吧 収に 貝肤 り の活動 を 夫肥 し じいることが分かる 資料 看護体制加算 Ⅱ を算定していることが	Н		4	+				Н		+				Ш			+			
	21	分かる資料 対の力法については一体時との同で収 り決めがなされていることが分かる資	H	H	H	H				H	H	+				H	H	H	+			
	~	料 退所時指導等を行っていることが分か	H	H	H	t				Н	H	+				H	t	H	+			
	30	る資料 リハビリテーションマネジメントを 行っていることが分かる資料	H	Ħ	H	t				Ħ	Ħ	t				Ħ	t	H	+			
	21	充実したリハビリテーションを実施し ていることが分かる資料	Ħ	Ħ	Ħ	İ				Ħ	Ħ					Ħ	İ	Ħ	t			
	32	医療機関から入所した者が分かる資料				I					П	I				П						
	Н	ターミナルケアの実施状況が分かる資 料	Ц	Ц	Ц	ļ				Ц	Ц	ļ				Ц	\downarrow	Ц	1			
	34	生活機能を維持改善するリハビリテー ションの実施が分かる資料	$\ \ $										Щ			\prod						
	35	身体拘束廃止の取組状況が分かる資料				I																
そ の 他	36	配置医師緊急時対応加算を算定してい ることが分かる資料	$\ $																			
10		診療報酬の算定のために届け出た届出 書の写し	Ħ	Ħ	Ħ	t				Ħ	Ħ	t				Ħ	t	H	t			
	38	重症皮膚潰瘍管理指導の施設基準に係	I			I					П	I				Ц	I					
	\vdash	る届出書か付書類 薬剤管理指導の施設基準に係る届出書 添付書類	Ц	Ц	Ц	ļ				Ц	П	Ţ				Ц		Ц	ļ			
	H	助務する従業者の名簿 理学療法、作業療法、言語聴覚療法、	\parallel	Н	\sqcup	-				Н	\perp	-				\coprod	\perp	Ц	+			
	41	集団コミュニケーション療法の施設基 単に係る届出書添付書類		Ш							Ш					Ц		Ц				
	42	各要件の利用者割合の確認できる書類	$\ $																			
	43	利用者の観察項目の標準化	Ц			1				Ц	П					П	ļ		1			
	Ш	職員の加配が確認できる書類	Ц		Ц	\perp				Ц	ot					\prod		Ц	\perp			
	45	相当する診療報酬の算定のために届け 出た届出書の写し	\prod								П	Ι										
	\vdash	看取りに関する指針 再癌管理に関するマニュアル	H	H	Ц	ļ				H	\coprod	+				\mathbb{H}	H	H	+			
	<u> </u>		ш		Ш	_				ш		1				ш	Н	Ш	_			

抱捉								サービス提供体制強化	SANNE CHIL					A selection of the	远遇改善加算						A service or other	定処遇改善加算	
		添付文書の種類	ΑĪ	該当指 B C	定権	者 E	F 849	サービス提供体制操作 様式の有無	(III) 個考	-	談当 A B	指定権相	E F	具体例	砂道以吉川県 様式の有無	備考	A B	族当指2	D E	F	具体例	定処通収害加算 様式の有無	領考
	, pr:	定要件の達成状況を一覧でチェック	県	東市	市	市口	ts				東 県	कंक	t t				果果	t its	т	市			
必有要を	* *	るための資料 請内容に偽りがないことを保証する	+	0		+		あり (C市)			Н	₩					Н		+				
文为書」	_ 英	料 算中請に係る担当者の連絡先が分か	0	+		-	○ 智約書 (F市)	あり (F市)			Н	$^{+}$	0	TANK (F-b)	4 ((54)		Н	H	+	0.000	(F±)	あり (F市)	
	5	資料 業所の提供するサービスの種類及び	0	+		+	担当者連絡票(A県)				$^{+}$	$^{+}$	0	連絡京(F市)	あり (F市)		H	H	+	〇 連絡家	(F市)	あり (F市)	
	4 内:	容が分かる資料	_	1		1					Ш	Ш					Ш	Ш	1	Ш			
	5 事:	業所の責格が分かる資料										Щ					Ш						
	6 事:	業所の規模が分かる資料		1		0	前年度分の職員の割合が 確認できる書類 (E市)				Ш	Ш					Ш	Ш	1				
	7 事:	東所の設備状況が分かる資料																					
事業所	0.11		+	+		+					+	+	-				₩	H	+				
の運	o 95:	FEに登録していることが分かる資料 急時の対応方法を利用者に明示して	+	+		+					H	$^{+}$	+				Н	H	+				
営 状 況	10 24	ることが分かる資料 1時間対応できる体制にあることが分	+	$^{+}$		+					$^{+}$	$^{+}$	+				H	H	+	H			
知る	,, 外	る資料 部の事業所と連携していることが分	+			+					Н	$^{+}$					H	H					
上で必	定	る資料 期巡回・随時対応型訪問介護看護の	+	$^{+}$		+					$^{+}$	$^{+}$					H		+				
要な文	11 が:	定を合わせて受けている/指定を受 ようとする計画を策定していること 分かる資料										Ш											
書	13 の	ービス提供責任者と訪問介護員等と 間の情報伝達・報告体制を整備して ることが分かる資料										\prod											
	, #:	東所における賃金等に関する規定が かる資料	1	T	П	1					Ħ	$\dagger \dagger$	T				T	П	T				
	15 職	員の研修計画を策定し研修を実施し いることが分かる資料				1						\parallel	İ				IT	Ħ	İ				
		議や委員会を定期的に開催している とが分かる資料	T	T	П	T					П	П	П				Π	П	Τ				
L	17 健!	康診断を定期的に実施していること 分かる資料		I								floor					П		I				
10	18 職:	(員の動務実態が分かる資料		0		0	助務表 (C市) 助務形態一覧表 (E市)		(Ch) (下接き人類社施設) ①介護衛社士50%以上の場合 員のみ記載/②宗勒職員75%以上の場合は、介護職 員のみ記載/②歌歌 (表現上の母子30%以上の場合 設員、介護職長、環策職員、機能的 (方/護権士50%以上の場合は、介護職 員のみ記載/②宗勒職員75%以上の場合は、介護職 員のみ記載/②宗勒職員75%以上の場合は、介護職 員のみ記載/②宗勒職員75%以上の場合は、介護職	員、看護職 は、生活相 己載 合は、介護職 員、看護職 は、介護職													
必要な文書									現 看探機員、支援相談員、理学療法士、作業療法 支土のよ配轄 「介護療を芝施設」①介護福祉士50%以上の場合は のみ記載/②常勤職員75%以上の場合は、介護職員 のみ記載/③惣総77年以上の者が30%以上の場合は 員、看護職員、理学療法士、作業療法士のみ記載	t、介護職員 、看護職員													
	19 職	異の責格が分かる費料				0	○ 資格証の写し(E市)																
	20 職	員の経験年数が分かる資料	4			0	助統年数証明書類 (E 市)				Ш	Ш					Ц						
手 月 相 の を さ な 要 な	21 전	用者の要介護度等が分かる資料																					
文包書具		用者の平均利用期間が分かる資料				\perp					Ш	Ш					Ш	Ш					
	9.	用者の加算の算定状況が分かる資料 ービス提供を終了した利用者が他の 接サービスに移行したことが分かる										H											
	查 25 入i	料 週所の前後に訪問指導を行ったこと 分かる資料				1					H	$^{+}$	H										
	26 地 と	域に貢献する活動を実施しているこ が分かる資料				Ī						П					П						
	分:	護体制加算 II を算定していることが かる資料 ルカ法については一些師との何で収	Į	ļ	Ц	1					П	\prod	Ц				Щ	Ц	ļ				
	84	決めがなされていることが分かる資 所時指導等を行っていることが分か	_	+	Ц	4					\sqcup	\coprod	Ц				\coprod	Ц	1				
	an IJ.	所等指導等を行っていることが分か 資料 ハビリテーションマネジメントを っていることがのかる等利	+	+	H	+					+	+	+				H	H	+	\vdash			
	21 充	っていることが分かる資料 実したリハビリテーションを実施し いることが分かる資料	1	t		\dagger					\dagger	+	H				+	H	\dagger				
	32 🖭	療機関から入所した者が分かる資料	+	+	П	+					H	$\dagger\dagger$	Ħ				$\dagger \dagger$	Ħ	+				
	33 料	ーミナルケアの実施状況が分かる資										Ш	I				П		İ				
	34 生	活機能を維持改善するリハビリテー ョンの実施が分かる資料	Ī			T						П											
	35 🙉	体拘束廃止の取組状況が分かる資料				1						Ш					Ц		1				
そ の 他		置医師緊急時対応加算を算定してい ことが分かる資料								Ī							$\ \ $]
165	31 書	療報酬の算定のために届け出た展出 の写し	1	t	H	†					Ħ	$\dagger \dagger$	t				\dagger	Ħ					
	38 重	症皮膚潰瘍管理指導の施設基準に保 届出書添付書類				1					Ц	П	П				П		I	Ш			
	39 源:	利吉埕指導の施設基準に係る届出書 :付書類		1	Ц	1					\coprod	\parallel	H				\coprod	\parallel	1				
	理:	務する従業者の名簿 学療法、作業療法、言語聴覚療法、 団コミュニケーション療法の駒設基				\dagger						\parallel						\parallel					
	П	に係る属出書添付書類 要件の利用者割合の確認できる書類				1					H	\parallel					Ħ	\dagger	T				
	43 ₹9	用者の観察項目の標準化		t		1												Ħ	1				
	44 職	員の加配が確認できる書類															$\prod_{i=1}^{n}$						
		当する診療報酬の算定のために届け た届出書の写し															П						
	\vdash	取りに関する指針 適管理に関するマニュアル	4	+	Н	+					\mathbb{H}	+	H				\vdash	H	+	\vdash			
_	1 1 2		_	_	ш	_							Ш				ш	Ш					

8819.7							####### /a	ニット型への変更)						HEE	への登録						SWSD HARRY (RELLE	てないか、要確認)	
		添付文書の種類		該当打 3 C		e者 E F	原放寺の区が(土	様式の有無	領考	A	該当邦 B C		ff E F	F 具体例	様式の有無	備考	A I		定権者 D E		具体例	様式の有無	備考
	1	算定要件の達成状況を一覧でチェック	果!	東 市	市	के त	В			果!	東市	市	क्षेत्र व	5			果!	東市	कं व	1 th			
み事 要務なが	Н	するための資料 中請内容に偽りがないことを保証する	H	+		H				+	+		+				H	+		+			
文理書上	2	資料 加算申請に係る担当者の連絡先が分か	Н	+	H	Н				0	+	Н	+	担当者連絡票(A県)			Н	Н		ľ	智約書(F市)	あり (F市)	
-	3	る資料 事業所の提供するサービスの種類及び	Н	+	\vdash	H				0	+	Н	+	担当者連絡票(A県)			H	+		t			
	4	内容が分かる資料	Н	1	L	Н					+		+				Н	Ш		1			
	5	事業所の資格が分かる資料	Ш	1							1						Ш	Ш		1			
	6	事業所の規模が分かる資料	Ш	1	L	Ш						Ш					Ш	Ш		L			
	7	事業所の設備状況が分かる資料		c			平面図 (C市)													0	車検証の写し (F市) 車両の写真 (F市)		
*			Ш	1		Ш					1						Н	Ш		1			
所の運	8	LIFEに登録していることが分かる資料 緊急時の対応方法を利用者に明示して	\perp	1		Н				4	+		+				Н	Н		1			
営 状 沢	_	いることが分かる資料 24時間対応できる体制にあることが分	Н	+	-	Н				_	+	H	+				\mathbf{H}	\mathbb{H}		+			
· 电	10	かる資料 外部の事業所と連携していることが分	Н	+	-	H				\perp	+	H	+				Н	Н	\perp	+			
る 上 で	**	かる資料 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の		+		Щ							1				Ш	\blacksquare		-			
必要	12	指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること																					
な文書		が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と	H	+	H						+		+				H	+		t			
	H	の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料 事業所における賃金等に関する規定が	Ш	+		Ц					1		1				Н	\parallel	H	ļ			
	14	事業所における資金寺に関する規定が 分かる資料 職員の研修計画を策定し研修を実施し		1	L	Ц				4	+	Ц	1				H	\parallel	H	1			
	10	磁質の前移計画を単定と前移を失念と ていることが分かる資料 会議や委員会を定期的に開催している	Ш	+	-	H					1		1				H	\mathbf{H}	H	+			
	10	ことが分かる資料 健康診断を定期的に実施していること		+	-						_	Н					Н	Н		+			
\vdash	17	が分かる資料	H	+	H	H					ł	H	+				H	\parallel	H	H			
10	1.9	職員の勤務実施が分かる資料																		0	勤務形態一覧表(F市)	あり (国際式)	
必要な文書	10	極美が動物失物に方が 登録付																			10分/10分 - 10分 (Fill)	90 7 (gg(qt.5)	
1	19	職員の資格が分かる資料																					
	20	職員の経験年数が分かる資料	П	T	Ī						T						П			T			
利用者の技術	21	利用者の要介護度等が分かる資料																					
文を書知	22	利用者の平均利用期間が分かる資料	П	T		П											П			T			
5 1		利用者の加算の算定状況が分かる資料 サービス提供を終了した利用者が他の																					
	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる 資料																					
	25	入退所の前後に訪問指導を行ったこと が分かる資料																					
	20	地域に貢献する活動を実施しているこ とが分かる資料 看護体制加算 II を算定していることが	1 1	1	L	Ц					1	Ш	1				Ц	Ц		L			
	H	分かる資料 対応方法については一抵卸との間で収	H	+	H	H					+	H	+				H	H	H	H			
	20	り決めがなされていることが分かる資 料 退所時指導等を行っていることが分か * 森料	H	+		H					+		+				H	\forall	H	ŀ			
	30	リハビリテーションマネジメントを 行っていることが分かる資料	Ħ	t	t	H				\dagger	t	Ħ	+				H	H	H	t			
	21	充実したリハビリテーションを実施し ていることが分かる資料	Ħ	1		Ħ					t		1				Ħ	\parallel	h				
		医療機関から入所した者が分かる資料		I							Ī		1						Ⅱ	I			
	Н	ターミナルケアの実施状況が分かる資 料	Ц	Ţ		Ц							1				Ц	Ц		L			
	34	生活機能を維持改善するリハビリテー ションの実施が分かる資料																					
	35	身体拘束廃止の取組状況が分かる資料																					
そ の 他	36	配置医師緊急時対応加算を算定してい ることが分かる資料	\prod		Ī								ſ				\prod						
18	37	診療報酬の算定のために届け出た届出 書の写し	H	\dagger							t		\dagger				H	Ħ	H	t			
	38	重症皮膚溃疡管理指導の施設基準に係るアルカスに含め		İ	İ						Ī		1						ľ	I			
	20	 東利管理指導の施設基準に係る届出書 添付書類 	П	T		П				Ţ	T		Ţ				П	П					
		助務する従業者の名簿 環学療法、作業療法、言語聴覚療法、	\sqcup	1	L	Ц				\perp	+	Ц	1				H	\parallel	H	1			
	41	様子が伝、ドネが伝、自細切見が伝、 集団コミュニケーション療法の施設基 準に係る届出書添付書類																					
	42	各要件の利用者割合の確認できる書類				IT				T	Γ	П	Ţ					П	IT	ſ			
	43	利用者の観察項目の標準化	Ħ	1	İ						ļ		#				Ħ	Ħ		İ			
	44	職員の加配が確認できる書類																					
	45	相当する診療報酬の算定のために届け 出た届出書の写し											j										
	-	看取りに関する指針	Ц	Ţ		П					I		Ţ				Ц	П		I			
	47	褥瘡管理に関するマニュアル	Ш	1		Ц							1				Ш						

181R3	-					-		(廃止してないか、要確認	2)					電容皮膚青癌管	理指導(要確認)						苯 耐管	理指導	
		添付文書の種類	A E	該当指 C	定権利	E F	具体例	様式の有無	備考	A	該当指 B C	定権(E F	具体例	様式の有無	備考		該当指 B C	定権者 D	E F	具体例	様式の有無	備考
	1	算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料	果胃	市	市口	कं क				果	県市	市	t t				果!	東市	市	it it	5		
必要数なが		中請内容に偽りがないことを保証する	H	H	+					H		Н					$^{+}$		H	t			
文明書上		資料 加算申請に係る担当者の連絡先が分か	H	H	+					Н	t	H	\mathbf{H}				$^{+}$	\dagger	H	+			
		る資料 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料	Ħ	Ħ	Ť					П		Ħ					Ħ		Ħ	Ť			
	Н	事業所の資格が分かる資料	H	H						Н		H	+				$^{+}$		H	t			
	Н	事業所の規模が分かる資料	H	H	+					H	t	H					Ħ	t	H	t			
			H	H								H					$\dagger \dagger$		H	t			
*	7	事業所の設備状況が分かる資料																0			平面図 (C市)		
業所の	8	LIFEに登録していることが分かる資料	П	T	1	T				Ħ							П	T		T			
運営状	9	緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料																					
元 を 知	10	24時間対応できる体制にあることが分 かる資料	Ц							Ш		Ц					Ш		Ш				
る上で	**	外部の事業所と連携していることが分 かる資料										Ш					Ш		Ш				
多要	12	定期返回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること																					
な文書	13	が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して	H														+			+			
		いることが分かる資料 事業所における賃金等に関する規定が	H	H	4	-				H	+	H	+				+	+	H	+			
	1.4	分かる資料 職員の研修計画を策定し研修を実施し	H	H	+					\parallel	+	H	+				\forall	+	H	+			
	16	ていることが分かる資料 会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料	\dagger	H	+	t				\parallel	t	H	\dagger				\forall	+	H	t			
	17	ことが分かる資料 健康診断を定期的に実施していること が分かる資料	\parallel	H	+							H	\parallel				\dag	\dagger	H	t			
		77. 48.11	Ħ	T	Ť	T				Ħ	Ť						Ħ	T		T			
10 p	18	職員の勤務実態が分かる資料		0			勤務表 (C市)																
必要なす																							
文書名	1																						
7		職員の資格が分かる資料																					
	15	職員の異情が方かる異件																					
	20	職員の経験年数が分かる資料	Ц	П						Ш		Ш					Ш		Ц				
#																							
月 表 必 の	1 1	利用者の要介護度等が分かる資料																					
要がなう																							
密 知る	22	利用者の平均利用期間が分かる資料 利用者の加算の算定状況が分かる資料	Н	H	4						-						Н	+		+			
7		サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる	Ħ	H	1							H					††	T	H	t			
	25	資料 入退所の前後に訪問指導を行ったこと	H		+							H					+		H	ł			
	20	が分かる資料 地域に貢献する活動を実施しているこ とが分かる資料	ш	T	Ť	t				Ħ		П	Ħ				Ħ	ı	Ħ	Ť			
	27	看護体制加算 II を算定していることが 分かる資料 内わか法については一法時との同じ収										П					Ш						
		り決めがなされていることが分かる資 料 退所時指導等を行っていることが分か る資料	Н		4						-	Н					\perp	+	Н	1			
	_	る資料 リハビリテーションマネジメントを 行っていることが分かる資料	H	H	+	+				+	+	H	+				+	+	H	+			
		行っていることが分かる資料 充実したリハビリテーションを実施し ていることが分かる資料	\parallel	H	+					H		H	\parallel				$\dagger \dagger$	t	Ħ	t			
	32	医療機関から入所した者が分かる資料				I					I									İ			
	Н	ターミナルケアの実施状況が分かる資 料	\prod	H	1					Ц	ļ	Ц	\prod				\prod	ļ	Ц	ļ			
	34	生活機能を維持改善するリハビリテー ションの実施が分かる資料	Ц										Ш				Ш		Ц				
₹	Н	身体拘束廃止の取組状況が分かる資料	\prod	H	4						Ţ	Ц	\prod				\prod		Щ	ļ			
e 他		配置医師緊急時対応加算を算定してい ることが分かる資料								╽													
		診療報酬の算定のために届け出た届出 書の写し 重症皮膚適筋管環指導の施設基準に保			1						0	П	П				\prod	0		Ţ			
	20	○無口雪がり雪明薬剤管理指導の施設基準に係る届出書	\parallel	H	+	L				H	0	H	+		あり (C市)		$^{\rm H}$	\downarrow	H	+			
		添付書類 動務する従業者の名簿	H	H	+					+		\forall	+				+	0	H	\dagger		あり (C市)	
	41	理学療法、作業療法、言語聴覚療法、 集団コミュニケーション療法の施設基	\parallel	H							t	H	\dagger				$\dagger \dagger$	t	\parallel	t			
	П	準に係る届出書添付書類 各要件の利用者割合の確認できる書類	H	H	+	t				\parallel		H	\dagger				$\dagger\dagger$	+	H	t			
		利用者の観察項目の標準化	H	H	+					H	t	H	+				\forall	+	H	+			
	П	職員の加配が確認できる書類	Ħ	П	T	T				П	T	П	\parallel				Ħ	T	П	T			
	45	相当する診療報酬の算定のために届け 出た届出書の写し	Ħ	Ħ	1						t						\parallel	t	\parallel	t			
	\vdash	看取りに関する指針 褥瘡管理に関するマニュアル	П	H	1	I				П	I	П	H				\prod	Ŧ	П	Ŧ			
_	**		ш	Ш	_	_				Ш		Ш					ш	_	Ш	_			

施設系							1	団コミュ	ニケーシ	ョン療法								理学療	* (I)						作名	療法	
	添付文書の種類	A III	該当	指定	権者 D E 市	F市市	具件			様式の有無		領书	*		技当指定 C L 市		F 市	具体例	様式の有無	備考			D I		具体例	様式の有無	備考
è #	1 算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料	AT.	1	Ť																							
要務な処	2 中請内容に偽りがないことを保証する 資料		Ī	Ī																							
書上	3 加算中請に係る担当者の連絡先が分か る資料			İ																		İ					
	4 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料																										
	5 事業所の資格が分かる資料																										
	6 事業所の規模が分かる資料																										
*	7 事業所の設備状況が分かる資料			0		3	平園図(C市)							0			平園図 (C市)				0			平面図(C市)		
業所の運	8 LIFEに登録していることが分かる資料														П												
拔	9 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料		4	1		Ц									Ш							1					
光射	10 24時間対応できる体制にあることが分 かる資料 外部の事業所と連携していることが分		4	+	+	Ц											Ц					-		-			
る上ゥ	11 かる資料 定期返回・随時対応型訪問介護看護の		-	1	-																	+					
必要な	12 指定を合わせて受けている/指定を受けようとする計画を策定していることが分かる資料																										
文書	サービス提供責任者と訪問介護員等と 13 の間の情報伝達・報告体制を整備して		1	t	İ																	t					
	いることが分かる資料 事業所における賃金等に関する規定が	H	+	+	t	H					+			H	H	+	H				H	+	H	+			
	1 分かる資料 分かる資料 服員の研修計画を策定し研修を実施していることが分かる資料		\dagger	\dagger	t	H								\parallel	H		H				H	\dagger	H				
	会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料		1	Ť	T	П										T	П					T		T			
	17 健康診断を定期的に実施していること が分かる資料			j		Ħ															Ħ						_
				T	Γ	П					T				П	Ī					П	T	П	Ī			
必要な文書級員の状況を知る	18 職員の助務実施が分かる資料																										
46	19 職員の責格が分かる資料																										
	20 職員の経験年数が分かる資料		1	T	t	П									Ħ						П	T		T			
利用者の状況	21 利用者の要介護度等が分かる資料																										
な 沢 文 を 書 知	22 利用者の平均利用期間が分かる資料	П	1	T		П									Ħ						П	T		T			
る上で	23 利用者の加算の算定状況が分かる資料 サービス提供を終了した利用者が他の			ļ																							
	24 介護サービスに移行したことが分かる 資料																										
	25 が分かる資料 地域に貢献する活動を実施しているこ	1 1	4	1		Ш																					
	26 地域に貢献する活動を実施しているこ とが分かる資料 27		+	+	+	H									H												
	分かる資料 対応方法については一医師との間で収 り決めがなされていることが分かる資	П	†	†		Н									Ħ	t					П	t	Н	t			
	料 週所時指導等を行っていることが分か る資料			1	t	Ħ					1											1					
	30 リハビリテーションマネジメントを 行っていることが分かる資料		1	1	ļ	Ц					1				Ц		Ц					ľ	Ц	1			
	充実したリハビリテーションを実施していることが分かる資料32 医療機関から入所した者が分かる資料	Ш	+	+	+	H								H	H	-	H				H	+	H	+			
	32 医療機関から入所した者が分かる資料 ターミナルケアの実施状況が分かる資 料	1 1	+	\dagger	+	H					\dagger			+	H	t	Н				H	+	H	t			
	料 生活機能を維持改善するリハビリテー ションの実施が分かる資料	П	†	1	t	Ħ					1			H	Ħ	t	Ħ				Ħ	t	П	t			
	35 身体拘束廃止の取組状況が分かる資料		+	\dagger	t	H									H		H				H	\dagger	H	l			
	36 配置医師緊急時対応加算を算定していることが分かる資料	Ħ	1	t	t	Ħ					1			\dagger	Ħ	t	П				Ħ	Ť	П	t			
f8	診療報酬の算定のために属け出た届出 来の写!	1 1	C		t	H								\vdash	0		H				\forall	0	H	+			
	38 重症皮膚溃瘍管理指導の施設基準に係 る届出書添付書類		1	†		H					1			H	Ħ	t					Ħ	l	Ħ	t			
	薬剤管理指導の施設基準に係る属出書 添付書類			ļ																		Ţ					
	40 勤務する従業者の名簿 理学療法、作業療法、言語聴覚療法、	Н	(+	ł	Н			36 U						0	-			あり (C市)		Н	0	\sqcup	+		あり (C市)	
	41 集団コミュニケーション療法の施設基準に係る届出書添付書類	Ц	C			Ц			a59 ((C市)	1				0		Ц		あり (C市)		Ц	0	Ц			あり (C市)	
	42 各要件の利用者割合の確認できる書類	Ц	\perp			Ц											Ц				Ц						
	43 利用者の観察項目の標準化	H	+	+	+	H			-		+			\vdash	H	+	H				H	+	H	+			
	44 職員の加配が確認できる書類 45 相当する診療報酬の算定のために届け	Ц	1	+	ļ	Ц					_				H	+	Ц				Ц	+	Н	+			
	45 他ヨッる診療機能の異定のために強け 出た脳出書の写し 46 看取りに関する指針	H	+	+	1	H								H	H		H				H	+	H				
	47 将癌管理に関するマニュアル		1	1		H																					

施設								0.05	聴覚療法						25.66.274	作業療法		0 1/2 11	- A		100 Jan J	本制その他(摂食機能療法	終頭使出日のビリニ シ.	- 1
		添付文書の種類			指定	権者 E	F	具体例	様式の有無	備考	A		指定 C D		精神科 F 具体例	作業療法様式の有無	備考	- 1	該当指	定権者		本別その他 (損貨機能療法・ 具体例	短期集中リハビリテーシ: 様式の有無	コン・認知証人所稿神療法 備考
9.1	1	算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料	県	型 7	t it	क	市				県	果:	市市	市	t			県 日	表市	10 11	t to			
要を対文明	2	中請内容に偽りがないことを保証する 資料	H	T	Ť	T						Ħ		Ħ				Ħ			t			
# 1	_	加算申請に係る担当者の連絡先が分か る資料	H		t							Ħ		Ħ				0				担当者連絡票(A県)		
	4	事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料																0				診療報酬の算定のための 届出書の写し(A県)		
	5	事業所の資格が分かる資料											Ì	Ħ										
	6	事業所の規模が分かる資料												П										
*	7	事業所の設備状況が分かる資料		0	>			平面図(C市)					0		平面図(C市)									
業所の運	8	LIFEに登録していることが分かる資料 緊急時の対応方法を利用者に明示して		ļ										П				I			ļ			
営 状 沢	Ĺ	いることが分かる資料 24時間対応できる体制にあることが分	Н	+	$^{+}$	H					+	H	+	Н				$^{+}$	H	H	+			
を 知 る	11	かる資料 外部の事業所と連携していることが分	H	ł	\dagger	H						Н	t	H							ł			
上で必		かる資料 定期返回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受	H		t	H						Н		H										
要な文	12	けようとする計画を策定していること が分かる資料	Ц											Ц										
書	13	サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料												Ц				Ш						
	1.4	事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料	Ц		ļ	Ц	Ш					Ц		Ц				Ш		Ц				
	15	職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料 会議や委員会を定期的に開催している	Ц	1	+							Ц	4	H				\parallel	H	Н	1			
	10	ことが分かる資料 健康診断を定期的に実施していること	Н	_	+	H								Н				\perp			-			
	17	が分かる資料	Н		+	H						Н		H				+			t			
※要な文書	18	職員の助務実際が分かる資料																						
1	19	職員の資格が分かる資料																						
	20	職員の経験年数が分かる資料	H		t	H						Ħ		Ħ				Ħ						
利用 が を お が 要 な	21	利用者の要介護度等が分かる資料																						
文 1	22	利用者の平均利用期間が分かる資料		I	Ī									П							I			
1	H	利用者の加算の算定状況が分かる資料 サービス提供を終了した利用者が他の	Н		+							H	+	H				\parallel	+					
		介護サービスに移行したことが分かる 資料 入退所の前後に訪問指導を行ったこと	Ц									Ц		Ц										
	25	が分かる資料 地域に貢献する活動を実施しているこ とが分かる資料	Н	+	+	H						H	+	H				\parallel	H		-			
	27	とか分から資料 看護体制加算 II を算定していることが 分かる資料	H		t									Н										
		対ルカ法については一箇脚との間で収 り決めがなされていることが分かる責 担												П										
	29 30	型所時指導等を行っていることが分か る資料 リハビリテーションマネジメントを	Н	1	+	H	H				+	H	+	H				+	H	H	+			
	1	行っていることが分かる資料 充実したリハビリテーションを実施し ていることが分かる資料	H	ł	t	H	H					H	\dagger	H				\dagger						
	1	医療機関から入所した者が分かる資料	П	1	Ī						Ī		1	Ц				I	Ī		İ			
	H	ターミナルケアの実施状況が分かる資料	Ц	1	ļ	\downarrow	Ц					Ц	4	\prod				\parallel	\downarrow	Ц	ļ			
	34	ションの実施が分かる資料	Ц				Ц					Ц	1	Ц				$\perp \mid$						
₹	H	身体拘束廃止の取組状況が分かる資料 配置医師緊急時対応加算を算定してい	H	-	+	H	H				+	H	+	H				+	H	H	ŀ			
の 他	30	配慮医師業等時対応加算を算定していることが分かる資料 診療報酬の算定のために届け出た届出	Ц		-	Ц	Ц					Ц	1	Ц				\perp						
	3,	書の写し 重症皮膚潰瘍管理指導の施設基準に係	H	C	1	H	H		あり (C市)		ł		O	H		あり (C市)		+	0	H	H		あり (C市)	
	1	る届出書添付書類 薬剤管環指導の施設基準に係る届出書 添付書類	H	t	t		H					H	t	Ħ					h					
	1	動務する従業者の名簿 理学療法、作業療法、言語聴覚療法、	П	c)				あり (C市)		I		0	П		あり (C市)		П			I			
	41	様子学は、行業学は、自総物見様は、 集団コミュニケーション療法の施設基準に係る届出書添付書類	Ц	C					あり (C市)			C	0	Ц		あり (C市)		Ш						
		各要件の利用者割合の確認できる書類	Ц									Ш												
	Н	利用者の観察項目の標準化	H	Ŧ	f	Ħ	H				ļ	H	f	H				+	F	H	Ŧ			
		職員の加配が確認できる書類 相当する診療報酬の算定のために届け	Н		+	H	Н				+	H	-	H				+	H		l			
		出た脳出書の写し 看取りに関する指針	H	+	+	H	H					H	+	H				+	H	H	+			
		褥瘡管理に関するマニュアル	Ц	İ															İ		t			

1619.7							認知症短期集中リハ	ビリニ - 2 1. fri等					/#10	本体施設における介護職員	空紅 中央 海洋 単一 中央 中央 中央 中央 中央 中央 中央 中央 中央 中央 中央 中央 中央	P.444.00					**	り有無	
	3	が付文書の種類	A E	表当指:	定権者 D I	E F	認知証短期集中リハ	ビリテーション加算 様式の有無	備考	А	該当抗			本体施設における介護権員	等特定処遇或者加算 I の原 様式の有無	備考	А		指定権 D		具体例	0 有無 様式の有無	備考
	算定要件の	達成状況を一覧でチェック	果馬	市	क्तं र	t t				県	県 市	市	т				県	课 市	t t	т т			
必事要を	するための	資料 偽りがないことを保証する		Н								Н	+					+					
文用書上	資料	係る担当者の連絡先が分か		H		+	担当者連絡票(A環)			0	+	H	0	智約書(F市) 担当者連絡票(A県)	あり (F市)		0	+		+	担当者連絡原(A県)		
	事業所の提	供するサービスの種類及び		H		t	22日有逻辑条 (7/条)				$^{+}$	H	t	1000年度期後 (八米)				+			(A) (A) (A)		
	4 内容が分か			H	-	+				Н	+	Н	+				Н	+		+			
		格が分かる資料		H								Н	+					-					
	6 事業所の規	模が分かる資料			+	+					+	H	+					+		+			
*	7 事業所の設	備状況が分かる資料																					
業所	8 LIFEに登録	していることが分かる資料	H	H	+	+				Н	+	H	t				Н	+		+			
の運営	緊急時の対	応方法を利用者に明示して	H	H		t				Н	+	H	t				Н	t		+			
状況を	-	分かる資料 できる体制にあることが分		Ħ	+	t				Н	Ť	Ħ	t				П	Ť		t			
知る	_	所と連携していることが分		H							t	Ħ	t				Ħ						
上で必	定期巡回・	随時対応型訪問介護看護の せて受けている/指定を受		Н		t					†		t					T		T			
要な	が分かる資	る計画を策定していること 料																					
文書	13 の間の情報	供責任者と訪問介護員等と 伝達・報告体制を整備して 分かる資料			T																		
		ける賃金等に関する規定が	Ħ	Ħ	1	t				П	Ť	П	t				Ħ	†	Ħ	t			
	15 職員の研修	計画を策定し研修を実施し が分かる資料	Ħ	H	ı	t					\dagger	Ħ					Ħ	\dagger		\dagger			
		会を定期的に開催している	П	П	1						T	П					П	1	П	T			
	17 健康診断を が分かる資	定期的に実施していること 料																Ţ					
10	18 職員の助務	実態が分かる資料		0			勤務表 (C市)																
必要																							
な文書																							
_ a				H		t				Н	+	H	t				Н	t					
	19 職員の資格	が分かる資料																					
	20 職員の経験	年数が分かる資料		Ħ						Н	T	Ħ	t				П	T					
																		1					
F F	21 利用者の要	介護度等が分かる資料																					
必 《 要 书																							
なってを	22 利用者の平	:均利用期間が分かる資料		Н						Н	+	H	t										
3	23 利用者の加	算の算定状況が分かる資料									t	Ħ	t										
7	サービス提 24 介護サービ 資料	供を終了した利用者が他の スに移行したことが分かる																					
		後に訪問指導を行ったこと 料										Ħ											
	とが分かる											Ц											
	分かる資料	ついては一医師との間で収	H	H	4	1					+	H	+				\square	1	H	1			
	81	されていることが分かる資 等を行っていることが分か	H	Н	-	+				H	+	H	+					+	H	+			
	30 リハビリテ	ーションマネジメントを	H	H	+	+				Н	+	H	+				H	+	H	+			
	21 充実したり	ことが分かる資料 ハビリテーションを実施し が分かる資料	H	H	1	t					t	H	t				H	\dagger	Ħ	t			
	32 医療機関が	ら入所した者が分かる資料	Ħ	Ħ	1					Ħ		Ħ					Ħ	†		T			
	33 84	ケアの実施状況が分かる資	П		1	I					Ţ	П	Ţ					Ţ		Ţ			
	34 生活機能を ションの実	維持改善するリハビリテー 施が分かる資料																					
	35 身体拘束廃	止の取組状況が分かる資料																					
そ の 他	36 配置医師架 ることが分	急時対応加算を算定してい かる資料																					7
18	37 診療報酬の書の写し	算定のために届け出た届出	H		1	t					\dagger	H	t				H	\dagger	H	\dagger			
	38 重症皮膚清	痛管環指導の施設基準に係 付書類			1	I							Ī										
	20-13 m Arc		Ц	П	1						Ţ						П	Ţ	П	Ţ			
	40 勤務する従 理学療法、	作業療法、言語聴覚療法、	H	H	-	+				Н	\downarrow	H	+					+	Н	+			
	41 集団コミュ	ニケーション療法の施設基 出書添付書類	Ц							Ц		Ц						1					
	42 各要件の利	用者割合の確認できる書類																					
	43 利用者の据	察項目の標準化		П		ļ				Щ	1		ļ					ļ		ļ			
		が確認できる書類	Ц	Ц		1				Ш	\perp	Ц	\perp				Ц	\perp	Ш	1			
	近元神は第			Ш						Ц													
	46 看取りに関 47 褥瘡管理に	する指針 関するマニュアル	H	\parallel	1	+				Н	+	H	+				H	+	H	+			
L			ш	ш	-1						_	Н	_				ш	_	Ш				

施設开	_							-															(療養型) に係る届出	
		添付文書の種類	A	該当技 B C		E E	F	期:	様式の有無	備考	A	該当持 B C	定権 D	E F	基本サービス費 (基本型 具体例	・在毛信化型) に係る届け 様式の有無	備考	A		指定権		基本サービス費(原養型)に係る腐出 様式の有無	備考
	ŀ	算定要件の達成状況を一覧でチェック	果!	装计	市	市	市	X.177	10-10-17/10	,	県	果市	a	t t	7,1177	10-11-17-17		県	果片	t to	т т	7,1127	1,-20.17/11	20.5
○ 章 英 数		するための資料	Н		-						Н	+												
要な対象な対象と		中頭内容に偽りがないことを保証する 資料	Ц		L	Ц					Ш	1	Ц					Ц	Ц		1			
	٠,	加算申請に保る担当者の連絡先が分か る資料	0				担	i当者連絡票(A県)			0	+			担当者連絡票(A県)			0				担当者連絡票(A県)		
	4	事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料					○ æ	(営規定 (F市)																
	5	事業所の資格が分かる資料																						
	6	事業所の規模が分かる資料																						
	7	事業所の設備状況が分かる資料																						
# #	,	事業用や奴隷状が12772701914																						
所の	8 1	LIFEに登録していることが分かる資料																						
選出	_	緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料									Ш													
況 を 知	10	24時間対応できる体制にあることが分 かる資料									Ш													
る上		外部の事業所と連携していることが分 かる資料																						
で必要	12	定期返回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること																						
な文		が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等と	Н		L	Н					Н	+	Н						Н		\perp			
*	13	の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料	Ш																Ш					
		事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料	\prod	1	Ī						ot		\prod						$\prod_{i=1}^{n}$		╧			
	15	職員の研修計画を策定し研修を実施し ていることが分かる資料	Ц		Ī						Ц		Ц					\prod	Щ					
	10	会議や委員会を定期的に開催している ことが分かる資料	Ц																					
	17	健康診断を定期的に実施していること が分かる資料																						
10	18	職員の勤務実態が分かる資料									0													
必状要説																								
な文書																								
- A			H		t						$^{+}$	+	H							H	t			
	19	職員の資格が分かる資料									0													
	20	職員の経験年数が分かる資料	H	t	t	Ħ	t				H	t	Ħ	t				H	H	Ħ	t			
			Ħ			П	T				Ħ	t	Ħ						H	Ħ				
利用	21	利用者の要介護度等が分かる資料									0							0						
必の要状																								
な流文を		利用者の平均利用期間が分かる資料	H		+	H					0	+	H								+			
書知る	Н	利用者の加算の算定状況が分かる資料			t						H		Н					H						
70	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる									0													
	25	資料 入退所の前後に訪問指導を行ったこと が分かる資料	H								0								Н	Ħ				
	26	地域に貢献する活動を実施しているこ とが分かる資料	П	ı	Ī						0			T							T			
		看護体制加算 を算定していることが 分かる資料 対ルの法については一法師との同で収		1	I	П						Ţ	П	I					П		I			
	Н	り決めがなされていることが分かる資 料 回転転や運管をに、アンステレギのか	Ц	1		Ц					Ц	1	Ц					Ц	Ц	Ц	1			
	~	週所時指導等を行っていることが分か る資料 リハビリテーションマネジメントを	H	1	ļ	Н					0	+	H	H				Ц	\parallel	H	+			
	21	行っていることが分かる資料 充実したリハビリテーションを実施し	\mathbb{H}	ł	ŀ						0	ł	H	H				Н	$^{+}$	H	t			
	Н	ていることが分かる資料 医療機関から入所した者が分かる資料	H	+	t	H	+				Ĭ	+	H	Ŧ					+	H	+			
	22	ターミナルケアの実施状況が分かる資 料	Ħ	t	t	H						\dagger	H						\dagger	Ħ	t			
		生活機能を維持改善するリハビリテー ションの実施が分かる資料	П	T	T	П	T				П	Ť	П	T				П	T	П	T			
	Н	タコンの実施が分かる資料 身体拘束廃止の取組状況が分かる資料	H	ł	t	H					H	\dagger	H	H					$^{+}$	H	\dagger			
その	36	配置医師緊急時対応加算を算定してい	H	t	Ť	Ħ	Ť				П	Ť	Ħ	t				Ħ	Ħ	Ħ	T			
18	27	ることが分かる資料 診療報酬の算定のために届け出た届出	${\mathbb H}$	+	H	Н					H	+	H	ł				H	\dashv	H	+			
	20	書の写し 重症皮膚潰瘍管理指導の施設基準に係	H	+	H	H	+				H	+	H	ł				Н	H	H	+			
	20	る届出書添付書類 薬剤管理指導の施設基準に係る届出書 添付書類	H	t	t	H					H	\dagger	H	t				h	\dagger	H	t			
	40	動務する従業者の名簿	Ħ			$\ $	T				Ħ	T	П	T				П	Ħ	П	T			
	41	理学療法、作業療法、言語聴覚療法、 集団コミュニケーション療法の施設基 準に係る届出書添付書類		Ī								T								П	T			
	П	準に係る属出書添付書類 各要件の利用者割合の確認できる書類	Ħ	t	t	Ħ	T				Ħ	Ť	Ħ	t				H	Ħ	Ħ	T			
	Ш	利用者の観察項目の標準化	H	ł	t	Н						ł	H	t				Н	$^{+}$	H	t			
	H	職員の加配が確認できる書類	П	t	t	Ħ	Ť				Ħ	Ť	Ħ	Ť				Ħ	Ħ	Ħ	Ť			
	45	相当する診療報酬の算定のために届け	H	t	t						H	t	H	t				H	\dagger	Ħ	t			
		出た脳出書の写し 看取りに関する指針	H	t	f	H					Ħ	Ť	Ħ	t				H	H	Ħ	ľ			
	47	褥瘡管理に関するマニュアル	П	I	Γ	П	I				П	I	П							П	T			

1619.7	ř.					基本サービ	z 恭(1 型)					基本サービ	7章 (11型)						其太+ピュ券 (「広美	機能強化型」)に係る層出	
	添付文書の種類	A E	該当指 B C	定権者	E F	具体例	様式の有無	備考	А	該当指:	定権者 D E	F 具体例	様式の有無	備考	A 県		指定権 C D		具体例	様式の有無	備考
	算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料	果り	東 市	市	* *				果!	県 市	市市	市			県	果!	# #	के व	5		
必要を対	# SEMBI-MILLENIA - L # DET+1	H	t		t				Ħ	\parallel						H		Ħ			
文相書上	加算申請に係る担当者の連絡先が分が	. 0	H		t	担当者連絡票(A環)			0	+	+	担当者連絡票(A県)			0	H	+		担当者連絡票(A県)		
	3 る資料 事業所の提供するサービスの種類及び 内容が分かる資料		T	T	T				Ħ							T	T				
	5 事業所の資格が分かる資料				t				H	\parallel							+				
	6 事業所の規模が分かる資料	H	H	+	$^{+}$				H	+						H					
		H	H		t				Ħ	\parallel											
*	7 事業所の設備状況が分かる資料																				
業所の	8 LIFEに登録していることが分かる資料	:	T		T				П	Ħ					П	T					
選出	9 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料																				
:R	10 24時間対応できる体制にあることがか かる資料	1																			
知る上	11 外部の事業所と連携していることが分 かる資料																				
で必要	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を引 けようとする計画を策定していること	:																			
な文書	が分かる資料 サービス提供責任者と訪問介護員等 8	:			+				Н	+						H	+				
-	13 の間の情報伝達・報告体制を整備していることが分かる資料 事業所における賃金等に関する規定が いることが分かる資料	1 1			1																
	14 事業所における資金寺に関する現立な 分かる資料 15 職員の研修計画を策定し研修を実施し		H	4	+				H	\parallel	+				Ц	Ц		4			
	でいることが分かる資料 会議や委員会を定期的に開催している	Ш	H	+	+				H	+	+				H	\forall	H	+			
	16 ことが分かる資料 17 健康診断を定期的に実施していること	H	+	+	ł				H							\forall		\dashv			
H	が分かる資料	++	H		t				H	+						Ħ		H			
10	1 18 職員の助務実施が分かる資料	0							0						0						
0 0 0 0																					
なる文文	2																				
		H	+		+				H	+						H		+			
	19 職員の資格が分かる資料	0							0						0						
	20 職員の経験年数が分かる資料	Н	T		t				Ħ						П	T					
					t				П												
F F	3 21 利用者の要介護度等が分かる資料	0							0						0						
必 d 要 d な 3	P. I																				
文章	22 利用者の平均利用期間が分かる資料	П	T		T				П								T				
1	23 利用者の加算の算定状況が分かる資料																				
	24 介護サービスに移行したことが分かる 資料								Ш												
	25 入退所の前後に訪問指導を行ったこと が分かる資料 26 地域に貢献する活動を実施しているこ		+		+				Н						0			+			
	20 とが分かる資料 27 看護体制加算 を算定していることだ 分かる資料	1 1			+				H	\parallel							+				
	対応方法については一底節との間で 28 り決めがなされていることが分かるま		Ħ	1	t				Ħ	Ħ	T					Ħ	T	\dagger			
	29 退所時指導等を行っていることが分が る資料								I												
	30 リハビリテーションマネジメントを 行っていることが分かる資料 31 充実したリハビリテーションを実施し フェスマンドルシャス等料	\perp	H		-				H							Н	H	\parallel			
	31 ていることが分かる資料 32 医療機関から入所した者が分かる資料	++	H	+	ł				H	+					H	H	H	+			
	33 ターミナルケアの実施状況が分かるま 料		t		t				0						0	H	H	\parallel			
	生活機能を維持改善するリハビリテーションの実施が分かる資料	0	T	T	T				Ħ		T				0	Ħ	T	T			
	35 身体拘束廃止の取組状況が分かる資料		H		t				H	H						H	H	\parallel			
ح	36 配置医師緊急時対応加算を算定していることが分かる資料	++	T	T	T				Ħ	T	T				П	Ħ	T	\dagger			
f8	37 診療報酬の算定のために届け出た届出書の写し	+	\dagger		t				H	\dagger					H	\forall	H	+			
	38 重症皮膚溃瘍管理指導の施設基準に任		I		İ				I		Ī						I	I			
	39 薬剤管理指導の施設基準に係る届出書 添付書類		\prod		Ţ				Ц	П						\prod		Ţ			
	40 勤務する従業者の名簿 環学療法、作業療法、言語聴覚療法、	\mathbf{H}	+		+				H							\parallel	H				
	41 集団コミュニケーション療法の施設者 準に係る届出書添付書類	\parallel	\downarrow						\mathbf{H}									4			
	42 各要件の利用者割合の確認できる書類								Ц	Ц	1					Ц	\perp	oxed			
	43 利用者の観察項目の標準化	+	H	+	+				H	+	+				H	+	H	+			
	44 職員の加配が確認できる書類 H当する診療報酬の算定のために届け		\downarrow		+				H	\downarrow	1				Ц	Н	H	\downarrow			
	45 出た脳出書の写し 46 看取りに関する指針	H	H	+	H				H	+						+	H	+			
	47 褥瘡管理に関するマニュアル																				

他設系				. 10	87	定相	; de	1	基本サービス費(「療養機	能強化型」以外)に係る届	出
		添付文書の種類	A 県	B県	С	D 市	Е	F 市	具体例	様式の有無	領考
÷ =	1	算定要件の達成状況を一覧でチェック するための資料									
要なり埋	2	中請内容に偽りがないことを保証する 資料									
書上	3	加算申請に係る担当者の連絡先が分か	0						担当者連絡票(A県)		
	4	る資料 事業所の提供するサービスの種類及び						Г			
	L	内容が分かる資料									
	5	事業所の資格が分かる資料									
	6	事業所の規模が分かる資料									
	7	事業所の設備状況が分かる資料									
# #	L										
所の運	8	LIFEに登録していることが分かる資料	L			L		L			
當状	9	緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料									
2	10	24時間対応できる体制にあることが分 かる資料									
知る上	11	外部の事業所と連携していることが分 かる資料									
で 必	12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けている/指定を受									
要な文	12	指定を合わせて受けている/指定を受 けようとする計画を策定していること が分かる資料									
*	13	サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料									
	14	いることが分かる資料 事業所における賃金等に関する規定が 分かる資料	F	f	f	f	F	f			
	15	職員の研修計画を策定し研修を実施し	H			H					
	16	ていることが分かる資料 会議や委員会を定期的に開催している	H	-	H	H	-	-			
	17	ことが分かる資料 健康診断を定期的に実施していること				-					
		が分かる資料						-			
箱											
員の	18	職員の勤務実態が分かる資料	0								
要決											
4 文書る											
上で											
	19	職員の資格が分かる資料	0								
	20	職員の経験年数が分かる資料						Г			
用用	21	利用者の要介護度等が分かる資料	0								
者の要状											
な沢文を	22	利用者の平均利用期間が分かる資料			_			-			
書知る上	23										
70	24	サービス提供を終了した利用者が他の 介護サービスに移行したことが分かる				Г		Г			
	25	資料 入週所の前後に訪問指導を行ったこと									
		が分かる資料 地域に貢献する活動を実施しているこ とがなるであり		-	_		-	-			
	27	看護体制加算 II を算定していることが									
	H	分かる資料 内的方法については一弦即との何で収 り決めがなきれていることが分かる資	H	1							
			l					Г			
	L	E									
	29	回 週所時指導等を行っていることが分か る資料 リハビリテーションマネジメントを 行っていることが分かる資料									
	29	回 週所時指導等を行っていることが分か る資料 リハビリテーションマネジメントを									
	29 30 31	は 退所時報導等を行っていることが分か る費料 リハビリテーションマネジメントを 行っていることが分かる費料 充実したリハビリテーションを実施し ていることが分かる費料 医療機関から入所した者が分かる費料									
	29 30 31	は 退所特別選等を行っていることが分かる資料 リハビリテーションマネジメントを 行っていることが分かる資料 充実したリハビリテーションを実施し ていることが分かる資料 医療機関から入所した者が分かる資料									
	29 30 31 32 33	は、 週刊特価等を行っていることが分から ら良料 リハビリテーションマネジメントを 行っていることが分から責料 充実したリハビリテーションを実施していることが分かった。 この他間内から入所した者が分から責料 ターミナルケアの実施状況が分から責料									
	29 30 31 32 33	は、 週刊特別等等を行っていることが分か も費料 リハビリテーションマネジメントを 行っていることが分かる費料 充実したリハビリテーションを実施していることが分かる費料 ス機関から入所した者が分かる費料 ターミナルクアの実施状変が分かる費料 料									
その	29 30 31 32 33 34	12 2000年後編集を行っていることが分かる数据 の									
	29 30 31 32 33 34 35	18 世界指導等を行っていることが分から発射 の条件 の小とリテーションマネジメントを 行っていることが分から発射 であることが分から発射 であることが分から発射 であることが分かる発射 エ希腊版から入所した者が分から提料 主想機能を指針改善するリハビリテーションの実施が分かるを 発生 を発展を発酵がある。 では、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが									
o	29 30 31 32 33 34 35 36	2 2000年 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本									
o	29 30 31 32 33 34 35 36 37	2 2000年前後衛帝を行っていることが分か の数別 のプレビリテーションマネジメントを サースでいることがかか会員料 変更と思いたりでは、1000年の会員を な変更に思いたりでは、1000年の会員を を表したりがもの。 を発展したがから、1000年の会員を を表したりがしている。 を表現したが、1000年の会員を を表現したが、1000年の会員を を記載を発出されますよりいとリテーションの実施が分かる資料 と記載を終めまけた加速を更としていることが分かる資料 と記載を終めまけた加速を更としていることが分かる資料 と記載を終めませたが、1000年の表現が分かる資料 と記載を終めませたが、1000年の表現を表現した。 のことが分かる資料 と記載を終めませたが、1000年の表現を表現した。 のことが分かる資料 と記載を表現したが、1000年の表現を表現した。 のことが分かる資料 と記載を表現したが、1000年の表現を表現した。 のことが分かる資料 と記載を表現したが、1000年の表現を表現した。 のことが分かる資料 と記載を表現したが、1000年の表現を表現した。 のことが分かる資料 と記載を表現したが、1000年の表現を表現した。 のことが分かる資料 と記述を表現したがからままた。 のことがかから表現した。 のことがかから表現した。 のことがからままた。 のことがからまた。 のことがからままた。 のことがからまたた。 のことがからまたた。 のことがりをなった。 のことがからまたた。 のことがりがものできた。 のことがからなりがものできた。 のことがりがらなりが、 のことがりがらなりが、 のことがりがりが、 のことがりが、 のことがりがりが、 のことがりがりが、 のことがりが、 のことがりが、 のことがりが、 のこ									
o	29 30 31 32 33 34 35 36 37	20 世界情報需奏行っていることが分から表対 の表対 の人がリテーションマネジメントを かっていることがから表対 になったとがから表対 にあったリーションを実施していることがから表対 にあったリーションを実施していることがから表対 を は、無機関から入所した者が分から表対 を は、無機関を相対決害であり、ビリテーションの実施が少かる表対 分は対していることがから表対 と述案が対象がある。 は、自然を解析が表するり、ビリテーションの実施が少かる表対 と述案が対象が対象が表対しませました。 は、自然を解析が表対しませました。 は、自然を表対しませませます。 は、自然を表対しませませます。 は、自然を表対しませませます。 は、自然を表対しませませます。 は、自然を表対しませませます。 は、自然を表対しませませます。 は、自然を表対しませませます。 は、自然を表対しませませます。 は、自然を表対しませませます。 は、自然を表対しませませます。 は、自然を表対しませませます。 は、自然を表対しませませます。 は、自然を表対しませませます。 は、自然を表対しませませませます。 は、自然を表対しませませます。 は、自然を表対しませませます。 は、自然を表対しませませます。 は、自然を表対しませませます。 は、自然を表対しませませます。 は、自然を表対しませませます。 は、自然を表対しませませます。 は、自然を表対しませませます。 は、自然を表対しませませます。 は、自然を表対しませませます。 は、自然を表対しませませます。 は、自然を表対しませませます。 は、自然を表対しませませます。 は、自然を表対しませませます。 は、自然を表対しませませます。 は、自然を表対しませまます。 は、自然を表対しませまます。 は、自然を表対しませまます。 は、自然を表対しませまます。 は、自然を表対しませまます。 は、自然を表対しませまます。 は、自然を表対しませまます。 は、自然を表対しませまます。 は、自然を表対しまます。 は、自然を表対しまますまます。 は、自然を表対しまますまます。 は、自然を表対しまますまますまますまますまますまますまますますますますますまますまますますまますます									
o	29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39	2 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10									
o	29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40	2. 2000 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本									
o	29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40	20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 2									
o	29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41	2. 2000 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本									
o	29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41	20世界機構等を行っていることが分から発射 の表別 の人がリテーションマネジメントを いっていることがから発射 不必ることがから発射 医療性に対していることがから発射 エ当機能を指針で表す。シストに、在が分から発射 エ当機能を指針で表す。シストによっていました。 日本野東高丘の取組状況が分から発射 を対していることがから表別 の本の大手になった。 日本野東高丘の取組状況が分から発射 を対していることがある影響 あることがある影響 あることが、日本野東高田で加速の取込ま事に、在 の本の大手には、日本野東高田で加速の表別を のまり、日本野東高田で加速の取込ま事に、在 の本の計画 を行った。 日本野東高田で加速の取込ま事に、在 の本の大手に関いていました。 日本野東高田で加速の表別を 本の大手に関いていました。 日本野東高田で加速を の本の大手に関いていることが のまりました。 日本野東高田で加速を 本の大手には、日本野東高田で加速を を持ている。 日本野東高田で加速を を持ている。 日本野東高田で加速を を持ている。 日本野東高田で加速を を持ている。 日本野東高田で加速を を持ている。 日本野東高田で加速を を持ている。 日本野東高田で加速を を持ている。 日本野東高田で加速を は、日本野東南田で加速を は、日本野東南南で加速を は、日本野東南南田で加速を は、日本野東南南の東南の東西で加速を は、日本野東南南で加速を は、日本野東南の東南南で加速を は、日本野									
o	29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43	20世界機構等を行っていることが分から発射 の表別 の人がリテーションマネジメントを いっていることがから発射 不必ることがから発射 医療性に対していることがから発射 エ当機能を指針で表す。シストに、在が分から発射 エ当機能を指針で表す。シストによっていました。 日本野東高丘の取組状況が分から発射 を対していることがから表別 の本の大手になった。 日本野東高丘の取組状況が分から発射 を対していることがある影響 あることがある影響 あることが、日本野東高田で加速の取込ま事に、在 の本の大手には、日本野東高田で加速の表別を のまり、日本野東高田で加速の取込ま事に、在 の本の計画 を行った。 日本野東高田で加速の取込ま事に、在 の本の大手に関いていました。 日本野東高田で加速の表別を 本の大手に関いていました。 日本野東高田で加速を の本の大手に関いていることが のまりました。 日本野東高田で加速を 本の大手には、日本野東高田で加速を を持ている。 日本野東高田で加速を を持ている。 日本野東高田で加速を を持ている。 日本野東高田で加速を を持ている。 日本野東高田で加速を を持ている。 日本野東高田で加速を を持ている。 日本野東高田で加速を を持ている。 日本野東高田で加速を は、日本野東南田で加速を は、日本野東南南で加速を は、日本野東南南田で加速を は、日本野東南南の東南の東西で加速を は、日本野東南南で加速を は、日本野東南の東南南で加速を は、日本野									

. .

5.2 加算の届出時に提出を求める添付文書の標準例(案)

5.2.1 訪問系サービス

加算名 001 定期巡回・随時対応サービスに関する状況

			国様式	算定要件/様	式に明示されている項目							添	付文書の例			
加算名	別紙1	様式	備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書	添付文書の種類	A 県	B 県	C 市 i		E F	目休例	様式の有無	備考	標準例 (事務局案)
定期巡回・随 時対応サービ スに関する状 況	0		※各要件を満たす場合 については、それぞれ 根拠となる(要件を満 たすことがわかる)書 類も提出してくださ	されている	(1)24時間対応できる体制にあること(連絡方法)	1	16 24時間対応できる体制にあることが分かる資料	0								
			ر ۱ _۰	様式に明示 されている 項目	(2)指定定期巡回・随時 対応型訪問介護看護の 指定を合わせて受けて いる	1	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護の指定を合わせて 15 受けている/指定を受けよ うとする計画を策定してい ることが分かる資料	0	0	0	(0	定期巡回・随時対応型訪問介護看 護事業所の事業計画書の写し (B 県、C市) 定期巡回型訪問介護看護事業所の 指定申請の受理書の写し (C市、E 市)			定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所の事業計画 書の写し、もしくは、定期 巡回型訪問介護看護事業所 の指定申請の受理書の写し
				様式に明示 されている 項目	(3)指定定期巡回・随時 対応型訪問介護看護の 指定を受けようとする 計画を策定している (実施予定年月日)	1	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護の指定を合わせて 15 受けている/指定を受けよ うとする計画を策定してい ることが分かる資料	0	0	0	(0	定期巡回・随時対応型訪問介護看 護事業所の事業計画書の写し (B 県、C市) 定期巡回型訪問介護看護事業所の 指定申請の受理書の写し (C市、E 市)			定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所の事業計画 書の写し、もしくは、定期 巡回型訪問介護看護事業所 の指定申請の受理書の写し

			国様式	算定要	要件/様式に明示されている項目									添付文書の例]
加算名	別紙1	様式	備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書		添付文書の種類		B 県					様式の有無	備考	標準例 (事務局案)
特定事業所加算	0		備考1:各要件を満たす場合に ついては、それぞれ根拠となる (要件を満たすことがわかる) 書類も提出してください。	留意事項・算定要件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・ 三、一部抜粋)】 イ (1)訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、 当該計画に従い、研修を実施または実施を予定 していること。	1	4	個別の職員に係る研修計画を策定し研修を実施していることが分かる資料	0	0	0	0 0	0) 研修の実施計画 (すべての指定権者)			研修の実施計画
				留意事項・算定要件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・ 三、一部抜粋)】 【イ (2)次に掲げる基準に従い、指定訪問介護 が行われていること。】 (一)訪問介護貴等の技術指導を目的とした会議を 定期的に開催すること。	1		従事者の技術指導を目的とした会議を 定期的に開催していることが分かる資 料	0	0	0	0 0		会議の記録 (A県、B県、E市) 会議の予定表 (C市、D市、E市)			会議の予定表
					【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・ 三、一部抜粋)】 【4 (2)次に掲げる基準に従い、指定訪問介護 が行われていること。】 (二)指定訪問介護の提供にあたっては、サービス 提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護 員等に対し、当該利用者を担当する時限やサービ ス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な 方法により伝達してから開始するとともに、 サービス提供終了後、担当する訪問介護員等か ら適宜報告を受けること。	1	6	サービス提供責任者と訪問介護員等と の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料	0	0	0	0 0		緊急時連絡票(A県、C市) フローチャート図(B県)			フローチャート図
				留意事項・算定要件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・ 三、一部抜粋)】 イ (3)全ての訪問介護員等に対し、健康診断等 を定期的に実施すること。	1	- / /	健康診断を定期的に実施していること が分かる資料	0	0		C		健康診断実施の通知(A県) 健康診断実施結果一覧表(A県、E市)			健康診断実施の通知、も しくは、健康診断実施結 果一覧表
				留意事項・算定要件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・ 三、一部抜粋)】 イ (4)緊急時等における対応方法が利用者に明 示されていること。	1	8	緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料	0	0	0	C		緊急時対応マニュアル (A県) 重要事項説明書 (B県、C市)			重要事項説明書
				留意事項・算定要件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・ 三、一部抜粋)】 イ (5)当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等 の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の 30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者並び	1	10	職員の資格が分かる資料	0	0	0		0	資格証の写し又は修了証の写し(A 県、B県、C市) サ-t* ス提供責任者の経歴書(A県、B 県、F市)	あり (B県、F市)		資格証の写し
					30以上へは「成職工」、 大勢者切り待ち 1 起いた に介護職員基礎研修課程修了者及び 1 級課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。	1	9	職員の勤務実態が分かる資料	0	0	0	0		従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧 表(A県、B県、C市、D市) 組織体制図(A県)	あり (別紙7)		勤務形態一覧表(国様式)
				留意事項・算定要件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・ 三、一部抜粋)】 イ (6)当該指定訪問介護事業所の全てのサービ ス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介 護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務 者研修修了者若しくは介護職員基礎所修課程修 7者若しくは分譲職員基礎所修課程修 7者七しくは、別談理修修了者であること。ただ し、1人を超えるサービス提供責任者を配置す ることとされている事業所においては、常勤の サービス提供責任者を2名以上配置していること。	1	11	職員の経験年数が分かる資料	0	0	0		0	サ-t* ス提供責任者の経歴書(A県、B)県、F市) 実務経験証明書(C市)	あり(B県、F市)		サービス提供責任者の経歴書

加算名 002 特定事業所加算 (|・||・||・|V)

			国様式	算定	要件/様式に明示されている項目								添付文書の例]
加算名	別紙 1	様式	備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書	添付文書の種類	A 県	B 県	C 市	D 市	E II	F 見体例	様式の有無	備考	標準例 (事務局案)
特定事業所加算	0		備考1:各要件を満ちず場合に ついては、それぞれ根拠となる (要件を満たすことがわかる) 書類も提出してください。	留意事項・算定要件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・ 、一部抜粋)】 イ (7)前年度又は算定日が属する月の前3月間 における利用者の総数のうち、要介護状態区分 が要介護4及び要介護5である者、日常生活に 支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認 められることから介護を必要とする認知症であ る者並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行規 則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占 める割合が100分の20以上であること。	1	12 利用者の要介護度等が分かる資料	0	0	0	0	0		あり(A県)		※設定しない
				体制要件	(1)-1 個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し研修を実施 (している又は実施予定)	1	4 個別の職員に係る研修計画を策定し研 修を実施していることが分かる資料	0	0	0	0	0 0	○ 研修の実施計画(すべての指定権者)			研修の実施計画
				体制要件	(1)-2 個別のサービス提供責任者に係る研修計画を策定し研修を実施(している又は実施予定)	1	個別の職員に係る研修計画を策定し研 修を実施していることが分かる資料	0	0	0	0	0 0	○ 研修の実施計画(すべての指定権者)			研修の実施計画
				体制要件	(2) 訪問介護員等の技術指導を目的とした会議 を定期的に開催	1	従事者の技術指導を目的とした会議を 5 定期的に開催していることが分かる資 料	0	0	0	0	0	会議の記録(A県、B県、E市) 会議の予定表(C市、D市、E市)			会議の予定表
				体制要件	(3)サービス提供責任者と訪問介護員等との間の 情報伝達及び報告体制を整備	1	サービス提供責任者と訪問介護員等と 6 の間の情報伝達・報告体制を整備して いることが分かる資料	0	0	0	0	0	緊急時連絡票(A県、C市) フローチャート図(B県)			緊急時連絡票、もしくは フローチャート図
				体制要件	(4)訪問介護員等に対する健康診断の定期的な実 施体制を整備	1	7 健康診断を定期的に実施していること が分かる資料	0	0			0	健康診断実施の通知(A県) 健康診断実施結果一覧表(A県、E市)			緊急時連絡票、もしくは フローチャート図
				体制要件	(5)緊急時等における対応方法を利用者に明示	1	8 緊急時の対応方法を利用者に明示して いることが分かる資料	0	0	0		0	緊急時対応マニュアル(A県) 重要事項説明書(B県、C市)			重要事項説明書
				人材要件	【〔前年度・前三月〕における一月当たりの実 績の平均】 (1)訪問介護員等要件											
				人材要件	【(前年度・前三月)における一月当たりの実績の平均】 介護福祉士の総数(常勤換算):総数に占める割合が30%以上	1	9 職員の勤務実態が分かる資料	0	0	0	0		従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧 表 (A県、B県、C市、D市) 組織体制図 (A県)	あり (別紙7)		勤務形態一覧表(国様式)
				人材要件	【(前年度・前三月)における一月当たりの実 錆の平均】 介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎 研修課程修了者及び1級課程修了者の総数(常 勤換算):総数に占める割合が50%以上	1	10 職員の資格が分かる資料	0	0	0			資格証の写し又は修了証の写し(A 県、B県、C市) サービス提供責任者の経歴書(A県、B 県、F市)	あり (B県、F市)		資格証の写し
						1	9 職員の勤務実態が分かる資料	0	0	0	0		従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧 表 (A県、B県、C市、D市) 組織体制図 (A県)	あり (別紙7)		勤務形態一覧表(国様 式)

			国様式	算定要	要件/様式に明示されている項目								添付文書の例			1
加算名	別紙 1	様式	備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書	添付文書の種類				D E 市 市			様式の有無	備考	標準例(事務局案)
特定事業所加算 (I・II・III)	0		備考1:各要件を満たす場合に ついては、それぞれ根拠となる (要件を満たすことがわかる) 書類も提出してください。	人材要件	(2)サービス提供責任者要件 すべてが3年以上の介護業務の実務経験を有する 介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務 者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修 了者若しくは1級課程修了者である。	1	11 職員の経験年数が分かる資料	0	0	0		0	サービス提供責任者の経歴書(A県、B 県、F市) 実務経験証明書(C市)	あり(B県、F市)		サービス提供責任者の経歴書
				件	【(前年度・前三月)における】 ①利用者の総数のうち、要介護 4 及び要介護 5 である者、認知症日常生活自立度ランク川、IV 又はMである者並がにたんの吸引等が必要な者が占める割合が20%以上	1	12 利用者の要介護度等が分かる資料	0	0	0	0 0)		あり(A県)		※設定しない
				件	【(前年度・前三月)における】 ②利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又 は要介護5である者、認知症日常生活自立度ラ ンクIII、IV又はMである者並びにたんの吸引等 が必要な者が占める割合が60%以上	1	12 利用者の要介護度等が分かる資料	0	0	0	0 0)		あり (A県)		※設定しない
						2	13 事業者の資格が分かる資料				С)	登録喀痰吸引等事業者(登録特定事業者)の登録通知等の写し(E市)			※検討
特定事業所加算IV	0			介護報酬 留意事項・算定要件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・ 三、一部抜粋)】 (1)イの(2)から(4)までに掲げる基準のいずれに も適合すること。											(特定事業所加算 I・ II・IIIと同じ)
					【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・ 三、一部抜粋)】 (2)指定訪問介護事業所の全てのサービス提供責 任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計 画を作成し、当該計画に従い、研修を実施また は実施を予定していること。	1	個別の職員に係る研修計画を策定し研 4 修を実施していることが分かる資料	0	0	0	0 0	0	研修の実施計画(すべての指定権者)			研修の実施計画
					【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準會示・ 三、一部抜粋)】 (3 常勤のサービス提供責任者が2人以下の指定 訪問介護事業所であって、同項の規定により配 置することとされているサービス提供責任者を 完動により配置し、かつ、同項に規定するを 完動により配置し、かつ、同項に規定するを を上回る数の常動のサービス提供責任者を1人 以上配置していること。	1	9 職員の勤務実態が分かる資料			0	0	0	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧 表 (C市、D市、F市)			動務形態一覧表(国様式)
				介護報酬 留意事項・算定要件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・ 三、一部抜粋)】 (4)前年度又は算定日が属する月の前3月間にお ける利用者の総数のうち、要介護状態区分が要 介護3、要介護4又は要介護5であるもの、日 常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは 行動が認められることから介護を必要とする認 知症である者並びに社会福祉士及び介護福祉士 法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とす る者の占める割合が100分の60以上であること。	1	12 利用者の要介護疫等が分かる資料	0	0		0 0			あり(A県)		※設定しない
						2	13 事業者の資格が分かる資料				С)	登録喀痰吸引等事業者(登録特定事業者)の登録通知等の写し(E市)			※検討

		国様式		算定!	要件/様式に明示されている項目								添付文書の例				1
加算名	別紙 1	様式	備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書		添付文書の種類	A 県	B C 県市	D 市	E fi	F 具作	本例	様式の有無	備考	標準例 (事務局案)
特定事業所加算V	0	別紙10-2	備考:各要件を満たす場合に ついては、それぞれ根拠とな る(要件を満たすことがわか る)書類も提出してくださ い。	留意事項・算定要件等	【厚生労働大臣が定める基準 (大臣基準告示・ 二、一部抜粋)】 (1) イ (条特定事業所加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの基準参照 ※) の(1)から(4)までに掲げる基準のいずれにも 適合すること。												
				留意事項・算定要件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・ 三、一部抜粋)】 三 (2)報定訪問介護事業所の訪問介護員等の総数 のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が 100分の30以上であること。	1	11	職員の経験年数が分かる資料	0	0 0)	0	0		あり (B県)		※検討
				留意事項,算定要件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・ 三、一部抜件)】 こ (3)常勤のサービス提供責任者が2人以下の指 定訪問介護事業所であって、同項の規定により配 置することとされているサービス提供責任者を常 勢により配置し、かつ、同項・規定する基準と 回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配 置していること。	1	9	職員の勤務実態が分かる資料	0	0 0	0		従業者の勤務の(態一覧表(A県、市) 租織体制図(A県	B県、C市、D	あり (別紙7)		勤務形態一覧表(国様式)
				留意事項・算定要件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・三、一部抜粋)】 - (4)前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち、要が護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5であるもの、日常生活に支障を来すおそれのある症状者1くは行動が認められることから介護を必要とする認知症である者並びに社会組社上及び介護発祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が100分の60以上であること。												※設定しない
				体制要件	(1)個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し研 修を実施(している又は実施予定)	1		個別の職員に係る研修計画を策定し 研修を実施していることが分かる資 料	0	0 0	0	0	研修の実施計画 市、E市、F市)	(B県、C市、D			研修の実施計画
				体制要件	(2)訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催	1	5	従事者の技術指導を目的とした会議 を定期的に開催していることが分か る資料	0	0 0	0	0	会議の記録 (B男 会議の予定表 (C 市)				会議の予定表
				体制要件	(3)サービス提供責任者と訪問介護員等との間の情報伝達及び報告体制を整備	1	6	サービス提供責任者と訪問介護員等 との間の情報伝達・報告体制を整備 していることが分かる資料	0	0 0	0	0	緊急時連絡票 ((緊急時連絡票、もしくは、 フローチャート図
				体制要件	(4)訪問介護員等に対する健康診断の定期的な実施 体制を整備	1	7	健康診断を定期的に実施しているこ とが分かる資料	0	0		0	健康診断実施の3 健康診断実施結5				健康診断実施の通知、もし くは、健康診断実施結果一 覧表
				体制要件	(5)緊急時等における対応方法を利用者に明示	1	8	緊急時の対応方法を利用者に明示し ていることが分かる資料	0	0 0)	0	重要事項説明書	(B県、C市)			重要事項説明書
				人材要件	勤務年数7年以上の物の総数(常動換算):総数 に占める割合が30%以上	1	11	職員の経験年数が分かる資料	0	0 0		0	0		あり (B県)		※検討
				人材要件	勤務年数7年以上の物の総数(常勤換算): 総数 に占める割合が30%以上	1	9	職員の勤務実態が分かる資料	0	0 0	0		従業者の勤務の付 態一覧表(A県、 市) 組織体制図(A県	B県、C市、D	あり (別紙7)		勤務形態一覧表(国様式)

		国様	式	算	定要件/様式に明示されている項目					;	添付に	文書の	の例				
加算名	別紙 1	様式	備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書		添付文書の種類					F 市	具体例	様式の有無	備考	標準例 (事務局案)
24時間通報対応加算		_			【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・四十九)】 イ 日中においてオペレーションセンターサービスを行うために必要な人員を確保していること	1	9	職員の勤務実態が分かる資料			0	0		勤務形態一覧表(D市、 E市)			勤務形態一覧表(国様式)
				算定要件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・四十九)】 ロ 利用者からの通報を受け、緊急の対応が必要と認められる場合に連携する指定訪問介護事業所に速やかに連絡する体制を確保し、必要に応じて指定訪問介護が実施されること	1	17	利用者からの通報を受け、緊急の 対応が必要と認められる場合に連 携する指定訪問介護事業所に速や かに連絡する体制を確保している ことが分かる資料	Ē		0	0		連携体制をとっている訪問介護事業所との契約書 問介護事業所との契約書 の写し(E市)			※検討
				算定要件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・四十九)】 ハ 利用者の日中における居宅サービスの 利用状況等を把握していること	1											
				算定要件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・四十九)】 ニ 利用者からの通報について、通報日時、通報内容、具体的対応の内容について記録をおこなっていること	1	17	利用者からの通報を受け、緊急の 対応が必要と認められる場合に連 携する指定訪問介護事業所に速や かに連絡する体制を確保している ことが分かる資料	5								※検討

		国様式	<u>.</u>	97	定要件/様式に明示されている項目									添付文書の例			1
加算名	別紙 1	様式	備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書		添付文書の種類		B (県					様式の有無	備考	標準例 (事務局案)
認知症専門ケ ア加算(I)	0	_	-	定要件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・三の二)】 利用者の総数のうち、日常生活自立度III以上の割合が2分の1以上	1	12	利用者の要介護度等が 分かる資料		0	С	0)		あり (E市)		
				定要件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・三の二)】 認知症介護に関する専門的な研修を終了した者※を日常生活自立度 III 以上の対象者が20人未満である場合にあたっては1以上、	1	10	職員の資格が分かる資 料		0 0	0 0	0) C	研修修了証の写し(B県、C市、D 市、E市、F市)			研修修了証の写し
					20人以上である場合はにあたっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置(※認知症介護実践リーダー研修修了者)	1	9	職員の勤務実態が分か る資料	0	0	0 0		С	勤務形態一覧表(A県、B県、C市、D市、F市) 組織体制図(A県)	あり(国様式)		勤務形態一覧表(国様式)
				定要件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・三の二)】 認知症ケアに関することを職員間で留意事 項の伝達または技術的指導の会議を定期的 に実施していること	1	5	従事者の技術指導を目 的とした会議を定期的 に開催していることが 分かる資料		0		0)	会議の記録 (B県) 会議予定表 (E市)			会議予定表
認知症専門ケア加算(II)	0	_	-	定要件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・三の二)】 認知症専門ケア加算 を満たし、認知症介 護指導者修了者を修了した者を1人以上配置	1	10	職員の資格が分かる資 料		0 () C	0) C	研修修了証の写し(B県、C市、D 市、E市、F市)			研修修了証の写し
					すること	1	9	職員の勤務実態が分か る資料	0	0			С	勤務形態一覧表(A県、B県、C市、D市、F市) 組織体制図(A県)	あり(国様式)		勤務形態一覧表(国様式)
				定要件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・三の二)】 介護職員、看護職員ごとに研修計画を作成 し実施すること(認知症介護指導者の研修 修了者を1名配置し、指導を実施)	1	4	職員の研修計画を策定 し研修を実施している ことが分かる資料		0		0) C)研修の実施計画(B県、E市、F市)			研修の実施計画

		国様式	t		算定要件/様式に明示されている項目					添付了	文書の例			
加算名	別紙 1	様式	備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書	添付文書の種類			E I		有無	備考	標準例 (事務局案)
介護職員等特2 処遇改善加算			-	留意事項・算定要件等	【老発 0316 第 4 号 (令和 3 年 3 月16日) 一部抜粋】 3. 計画書の作成 (1) 介護職員処遇改善加算 ① 資金改善計画の記載 処遇改善加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、算定基準第 4 号イ(2)に定める介護職員処遇改善計画書を、次の一から四までに掲げる事項について、別紙様式2 - 1及び別紙様式2 - 2により作成すること。② キャリアバス要件等に係る記載 キャリアバス要件等にのいては、取得する処遇改善加算の区分に応じた事項を介護職員処遇改善計画書に記載すること。									
				留意事項・算定要件等	【老発 0316 第 4 号(令和 3 年 3 月16日)一部抜粋】 4 実績報告書等の作成 (1) 介護職員処遇改善加算 処遇改善加算 の規定に基づき、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々 月の末日までに、都道府県知事等に対して、別紙様式3 - 1 及び3 - 2 の 介護職員処遇改善更新報告書を提出し、2 年間保存することとする。 5 届出内容を証明する資料の保管及び提示 処遇改善加算等を取得しようとする介護サービス事業者等は、計画書の提出に当たり、計画書のチェックリストを確認するとともに、記載内容の根拠となる資料及び以下の書類を適切に保管し、都道府県知事等から求めがあった場合には速やかに提示しなければならない。 カラ働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) 第 89 条に規定する就業規則 ワ労働保険帳類・確定保険料申告書等)									
				様式に明示されて いる項目	【別紙様式2-1】 1 基本情報<共通> 法人名、法人所在地、審頻作成担当者、連絡先									
				様式に明示されて いる項目	【別紙様式2-1】 【2 賃金改善計画について<共通>】 ①算定する加算の区分 ②介護職員処遇改善加算の算定対象月・・・別紙様式2-2 ③介護職員処遇改善加算の見込額 ④賃金改善の見込額・・・別紙様式2-3 ⑤賃金改善実施期間 ⑥賃金改善変息込額 ⑦平均賃金改善額 ⑥賃金改善実施期間									
				様式に明示されて いる項目	【別紙様式2-1】 【2 賃金改善計画について<共通>】 (3) 賃金改善を行う賃金項目及び方法	1	事業所における賃金等に 関する規定が分かる資料	0		0	就業規則(B県、E市) 給与規定(E市)		i	給与規定
				様式に明示されて いる項目	【別紙様式2-1】 3 キャリアバス要件について									
				様式に明示されて いる項目	【別紙様式2-1】 4 職場環境等要件について<共通>									

加算名 007 介護職員等特定処遇改善加算

			国様式		算定要件/様式に明示されている項目				 		_	添付文書の例	1			
加算名	別紙1		備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書	ŝ	添付文書の種類		C C 市 市			具体例	様式の有無	備考	標準例 (事務局案)
介護職員等特定	0	別紙様式2-2	※要件=を満たす(加算) を算定すると具体的に配載している放業規則等について、指定権者からの求めの求めの求めが表現別等について、指定権者には速やかに保管すること。 適切に保管すること。 新生のの求めがあった場合には、 指定権者からの求めがあった場合には、 速やかに提出すること。	件等	【老免 0316 第4号(今和3年3月16日)一部抜粋】 ① 配分対象と配分方法 一 資金改善の対象となるグループ 特定加算による資金改善を行うに当たり、経験・技能のある介護職員を定義した上で、介護サービス 事業所等に従事する全ての職員を以下のグループに割り振ること。 a 経験・技能のある介護職員と認められる者をいう。具体的には、介護福祉士 の資格を有するとともに、所属する法人等における勤齢年数10 年以上の介護職員を基本としつつ、 他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業者の裁量で設定することとす 【老免 0316 第4号(令和3年3月16日)一部抜粋】 b 他の方護職員 経験・技能のある介護職員を除く介護職員をいう。 c その他の職権 介護職員以外の職員 経験・技能のある介護職員を除く介護職員をいう。 c その他の職権 介護職員以外の職員をいう。 事業所における配分方法:実際の配分に当たっては、一a~cそれぞれにおける平均賃金改善額等 について、以下のとおりとすること。この場合、こa~c内での一人ひとりの賃金改善額は、柔軟な 設定が可能であること。 【老免 0316 第4号(令和3年3月16日)一部抜粋】 ② 資金改善計画の記載 特定加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、算定基準第4号の2イ(2)に定める介護職員等											
				件等	特定処遇改善計画書を、次の一から六までに掲げる事項について、別紙様式2 - 1及び別紙様式2 - 3により作成すること。 【老発 0316 第4 号 (令和3年3月16日) 一部抜粋】 特定加算を取得した介護サービス事業者等は、算定基準第4号の二イ(4)の規定に基づき、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、都道府県知事等に対して、別紙様式3 - 1及び3 - 2の介護職員等特定地島改善実績報告書を提出し、2年間保存することとする。 5 届出内容を証明する資料の保管及び提示 処遇改善加資等を取得しようとする介護サービス事業者等は、計画書の提出に当たり、計画書のチェックリストを確認するとともに、記載内容の根拠となる資料及び以下の書類を適切に保管し、都道府県知事等から求めがあった場合には速やかに提示しなければならない。 イ 労働保険に加入していることが確認できる書類(労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等)											
				いる項目 様式に明示されて いる項目	【別紙株式 2 - 1】 1 基本情報 < 共通 > 議入名、法人所在地、書類作成担当者、連絡先 【別紙株式 2 - 1】 【2 質金改善計画について < 共通 > 】 ①算定する加算の区分 ②介護職員処遇改善加算の算定対象月・・・別紙様式 2 - 2 ③介護職者処遇改善加算の見込額 ④質金改善の見込額・・別紙様式 2 - 3 ⑤資金改善を見込額・・別紙様式 2 - 3 ⑤資金改善の見込額 ②河半均質会改善額 ⑥資金改善額											
				いる項目 様式に明示されて いる項目	【別無様式2-1】 【2 資金改善計画について<共通>】 (3) 資金改善を行う資金項目及び方法 【別無様式2-1】 4 職場環境等要件について 【別無様式2-1】 5 見える化要件について	1	24	事業所における賃 金等に関する規定 が分かる資料	0		0	就業規則給与規定	(B県、E市) (E市)			給与規定

ĺ		Ξ	1様式	3	定定要件/様式に明示されている項目								添付文書の例			1
加算名	別紙 1	様式	備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書		添付文書の種類				E 市;		様式の有無	備考	標準例(事務局案)
サービス提供体制強化 加算(I) 訪問入浴	0	別紙12	備考1:要件を満たすこと が分かる根拠書類を準備 し、指定権者からの求めが あった場合には、速やかに 提出すること。	留意事項·算定要 件等	【訪問入浴】厚生労働水臣が定める基準(大臣基準 告示・五、一部抜粋) イ (1)全での訪問入浴介護従業者に対し、訪問入浴 介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従 い、研修を実施または実施を予定していること。	1	4	職員の研修計画を策定し研修を実施 していることが分かる資料		0 0		0	研修の実施計画(B県、C市、E 市)			研修の実施計画
				留意事項・算定要 件等	【訪問入浴】厚生労働大臣が定める基準(大臣基準 告示・五、一部抜粋) イ (2)訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした 会議を定期的に開催すること。	1	5	従事者の技術指導を目的とした会議 を定期的に開催していることが分か る資料		0 0)	0	会議の記録(B県、E市) 会議の予定表(C市、E市)			会議の予定表
				留意事項・算定要 件等	【訪問入浴】厚生労働大臣が定める基準 (大臣基準 告示・五、一部抜粋) イ (3)全ての訪問入浴介護従業者に対し、健康診断 等を定期的に実施すること。	1	7	健康診断を定期的に実施していることが分かる資料		0		0	健康診断実施名簿(E市)			※検討
				留意事項・算定要 件等	【訪問入浴】厚生労働大臣が定める基準 (大臣基準 告示・五、一部抜粋) 【イ (4)次のいずれかに適合すること】 (一)事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占	1	9	職員の勤務実態が分かる資料	0	0 0)	0	勤務形態一覧表(A県、C市、E 市) 組織体制図(A県)			勤務形態一覧表(国様 式)
					める割合が100分の60以上であること。	1	11	職員の経験年数が分かる資料		0 0		0	実務経験証明書 (C市) 勤続年数証明書 (E市)	あり (B市)		勤続年数証明書
						1	19	職員の資格が分かる資料		0 0		0	資格証の写し又は修了証の写し (B県、C市、E市)			資格証の写し又は修了証 の写し
				留意事項・算定要 件等	【訪問入浴】厚生労働大臣が定める基準(大臣基準 告示・五、一部抜粋) 【イ (4)次のいずれかに適合すること】 (二)事業所の/護職員の総数のうち、勤続年数10年 以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であ ること。	1	11	職員の経験年数が分かる資料		0 0		0 (実務経験証明書 (C市) 動総年数証明書 (E市)	あり (B市)		勤続年数証明書
				様式に明示されて いる項目	【訪問入浴】【研修等に関する状況】 ①研修計画を作成し研修を実施または実施を予定	1	4	職員の研修計画を策定し研修を実施 していることが分かる資料		0 0)	0	研修の実施計画(B県、C市、E 市)			研修の実施計画
				様式に明示されて いる項目	【訪問入浴】【研修等に関する状況】 ②利用者に関する情報等の伝達又は技術指導を目的 とした会議を定期的に開催	1	5	従事者の技術指導を目的とした会議 を定期的に開催していることが分か る資料		0 0)	0	会議の記録 (B県、E市) 会議の予定表 (C市、E市)			会議の予定表
				様式に明示されて いる項目	【訪問入浴】【研修等に関する状況】 ③健康診断等を提規定に実施	1	7	健康診断を定期的に実施しているこ とが分かる資料		0		0	健康診断実施名簿(E市)			※検討
				様式に明示されて いる項目	【訪問入浴】【介護職員等の状況】 介護職員の総数のうち、介護福祉士の総数(常動換 算)60%以上、または動態年数10年以上の介護福祉 士の総数(常動換算)25%以上	1	9	職員の勤務実態が分かる資料	0	0 0)	0	動務形態一覧表(A県、C市、E 市) 組織体制図(A県)			勤務形態一覧表(国様 式)
						1	11	職員の経験年数が分かる資料		0 0)	0	実務経験証明書 (C市) 勤続年数証明書 (E市)	あり (B市)		勤続年数証明書
						1	19	職員の資格が分かる資料		0 0)	0	資格証の写し又は修了証の写し (B県、C市、E市)			資格証の写し又は修了証 の写し

		Ξ	様式	3	定定要件/様式に明示されている項目								添付文書の例			1
加算名	別紙 1	様式	備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書		添付文書の種類	A E 県				F 具体例	様式の有無	備考	標準例 (事務局案)
サービス提供体制強化 加算(I) 訪問リハビリテーショ ン	0	別紙12	備考1:要件を満たすこと が分かる根拠書類を準備 し、指定権者からの求めが あった場合には、速やかに 提出すること。	留意事項·算定要 件等	【訪問リハビリテーション】厚生労働大臣が定める 基準(大臣基準告示・十四、一部抜粋) イ 指定訪問リハビリテーションを利用者に直接手 協する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のう ち、動続年数7年以上の者がいること。	1	11	、職員の経験年数が分かる資料		0		0	実務経験証明書 (C市) 勤続年数証明書 (E市)	あり (B市)		勤続年数証明書
				様式に明示されて いる項目	【訪問リハビリテーション】【勤続年数の状況】 PT、OT、STの総数のうち勤続年数7年以上の者 (常動換算)が1名以上	1	11	職員の経験年数が分かる資料	(0		0	実務経験証明書 (C市) 勤続年数証明書 (E市)	あり (B市)		勤続年数証明書
サービス提供体制強化 加算(I) 訪問看護	0	別紙12	備考1:要件を満たすこと が分かる根拠書類を準備 し、指定権者からの求めが あった場合には、速やかに 提出すること。	留意事項・算定要 件等	【訪問看護】厚生労働大臣が定める基準(大臣基準 告示・十、一部抜粋) イ (1)全での看護師等に対し、看護師等ごとに研修 計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施または 実施を予定していること。	1	4	職員の研修計画を策定し研修を実施 していることが分かる資料	(0	1	0	研修の実施計画 (B県、C市、市)	E		研修の実施計画
				留意事項・算定要 件等	【訪問看護】厚生労働大臣が定める基準(大臣基準 告示・十、一部抜粋) イ (2看護師の技術指導を目的とした会議を定期的 に開催すること。	1	5	従事者の技術指導を目的とした会議 を定期的に開催していることが分か る資料	(0	ı	0	会議の記録(B県、E市) 会議の予定表(C市、E市)			会議の予定表
				留意事項・算定要 件等	【訪問看護】厚生労働大臣が定める基準(大臣基準 告示・十、一部抜粋) イ (3)全ての看護師に対し、健康診断等を定期的に 実施すること。	1	7	健康診断を定期的に実施していることが分かる資料	()		0	健康診断実施名簿(E市)			※検討
				留意事項・算定要 件等	【訪問看護】厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・十、一部抜粋) イ (4)事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数7	1	11	職員の経験年数が分かる資料	(0		0	実務経験証明書 (C市) 勤続年数証明書 (E市)	あり (B市)		勤続年数証明書
					年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。	1	19	職員の資格が分かる資料	(0	,	0	資格証の写し又は修了証の写 (B県、C市、E市)	L		資格証の写し又は修了証 の写し
						1	9	戦員の勤務実態が分かる資料	0 0	0	,	0	勤務形態一覧表(A県、C市、 ○ 市) 組織体制図(A県)	Е		勤務形態一覧表(国様式)
				様式に明示されて いる項目	【訪問看護】【研修等に関する状況】 ①研修計画を作成し研修を実施または実施を予定	1	4	職員の研修計画を策定し研修を実施 していることが分かる資料	(0		0	研修の実施計画(B県、C市、 市)	E		研修の実施計画
				様式に明示されて いる項目	【訪問看護】【研修等に関する状況】 ②利用者に関する情報等の伝達又は技術指導を目的 とした会議を定期的に開催	1	5	従事者の技術指導を目的とした会議 を定期的に開催していることが分か る資料	(0		0	会議の記録(B県、E市) 会議の予定表(C市、E市)			会議の予定表
				様式に明示されて いる項目	【訪問看護】【研修等に関する状況】 ③健康診断等を提規定に実施	1	7	健康診断を定期的に実施しているこ とが分かる資料	(0	健康診断実施名簿(E市)			※検討
				様式に明示されて いる項目	【訪問看護】【動続年数の状況】 看護師の総数のうち動続年数7年以上の者(常動換 算)30%以上	1	11	職員の経験年数が分かる資料	(0		0	実務経験証明書 (C市) 勤続年数証明書 (E市)	あり (B市)		勤続年数証明書
						1	19	職員の資格が分かる資料	(0	,	0	資格証の写し又は修了証の写 (B県、C市、E市)			資格証の写し又は修了証 の写し
						1	9	職員の勤務実態が分かる資料	0	0		0	勤務形態一覧表(A県、C市、 ○ 市) 組織体制図(A県)	E		勤務形態一覧表(国様 式)

		压	様式	3	定要件/様式に明示されている項目								添付文書の例			1
加算名	別紙 1	様式	備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書		添付文書の種類	A 県!	B (県で	C D 市 市	E 市	F 市 具体例	様式の有無	備考	標準例 (事務局案)
サービス提供体制強化 加算 (II) 訪問入浴	0	別紙12	備考1:要件を満たすこと が分かる根拠書類を準備 し、指定権者からの求めが あった場合には、速やかに 提出すること。	件等	【訪問入浴】【訪問看護】厚生労働大臣が定める基準 (大臣基準告示・五、一部抜粋) ロ (1) イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。											
				留意事項・算定要 件等	【訪問入浴】厚生労働大臣が定める基準 (大臣基準 告示・五、一部抜粋) ロ (2) 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉 士の占める割合が100分の40以上または介護福祉士、	1	10	職員の資格が分かる資料	(0	0	0	資格証の写し又は修了証の写し (B県、C市、E市)			資格証の写し又は修了証 の写し
					実務者研修修了者及び介護職員基礎研修過程修了者 の占める割合が100分の60以上であること。	1	9	職員の勤務実態が分かる資料	0	0	0	0	勤務形態一覧表(A県、C市、E 市) 組織体制図(A県)	あり(国様式) あり(B県)		勤務形態一覧表(国様 式)
				様式に明示されて いる項目	【訪問入浴】【研修等に関する状況】 ①研修計画を作成し研修を実施または実施を予定	1	4	職員の研修計画を策定し研修を実施 していることが分かる資料	(0 0	0	0	研修の実施計画(B県、C市、E 市)			研修の実施計画
				様式に明示されて いる項目	【訪問入浴】【研修等に関する状況】 ②利用者に関する情報等の伝達又は技術指導を目的 とした会議を定期的に開催	1	5	従事者の技術指導を目的とした会議 を定期的に開催していることが分か る資料	(0 0	0	0	会議の記録(B県、E市) 会議の予定表(C市、E市)			会議の予定表
				様式に明示されて いる項目	【訪問入浴】【研修等に関する状況】 ③健康診断等を提規定に実施	1	7	健康診断を定期的に実施しているこ とが分かる資料	(0		0	健康診断実施名簿(E市)			※検討
				様式に明示されて いる項目	【訪問入浴】【介護職員等の状況】 介護職員の総数のうち、介護福祉士の総数(常動換 算)40%以上、または介護福祉士、実務者研修修了 者等の総数(常動換算)60%以上	1	9	職員の勤務実態が分かる資料	0	0)	0	勤務形態一覧表(A県、C市、E 市) 組織体制図(A県)	あり (国様式) あり (B県)		勤務形態一覧表(国様式)
						1	10	職員の資格が分かる資料	(0	0	0	資格証の写し又は修了証の写し (B県、C市、E市)			資格証の写し又は修了証 の写し
サービス提供体制強化 加算(II) 訪問リハビリテーショ ン	0	別紙12	備考1:要件を満たすこと が分かる根拠書類を準備 し、指定権者からの求めが あった場合には、速やかに 提出すること。	留意事項·算定要 件等	【訪問リハビリテーション】厚生労働大臣が定める 基準(大臣基準合示・五、一部抜粋) ロ 指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提 供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のう ち、勤続年数3年以上の者がいること。	1	11	職員の経験年数が分かる資料		0	0	0	実務経験証明書(C市) 動続年数証明書(E市)	あり (B市)		勒続年数証明書
				様式に明示されて いる項目	【訪問リハビリテーション】【動続年数の状況】 PT、OT、STの総数のうち勤続年数3年以上の者 (常勤換算)が1名以上	1	11	職員の経験年数が分かる資料	(0 0	0	0	実務経験証明書 (C市) 勤続年数証明書 (E市)	あり (B市)		勤続年数証明書
						1	9	職員の勤務実態が分かる資料	0	0 0	0	0	勤務形態一覧表(A県、C市、E 市) 組織体制図(A県)	あり (国様式) あり (B県)		勤務形態一覧表(国様 式)
						1	10	職員の資格が分かる資料	(0 0)	0	資格証の写し又は修了証の写し (B県、C市、E市)			資格証の写し又は修了証 の写し

加算名 008 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

		Ξ	様式	9	定要件/様式に明示されている項目								添	付文書の例			
加算名	別紙 1	様式	備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書		添付文書の種類			C D 市 市			具体例	様式の有無	備考	標準例 (事務局案)
サービス提供体制強化 加算 (II) 訪問看護	0	別紙12	が分かる根拠書類を準備 し、指定権者からの求めが	件等	【訪問看護】厚生労働大臣が定める基準(大臣基準 告示・十、一部抜粋) ロ (4)事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数3	1	11	職員の経験年数が分かる資料		0	0	0		実務経験証明書 (C市) 勤続年数証明書 (E市)	あり (B市)		動続年数証明書
			あった場合には、速やかに 提出すること。		年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。	1	9	職員の勤務実態が分かる資料	0	0	0	0	0	勤務形態一覧表(A県、C市、E市) 組織体制図(A県)	あり (国様式) あり (B県)		勤務形態一覧表(国様式)
						1	10	職員の資格が分かる資料		0	0	0	0	資格証の写し又は修了証の写し (B県、C市、E市)			資格証の写し又は修了証 の写し
				様式に明示されて いる項目	【訪問看護】【研修等に関する状況】 ③研修計画を作成し研修を実施または実施を予定	1	4	職員の研修計画を策定し研修を実施 していることが分かる資料		0	0	0		研修の実施計画(B県、C市、E 市)			研修の実施計画
				いる項目	【訪問看護】【研修等に関する状況】 ②利用者に関する情報等の伝達又は技術指導を目的 とした会議を定期的に開催	1	5	従事者の技術指導を目的とした会議 を定期的に開催していることが分か る資料		0	0	0		会議の記録(B県、E市) 会議の予定表(C市、E市)			会議の予定表
				いる項目	【訪問看護】【研修等に関する状況】 ③健康診断等を提規定に実施	1	7	健康診断を定期的に実施しているこ とが分かる資料		0		0		健康診断実施名簿(E市)			※検討
				いる項目	【訪問看護】【勤続年数の状況】 看護師の総数のうち勤続年数3年以上の者(常動換 算)30%以上	1	11	職員の経験年数が分かる資料		0	0	0		実務経験証明書(C市) 勤続年数証明書(E市)	あり (B市)		動続年数証明書
						1	9	職員の勤務実態が分かる資料	0	0	0	0	0	勤務形態一覧表(A県、C市、E市) 組織体制図(A県)	あり (国様式) あり (B県)		勤務形態一覧表(国様 式)
						1	10	職員の資格が分かる資料		0	0	0	0	資格証の写し又は修了証の写し (B県、C市、E市)			資格証の写し又は修了証 の写し

			国様式	3	章定要件/様式に明示されている項目						添付	文書の例			7
加算名	別紙1	様式	備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書	添付文書の種類	A 県		C 市	E II 市 市	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	様式の有無	備考	標準例 (事務局案)
サービス提供体制強化 加算 (III) 訪問入浴	0	別紙12	備考1:要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。	件等	【訪問入浴】厚生労働大臣が定める基準(大臣基準 告示・五、一部抜粋) ハ (1)イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも 適合すること。										
				留意事項・算定要 件等	【訪問入浴】厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・五、一部抜粋) 【ハ(2)次のいずれかに適合すること。】	1	10 職員の資格が分かる資料		0	0	0	資格証の写し又は修了証の写し (B県、C市、E市)			資格証の写し又は修了証 の写し
					(一)事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上または介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修過程修了者の占める割合が100分の50以上であること。	1	9 職員の勤務実態が分かる資料	0	0	0	0 0	勤務形態一覧表(A県、C市、E 市) 組織体制図(A県)	あり (国様式) あり (B県)		勤務形態一覧表(国様式)
				留意事項・算定要 件等	【訪問入浴】厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・五、一部抜粋) 【ハ(2)次のいずれかに適合すること。】	1	11 職員の経験年数が分かる資料		0	0	0	実務経験証明書 (C市) 勤続年数証明書 (E市)	あり (B市)		勤続年数証明書
					(二)事業所の訪問入浴介護授業者の総数のうち、勤続 年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であ	1	10 職員の資格が分かる資料		0	0	0	資格証の写し又は修了証の写し (B県、C市、E市)			資格証の写し又は修了証 の写し
					ること。	1	9 職員の勤務実態が分かる資料	0	0	0	0	勤務形態一覧表(A県、C市、E 市) 組織体制図(A県)	あり (国様式) あり (B県)		勤務形態一覧表(国様 式)
				様式に明示されて いる項目	【訪問入浴】【研修等に関する状況】 ①研修計画を作成し研修を実施または実施を予定	1	4 職員の研修計画を策定し研修を実施 していることが分かる資料		0	0	0	研修の実施計画(B県、C市、E 市)			研修の実施計画
				様式に明示されて いる項目	【訪問入浴】【研修等に関する状況】 ②利用者に関する情報等の伝達又は技術指導を目的 とした会議を定期的に開催	1	従事者の技術指導を目的とした会議 5 を定期的に開催していることが分か る資料		0	0	0	会議の記録(B県、E市) 会議の予定表(C市、E市)			会議の予定表
				様式に明示されて いる項目	【訪問入浴】【研修等に関する状況】 ③健康診断等を提規定に実施	1	7 健康診断を定期的に実施していることが分かる資料		0		0	健康診断実施名簿(E市)			※検討
				様式に明示されて いる項目	【訪問入浴】【介護職員等の状況】 介護職員の総数のうち、介護福祉士の総数(常動換 算)30%以上、または介護福祉士、実務者研修修了	1	9 職員の勤務実態が分かる資料	0	0	0	0	勤務形態一覧表(A県、C市、E 市) 組織体制図(A県)	あり (国様式) あり (B県)		勤務形態一覧表(国様 式)
					者等の総数(常動換算)50%以上	1	10 職員の資格が分かる資料		0	0	0	資格証の写し又は修了証の写し (B県、C市、E市)			資格証の写し又は修了証 の写し
				様式に明示されて いる項目	【訪問入浴】【介護職員等の状況】 動続年数の状況:従業者の総数のうち、動続年数7 年以上の者の総数(常動換算)30%以上	1	9 職員の勤務実態が分かる資料	0	0	0	0	勤務形態一覧表(A県、C市、E 市) 組織体制図(A県)	あり (国様式) あり (B県)		勤務形態一覧表(国様 式)
						1	11 職員の経験年数が分かる資料		0	0	0	実務経験証明書 (C市) 勤続年数証明書 (E市)	あり (B市)		勤続年数証明書
サービス提供体制強化 加算 (III) 訪問看護	0	別紙12	備考1:要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速や	様式に明示されて いる項目	【訪問看護】【研修等に関する状況】 ①研修計画を作成し研修を実施または実施を予定	1	4 職員の研修計画を策定し研修を実施 していることが分かる資料		0	0	0	研修の実施計画(B県、C市、E 市)			研修の実施計画
			かに提出すること。	様式に明示されて いる項目	【訪問看護】【研修等に関する状況】 ②利用者に関する情報等の伝達又は技術指導を目的 とした会議を定期的に開催	1	従事者の技術指導を目的とした会議 5 を定期的に開催していることが分か る資料		0	0	0	会議の記録(B県、E市) 会議の予定表(C市、E市)			会議の予定表
				様式に明示されて いる項目	【訪問看護】【研修等に関する状況】 ③健康診断等を提規定に実施	1	7 健康診断を定期的に実施していることが分かる資料		0		0	健康診断実施名簿(E市)			※検討
サービス提供体制強化加算(III) 定期巡回	0	別紙12	備考1:要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。	様式に明示されて いる項目	【定期巡回】【常勤職員の状況】 従業者の総数のうち常勤の者の総数(常勤換算) 60%以上	1	9 職員の勤務実態が分かる資料	0	0	0	0 0	勤務形態一覧表(A県、C市、E 市) 組織体制図(A県)	あり (国様式) あり (B県)		勤務形態一覧表(国様式)

加算名 009 緊急時訪問看護加算

]		国様式	i.	算定明	要件/様式に明示されている項目								添付文書の例			
加算名	別紙 1	様式	備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書	添付文書の種類		B 県				具体例	様式の有無	備考	標準例 (事務局案)
緊急時訪問看護加算	0		ー 備考:緊急時の(介護 予防)訪問看護、特別 管理、ターミナルケア のそれぞれについて、 体制を敷いている場合 について提出してくだ さい	項・算定要件等 介護報酬 留意事 項・算定要件等 様式に明示されて	【老企第36号 第2の4(16) 一部抜粋】 ①緊急時訪問看護加算については、利用者 又はその家族等から電話等により看護に関 する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、当該事業所 の看護師等が訪問看護を受けようとする者 において、当該事業所 の看護師等が訪問者護を受けようとする者 において、当該所書のである場合には当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得た場合に算定する。 【老企第36号 第2の4(16) 一部抜粋】 ④緊急時訪問看護加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。 【1、緊急時(介護予防)訪問看護加算に係る届出内容】 ①連絡相談を担当する職員(保健師、看護師) ②連絡方法 ③連絡先電話番号											
						2 10	職員の資格が分かる資料				С	0	資格証の写し(E市、F市)		原本証明が必要(F 市)	_
						2 9	職員の勤務実態が分かる 資料	0		0	С	0	勤務形態一覧表(A県、C市、 E市、F市) 組織体制図(A県)	あり(国様式)		-

加算名 010 特別管理加算

		(E)		管定:	要件/様式に明示されている項目	1								系付文書の例			,
加算名	別紙 1	様式	備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書		添付文書の種類	A 県	B 県	C L市	D E 市 市	F	具体例	様式の有無	備考	標準例 (事務局案)
特別管理加算	別紙8		備考:緊急時の(介護予防) 訪問着護、特別管理、ターミ ナルケアのそんぞれについ て、体制を敷いている場合に ついて提出してください	留意事項·算定要件等 留意事項·算定要件等	【老企第36号 第2の4(17) 一部抜粋】 ③特別陸型加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り資定できる。なお、2か所以上の事業所から訪問看護を利用する場合については、その分配は事業所相互の合議に委ねられる。 【老企第36号 第2の4(17) 一部抜粋】 態の観察・アセスメント・評価を行い、掲載の発生プイ及び実施したケアについて訪問看護部録所に記録すること。 【老企第36号 第2の4(17) 一部抜粋】 態が間の際、症状が重賞であった場合には、速やかに医師による診療を受けることができるよう必要な支援を行うこととする。												
					【2.特別管理加算に係る体制の届出内容】 ①24時間常時連絡できる体制を整備している	1	10	24時間対応できる体制にあることが分かる資料				0					※検討(ターミナルケア加算 参考) 勤務形態一覧表(国様式)に 24時間連絡がとれる職員の時 間数を○で囲む
				目	【2. 特別管理加算に係る体制の届出内容】 ②当該加算に対応可能な職員体制・勤務体制を整備 している	1	9	職員の勤務実態が分かる資料	0		0	0		勤務形態一覧表(A県、C市、E 市) 組織体制図(A県)	あり(国様式)		動務形態一覧表(国様式)
				目	【2.特別管理加算に係る体制の届出内容】 ③病状の変化、医療器具に係る取扱い等において医 療機関等との密接な連携体制を整備している												
						2	10	職員の資格が分かる資料				0		資格証の写し(E市)			_

			国様式		然 空而#	‡/様式に明示されている項目							添付文書の例			
			国体式		昇止安1	F/体孔に対かされている項目	対象						がリス言ッグ			
加算名		別紙 1	様式	備考欄の記載	分類	内容	1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書				C U市		具体例	様式の有無	備考	標準例 (事務局案)
ターミナルケア	加算 別紙	₹8		備考:緊急時の(介護 予防)訪問看護、特別 管理、ターミナルケア のそれぞれについて、 体制を敷いている場合		【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・八、一部抜粋)】 イ ターミナルケアを受ける利用者について24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、指定訪問看護を行うことができる体制を整備していること。	1	9	職員の勤務実態が分かる資 料	0	0	C	勤務形態一覧表(A県、C市、 E市、F市) 組織体制図(A県)	あり(国様式)		※検討 勤務形態一覧表(国様 式)に24時間連絡がと れる職員の時間数を〇 で囲む
				について提出してください		【厚生労働大臣が定める基準 (大臣基準告示・八、一部抜粋)】 ・主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること。										
						【厚生労働大臣が定める基準 (大臣基準告示・八、一部抜粋)】 ハ ターミナルケアの提供について利用者 の身体状況の変化等必要な事項が適切に記 録されていること。										
					項目	【2. 特別管理加算に係る体制の届出内容】 ②24時間常時連絡できる体制を整備している										※検討 勤務形態一覧表(国様 式)に24時間連絡がと れる職員の時間数を〇 で囲む
					項目	【2. 特別管理加算に係る体制の届出内容】 容】 ②ターミナルケアの提供過程における利用 者の心身状況の変化及びこれに対する看護 の内容等必要な事項が適切に記録される体 制を整備している										
							2	10	職員の資格が分かる資料			C	資格証の写し(E市)			

		国様	式		算定要件/様式に明示されている項目								活	(付文書の例]
加算名	別紙 1	様式	備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書		添付文書の種類			C D 市 市		F	日 任 /回	様式の有無	備考	標準例 (事務局案)
看護体制強化加算(1)	0	別紙8-2	備考: 看護体制強化加 算に係る体制を敷いて いる場合について提出 してください		【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・九、一部 抜粋)】 【イ (1)指定訪問看護ステーションである指定訪問看護 事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合す ること。】 (一)算定日が属する月の前6月間において、指定訪問看 護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護 加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上で あること。		23	利用者の加算の算定状況が分か る資料				0					
				留意事項・算定要件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・九、一部 抜粋 】 【イ (1)指定訪問看護ステーションである指定訪問看護 事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合す ること。】 (二)算定日が属する月の前6月間において、指定訪問看 護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を 算定した利用者の占める割合が100分の20以上であるこ と。	1	23	利用者の加算の算定状況が分かる資料				0					
				留意事項·算定要 件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・九、一部 抜粋)】 【イ (1)指定訪問看護ステーションである指定訪問看護 事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合す ること。】 (三)算定日が属する月の前12月間において、指定訪問看 護事業所における利用者の総数のうち、ターミナルケア 加算を算定した利用者が5名以上であること。		23	利用者の加算の算定状況が分か る資料				0					
				留意事項·算定要 件等 留意事項·算定要	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・九、一部 抜粋) 【イ (1)指定訪問看護ステーションである指定訪問看護 事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合す ること。】 (四)当該事業所において指定訪問看護の提供にあたる従 業者の総数のうち、同項第一号イに規定する看護職員の 占める割合が100分の60以上であること。ただし、同項 に規定する指定訪問看護事業者が、指定介護予防訪問看 護事業所の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業 業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所にお いて一体的に運営されている場合における。当該割合の 算定にあっては、指定訪問看護を提供する従業者と指定 介護予防訪問看護を提供する従業者と指定 介護予防訪問看護を提供する従業者と指定 「厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・九、一部	1	9	職員の勤務実態が分かる資料	0	0		0		勤務形態一覧表(A県、B県) 組織体制図(A県)	あり(国様式)		勤務形態一覧表(国様式)
				省息事項・算定要 件等	【学生労働大臣が定める基準 (大臣基準古示・九、一部 抜粋)】 (2)指定訪問看護ステーション以外である指定訪問看護事 業所にあっては、(1)(一)から(三)までに掲げる基準のい ずれにも適合すること。												

加算名 012 看護体制強化加算

[国様:	式		算定要件/様式に明示されている項目								添	付文書の例			1
加算名	別紙 1	様式	備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書		添付文書の種類			C I 市 i			具体例	様式の有無	備考	標準例 (事務局案)
看護体制強化加算(Ⅰ)	0	別紙8-2	備考:看護体制強化加 算に係る体制を敷いて いる場合について提出 してください	様式に明示されて いる項目	(訪問看護事業所) 緊急時訪問看護加算の算定:前6か 月間の実利用者数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数が50%以上	1	23	利用者の加算の算定状況が分か る資料				0					
			5 (\	様式に明示されて いる項目	(訪問看護事業所)特別管理加算の算定状況:前6か月間の実利用者数のうち、特別管理加算(I)(II)を算定した実利用者数が20%以上	1	23	利用者の加算の算定状況が分か る資料				0					
				様式に明示されて いる項目	(訪問看護事業所) ターミナルケア加算の算定状況:前 12か月間のターミナルケア加算の算定人数、1人以上/ 5人以上	1	23	利用者の加算の算定状況が分か る資料				0					
				様式に明示されて いる項目	(訪問看護事業所) 看護職員の割合:指定訪問看護を提供する従業員数のうち、看護職員の人数(常動換算)が60%以上	1	9	職員の勤務実態が分かる資料	0	0		0		勤務形態一覧表(A県、B県) 組織体制図(A県)	あり(国様式)		勤務形態一覧表(国様 式)
				様式に明示されて いる項目	(介護予防訪問看護事業所)緊急時介護予防訪問看護加算の算定:前6か月間の実利用者数のうち、緊急時介護 予防訪問看護加算を算定した実利用者数が50%以上	1	23	利用者の加算の算定状況が分か る資料				0)				
				様式に明示されて いる項目	(介護予防訪問看護事業所) 特別管理加算の算定状況: 前6か月間の実利用者数のうち、特別管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)を 算定した実利用者数が20%以上	1	23	利用者の加算の算定状況が分か る資料				0)				
				様式に明示されて いる項目	(介護予防訪問看護事業所) 看護職員の割合:指定訪問 看護を提供する従業員数のうち、看護職員の人数(常動 換算) が60%以上	1	9	職員の勤務実態が分かる資料	0	0		0)	勤務形態一覧表(A県、B県) 組織体制図(A県)	あり(国様式)		動務形態一覧表(国様式)
看護体制強化加算(Ⅱ)	0		備考:看護体制強化加 算に係る体制を敷いて いる場合について提出 してください		【原生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・九、一部 抜粋) 【ロ (1)指定訪問看護ステーションである指定訪問看護 事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合す ること。】 (一)イ(1)(一)、(二)及び(四)に掲げる基準のいずれにも 適合すること。	1	23	利用者の加算の算定状況が分かる資料				0)				
					【原生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・九、一部 抜粋)】 【ロ(1)指定訪問看護ステーションである指定訪問看護 事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合す ること。】 (二)算定日が俗する月の前12月間において、指定訪問看 護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者 が1名以上であること。	1	23	利用者の加算の算定状況が分かる資料				0)				
					【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・九、一部 抜粋)】 ロ (2)指定訪問看護ステーション以外である指定訪問看 護事業所にあっては、イ(1)8イチ)及び(二)並びにロ (1)(二)に掲げる基準のいずれにも適合すること。												

加算名 013 LIFEへの登録

		国様式		算定要係	牛/様式に明示されている項目						添付	文書の例			
加算名	別紙 1	様式	備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書		添付文書の種類	B C 県市			旦体例	様式の有無	備考	標準例 (事務局案)
LIFEへの登録	0	_	-	_	_	2	14	事業所の提供するサービスの 種類及び内容が分かる資料			0	運営規程(F市)			
				-	_	2	25	LIFEに登録していることが分 かる資料	0	С)	ログイン時画面のスクリーン ショット (B県)		事業所の事業所番号 が確認できることが 必要(B県)	※検討

5.2.2 通所系サービス

加算名 020 職員の欠員による減算の状況

		国様式		í	算定要件/様式に明示されている項目								添	付文書の例			
加算名	別紙 1	様式	備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書	添付						E F 市 市		様式の有無	備考	標準例 (事務局案)
職員の欠員による減算の状況	0	_			【(老企第36号第2の7(23)、一部抜粋)】 ①当該事業所の看護職員及び介護職員の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っている、いわゆる人員基準欠如に対し、介護給付費の減額を行うこととし、通所介護費等の算定方法において、人員基準欠如の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、これは、適正なサービス提供を確保するための規定であり、人員基準欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。	1	18	職員の勤務実態 が分かる資料	0	0	0	0	0 0	勤務形態一覧表(全て の指定権者) 組織体制図(A県)	あり(国様式)		勤務形態一覧表(国 様式)
					【(老企第36号第2の7(23)、一部抜粋)】 ③都道府県知事は、著しい人員基準欠如が継続 する場合には、職員の増員、利用定員等の見直 し、事業の休止等を指導すること。当該指導に 従わない場合には、特別な事業がある場合をの ぞき、指定の取消しを検討するものとする。	1	1 18 1	職員の勤務実態 が分かる資料	0	0	0	0	0 0	勤務形態一覧表(全て の指定権者) 組織体制図(A県)	あり(国様式)		勤務形態一覧表(国 様式)

加算名 021 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の 減少が一定以上生じている場合の対応

		国様式			算定要件/様式に明示されている項目							添作	対文書の例			
加算名	別紙1	様式	備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書	添	付文書の種類			D E 市		具体例	様式の有無	備考	標準例 (事務局案)
感染症又は災害の勇 を理由とする利用者 の減少が一定以上生 ている場合の対応	数	-	-		【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(通所介護・注3、一部抜粋)】 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該付きの利用者数の実績が当該付きの前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、都道府県知事に出出た指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加算することができる。	1	6	事業所の規模 が分かる資料		0	0	0		あり(国様式)		利用人員数計算シート(国様式)

通所

		国様	式	算定	要件/様式に明示されている項目								Ì	た付え かんしゅう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	て書の例			
加算名	別紙 1	様式	備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書		添付文書の種類	A 県					F市	具体例	様式の有無	備考	標準例 (事務局案)
時間延長サービス体制	0	_	-		【8 時間以上9 時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行った場合の加算の取り扱い(老企第36号第2の7(3)、一部抜粋)】 延長加算は、実際に利用者に対して延長サービスを行ったが可能な体制にあり、かつ、実際に延長サービスを行った場合に	1	4	事業所の提供する サービスの種類及び 内容が分かる資料				0		0	運営規定(D市、F 市)			運営規定
					算定されるものであるが、当該事業所の実情に応じて、適当の従業者を置いている必要があり、当該事業所の利用者が、当該事業所を利用した後に、引き続き当該事業所の設備を利用して宿泊する場合や、宿泊した翌日において当該事業所の通所介護の提供を受ける場合には算定することができない。	1	18	職員の勤務実態が分 かる資料		0	0	0			勤務形態一覧表(B 県、C市、D市)	あり(国様式)		勤務形態一覧表 (国様式)

		国相	拭	算	定要件/様式に明示されている項目								添付文書の例			
加算名	別紙1	様式	備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書	j	添付文書の種類				E F 市 市	具体例	様式の有無	備考	標準例 (事務局案)
生活相談員配 置等加算	0	1		定要件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・十四の二、一部抜粋)】 次のいずれにも適合すること。	1	18	職員の勤務実態 が分かる資料	0	0	0	0	勤務形態一覧表(A県、B県、 D市、E市) 組織体制図(A県)	あり(国様式)		勤務形態一覧表(国様式)
				留意事項・算 定要件等	イ 生活相談員を1名以上配置していること。	1	19	職員の資格が分 かる資料		0	0	0 0	資格証の写し(B県、F市、D 市、E市)		原本証明が必要 (F市)	資格証の写し
				定要件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・十四の二、一部抜粋)】 ロ 地域に貢献する活動を行っていること。											※設定しない
				定要件等	【生活相談員配置等加算について(老企第36号第2の7(6)、一部抜粋)】 ①生活相談員は、共生型通所介護の提供日ごとに、当該共生型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要があるが、共生型通所介護の指定を受ける障害福祉制度における指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所配置している従業者の中に、既に生活相談員の要件を満たす者がいる場合には、新たに配置する必要はなく、兼務しても差し支えない。	1	18	職員の勤務実態 が分かる資料	0	0	0		勤務形態一覧表(A県、B県、 D市、E市) 組織体制図(A県)	あり(国様式)		勤務形態一覧表(国様 式)
				定要件等	【生活相談員配置等加算について(老企第36号第2の7(6)、一部抜粋)】 ③当該加算は、共生型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等においてのみ算定することができるものであること。											※設定しない

Ī		国様式			算定要件/様式に明示されている項目								7	付文書の例			
加算名	別紙1		備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書		添付文書の種類		B 県			Е	F	様式の有無	備考	標準例(事務局案)
入浴介助加算(1)	0			定要件等	【入浴介助加算について(老企第36号第2の7(8)、一部抜粋)】 ①入浴介助加算(1)は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合に算定されるものであるが、この場合の「観察」とは自立生活支援のための見守り的援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のため	1	7	事業所の設備状況が分かる資料	0	0	0	0	0	浴室の平面図(A県、B県、C 市、D市、E市、F市) 浴室の写真(C市、F市)	あり(E市)		浴室の設備がわかる資料(例:平面図、写真 等)
					の声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接触 する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものであるこ と。	1	4	事業所の提供する サービスの種類及び 内容が分かる資料						② 運営規定 (F市)			運営規定
入浴介助加算(川)				定要件等	【入浴介助加算について(老企業36号第2の7(8)、一部抜粋)】 【②入浴介助加算(II) は、利用者が居宅において、自身で又は家族若しくは居宅で入浴介助を行うことが想定される訪問介護員等の介助によって入浴ができるようになることを目的とし、以下a~cを実施することを評価するものである。】 a 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の状態をふまえ、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価する。 b 指定通所介護事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問し評価した者との連携の下で、当該利用者の身体の状況や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。c bの入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行う。また、入浴介助を行う際は、関係計画等の達成状況や利用者の状態をふまえて、自身で又は家族、訪問介護員等の介助によって入浴することができるようになるよう、必要な介護技術の習得に努め、これを用いて行われるものであること、なお、必要な介護技術の習得に当たっては、既存の研修等を参考にすること。												※設定しない

		国様:	式	9	『定要件/様式に明示されている項目									添付文書の例			
加算名	別紙 1	様式	備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書	添化	付文書の種類			C 市	D 市		F 具体例	様式の有無	備考	標準例 (事務局案)
中重度者ケア 体制加算	0	_		留意事項・算 定要件等	【(老企第36号第2の7(9)、一部抜粋)】 ①中重度者ケア体制加算は、暦月ごとに、看護 職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は 介護職員を常勤換算方法で2以上確保する必要	1	10	員の勤務実態が かる資料	0	0	0	0	0	勤務形態一覧表(全ての指定 ○ 権者) 組織体制図(A県)	あり(国様式、E 市)		勤務形態一覧表(国様 式)
					がある。	1	1191	員の資格が分か 資料		0	0		0	資格証の写し(B県、C市、F 市)		原本証明が必要 (F市)	資格証の写し
				留意事項・算 定要件等	【(老企第36号第2の7(9)、一部抜粋)】 ②要介護3、要介護4又は要介護5である者の 割合については、前年度又は届出日の属する月 の前3月の1月当たりの実績の平均について、 利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定す るものとし、要支援者に関しては人員数には合												
				留意事項・算定要件等	【(老企第36号第2の7(9)、一部抜粋)】 ③利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、次の取り扱いによるものとする。 イ 前年度の実績が6月に満たない事業所については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする ロ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近の割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出を提出しなければならない。	1	121	用者の要介護度 が分かる資料		0	0	0		0	あり(E市)		※設定しない
				留意事項・算 定要件等	【(老企第36号第2の7(9)、一部抜粋)】 ④看護職員は、指定通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要があり、他の職務との兼務は認められない。	1	1181	員の勤務実態が かる資料	0	0	0	0	0	勤務形態一覧表(全ての指定 ○ 権者) 組織体制図(A県)	あり(国様式、E 市)		勤務形態一覧表(国様式)
						1	1101	員の資格が分か 資料		0	0		0	資格証の写し(B県、C市、F 市)	原本証明が必要 (F市)		資格証の写し
				留意事項・算 定要件等	【(老企第36号第2の7(9)、一部抜粋)】 ⑤中重度者ケア体制加算については、事業所を 利用する利用者全員に算定することができる。 または、認知症加算の算定要件も満たす場合 は、中重度者ケア体制加算の算定とともに、認 知症加算も算定できる。												※設定しない
				留意事項・算 定要件等	【(老企第36号第2の7(9)、一部抜粋)】 ⑥中重度ケア体制加算を算定している事業所に あっては、中重度の要介護者であっても社会性 の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計 画的に実施するプログラムを作成することとす												※設定しない

1		国様式	<u>.</u>		算定要件/様式に明示されている項目								Š		文書の例			
加算名	別紙 1	様式	備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書	添	付文書の種類	A 県		C 市			F市	具体例	様式の有無	備考	標準例 (事務局案)
生活機能向上連携加算(1)	0		-	留意事項・算 定要件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・十五の二、一部抜种)】 (1)指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師の助言に基づき、当該指定通所介護事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。	1	11	外部の事業所 と連携してい ることが分か る資料		0		0	0	0	医療提供施設との契 約書等の写し(E市)			医療提供施設との契約書等の写し
				留意事項・算 定要件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・十五の二、一部抜粋)】 (2)個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能または 生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機 能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を 適切に提供していること。													※設定しない
				留意事項・算 定要件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・十五の二、一部抜粋)】 (3)(1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。													※設定しない
生活機能向上連携 加算(II)	0		-	留意事項·算 定要件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・十五の二、一部抜粋)】 (1)指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。	1	11	外部の事業所 と連携してい ることが分か る資料		0		0	0	0	医療提供施設との契 約書等の写し (E市)			医療提供施設との契約書等の写し
				留意事項·算 定要件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・十五の二、一部抜粋)】 (2)個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。													※設定しない
				留意事項·算 定要件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・十五の二、一部抜粋)】 (3)(1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を 3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、 機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明 し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。													※設定しない

		国様式		質定事	要件/様式に明示されている項目								7	系付文書の例			I
加算名	別紙 1	様式	備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書		添付文書の種類					E F 市 市	B 4-70	様式の有無	備考	標準例 (事務局案)
個別機能訓練加算 (I)	0	_	_		【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・十六、一部抜粋)】 【イ 次のいずれにも適合すること。】 イ (1)専ら機能訓練指導員の職務に従事す	1	18	職員の勤務実態が分かる資料	0	0	0	0	0 0	勤務形態一覧表(全ての指定 権者) 組織体制図(A県)	あり(国様式)		勤務形態一覧表(国様 式)
					る理学療法士等を1名以上配置していること。	1	19	職員の資格が分かる資料		0	0	0	0 0	資格証の写し(B県、C市、D 市、E市、F市)	原本証明が必要(F 市)		資格証の写し
						1	20	職員の経験年数が分かる資料			0		0	実務経験証明書(C市)	あり (E市)	はり師又はきゅう師 の場合のみ (C市、E 市)	実務経験証明書
				項・算定要件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・十六、一部抜粋)】 【イ 次のいずれにも適合すること。】 イ (2機能削糠指導員等が共同して利用者 毎に個別機能訓練計画を作成し、当該計画 に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓 線を行っていること。												※設定しない
				項・算定要件等	【原生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・十六、一部抜粋)】 【イ 次のいずれにも適合すること。】 イ (3個別機能訓練計画の作成及び実施においては、利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の選択に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。												※設定しない
				項・算定要件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・十六、一部抜枠)】 【イ 次のいずれにも適合すること。】 【イ (4)機能削糠指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成すること。また、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅における生活状況をその都度確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の連抄状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行っていること。												※設定しない

		国様式		質定理	要件/様式に明示されている項目							活	付文書の例			
加算名	別紙 1	様式	備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書	添付文書の種類					E F 市 市	日任何	様式の有無	備考	標準例 (事務局案)
個別機能訓練加算 (I)	0	-	_	介護報酬 留意事項·算定要件等	【厚生労働大臣が定める基準 (大臣基準告示・十六、一部抜粋)】 【イ 次のいずれにも適合すること。】 イ (5)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。											※設定しない
				介護報酬 留意事 項・算定要件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・十九、一部抜粋)】 【ロ 次のいずれにも適合すること。】 ロ (1)4(1)の規定により配置された理学療法士等に加えて、専ら機能訓練指導員の	1	18 職員の勤務実態が分かる資料	0	0	0 0	0	0 0	勤務形態一覧表(全ての指定 権者) 組織体制図(A県)	あり(国様式)		勤務形態一覧表(国様式)
					職務に従事する理学療法士等を指定通所介 護を行う時間帯を通じて1名以上配置して いること。	1	19 職員の資格が分かる資料		0	0 0	0		資格証の写し(B県、C市、D 市、E市、F市)	原本証明が必要(F 市)		資格証の写し
						1	20 職員の経験年数が分かる資料			0	(0	実務経験証明書(C市)	あり (E市)	はり師又はきゅう師 の場合のみ(C市、E 市)	
				介護報酬 留意事 項・算定要件等	【厚生労働大臣が定める基準 (大臣基準告示・十六、一部抜粋) 】【ロ 次のいずれにも適合すること。】 ロ (2)イ(2)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。											※設定しない
個別機能訓練加算 (II)	0	_	-		【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・十六、一部抜粋)】 (1)イ(1)から(5)までまたは口(1)及び(2)に 掲げる基準に適合すること。	1	18 職員の勤務実態が分かる資料	0	0	0 0	0	0	勤務形態―覧表(全ての指定 権者) 組織体制図(A県)	あり(国様式)		勤務形態一覧表(国様式)
					100,000,000	1	19 職員の資格が分かる資料		0	0	0	0	資格証の写し(B県、C市、D 市、E市、F市)	原本証明が必要(F 市)		資格証の写し
						1	20 職員の経験年数が分かる資料			0	(0	実務経験証明書(C市)	あり (E市)	はり師又はきゅう師 の場合のみ (C市、E 市)	
				介護報酬 留意事 項・算定要件等	【原生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・十六、一部抜粋)】 (2)利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用いていること。											※設定しない

加算名 028 認知症加算

		国様	式	算定	要件/様式に明示されている項目								添	付文書の例			
加算名	別紙 1	様式	備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書		添付文書の種類		B C 県 市				具体例	様式の有無	備考	標準例 (事務局案)
認知症加算	0	_		留意事項・算定要 件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・十七、一部抜粋)】 イ 指定居宅サービス等基準第93条第1項第 ニ号又は第三号に規定する員数に加え、看護	1	18	職員の勤務実態が分か る資料	0	0	0	0 0	0	勤務形態―覧表(全ての指定 権者) 組織体制図(A県)	あり(国様式、E 市)		勤務形態一覧表(国 様式)
					職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。	1	19	職員の資格が分かる資 料	(0	0	0	\cap L	研修の修了証の写し(B県、C 市、D市、E市、F市)		原本証明が必要 (F市)	研修の修了証の写し
				件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・十七、一部抜粋)】 ロ 指定通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の20以上であること。	1	21	利用者の要介護度等が 分かる資料	(O .		0			あり(E市)		※設定しない
					【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・十七、一部抜粋)】 ハ 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専 ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介	1	18	職員の勤務実態が分かる資料	0 (0	0	0 (0	勤務形態一覧表(全ての指定 権者) 組織体制図(A県)	あり(国様式、E 市)		勤務形態一覧表(国 様式)
					護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に かかる専門的な研修又は認知症介護に係る実 践的な研修等を修了した者を1名以上配置し ていること。	1	19	職員の資格が分かる資 料	(0	0	0 (\cap L	研修の修了証の写し(B県、C 市、D市、E市、F市)		原本証明が必要 (F市)	研修の修了証の写し

加算名 029 栄養アセスメント・栄養改善体制

		国様:	式		算定要件/様式に明示されている項目										添付文書の例			
加算名	別紙 1	様式	備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書	ž	忝付文書の種類				D 市				様式の有無	備考	標準例 (事務局案)
栄養アセスメン ト・栄養改善体制	0	-	_		【栄養改善加算について (老企第36号 第2の7(16)、一部抜粋)】 ②当該事業所の職員として、または外部 (他の介護事業所 (栄養改善加算の対象事業所に限る。)、医療機関、介護	1	11	外部の事業所と連携 していることが分か る資料		0	0	0	0		連携に係る契約書等の写し (D市、E市)		通所リハビリテー ションの場合にのみ 求める(B県)	連携に係る契約書の写し
					保険施設(栄養マネジメント強化加算の算定要件として規 定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤 の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。)又は 公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設	1	18	職員の勤務実態が分 かる資料	0	0	0	0	0	0	勤務形態一覧表(全ての指定 権者) 組織体制図(A県)	あり(国様 式)		勤務形態一覧表(国様式)
					置し、運営する「栄養ケア・ステーション」)との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行うものであること。	1	10	職員の資格が分かる 資料		0	0	0	0	0	資格証の写し(B県、C市、D 市、E市、F市)		原本証明が必要(F 市)	資格証の写し
				件等	【栄養改善加算について (老企第36号 第2の7(16)、一部抜粋)】 ③ (略)													※設定しない
				件等	【栄養改善加算について (老企第36号 第2の7(16)、一部抜粋)】 ④ (略)													※設定しない
				件等	【栄養アセスメント加算について(老企第36号 第2の7 (15)、一部抜粋)】 ②当該事業所の職員として、または外部(他の介護事業所 (栄養改善加算の対象事業所に限る。)、医療機関、介護	1	11	外部の事業所と連携 していることが分か る資料		0	0	0	0		連携に係る契約書等(D市、E 市)			連携に係る契約書の写し
					保険施設(栄養マネジメント強化加算の算定要件として規 定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤 の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。)又は 公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設	1	10	職員の勤務実態が分 かる資料	0	0	0	0	0	0	勤務形態一覧表(全ての指定 権者) 組織体制図(A県)	あり(国様 式)		勤務形態一覧表(国様式)
					ム面にはMAN ロサイル東上なりと、	1	10	職員の資格が分かる 資料		0	0	0	0	0	資格証の写し(B県、C市、D 市、E市、F市)		原本証明が必要(F 市)	資格証の写し
				件等	【栄養アセスメント加算について(老企第36号 第2の7 (15)、一部抜粋)】 ③ (略)													※設定しない
				件等	【栄養アセスメント加算について (老企第36号 第2の7 (15)、一部抜粋)】 ⑤ (略)													※設定しない

ĺ		国様式			算定要件/様式に明示されている項目									添付文書の例			
加算名	別紙 1		備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書		添付文書の種類					E F	= B/4/周	様式の有無	備考	標準例 (事務局案)
口腔機能向上加 算(I)	0	-	_	介護報酬 留意事 項・算定要件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・二十、一部抜 粋)】 【イ 次のいずれにも適合すること。】	1	18	職員の勤務実態が 分かる資料	0	0	0	0	0 0	勤務形態一覧表(全ての指定) 権者) 組織体制図(A県)	あり(国様式)		勤務形態一覧表(国様式)
					(1)言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。	1	19	職員の資格が分か る資料		0	0	0	0 0	資格証の写し(B県、C市、D 市、E市、F市)		原本証明が必要 (F 市)	資格証の写し
				介護報酬 留意事項·算定要件等	【厚生労働大臣が定める基準 (大臣基準告示・二十、一部抜 粋)】 【イ 次のいずれにも適合すること。】 (2)利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科 衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共												※設定しない
				介護報酬 留意事 項·算定要件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・二十、一部抜 粋)】 【イ 次のいずれにも適合すること。】 (3)利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、 歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っていると												※設定しない
				介護報酬 留意事 項·算定要件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・二十、一部抜粋)】 【イ 次のいずれにも適合すること。】 (4)利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的												※設定しない
				介護報酬 留意事 項·算定要件等	【厚生労働大臣が定める基準 (大臣基準告示・二十、一部抜粋)】 【イ 次のいずれにも適合すること。】 (5)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。												※設定しない
				様式に明示されて いる項目	【※口腔機能向上加算について(老企第36号 第2の7(18)、一部抜件 】 ②言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置して行う ものであること。	1	18	職員の勤務実態が 分かる資料	0	0	0	0	0 0	勤務形態一覧表(全ての指定 権者) 組織体制図(A県)	あり(国様式)		勤務形態一覧表(国様式)
					000000000000000000000000000000000000000	1	19	職員の資格が分か る資料		0	0	0	0	資格証の写し(B県、C市、D 市、E市、F市)		原本証明が必要(F 市)	資格証の写し
				様式に明示されて いる項目	【※口腔機能向上加算について(老企第36号 第2の7(18)、一部抜幹)】 ③口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のイから小までのいずれかに該当するものであって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者とすること。 イ 認定調査票における嫌下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者 ロ 基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者 ハ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者												※設定しない
				様式に明示されて いる項目	【※口腔機能向上加算について(老企第36号 第2の7(18)、一部抜幹】 ⑤ホ 指定居宅サービス基準第105条において準用する第19条に 規定するサービスの提供の記録において利用者ごとの口腔機能改 善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利 用者の口腔機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に口 腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を定期的に記録 する必要はないものとする。												※設定しない

		国様式			算定要件/様式に明示されている項目									添付文書の例		_	
加算名	別紙 1	様式	備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書	ì	添付文書の種類					E F 市 市		様式の有無	備考	標準例 (事務局案)
口腔機能向上加 算(II)	0	-	-	介護報酬 留意事 項・算定要件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・二十、一部抜 粋)】 【ロ 次のいずれにも適合すること。】 (2)利用者ごとの口腔機能改善管理指導等の内容等の情報を厚生 労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該 情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な												※設定しない
				様式に明示されて いる項目	【終日腔機能向上加算について(老企第36号 第2の7(18)、一部抜件 】 ②言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置して行う ものであること。	1	18	職員の勤務実態が 分かる資料	0	0	0	0	0 0	勤務形態一覧表(全ての指定 権者) 組織体制図(A県)	あり(国様式)		勤務形態一覧表(国様式)
						1	10	職員の資格が分か る資料		0	0	0	0 0	資格証の写し(B県、C市、D 市、E市、F市)		原本証明が必要(F 市)	資格証の写し
				様式に明示されて いる項目	部抜粋) 】 ③口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のイからハまでのいずれかに該当するものであって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者とすること。 イ 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の 3 項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者 ロ 基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者 ハ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者												※設定しない
				様式に明示されて いる項目	【※口腔機能向上加算について(老企第36号 第2の7(18)、一部抜粋)】 ⑤ホ 指定居宅サービス基準第105条において準用する第19条に規定するサービスの提供の記録において利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、市形成し又は看護職員が利用者の口腔機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を定期的に記録する必要はないものとする。												※設定しない
				様式に明示されて いる項目	【※口腔機能向上加算について(老企第36号 第2の7(18)、一部抜粋)】 ②厚生労働省への情報の提出について、LIFEを用いて行うこととする。												※設定しない

		国様	式	算定:	要件/様式に明示されている項目							添付文書の例			
加算名	別紙 1	様式	備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書	添付文書の種類	3		D E 市 市		日休伽	様式の有無	備考	標準例 (事務局案)
リハビリテーション提供体制加算	0	_	_	等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・ 二十四の三、一部抜粋)】 指定通所リハビリテーション事業所において、 常時、当該事業所に配置されている理学療法		職員の勤務系 が分かる資料	1()	0	C	0	勤務形態一覧表(A県、B県、 E市、F市) 組織体制図(A県)	あり(国様式)		勤務形態一覧表(国様式)
					士、作業療法士又は言語聴覚士の合計数が、当 該事業所の利用者の数が25又はその端数を増す ごとに1以上であること。		職員の資格を かる資料	が分	0)	資格証の写し(B県、E市)			資格証の写し
				等	【リハビリテーション提供体制加算について (老企第36号第2の8(6)、一部抜粋)】 「当該事業所の利用者の数」とは、指定通所リハビリテーション事業者と指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定通所リハビリテーションの利用者数と指定介護予防通所リハビリテーションの利用者数の合計をいう。										※設定しない

		国様	式.	第3	定要件/様式に明示されている項目								添付文書の例			
加算名	別紙 1	様式	備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書	ž	添付文書の種類	A 県		C D 市 市		F B.4.5m	様式の有無	備考	標準例 (事務局案)
認知症短期集中リ ハビリテーション 実施加算 (I)	0		-	留意事項・算定要 件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・二 十七、一部抜粋)】 【イ 認知症短期集中リハビリテーション実施加 貸 (1)】 1週間に2日を限度として個別にリハビリテー ションを実施すること。											※設定しない
				留意事項・算定要 件等	【厚生労働大臣が定める施設基準(施設基準・七、一部抜粋)】 イ リハビリテーションを担当する理学療法士、 作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されてい	1	18	職員の勤務実態 が分かる資料	0	0 (0 0	(勤務形態一覧表(A県、B県、C 市、D市、F市) 組織体制図(A県)	あり(国様式)		勤務形態一覧表(国様式)
					ること。	1	19	職員の資格が分 かる資料		0	0 0	(資格証の写し(B県、C市、D市、 F市)		原本証明が必要(F 市)	資格証の写し
認知症短期集中リハピリテーション 実施加算 (II)	0	-	_	留意事項・算定要 件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・二十七、一部抜粋)】 【ロ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(川) 次のいずれにも適合すること。】 (1)1月に4回以上リハビリテーションを実施すること。											※設定しない
				留意事項·算定要 件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・二十七、一部抜粋)】 【ロ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(川) 次のいずれにも適合すること。】 (2)リハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載された通所リハビリテーション計画を作成し、生活機能の向上に資するリハビリテーションを実施すること。											※設定しない
				留意事項・算定要 件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・二十七、一部抜粋)】 【ロ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(川) 次のいずれにも適合すること。】 (3)通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算(A)イ又は口若しくは(B)イ又は口までのいずれかを算定しているこ											※設定しない
				留意事項・算定要 件等	【厚生労働大臣が定める施設基準(施設基準・ 七、一部抜粋)】 ロ リハビリテーションを行うにあたり、利用者 数が理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数		18	職員の勤務実態 が分かる資料	0	0	0 0	(勤務形態一覧表(A県、B県、C 市、D市、F市) 組織体制図(A県)	あり(国様式)		勤務形態一覧表(国様式)
					数が生子療法工、FF未療法工人は自由環境工の数に対して適切なものであること。		19	職員の資格が分 かる資料		0	0 0		資格証の写し(B県、C市、D市、 F市)		原本証明が必要(F 市)	資格証の写し

		国様	式	算	定要件/様式に明示されている項目								添付文書の例			
加算名	別紙 1	様式	備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書		添付文書の種類	A 県			E F 市 市		様式の有無	備考	標準例 (事務局案)
生活行為向上リハ ビリテーション実 施加算	0	=	_	件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・二十八、一部抜粋)】 イ 生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学	1	18	職員の勤務実態が 分かる資料	0	0	0	0	勤務形態一覧表(A県、B県、 C市、F市) 組織体制図(A県)	あり(国様式)		勤務形態一覧表(国様式)
					療法士若しくは言語聴覚士が配置されていること。 と。	1	19	職員の資格が分か る資料		0	0	0	資格証の写し(B県、C市、F 市) 研修修了証の写し(C市)		原本証明が必要(F 市)	資格証の写し 研修修了証の写し
				件等	【厚生労働大臣が定める基準 (大臣基準告示・二十八、一部抜粋) 】 ロ 生活行為の内容の充実を図るための目標及び 当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビ リテーション実施計画を予め定めて、リハビリテーションを提供すること。											※設定しない
				件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・二十八、一部抜粋)】 ハ 当該計画で定めた指定通所リハビリテーションの実施期間中に指定通所リハビリテーションの 提供を終了した日前1月以内に、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションの目標の達成状況を報告すること。											※設定しない
				件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・二十八、一部抜粋)】 二 通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算(A)イ又は口若しくは(B)イ又は口までのいずれかを算定していること。											※設定しない
				件等	【厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示・二十八、一部抜粋)】 ホ 指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が当該利用者の居宅を訪問し、生活行為に関する評価をおおむね1月に1回以上実施すること。											※設定しない
				件等	【厚生労働大臣が定める施設基準(施設基準・ 八、一部抜粋)】 リハビリテーションを行うに当たり、利用者数が 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対 して適切なものであること。											※設定しない

		国根	(式	复	定要件/様式に明示されている項目									添付文書の例			
加算名	別紙1	様式	備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書		添付文書の種類			C [i		F	日仕周	様式の有無	備考	標準例 (事務局案)
サービス提供体制強化 加算(I)	0	別紙12-3 別紙29	別紙12-3:要件を満た すことが分かる根拠書類 を準備し、指定権者から の求めがあった場合に	留意事項・算定要 件等	【【通所介護】厚生労働大臣が定める基準(大臣 基準告示・二十三、一部抜粋)】 【イ 次のいずれにも適合すること。】 【(1)次のいずれかに該当すること】	1	18	職員の勤務実態が分かる資料	0		0	0	0	勤務形態一覧表(A県、C市、E 市) 組織体制図(A県)	あり (国様式)		勤務形態一覧表(国様式)
			は、速やかに提出すること。 別紙29:要件を満たすこ		(一)指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、 介護福祉士の占める割合が100分の70以上であるこ	1	19	職員の資格が分かる資料		0	0	0	0	資格証の写し(B県、C市、E 市)	あり (B県)		資格証の写し
			がから根拠書類を準備し、保険者の定めに基づき、提出又は事業所に保管すること。	留意事項・算定要 件等	【通所介護】厚生労働大臣が定める基準(大臣 基告系・二十三、一部抜粋)】 【イ 次のいずれたも適合すること。】 【(1)次のいずれかに該当すること】 (二)指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、 勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100 分の25以上であること。	1	20	職員の経験年数が分かる資料		0	0	0) C	動統年数証明書類(E市) 実務経験証明書(C市)	あり (B県)		動統年数証明書類
				留意事項・算定要 件等	【【通所介護】厚生労働大臣が定める基準(大臣 基準告示・二十三、一部抜粋)】 【イ 次のいずれにも適合すること。】 (2)定員超過利用・人員基準欠如に該当していない こと。												※設定しない
				様式に明示されて いる項目	【介護福祉士等の状況】 ①に占める②の割合が70%以上、または①に占める③の割合が25%以上(①介護職員の総数、②①のうち介護福祉士の総数、③①のうち勤続年数10	1	18	職員の勤務実態が分かる資料	0		0	0	0	勤務形態一覧表(A県、C市、E 市) 組織体制図(A県)	あり (国様式)		勤務形態一覧表(国様式)
					年以上の介護福祉士の総数)	1	19	職員の資格が分かる資料		0	0	0	0	資格証の写し(B県、C市、E 市)	あり (B県)		資格証の写し
						1	20	職員の経験年数が分かる資料		0	0	0	0	勤続年数証明書類(E市) 実務経験証明書(C市)	あり (B県)		勤続年数証明書類
サービス提供体制強化 加算 (II)	0	別紙12-3 別紙29	別紙12-3:要件を満た すことが分かる根拠書類 を準備し、指定権者から の求めがあった場合に	留意事項・算定要 件等	【【通所介護】厚生労働大臣が定める基準(大臣 基準告示・二十三、一部抜粋)】 【ロ 次のいずれにも適合すること。】 (1)指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、	1	18	職員の勤務実態が分かる資料	0		0	0	0	勤務形態一覧表(A県、C市、E 市) 組織体制図(A県)	あり(国様式)		勤務形態一覧表(国様式)
			は、速やかに提出すること。		介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。	1	19	職員の資格が分かる資料		0	0	0	0	資格証の写し(B県、C市、E 市)	あり (B県)		資格証の写し
			別紙29:要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、保険者の定めに基づき、提出又は事業所に保管すること。	留意事項·算定要 件等	【通所介護】厚生労働大臣が定める基準(大臣 基準告示・二十三、一部抜粋)】 【ロ 次のいずれにも適合すること。】 (2)定員超過利用・人員基準欠如に該当していない こと。												※設定しない
				様式に明示されて いる項目	【介護福祉士等の状況】 ①に占める②の割合が50%以上(①介護職員の総数、②①のうち介護福祉士の総数)	1	18	職員の勤務実態が分かる資料	0		0	0	0	勤務形態一覧表(A県、C市、E 市) 組織体制図(A県)	あり(国様式)		勤務形態一覧表(国様式)
						1	19	職員の資格が分かる資料		0	0	0	0	資格証の写し(B県、C市、E 市)	あり (B県)		資格証の写し

,						ſ											
		国様	式	算	定要件/様式に明示されている項目					_			Ä	系付文書の例 -			
加算名	別紙 1	様式	備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書		添付文書の種類	A 県	B 県 i	C C	D E 市 市	F市	具体例	様式の有無	備考	標準例 (事務局案)
サービス提供体制強化加算(III)	-	別紙29	別紙12-3:要件を満た すことが分かる根拠書類 を準備し、指定権者から の求めがあった場合に は、速やかに提出するこ と。 別紙29:要件を満たすこ とが分かる根拠書類を準		【 通所介護】厚生労働大臣が定める基準 (大臣 基準告示・二十三、一部抜粋) 】 【ハ 次のいずれたも適合すること。】 【(1)次のいずれた・適合すること。】 (一)指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、 介護編祉土の占める割合が100分の40以上であること。												※設定しない
			備し、保険者の定めに基づき、提出又は事業所に保管すること。	件等	【 通所介護】厚生労働大臣が定める基準(大臣 基準告示・二十三、一部抜枠)】 【ハ 次のいずれにも適合すること。】 【(1)次のいずれかに適合すること。】 (二)指定通所介護を利用者に直接提供する職員の総	1	18	職員の勤務実態が分かる資料	0	(0	0	0	勤務形態一覧表(A県、C市、E 市) 組織体制図(A県)	あり(国様式)		勤務形態一覧表(国様式)
					数のうち、動続年数7年以上の介護福祉士の占める 割合が100分の30以上であること。	1	19	職員の資格が分かる資料		0	0	0	0	資格証の写し(B県、C市、E 市)	あり (B県)		資格証の写し
						1	20	職員の経験年数が分かる資料		0		0	0	勤続年数証明書類 (E市) 実務経験証明書 (C市)	あり (B県)		勤続年数証明書類
				留意事項・算定要 件等	【 通所介譲】厚生労働大臣が定める基準(大臣 基準告示・二十三、一部抜神)】 【ハ 次のいずれにも適合すること。】 (2)定員超過利用・人員基準欠如に該当していない こと。												※設定しない
				いる項目	【※介護福祉士等の状況、動続年数の状況のうち、いずれか1つ】 【介護福祉士等の状況】 ①に占める②の割合が40%以上(①介護職員の総	1	18	職員の勤務実態が分かる資料	0	(0	0	0	勤務形態一覧表(A県、C市、E市) 組織体制図(A県)	あり(国様式)		勤務形態一覧表(国様式)
					数、②①のうち介護福祉士の総数)	1	19	職員の資格が分かる資料		0		0	0	資格証の写し(B県、C市、E 市)	あり (B県)		資格証の写し
				いる項目	【※介護福祉士等の状況、動続年数の状況のうち、いずれか1つ】 【動続年数の状況】 ①に占める②の割合が30%以上(①サービスを直接提供する者の総数、②①のうち動続年数7年以上の者の総数、	1	20	職員の経験年数が分かる資料		0 (0	0	0	助統年数証明書類(E市) 実務経験証明書(C市)	あり(B県)		勤続年数証明書類

		国様	†		算定要件/様式に明示されている項目								添付	文書の例			
加算名	別紙 1		備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書	添付			B (県市			F	具体例	様式の有無	備考	標準例 (事務局案)
運動器機能向上体制加算	0	-		介護報酬 留意事項· 算定要件等	【介護保険法施行規則第 140 条の 63 の2第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について 介護保険最新情報Vol.944】 ② 通所型サービスにおいて運動路機能向上サービスを提供する目的は、当該サービスを 通じて要支援者等ができる限り要介護状態等にならず自立した日常生活を営むことができるよう支援することであることに留意しつつ行うこと。												※設定しない
				介護報酬 留意事項· 算定要件等	【介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について 介護保険最新指領Vol.944】 ②理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復所、あん摩マッサージ指 圧顔、はり節又はきゅう節(はり節及びきゅう節については、理学療法士、作業療法士、士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復節又はあん摩マッサージ指圧節の資格を有する機	1	18 職員の 資料	動務実態が分かる	0	0 0	0	0	0	勤務形態一覧表(全ての指定 権者) 組織体制図(A県)	あり(国様式)		勤務形態一覧表(国様式)
					能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下「理学療法士等」という。)を1名以上配置して行うものであること。	1	19 職員の)資格が分かる資料		0 0	0	0		資格証の写し(B県、C市、D 市、E市、F市)	原本証明が必要 (F市)		資格証の写し
				介護報酬 留意事項・ 算定要件等	【介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について 介護保険最新情報Vol.944】 【③ 運動諮機能向上サービスについては、以下のアからキまでに掲げるとおり、実施すること。】 ア 利用者ごとに看護職員等の医療従事者による運動諮機能向上サービスの実施に当たってのリスク評価、体力測定等を実施し、サービスの提供に際して考慮すべきリスク、利用者のニーズ及び運動器の機能の状況を、利用開始時に把握すること。												※設定しない
				介護報酬 留意事項· 算定要件等	【介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について 介護保険最新情報Vol.944】【③ 運動器機能向上サービスについては、以下のアからキまでに掲げるとおり、実施すること。】 イ理学療法士等が、暫定的に、利用者ごとのニーズを実現するためのおおむね3月程度で達成可能な目標(以下「長期目標」という。)及び長期目標を達成するためのおおむね1月程度で達成可能な目標(以下「短期目標」という。)を設定すること。長期目標をが短期目標については、地域包括支援セッター等において作成された当該利用者に係るケアブラン等と整合が図れたものとすること。												※設定しない
				介護報酬 留意事項 · 算定要件等	【介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について 介護保険最新情報でい544】 [③ 運動路機能向上サービスについては、以下のアからキまでに掲げるとおり、実施すること。】 7 利用者に係る長期目標及び短期目標を踏まえ、理学療法士等、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、当該利用者ごとに、実施する運動の種類、実施期間、実施規度、1回当たりの実施時間、実施形態等を記載した運動器機能向上計画を作成すること。その際、実施期間については、運動の種類によって異なるものの、おおむね3月間程度とすること。また、作成した運動器機能向上計画については、運動器機能向上サービスの提供による効果、リスク、緊急時の対応等と併せて、当該運動器機能向上サービスの提供による効果、リスク、緊急時の対応等と併せて、当該運動器機能向上サービスの提供による効果、リスク、緊急時の対応等と付せて、当該運動器機能向上計画の対象となる利用者に分かりやすい形で説明し、その同意を通所型サービスにおいては、運動器機能向上計画の相談に表していては、運動器機能向上計画の対象となる利用者に分かりやすい形で説明し、その同意を通所型サービスにおいては、運動器機能向上計画の作成に代えること												※設定しない

加算名 035 運動器機能向上体制

												7.1.1.10b - And			
		国様式			算定要件/様式に明示されている項目	110		_		_	添	付文書の例			
加算名	別紙 1	様式	備考欄の記載	分類	内容	対象 1=要件に該当する 添付文書 2=要件範囲外の添 付文書	添付文書の種類		B C 県市				様式の有無	備考	標準例 (事務局案)
運動器機能向上 体制加算	0	-			【介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について 介護保険無新情報Vol.944】 【③ 運動器機能向上サービスについては、以下のアからキまでに掲げるとおり、実施すること。】 工 運動器機能向上計画に基づき、利用者ごとに運動器機能向上サービスを提供すること。その際、提供する運動器機能向上サービスについては、国内外の文献等において介護予防の観点からの有効性が確認されている等の適切なものとすること。また、運動器機能向上昨年実施上の問題点(運動の種類の変更の必要性、実施頻度の変更の必要性等)があれば直ちに当該計画を修正すること。										※設定しない
				算定要件等	【介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について 介護保険最新情報Vol.944】 (3)運動器機能向上サービスについては、以下のアからキまでに掲げるとおり、実施すること。】 オ利用者の短期目標に応じて、おおむね1月間ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と報的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、運動器機能向上計画の修正を行うこと。										※設定しない
				算定要件等	【介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について 介護保険最新情報Vol.944】 【③ 運動器機能向上計画に定める実施期間終了後に、利用者ごとに、長期目標の達成度及び運動器機能の大況について、事後アセスメントを実施し、その結果を当該利用者に係る地域包括支援センター等に報告すること。地域包括支援センター等に報告すること。地域包括支援センター等による当該報告も踏まえた介護予防ケアマネジメントの結果、運動器機能向上サービスの継続が必要であるとの判断がなされる場合については、前記アから力までの流れにより、継続的に運動器機能向上サービスを提供する。										※設定しない
				算定要件等	【介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について 介護保険最新情報Vol.944】 (3)運動器機能向上サービスについては、以下のからキまでに担げるとおり、実施すること。】 キ 旧基準省令第107条において準用する第19条において規定するサービスの提供の記録はおいて利用者ごとの運動器機能向上計画に従い、理学療法士等、経験のある介護職員その他の職種の者が、利用者の運動器の機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に運動器機能向上加算の算定のために利用者の運動器の機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に運動器機能向上加算の算定のために利用者の運動器の機能を定期的に記録する必										※設定しない

5.3 総合事業の指定・更新申請に関する様式例

		企罐予防・日生	単生活も	焊纷会重盘排	定事業者指定申請	*		
		A SE LIM. CL	******	派をロテ木田	定事未日用定 平 師	-		
						年	月	E
	M S			(名称)				
	•••		申請者					
				(代表者の)	概名·氏名)			
	介護保険法に規划	とする事業所に係る指5	色を受け	たいので、下部	己のとおり、関係書祭	を添えて申請し	ます。	
	フリガナ							
	名称							
	主たる事務所の	(郵便番号	-)				
	所在地	県		郡市				
請	連絡先	電話番号 Email			FAX番号			
	代表者の職名・氏	職名		フリガナ		生年		
	名·生年月日	(郵便番号	_	氏名		月日		
	代表者の住所	県		郡市				
指				指定申請	既に指定(登録)を	指定申請をする	事業等の	
る定事を業	同一所在地にお	Sいて行う事業等の種類		対象事業等 (該当事業に〇)	受けている事業等 (該当事業に〇)	開始予定年		様:
所け	介護予防訪問介護相							付表1
種う	緩和した基準による 介護予防通所介護相							
	緩和した基準による							付表2
		訪問介護						
DT (- Ho	eta / Ste All) + TIL (Lore) s	基準該当訪問介護						
	定(登録)を受けてい 事業所の種類	通所介護						
	7 7 7 12 70	基準該当通所介護	_					_
		地域密着型通所介證				L		_
A			<u>::</u>	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	又は許可を受けている場	合)		
	険事業所番号 8はずいる他まませる	1						
指定を登				- /但除医療	機関として指定を受けて	(工程会)		

付表1 訪問型サービス事業所の指定に係る記載事項

71%	更 J*例360回7 F被相当:)-LX		FICA SHOPING	E) LA				
	フリガナ								
*	名 称								
		(郵便番	号 -)					
業	所在地		県	郡市					
所									
	連絡先	電話番号				FAX番号			
		Email							
	フリガナ				(郵便者	持号	-)	
警	氏 名			住所					
	生年月日							1.1-	
理	訪問	介護員等と	との兼務の有無			有		無	
者	同一敷地内の他の事 施設の従業者との兼		名称	W. 156					
	場合記入)	(406 VAR-406 V.)	兼務するI 及び勤務時						
〇人員	に関する基準の確	認に必要な	事項		-				
	CLOCK COLE II	46		訪問介	護員等				
	従業者の職種・員	L WX	専 従			兼務			
	常 勤(人	C							
	非常勤(人	L)							
	常勤換算後の人								
	利用者の推定数(<u> </u>				
1	サービス提供	フリガナ			住所	(郵便番号	-	.)	
×4.9	責任者 養予防訪問介護相	氏名			\vdash	/ ## (TE ## D			
жл E	当サービス	フリガナ 氏 名			住所	(郵便番号	-)	
	添付書類	別添のとお	LI						
	水门音双	がねなっての	19						
(訪問	型サービス事業	を事業所	所在地以外の	場所でー	部実施す	「る場合)			
	フリガナ								
*	名 称								
業		(郵便番号	号 -)					
	所在地		県	郡市					
所									
	18 40 14	電話番号				FAX番号			

連絡先

Email

備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。 3 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。

(別添)

付表1 訪問型サービス事業所の指定に係る記載事項 添付書類・チェックリスト

必要書類の添付漏れがないか確認(図を記載)し、付表と合わせて提出してください。

	添付書類	参考様式	新規指定申請 (※1)	更新申請 (※2)	備考
1	登記事項証明書又は条例等		□ 添付	□ 添付 □ 添付省略	
2	従業者の勤務体制及び勤務 形態一覧表	参考様式1	□添付	□ 添付 □ 添付省略	
3	サービス提供責任者の経歴 ※介護予防訪問介護相当 サービス		□添付	□ 添付 □ 添付省略	
4	平面図	参考様式2	□添付	□ 添付 □ 添付省略	
5	運営規程		□添付	□ 添付 □ 添付省略	
6	利用者からの苦情を処理する ために講ずる措置の概要	参考様式4	□ 添付	□ 添付 □ 添付省略	
7	誓約書	参考様式5	□ 添付	□ 添付	

- ※1 新規指定申請の際は、全ての添付書類(指定権者が不要と認めた書類を除く)を提出してください。
- ※2 更新申請の際は、届出済みの内容から変更がない場合、添付を省略することが可能です。 添付を省略する場合には、「添付省略」にチェックを付けてください。 届出済みの内容が不明確な場合には、必要書類一式を提出してください。
- ※3 3「サービス提供責任者の経歴」は、次の書類に代えることが可能です(通知「指定訪問介護事業者の指 定申請等におけるサービス提供責任者の経歴に係る提出書類の取扱いについて」(平成20年7月29日 老振発第0729002号))。 (1)介護福祉士の場合、「介護福祉士登録証」

 - (2)介護職員基礎研修課程修了者及び訪問介護に関する1級課程修了者の場合、「当該研修を修了し た旨の証明書の写し」 (3)訪問介護に関する2級課程修了者の場合、「当該研修を修了した旨の証明書の写し」及び「3年以上
 - 介護等の業務に従事したことがわかる書類」

提出者(問合先)

事業所名	
担当者名	
電話	
メールアトレス	

付表2 通所型サービス事業所の指定に係る記載事項

	フリガナ							
	名 称							
事	10 10	constructor or						
業	Di de 14	(郵便番	_)				
所	所在地		県	郡市				
171		電話番号				FAX番号		
	連絡先	Email				170/11/9		
	フリガナ				(郵便番	号	-)	
	氏 名			住所				
管	生年月日							
理	当該通用		で兼務する他の職利 合のみ記入)	<u> </u>				
者	同一敷地内の他の	事業所又は	名称					
	施設の従業者との (兼務の場合記入)		兼務する職 及び勤務時間					
)人师	に関する基準の研	値認に必要な	事項					
	従業者の職種・	員数	生活相談員	-	看護職員	1	介護職員	機能訓練指導員
	常勤(人)							
	非常勤(人)							
	計に関する基準の研		事項					
度室	及び機能訓練室の	つ合計面積		mí				
	営業時間	****	~	B 4 80 40				
サ	一ビス提供時間	① :	ービス提供時間(送迎時間 ~ : ② :		: ③	: ~	:	
	利用定員		人 単位ごとの定員	0	人 ②	人 ②	Α	
	建物の構造		■ 耐火建築物	準証	火建築物		その他	
	添付書類	別添のとお	(1)					
海市	・刑サービュ車:	学 た東雲部	所在地以外の場	Liif-75	9字体士2	(会則		
週月	フリガナ	未で手未り	別在地以外の権	ini C	中大ルリヤ	以4時日/		
事	名 称							
業	27+14	(郵便番	-)				
所	所在地		県	郡市				
171		電話番号				FAX番号		
	連絡先	Email				170/11/9		
)設備	に関する基準の研		事項					
食堂	及び機能訓練室の	つ合計面積		mi				
	営業時間		~					
サ	一ビス提供時間	単位ごとのサ ① :	ービス提供時間(送迎時間 ~ : ② :		: ③	. ~	:	
	利用定員	1	人 単位ごとの定員		人 ②	人 ②		
	建物の構造	1	□耐火建築物		火建築物		その他	
	添付書類	平面図	- Secretary					
	1 記入環が不足	する場合は	適宜欄を設けて記載	はするか又	は別様に駆	載した書類	を添付してくだ	さい。

	1		新規指定申請	更新申請	
	添付書類	参考様式	(※1)	(※2)	備考
1	登記事項証明書又は条例等		□ 添付	□ 添付	
				□添付省略	
2	従業者の勤務体制及び勤務 形態一覧表	参考様式1	□ 添付	□ 添付省略	
				□添付	
3	平面図	参考様式2	□ 添付	□ 添付省略	
4	設備等一覧表	参考様式3	□□添付	□ 添付	
_	DX 198 47 3E-3X	5-518240	□ /m=12	□ 添付省略	
5	運営規程		□ 添付	添付	
	To make to be a state to be small of			□ 添付省略	
6	利用者からの苦情を処理する ために講ずる措置の概要	参考様式4	□ 添付	添付省略	
7	誓約書	参考様式5	□ 添付	□添付	
	新規指定申請の際は、全ての深更新申請の際は、届出済みの				
	添付を省略する場合には、「添 届出済みの内容が不明確な場				
			提出者(問合先)		
			事業所名		
			担当者名		
			電話		
			メールアトレス		
				-	

第2号様式

変更届出書

年 月 日

殿 申請者 住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名)

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業所番号	T :	-	:	Ξ	Ξ	Ξ	:	Ξ	:
		名称									
	指定内容を変更した事業所等	所在地									
	サービスの種類										
	変更年月日	年		J	月			E	ı		
	変更があった事項(該当に〇)		変更	の内	容						
	事業所の名称	(変更前)									
	事業所の所在地										
	申請者の名称										
	主たる事務所の所在地										
	代表者の氏名、生年月日及び住所										
	登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。)										
	事業所の建物の構造及び平面図並びに設備の概要	(変更後)									
	利用者の推定数、利用者の定員										
	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所										
	サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴										
	運営規程										
	その他										
Annual Control	F / A 水 / 小田 田 。 A JE M M L L B M	CARLES AND ALL THE PARTY OF									

備考 「(参考)変更届への標準添付書類一覧」を確認し、必要書類を添付してください。

					年	月	
ı	申請者	住所 (所在地)					
(名称及び	氏名 代表者氏名)					
・再開しましたの	で届け出る	ます。					
		介護保険事業	所番号	: :	: : :	::	_
		名称					_
		所在地					
			年		月	В	
あっては、従業者	の勤務体制	人の	表(参考様)	式1)を 済	を付して	ください。	
	・再開しましたの	(名称及び	申請者 (所在地) 氏名 (名称及び代表者氏名) (名称及び代表者氏名) (名称及び代表者氏名) (名称及び代表者氏名) (名称 (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語)	申請者 (所在地) 氏名 (名称及び代表者氏名) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	住所 申請者 (所在地) 氏名 (名称及び代表者氏名) ・ 再開しましたので届け出ます。	住所 申請者 (所在地) 氏名 (名称及び代表者氏名) ・ 再開しましたので届け出ます。	申請者 (所在地) 氏名 (名称及び代表者氏名) - 再開しましたので届け出ます。

第3号様式

廃止·休止届出書

年 月 日

殿 住所

申請者 (所在地) 氏名

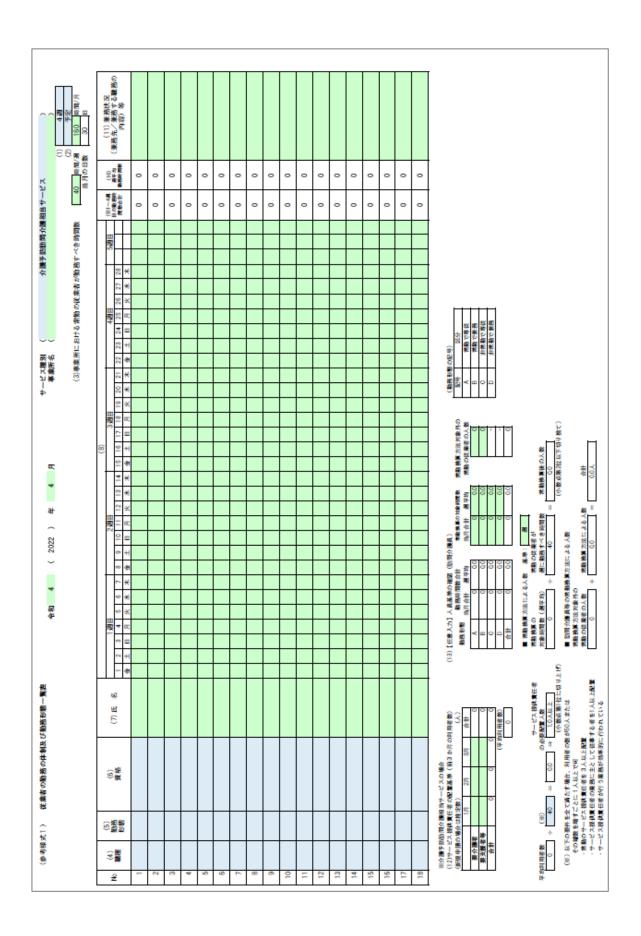
(名称及び代表者氏名)

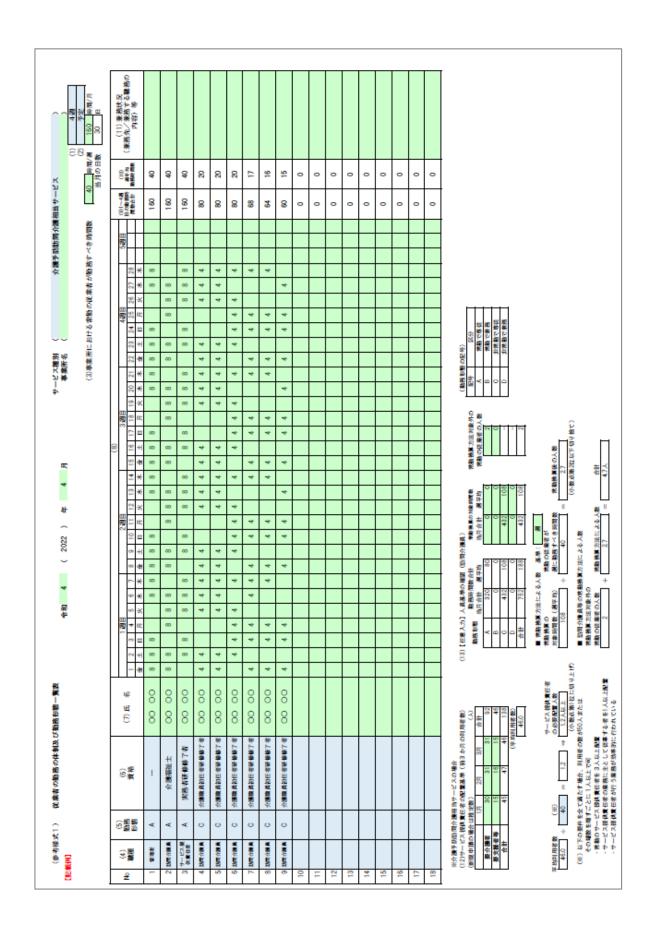
次のとおり事業を廃止(休止)するので届け出ます。

	介護保険事業所番	를 :	: : :	: :	: : :
廃止(休止)する事業所	所在地				
サービスの種類					
廃止・休止の別	廃山	Ŀ ·	休止		
廃止・休止する年月日		年	月		B
廃止・休止する理由					
現にサービスを 受けている者に対する措置					
休止予定期間	休止日	~	年	月	В

備考 廃止又は休止する日の1月前までに届け出てください。

				指定	更新申請書					
								年	月	
	殿				(名称)					
				申請者	(代表者の職名	•氏名				
	介護保険法に規定	定する事業所	斤に係る打	指定の更新	を受けたいので、	下記のとおり、関	係書類	を添えて	て申請しま	す。
	フリガナ									
	名称									
申	主たる事務所の 所在地	(郵便番	県	-) 郡市					
請	連絡先	電話番号 Email				FAX番号				
者	代表者の職名・氏 名・生年月日				フリガナ			生年月	B	
	4.1471	職名			氏 名					
	代表者の住所	(郵便番	导	-) 郡市					
	事業等の種類				介護保険事	業所番号			: :	:
	指定有効期間満了E フリガナ									
	名称									
事業	所在地	(郵便番	寻 県	-) 郡市					
	当該事	業所の所在	地以外0	り場所に当	該事業所の一部と	して使用される	事務所を	有する	とき	
"	フリガナ 名称									
	主たる事務所の所在地	(郵便番	県	-) 郡市					
	フリガナ					生年月日				
管理	氏名		_			土牛月日				
者	住所	(郵便番	県	-) 郡市					





従業者の動務の体制及び勤務影響一警察 犯入方法 (動簡単サービス)

・・・ブルダウンから選択して入力する必要がある関係です。
- ・・・ブルダウンから選択して入力する必要がある関係です。

- 最初に「年月樓」「サービス種別」「事業所名」を入力してください。

(1) 「4週」 - 「壁井」のいずれかを選択してください。

(2) 「予定」・「実績」・「予定・実績」のいずれかを選択してください。(「予定・実績」は予定と実績が同じだったことを示す場合に選択してください。)

(3) 事業所における常勤の夜業者が勤務すべき時間数を入力してください。

(4) 従業者の職種について、下配のうち散治する職種をブルダウンより選択してください。(重接入力も可能です。) 犯人の順序は、職種ごとにまとめてください。

No	陳理名	
1	管理者	
2	サービス提供責任者	
3	訪問小務員	

※介護予款助館介護相当サービスの場合。サービス提供責任者は介護助問品から選任しますが、この場合は「サービス提供責任者」として3行にまとめて記入してください。

(5) 従業者の勤務形態について、下記のうち験当する気分の配号をブルダウンより選択してください。 紀入の順序は、各職種の中で勤務形態の区分ごとにまとめてください。

記号	区分	
A	常勤で専徒	
8	素動で乗務	
C	非常動で専復	
D	企業的工事等	

(注) 常勤・倉意動の区分について

台版事業所における歌苑染質が、台版事業所において定められている常館の営業者が歌苑すべき姿質的に選していることをいいます。**原用の形態は表達し定せん**。 (例えば、常動者は適に40時間動務することとされた事業所であれば、非正規雇用であっても、適40時間動務する皮集者は常動扱いとなります。

(6) 受験者の保有する資格について、散当する資格名称をブルダウンより選択してください。(直接入力も可能です。) 保有資格を全て記入するのではなく、人員基準上、求められる資格等を入力してください

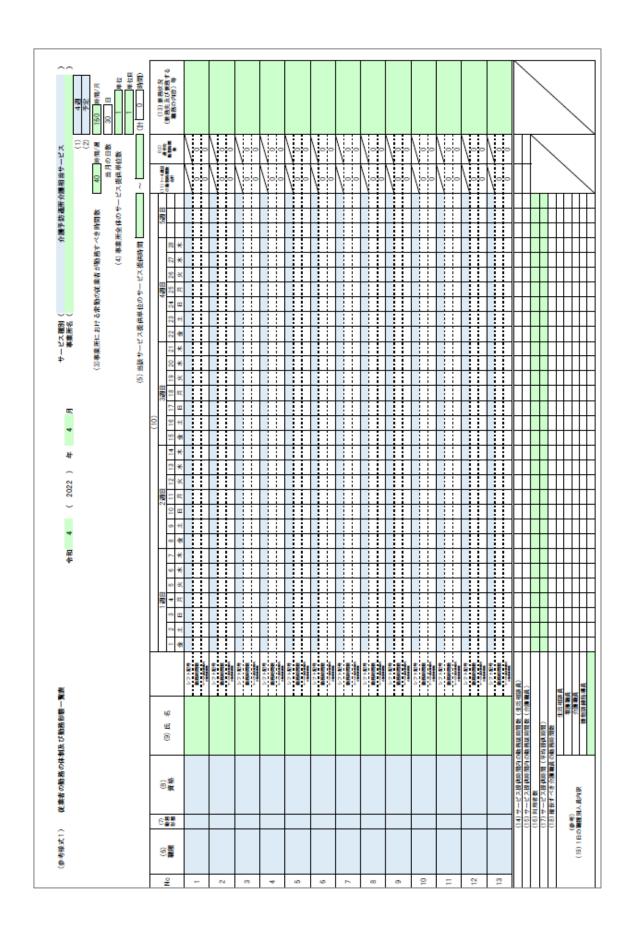
治理択した資格及び研修に関して、必要に応じて、資格証又は研修修了証券の写しを添付資料として提出してください。

- (7) 従業者の近名を記入してください。
- (3) 申請する事業に係る故書者(管理者を含む。)の「ヶ月分の動務時間を入力してください。 ※ 推定基準の確認に際しては、 4週分の入力で差し支えありません。
- (9) 受責者ごとに、会計動務時間数が自動計算されますので、類りがないか確認してください。 ※ 入力することができる時間数は、治験事業所において常動の従業者が勤務すべき勤務時間数を上頭とします。
- (10) 夜業者ごとに、適平均の勤務時間数が自動計算されますので、誤りがないか確認してください。
- (11) 申請する事業所以外の事業所・施設との景務がある場合は、景務先の事業所・施設の名称、景務する職務の内容について記入してください。 同一事業所内の最務についても最務する職務の内容を記入してください。 その他、特記事項機としてもご活用ください。
- (12)前3か月の利用複数をそれぞれの欄に入力してください。新規または再製の場合は、推定数とします。
- (13) [任意入力] 勃閉介護員について、兵糧に勧当する数字を入力し、常勤換算後の人数を算出してください。
 - (1.0 巻への) (1.0 円) (
 - 手入力すること。 ○ 最良が肯見・介護体療法による短時間動物制度等を利用する場合、通知時間以上の動務で、常勤務實方法での計算にあたり、常勤の従事者が勤務すべき時間数を満たしたものとし
 - 1 (京都) として取り扱うことが可称です。この場合、動機が朝の配号は「Aj または「Bj とし、人員本集の確認の後においては、「常勤接責方法対象外の常能の交易者の人数」の機に 1 (人) として入力してください。また、「(江)香港校記事)の機に「樹始製剤機能を資利用」と記入してください。

[音楽事項]

- 把筋製金では、減入力效止のため「従業者の勤務の体制及び勤務市等一覧会」のシートに保護がかかっていますので、行の追加・削除等を行う場合は「シートの保護」を解除してください。
- (「松敷」=「シート保護の解験」をクリック。900に設定していません。再度、シートを保護する場合は、「シートの保護」=「GK」をクリック。) 従業者の入力行が足りない場合は、適宜、行を立加してくだまい。その際、計算式及びブルダウンの設定に支援をきたまないよう資産してくだまい。 「従業者の影響の体制及び製修水等一覧会」(参考様式)には計算式を設定していますが、入力の補助を目的とするものですので、結果については存成者の責任にてご確認くだまい。
- ・必要項目を満たしていれば、各事業所で使用するシフト商等をもって代替書組として乗し支えありません。

	- 192	
		MM UT くだおい。
[5]: [5]:		・「春季展開・その業者の必要を経歴的でする。 のののタン・製造したい場合は、「春花」タブ 。 「名景の問題」で製造してください。
3、サービス機能 No	1980 1980	・「金田製売」にその職工したい場合は、「賃貸したい場合は、「賃貸





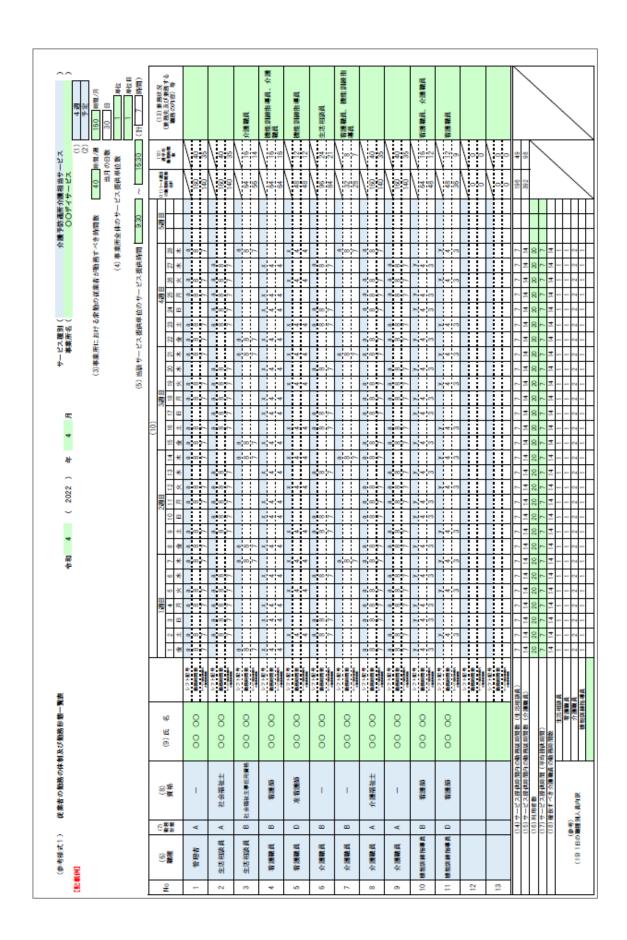
- ・シフト記号が足りない場合は、適宜、行を追加してください。
- ・シフト記号は、適宜、使いやすい記号に変更していただいて構いません。
- ・ 介護予防過所介護相当サービスにおける「確保すべき従業者の勤務延時間数」には、「最低服確保すべきとされている程度の休憩時間は含めて差し支えない」としており、 「サーパス提供時間左の慰務時間」の計算にめたった水の茶節時間を推し引く必要はないのかが個像ください。 (上記 LD ln l M)

平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1) (平成24年3月16日)

(答)労働基準法第34 条において最低服確保すべきとされている程度の休憩時間については、確保すべき勤務延時間数に含めて差し支えない。ただし、その場合においても、居宅基準第93 条第3 項 を満たす必要があることから、介護職員全員が同一時間帯に一斉に休憩を取ることがないようにすること。また、介護職員が常時1名しか配置されていない事業所については、当該職員が体絶を取 る時間帯に、介護職員以外で利用者に対して直接ケアを行う職員(居宅基準第93条第1項第1号の生活相談員又は同項第2号の看護職員)が配置されていれば、居宅基準第93条第3項の規定を満た 問63 通所介護において、確保すべき従業者の勧務延時間数は、実労働時間しか算入できないのか。休憩時間はどのように取扱うのか。 すものとして取り扱って差し支えない。

このような形扱いは、通常の常勉領自力法とは異なりサービス提供時間占において必要な労働力を確保しのレビークタイムに手厚く配置することを回能とするなど、交代や体部を取得したとして も必ずしもサービスの質の荷下には繋がのないとあえてれる道序と譲(泰鰲道序と譲は際く)に殴って認められるものである。

カナンシャーバングに対してお客がカラションである。 なお、管理者は従業者の雇用管理を一元的に行うものとされていることから、体部時間の取得等について労働関係法規を遵守すること。 原知症対応型過所介護についても同様の考え方とする。



```
従業者の勤務の体制及び勤務診察一覧表 記入方法 (通所売サービス)
       ・・・直接入力する必要がある整所です。
・・・ブルダウンから選択して入力する必要がある箇所です。
「従業者の職務の体制及び職務が整一覧表」に「シフト配号表(職務時間巻)」も必ず項付して提出してください。
         ・連接入力する必要がある箇所です。
  ・長物に「毎日曜」「サービス開発」「真意答案」を入力してください。
 (1)「4週」、「屋月」のいずれかを選択してください。
 (2) 「予定」・「実績」・「予定・実績」のいずれかを選択してください。(「予定・実績」は予定と実績が回じだったことを示す場合に選択してください。)
 (3) 事業所における情勢の従業者が勤務すべき時間数を入力してください。
 (4) 事業所全体のサービス提供単位敷及び、ホシートに配入する単位目を入力してください。
 (5) 会験サービス提供単位のサービス提供時間を入力してください。(透辺時間は含まれません。)
 (6) 投票者の整理について、下記のうち数例する障理をブルダウンより選択してください。(資投入力も可能です。)
記入の順序は、管理ごとにまとめてください。
                 東種名
      Na
      1 管理者
2 生活用額員
3 管接額員
4 介接額員
5 據稅別練指導員
 (7) 従業者の動無形態について、下配のうち数当する区分の配号をブルダウンより選択してください。
配入の順序は、各職種の中で動機形態の区分ごとにまとめてください。
      記号

A 策能で専技

B 策能で整務

C 非常能で専技

D 非常能で参照
                             医分
       (注)書動・倉倉動の区分について
紙幣事業所における配合外型が、無限事業所において定められている常動の政策者が動画すべき時間数に達していることをいいます。
運用の担勤は海達しません
(例えば、素価者は返しは時間動画することとされた事業所であれば、非正規集所であっても、適切時間動画する従業者は常数扱いとなります。)
 (8) 従業者の保有する資料について、財法する資料名称をブルダウンより選択してください。(直接入力も可能です。)
保有資料を全て配入するのではなく、人員基準上、求められる資料等を入力してください。
※選択した資料及び研修に関して、<u>必要に応じて、資料取支は研修等であることを必付着好として提出</u>してください。
 (9) 存業者の任名を記入してください。
 (10) 中暦する事業に保ら従業者(管理者を含む。)の1ヶ月分の勤務時間を入力してください。(別シートの「シフト配号業」を作成し、シフト配号を選択してください。)
※ 指定基準の確認に関しては、 4週分の入力で重し支えありません。
 (11) 投資者ごとに、会計動技術関数が会動計算されますので、誤りがないか確認してください。
※入力することができる動物外間数は、自動事業所において策動の投資者が動物すべき動物所閣数を上級とします。
 (12) 従業者ごとに、選早的の衛務時間数が自動計算されますので、新りがないか確認してください。
 (13) 申請する寿業所以外の寿業所・施設との景器がある場合は、景務丸の寿業所・施設の名称及び景務する職務の内容について配入してください。
同一事業所内の景能についても景容する職務の内容を配入してください。
その他、特定事実備としても近回文になった。
 (14)介護予診運所介護相当サービスの場合の生活相談員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計(勤務証時間数)が自動計算されますので、誤りがないか確認してください。
 (15) 今種職員がサービス提供時間内に動物する時間数の合計(動物証券関数)が自動計算されますので、誤りがないか確認してください。
 (16) 利用者物は、単位ごとの利用者の個人数(予定の場合は受賞数)を入力してください。
 (17) サービス提供時間(平均提供時間)を入力してください。(平均提供時間=利用者ごとの提供時間敷の合計を利用者敷で築して得た敷)
 (18) 介護予防通所介護相当サービスの場合の確保すべき介護職員の動務時間数が自動計算されます。((15)(16)を入力しないと計算されません。)
 (中考)
(1的)日の警理別人員内駅が台勤カウントされますので、語りがないか確認してください、警理を溢加したい場合は、接続部級指導員の下に1種当加可能です。
(追加した警理の人員内駅を台勤計算させるためには、警理名称は(5)警理と一般させる必要があります。)
  [音章事項]
  (国際専門) 

北京教教では、 純人力的企のため「資産者の監修の体制を対象機能等一覧書」のシートに保護が介かっていますので、行の金加・制施等を行う場合は「シートの保護」を解除してください。

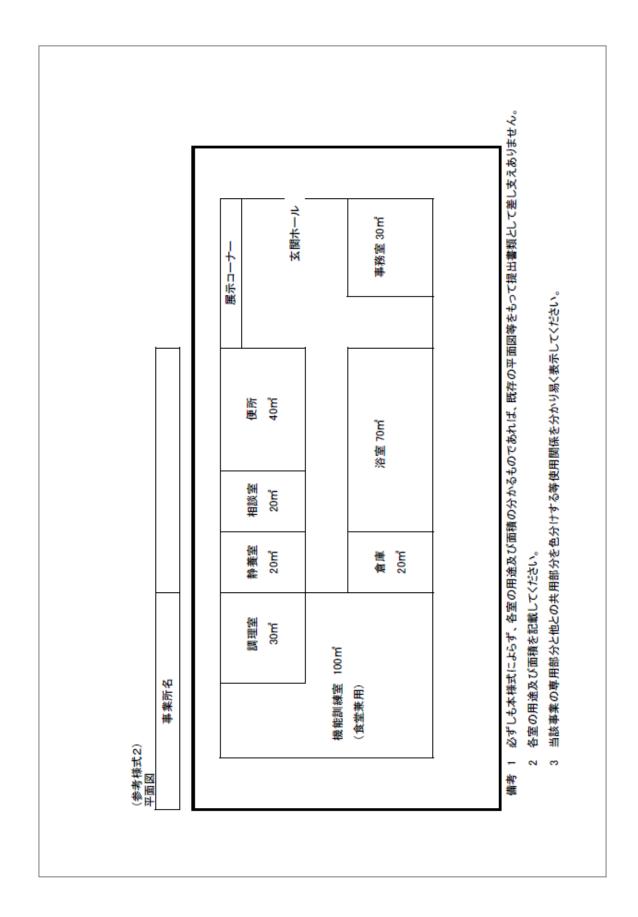
(「物質」=「シート保護の解除」をクリック。PAVは教育していません。例底、シートを保護する場合は、「シートの保護」=「OK」をクリック。)

従業者の人力行が足りない場合は、通常、行き生加してください。その他、投資工会がブルダウンの投資に支援するたさないよう信息してください。

「従業者の基準の検索が可能が発生」(参考等)に対象する実施としていますが、入力の経験を見的とするものですので、結果については作成者の責任にてご確認ください。

必要項目を満たしていれば、各事場所で使用するシフト条件をもって代質書類として書し支えありません。
```

	- (1980年)	から空間に消化を治されてください。 できい。	
1. サービス (1.1) (1.	# 1	第 FOR INCOMPANION AND AND AND AND AND AND AND AND AND AN	



	サービス種類 (事業所名 (
チェック欄	設備の種類	設備基準上適合すべき項目				
	(例)消火設備その他非常災害に際して 必要な設備					
带考	認できる項目以外の事項について記載 2 「設備の種類」及び「設備基準上適合	準省令で定められた設備基準上適合すべき項目のうち、付表及び平面図で確 してください。 合すべき項目」については、予め指定権者が、サービス毎に確認すべき内容を 」を記入して提出する形とすることを推奨します。				

(参考様式4)

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所名	
申請するサービス種類	

措置の概要 1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

3 その他参考事項

備考 上の事項は例示であり、これにかかわらず苦情処理に係る対応方針を具体的に記してください。

(参考様式5)

響 約 書 年 月 日 段 申請者 (名称) (代表者の職名·氏名)

申請者が、介護保険法第115条の45の5第2項に規定する厚生労働省令で定める基準(平成11年厚生省令第36号 介護保険 法施行規則第140条の63の6)に従って適正に第一号事業を行うことができないと認められるものに該当しないことを誓います。

58

【介護保険法施行規則第140条の63の6】

(法第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準)

法第115条の45の5第2項に規定する厚生労働省令で定める基準は、市町村が定める基準であって、次のいずれかに該当するものと する。

- 第一号事業(第一号生活支援事業を除く。)に係る基準として、次に掲げるいずれかに該当する基準
- イ 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)附則第2条第3号若しくは第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。口において「旧指定介護予防サービス等基準」という。)に規定する旧介護予防訪問介護者しくは旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準又は指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。口において「指定介護予防支援等基準」という。)に規定する介護予防支援で係る基準の例による基準
- ロ 旧指定介護予防サービス等基準に規定する基準該当介護予防サービス(旧介護予防訪問介護及び旧介護予防適所介護に係るものに限る。)に係る基準又は指定介護予防支援等基準に規定する基準該当介護予防支援に係る基準の例による基準
- ハ 平成26年改正前法第54条第1項第3号又は法第59条第1項第2号に規定する離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者等が、平成26年改正前法第54条第1項第3号又は法第59条第1項第2号に規定するサービスを受けた場合における当該サービスの内容を勘案した基準
- 第一号事業に係る基準として、当該第一号事業に係るサービスの内容等を勘案した基準(前号に掲げるものを除く。)

(中本) 英州田への第十級に加及一郎				16年1十十年		30 00 1 00 300
日近	変更富への韓孝洛川書類	原本 後田	今日 日か練品出 キーパ		か譲予終機 用予職者当 サービス	着による を を を を を を を を を を を を を を を を を を を
事業所の名称及び所在地	ï	【関議して党別となる可能性がある専項】 ・解析表別 ・事業化の中国団際	0	0	0	0
中職者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の仮名、生年月日、住所及び職名	· 独記等項 証明書又は余四等 · 据的書	代表者の姓、任所または雑名の変更のみの場合は、最初書は不要	0	0	0	0
登記事項証明書又は条例等	· 登記事項証明書又は条例等		0	0	0	0
毒薬 所の平 制図	・平面図(参考様式2)		0	0	1	1
建物の構造概要及び平面図	・建物の構造概要及び平面図 (付票2、参考権式2)		1	1	0	0
設備の概要	・設備等一類集(株块基共3)		E	1	0	0
利用者の推定数	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表・(必要に応じて)養格証の写し		0	0	1	1
利用者の定員	・従業者の勧誘の体制及び勧誘形裁一覧表・(必要に応じて)養体証の呼し		E	1	0	0
毒薬所の管理者の氏名、生年月日及び往所	ſ	・衛星者が「指数」であること ・衛星者が実際する議員がある場合は、「衛星者が出版書業所で表数する長の議職、衛星者が推勝 ・衛星者の実施力の長の母素が不以主義的の名称及び発酵する議職・整務学程等」 を受回報仕事に利回すること。 (衛程者の関係状況がちから実施 (従業者の関係の存制及び関係用籍一関指称)の近年でも以とする。)	0	o	0	0
サービス提供責任者の氏名、生年月日、任所及び経歴	・サービス提供責任者の認証 当分階指社・世級第四次に等に行えることが可能 (平成の47月2日を推定部の729002号) 資本に第四等に(サービス提供責任者の資格要件を 資本で著称を回びたのみで可) ・従業者の監修の体制及び勤務形験・業表	サービス提供資産金の変更の場合の「従業者の影響の存息及び影響の第一部会」には、サービス接供者の人具配置格等を発酵できる存業のその記載です。(サービス接定発生を影響大沢、労働の時間の議員を登録を指数できる はいっぱい ロの利用金数の干地器など。)	0	1	ī	1
確定規程 「定重等所がにその①~②のいずれかの場合】 ①は第十の職職、貸款及び機能の内容 ②の第二及び指導時間	・変更後の連絡機能 ・従業者の動物の体制及び動態影響 - 監表 ・ (必要に応じて) 資格値の写し		0	0	0	0
機能機能 を対している。 2000年 10	・数単級の確認機能					

令和3年度 厚生労働省

老人保健事業推進費等補助金 (老人保健健康增進等事業分)

介護分野の文書の簡素化・標準化・ICT 化に関する調査研究事業

報告書

令和4 (2022) 年3月発行

編 集 エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社

〒100−0014

東京都千代田区永田町 2-10-3 東急キャピトルタワー

TEL 03 (6858) 3527

FAX 03 (3502) 1330

https://www.mri-ra.co.jp/